

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（11月26日）	頁
1. 議事日程	18
2. 出席議員氏名	20
3. 欠席議員氏名	20
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	20
5. 議会事務局職員出席者	20
6. 開 会・開 議	21
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	21
8. 日程第2 会期の決定	21
9. 日程第3 報告	21
10. 日程第4 認定第1号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	21
11. 日程第5 認定第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	31
12. 日程第6 認定第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	31
13. 日程第7 認定第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	31
14. 日程第8 認定第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて	31
15. 日程第9 認定第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	31
16. 日程第10 認定第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて	31
17. 日程第11 認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について	31
18. 日程第12 認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	31
19. 日程第13 議案第76号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	39
20. 日程第14 議案第77号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	39
21. 日程第15 議案第78号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に	

		関する条例の制定について ……………	40
22.	日程第16	議案第79号 志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	41
23.	日程第17	議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ……………	42
24.	日程第18	議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	43
25.	日程第19	議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について ……………	44
26.	日程第20	議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について…	45
27.	日程第21	議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について ……………	46
28.	日程第22	議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について ……………	48
29.	日程第23	議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について ……………	49
30.	日程第24	議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について ……………	49
31.	日程第25	議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について…	50
32.	日程第26	議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について ……………	51
33.	日程第27	議案第90号 パインウエーブ香月の指定管理者の指定について ……………	51
34.	日程第28	議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について ……………	52
35.	日程第29	議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について…	52
36.	日程第30	議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について…	52
37.	日程第31	議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について ……………	52
38.	日程第32	議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について…	52
39.	日程第33	議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	54
40.	日程第34	議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	54
41.	日程第35	議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について ……………	56
42.	日程第36	議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について ……………	57
43.	日程第37	議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について ……	57

44. 日程第38	議案第101号	財産の取得について	58
45. 日程第39	議案第102号	令和2年度志布志市一般会計補正予算(第11号)	59
46. 日程第40	議案第103号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)	71
47. 日程第41	議案第104号	令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号)	72
48. 日程第42	議案第105号	令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第3号)	74
49. 日程第43	議案第106号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)	75
50. 日程第44	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	76
51. 日程第45	同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	76
52. 日程第46	同意第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について	77
53.	散会		78

第2号(11月27日)

1.	議事日程	79
2.	出席議員氏名	80
3.	欠席議員氏名	80
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	80
5.	議会事務局職員出席者	80
6.	開議	81
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	81
8.	日程第2 一般質問	81
	小野 広嗣	81
	野村 広志	104
	尖 信一	125
9.	延会	144

第3号(11月30日)

1.	議事日程	145
2.	出席議員氏名	146
3.	欠席議員氏名	146
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	146

5. 議会事務局職員出席者	146
6. 開 議	147
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	147
8. 日程第2 一般質問	147
小園 義行	147
玉垣大二郎	163
南 利尋	179
岩根 賢二	197
9. 延 会	218

第4号（12月1日）

1. 議事日程	219
2. 出席議員氏名	220
3. 欠席議員氏名	220
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	220
5. 議会事務局職員出席者	220
6. 開 議	221
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	221
8. 日程第2 一般質問	221
持留 忠義	221
鶴迫 京子	235
9. 散 会	248

第5号（12月11日）

1. 議事日程	249
2. 出席議員氏名	251
3. 欠席議員氏名	251
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	251
5. 議会事務局職員出席者	251
6. 開 議	252
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	252
8. 日程第2 報告	252
9. 日程第3 議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	252
10. 日程第4 議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する	

		条例の制定について ……………	253
11.	日程第5	議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について ……………	254
12.	日程第6	議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について…	255
13.	日程第7	議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について ……………	256
14.	日程第8	議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について ……………	257
15.	日程第9	議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について ……………	258
16.	日程第10	議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について ……………	260
17.	日程第11	議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について…	261
18.	日程第12	議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について ……………	262
19.	日程第13	議案第90号 パインウエーブ香月の指定管理者の指定について ……………	263
20.	日程第14	議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について ……………	264
21.	日程第15	議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について…	266
22.	日程第16	議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について…	266
23.	日程第17	議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について ……………	266
24.	日程第18	議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について…	266
25.	日程第19	議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	268
26.	日程第20	議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について ……	269
27.	日程第21	議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について ……………	270
28.	日程第22	議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について ……………	271
29.	日程第23	議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について ……	272
30.	日程第24	議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号） ……	273
31.	日程第25	議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）…	278
32.	日程第26	陳情第8号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書 ……………	280
33.	日程第27	陳情第9号 学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書 ……	281
34.	日程第28	報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解するこ	

	とについて) ……………	284
35. 日程第29	議案第107号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について……………	285
36. 日程第30	議案第108号 令和2年度志布志市一般会計補正予算(第12号) ……………	285
37. 日程第31	議員派遣の決定 ……………	290
38. 日程第32	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) ……………	290
39. 閉 会	……………	291

令和2年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
11月26日	木	本会議	開会 会期の決定 令和元年度決算委員長報告・質疑・討論・採決・議案上程
27日	金	本会議	一般質問
28日	土	休会	
29日	日	休会	
30日	月	本会議	一般質問
12月1日	火	本会議	一般質問
2日	水	委員会	常任委員会
3日	木	委員会	予算特別委員会
4日	金	休会	
5日	土	休会	
6日	日	休会	
7日	月	休会	
8日	火	休会	
9日	水	休会	
10日	木	休会	
11日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
認定第1号	令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
議案第76号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号	税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第79号	志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号	志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について
議案第84号	志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について
議案第85号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
議案第86号	志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
議案第87号	ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
議案第88号	志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
議案第89号	松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について
議案第90号	パインウェーブ香月の指定管理者の指定について
議案第91号	コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
議案第92号	志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について
議案第93号	森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について

- 議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について
- 議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 議案第101号 財産の取得について
- 議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第103号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第104号 令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第105号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 議案第107号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第108号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 陳情第8号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 陳情第9号 学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書
- 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第7号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 議員派遣の決定
- 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 行政のデジタル化の推進について	<p>(1) 本年9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つである行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設を伴う本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）は情報技術が浸透することによって人々の生活が今までよりも便利になるという社会への転換であると考えている。本市においても、国に歩調を合わせて、行政手続きのオンライン化の推進と、今後DXに取り組むべきと考えるが、本市ではこの政策についてどのように受け止めているのか問う。</p> <p>(2) 行政業務の効率化を進める上で、ペーパーレス化やタブレットの導入、行政手続きのオンライン化、AI・RPAなどデジタル技術の活用を、今後どのように進めていくのか問う。</p> <p>(3) 行政のデジタル化のカギを握るのが、マイナンバーカードの普及、交付率とされている。本市のマイナンバーカードの普及状況とマイナポータル・ぴったりサービス活用の取り組みについて問う。</p> <p>(4) 国において行政改革担当大臣が強力に推進している「行政手続きの押印廃止」の動きを、本市ではどのように受け止めているのか問う。</p>	市 長 市 長 市 長 市 長
	2 コロナ禍における市内イベント開催の考え方について	<p>(1) 本市ではこれまでコロナ禍における感染拡大防止のため、大きなイベントをはじめとする各種行事の中止等の対策を行ってきたが、今後どのような情勢になった時に開催をするのか考え方を問う。</p>	市 長 教育長
	3 EdTech（エドテック）の活用による教育の充実について	<p>(1) 教育とテクノロジーを融合させ、テクノロジーの力で教育の環境を変えていくEdTechの活用については、6月定例会において質問した際、市長・教育長ともに「本市の子どもたちに質の高い教育を提供し、学びを保障するためにも、EdTechなどの最新技術を活用する必要がある」と答弁している。そこで再度、今後のEdTechの活用による教育の充実に向けた本市の方向性について問う。</p>	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 野村 広志	1 港湾行政について	(1) 国は農林水産業の成長産業化の確立に向けて、2030年までに農林水産物・食品の輸出目標額を5兆円に掲げ輸出促進に取り組むプロジェクトを立ち上げている。そこで、志布志港港湾計画の見直しも含め、志布志港を農林水産物・食品の輸出入拠点港として積極的に整備するよう国・県に要望していく考えはないか問う。	市 長
	2 コミュニティ協議会について	(1) 本市では、各地域で抱えている様々な課題等を解決するため、従来の校区公民館組織体からコミュニティ協議会へと移行する準備が進められている。現在、3地区をモデル地域として取り組んでいるが、その他の地域では、十分な情報もなく周知や準備期間の確保等も含め、不安視する声が聞かれる。そこで現段階の進捗状況と目指すべき協議会の在り方等について考えを問う。	市 長 教育長
3 尖 信一	1 学校給食について	(1) 本市の合併に伴い、学校給食事業が統合・運営されているが、児童・生徒への安心安全な給食の提供や食育に関し、本市の取り組み状況について問う。また、円滑な事業運営に向け、調理業務に携わる職員の待遇や、給食費徴収事務等について、どのように取り組んでいるか問う。	市 長 教育長
	2 図書館運営について	(1) コロナ禍の下、図書館の運営についても、職員による定期的な備品や本の消毒作業が発生するなど大変な状況にあると聞く。非接触型の図書館利用として、図書の電子化に向けた取り組みは考えられないか問う。	教育長
	3 環境問題について	(1) 菅新政権が誕生し、その政策の柱として「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と発表した。本市もリサイクル率では全国トップクラスだが、いまだ河川の汚染は改善されていない。これまでの取り組みと今後の本市の環境行政に対する考え方を問う。	市 長
	4 人材交流について	(1) 市役所では、次年度に向けた職員の新規採用試験が行われているが、コロナ禍の下、全く違う業種への派遣が実施されている企業もある。民間で培った新たな発想等を活用する観点から、人材交流を行う考えはないか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 尖 信一	5 ふるさと納税について	(1) コロナ禍の下、本市のふるさと納税における寄附額等の現状はどのようになっているか。また、今後、事業を実施するにあたり、一般社団法人志布志市観光特産品協会とは、どのように連携していく考えか問う。	市長
4 小園 義行	1 公共事業について	(1) 土木・建築及び水道事業者の現状をどのように認識しているか。 (2) 公の施設の維持・改修や災害発生時の対応等で事業者の果たす役割は大きなものがある。行政としても、支援の在り方を含め真剣に取り組む必要があると考える。市としての対応について問う。	市長 市長
	2 農業振興について	(1) R C E P協定に15か国が署名をした。本市の農業に及ぼす影響をどのように受け止めているか。	市長
		(2) 2018年度の食料自給率は過去最低を記録した。カロリーベース総合食料自給率は37%である食料を海外産に依存している国の農業政策をどのように考えるか。	市長
		(3) 高収益作物次期作支援交付金について、本市の申請件数を問う。	市長
		(4) 事業の見直しにより、申請した農家で対象外となる件数はどれくらいあるのか。	市長
		(5) 当初の基準・要件で交付すべきと国に声を挙げるべきではないか。	市長
		(6) 種苗法改定案が国会で審議されている。市としてどのように受け止めているか。	市長
	3 福祉行政について	(1) 本年度の敬老祝金支給の現状を問う。	市長
	4 行政のデジタル化について	(1) 国がデジタル庁の設置を表明しデジタル化を進めようとしているが、市としてどのように受け止めているか。	市長
5 玉垣大二郎	1 交通行政について	(1) 秋の全国交通安全運動期間における1000人街頭立哨運動を中止した理由と今後の交通安全対策事業について問う。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
5 玉垣大二郎	2 環境行政について	(1) 菅新政権において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言された。本市においても削減目標があるが、これまでどのような取り組みをしているのか問う。	市 長
		(2) 令和元年度に地方公共団体が食品ロス削減施策の策定や、実施の責務を有することが定められたが、本市ではどのように取り組む考えか問う。	市 長 教育長
		(3) 市道、県道における除草作業の現状と対策について問う。	市 長
		(4) 住宅地における振動対策について問う。	市 長
6 南 利 尋	1 農業振興について	(1) 昨年度より甚大な被害をもたらしている甘しょ基腐病の発生状況と今後の対応・対策について問う。	市 長
	2 経済対策について	(2) 国による高収益作物次期作支援交付金の見直しが行われた。生産者の多くは申請を終え、本交付金を見込んで事業計画を立て、先行投資などを行っている。本市としては、どのような対応を考えているか問う。	市 長
		(1) コロナ禍において、本市では様々なコロナ感染情報が交錯している。情報の錯乱は経済活動の妨げになるのではないかと危惧するが、市としての見解を問う。	市 長
	3 観光振興について	(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る本市単独事業に対して、いくつかの減額補正予算が計上されている。この結果をどう捉えているか問う。	市 長
		(3) 新規事業として計上されている「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」の在り方について問う。	市 長
		(1) 観光事業こそ、地方創生の重要な成長戦略であるとする。本市の魅力ある観光資源を最大限に利活用するためにも、観光に特化した新たな部署を設ける考えはないか問う。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6南 利 尋	3 観光振興について	(2) コロナ禍の下、人との接触が少ない自然を楽しむ人が増えている。ダグリ岬周辺や夏井地区において、オートキャンプ場などの整備を行う考えはないか問う。	市 長
7岩根賢二	1 業務改善策について	(1) 過去に「ワンストップ窓口」について質問したが、「市民の立場で考えると、職員が動いて対応する職員派遣型がいいと思う。全庁的な組織の見直しをする段階で調査・研究をしていきたい」とのことであった。その後の調査・研究の進捗状況について問う。	市 長
		(2) 政府は、デジタル化や押印廃止を推進しているが、本市での取り組み状況はどうか。	市 長
		(3) 市の単独事業で、補助金申請時に「滞納のないことの証明」が求められる場合、申請者の了解を得た上で、税務課と関係課が連携して確認する方法に改められないか。	市 長
	2 本庁舎周辺の施設及び環境の整備について	(1) 戦没者を慰霊するための慰霊塔は、長年の風化により黒ずんでしまっている。また、塔に通ずる通路や階段は傾斜も厳しく利用しにくくなっている。塔を白く塗り直し、通路や周辺的环境整備を行ってはどうか。	市 長
		(2) 開田の里公園は保育園や家族連れの利用者が多く、広く市民から愛されているが、遊具等が故障したり破損したりして使えなくなっている箇所がある。早急に修繕すべきではないか。	市 長 教育長
		(3) いこいの森は桜の名所であるが、花見のシーズン以外は荒れ放題となっている。年間を通して伐採等を実施すべきではないか。	市 長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7岩根賢二	2 本庁舎周辺の施設及び環境の整備について	(4) 本年3月定例会の中で、東京新聞の記者が岳野山を見て「これは日本全国でも素晴らしい」と話されたとの答弁があったが、その眺望を生かし観光地として周辺の整備を進める考えはないか。併せて、合併前の「百年の森構想」を再構築する考えはないか。また、岳野山を定期的に整備している団体に対して何らかの支援をする考えはないか。	市長
	3 交通安全対策について	(1) 「高齢者の交通安全の日」の取り組みについて、本市ではどのように実施されているか。	市長
		(2) アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故を防ぐための装置を取り付けた車や、急発進を防ぐ機能を備えた車の購入、または後付けする場合に、本市でも補助する考えはないか。	市長
		(3) ドライブレコーダー購入に対して補助している自治体がある。本市でも補助する考えはないか。	市長
4 環境政策について	(1) 菅首相は「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す」と表明した。国内ではすでに多くの自治体が二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「脱炭素宣言」をしている。本市でも同様の「脱炭素宣言」をする考えはないか。	市長	
	(2) 脱炭素に向けた取り組みの一環としてクリーンエネルギー自動車購入に対して補助する考えはないか。	市長	
8持留忠義	1 水路の改修等について	(1) 近年、本市においても大雨による大規模災害が発生し、上荒土地改良区ではトンネルの陥没により、必要な水が必要な時期に供給されない事態も発生したが、復旧に向けた工事の進捗状況について問う。 (2) 今後も予想される災害に対し、水路の改修や改良についての本市の考えを問う。	市長
	2 土砂災害による土砂の撤去について	(1) 被災者の負担軽減を目的とした農地災害復旧事業補助金が適用されるが、受益者による2割負担が伴う。被災者を支援するという観点から、受益者負担割合の見直しは検討できないか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8 持留 忠義	3 高収益作物次期作支援交付金について	(1) コロナ禍の影響から、市場価格に影響を受けた野菜、茶等の高収益作物については、国によって高収益作物次期作支援交付金の創設がなされ、新たな需要促進につなげるとしているが、運用見直しは本市の生産者にどのような影響を及ぼすのか、市としての見解を問う。	市 長
	4 甘しょ基腐病の対策について	(1) 加工用さつまいもを栽培されている生産者の報告によると、基腐病の影響によって収穫量が4割から5割減少しているとのことだが、本市における現状と今後の対策を問う。	市 長
	5 鳥獣被害対策について	(1) 依然として続くイノシシ等による農作物の被害に対し、本市は電柵設置に補助金を交付しているが、全ての申請者に対応できるよう予算の増額はできないか。	市 長
	6 消防団員の確保について	(1) 現在の消防団員の充足率はどれくらいか。 (2) 消防団員の確保に向け、福利厚生の見直し等は検討できないか。	市 長 市 長
9 鶴迫 京子	1 観光行政について	(1) 歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画について問う。 ① 志布志城内城において優先的に展望台・園路・広場などを整備し、ICTを活用した観光コンテンツバーチャル名護屋城の先進事例に倣い、バーチャル志布志城として観光振興を図る考えはないか。 ② コロナ禍におけるこれからの新しい観光スタイルとして、人との接触が少ない「まちあるき」が有効であると考え。市として早急に取り組むべきと考えるがどうか。	市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
9 鶴迫京子	1 観光行政について	③ 計画にはないが、本市に旅の途中で立ち寄った俳人「種田山頭火」氏の句碑巡りや、地元の現代俳句の巨匠「藤後左右」氏の句碑がある国際の森等を「俳人ロード」とし、ご当地グルメやスタンプラリー等と関連付けてイベントを開催するなど、歴史文化のまち「しぶし」を県内外にPRすべきではないか。	市 長 教育長

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和2年11月26日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第76号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第77号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第78号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第79号 志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について

- 日程第21 議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について
- 日程第22 議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第90号 パインウェーブ香月の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第101号 財産の取得について
- 日程第39 議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第40 議案第103号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第41 議案第104号 令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第105号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第44 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第45 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第46 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの16日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第8号及び陳情第9号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第29期事業報告書及び決算報告書、第30期事業計画及び収支予算書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 認定第1号 令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、認定第1号、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（八代 誠君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議題となりました認定第1号、令和元年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、10月1日から2日、6日から7日の4日間にわたり、執行部から、関係課長ほか

担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度において実質公債費比率の上昇や経常収支比率等が悪化していること等について説明があったが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による経済の悪化や、大規模災害が多発したことにより、予想していなかった財政支出があった。今後、本市の持続可能な財政運営をどのように堅持していく考えかとただしたところ、本市の普通交付税の特例措置が令和2年度で終了するとともに、コロナ禍の今、今後は一般財源をはじめ、特定財源の確保も予断を許さないことから、これまでと同じような予算編成はなかなか厳しい状況になっていくと認識しており、今後、更なる緊急事態が発生したときに、予算編成ができなくなる状況も懸念されるところである。このような状況の中、本市としては市長が提唱する「入るを量りて出ざるを制す」を念頭に、身の丈にあった予算編成及び執行を行っていく必要があると考えており、市長からも全ての事業を再度、精査・検証し、全庁的に事業の整理・統合・廃止を議論し、横断的な事業の展開を行っていくように指示を受けている。このことを全職員が真剣に取り組み、真に必要な事業の見極めを行い、総合的に判断し、市民サービスの低下を招かない事業を形成していくことで、持続可能な財政運営を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、紙おむつ再資源化事業について、オゾン処理の特許を持っているユニ・チャームは、今後、全国展開したいとしているが、先発自治体として取り組んでいる本市のメリットは何かとただしたところ、本市は、環境省の紙おむつリサイクルガイドライン策定委員会の委員になるなど、国としても注目している。本市にとって一番のメリットは、一般廃棄物を減らすことで、最終処分場の延命化が図られるということである。またリサイクルを推進することで、クリーンなイメージのまちになることや、市外から研修視察が来るなど、本市の認知度向上につながっていくとの答弁でありました。

自治会と衛生自治会との連携を図るためにも、市衛生自治会の在り方や位置付けを見直して、NPO化するとか別組織として主導的に活動させた方がいいと思う。経費は増えるかもしれないが、相当な事務量が軽減される。今後、市衛生自治会組織を活性化するためにどのように取り組んでいくのかとただしたところ、衛生自治会と各自治会はイコールだと思っている。現在、市衛生自治会で、約2,500万円程度のごみ袋販売事業を行っているが、これを市の直営事業とすることで、市衛生自治会の事務負担の軽減を図り、活動内容を見直したいと思っている。組織の活性化は急にはできないが、委員の意見を踏まえて検討していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企業立地推進事業について、企業からの更なる事業用地を求める声に対応できない状況にあるとのことである。現在、整備を進める臨海工業団地では、区画に限りがあることは理解できるが、事業用地を求める企業に対し、港湾区域に限らず東九州自動車道や都城志布志道路といった、今後開通予定の道路沿線など、新たな事業用地は検討できないかとただしたところ、現在、市臨海工業団地は、1工区から3工区まで分譲が終了し、残す4工区及び5工区においても整備が進められている状況である。市長からも、新たな内陸部等の事業用地確保へ向けた指示を受けてはいるが、新たな事業用地を望む企業は、少しでも志布志港に近い場所を求めているのが現状である。今後、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進むにあたり、農地の区分の見直し等も行われることから、立地を希望する企業の要望に応えられるよう、新たな事業用地の確保について協議・検討していきたいとの答弁でありました。

蓬の郷親水公園や民宿村等、蓬の郷ふれあい交流センター以外の施設における蓬の郷指定管理料について、親水公園等の利用者はどれくらいいるのか、また、隣接する蓬の郷ふれあい交流センターとの連携を図り、更なる集客を図るべきではないかとただしたところ、蓬の郷親水公園の利用者は、ここ数年おおよそ5,500人から6,500人の間で推移している。利用者には、福祉施設関係の来場者も多いことから、バスも駐車できる駐車場の整備や身障者用トイレの整備、車イスでも散策できるコース整備等、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備も検討したいと考えている。今後、魅力ある施設の積極的な情報発信に努めるとともに、市及び指定管理者間の連携も図りながら、更なる集客に努めたいとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、交通安全対策として、自治会等からの要望に基づきカーブミラー・ガードレール等の新設及び修繕を行う交通安全施設設置事業について、令和元年度要望のあった修繕箇所等については全て対応できているのか。また、当該事業へ充当される国からの交通安全対策特別交付金が減少しているとのことだが、交付金の減少にかかわらず、自治会等からの要望に可能な限り対応すべきではないかとただしたところ、令和元年度要望分については、カーブミラー設置2か所について、令和2年度へ事業を先送りした以外は、全て対応予定である。要望への対応については、自治会等から要望を受け、現地を調査し、優先順位を協議して決定しており、令和2年度の要望分については、予算の範囲内で対応可能である。ただし、地元からの要望ではあるが、設置の必要性を検討する箇所等もあるため、慎重に協議・判断し対応していきたい。交通安全対策特別交付金は年々減少しているが、これまでも市費を継ぎ足して対応してきた。今後も、要望がある危険な箇所等については、調査・検討の上、対応していきたいとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、令和元年度に実施された県議会議員選挙及び参議院議員選挙における年代別の投票率はどれくらいか。また、特に若い世代の投票率を上げるため、どのような取り組みを行っているのかとただしたところ、県議会議員選挙については、10代

が18.18%、20代は21.01%、一番高い70代が57.94%、参議院議員選挙については、10代が23.13%、20代は25.13%、一番高い70代が63.45%であり、年齢層が高い年代で投票率が高い傾向にある。若い世代の投票率についても、少しずつ増加傾向にはあるものの、更なる投票率向上を図る必要があることから、令和2年度より、18歳の誕生日を迎えた方に、「さあ、選挙に行こう」というバースデーカードを送付するなどの取り組みを実施しているとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会事務局が監査委員事務局を兼務していることについて、来年1月からは、議会事務局は志布志庁舎に移転することとなるが、監査委員事務局は有明庁舎に残ることについて、どのような議論がなされているのかとただしたところ、今回二つの事務局の執務場所が離れるにあたり、これまで、監査委員事務局長の事務として、決算審査や定期監査は同席しており、その他の監査は、次長と主任主査だけで監査を実施していたことから、必要な際に有明庁舎を訪れることで、実務には支障はないと考えるが、労務管理という点については、離れることによる問題も出てくると考えられるため、適宜、面接等を行い、適切に対応したいと考えている。代表監査委員からは、監査委員事務局は財務課と同じ庁舎内で密に連携できる状態が望ましいとの意見をいただいているので、早い時期に監査委員事務局を志布志庁舎に移転させてほしい旨、市長・副市長には伝えていたとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会だより発行事業について、発行された議会だよりは、自治会使送便を活用した自治会加入者への配布のほか、市内ではどこに配布しているのかとただしたところ、市内公的機関のほか、量販店など約40か所及び県内19市議会事務局等に配布している。今後は新規配布先の獲得や量販店などでの議員自身による直接配布を行うなど、議会だよりの周知を図るための方策についても、現在、広報等調査特別委員会内で協議・検討中であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学生英語技能検定実施事業について、グローバル化に対応した英語教育を推進する中、英語検定3級相当者60%を目指すとのことだが、現状はどうか。また、令和2年度から小学校高学年において、外国語の授業が始まったが、中学校への英語の学びにつながるような取り組み活動があるのかとただしたところ、中学校卒業程度のレベルである英語検定3級相当者は58名、中学3年生の21.1%である。小学校から中学校への英語教育のつなぎ・連携は非常に重要であり、スムーズに行うよう、市単独事業で小学校英語教育支援員を1名配置し、県のSET（セット）加配事業で松山中学校の英語の先生1名を松山・有明地区の5小学校へ、香月小学校の英語の先生1名が志布志小学校を兼務するなど、専門的な英語指導力を持った先生

の活用を展開しているとの答弁でありました。

各小・中学校普通教室空調機整備事業について、全ての普通教室に空調機が整備されたことで、電気代などの経費増も考えられるが、空調機の取り扱いについては、温度設定等の明確な基準は設けているのかとただしたところ、使用基準を作成して各学校に示している。室温が28℃を超える場合や、超えると予想される場合に使用し、使用期間は6月1日から9月末日まで、使用時間は朝8時から夕方4時45分までとしたガイドラインを示しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、本市への定住・定着の促進も目的としている地域おこし協力隊事業について、事業がスタートしてからこれまでの定着率はどれくらいかとただしたところ、平成27年度からスタートした当該事業については、本年度着任した1人を含め、これまでに22人が着任している。そのうちこれまでに6人が市内に定着し、任期中の2人を除くと約30%の定着率となっているとの答弁でありました。

利用者の減少により、廃線が懸念されるJR日南線利用促進事業について、路線維持及び利用者増を図るため、具体的にどのような取り組みを行っているのかとただしたところ、特に利用者の少ない日南市油津駅から志布志駅までの区間をはじめ、JR日南線全線の利用者増を図る観点から、沿線自治体4市により構成されるJR日南線利用促進連絡協議会において、JR九州と連携し、JR九州ウォーキングやイベント列車、カップリング列車など、様々な事業を実施しているほか、市として団体への利用運賃助成も行い、利用率向上に努めている。また、本市独自でも、今回新たに志布志駅広場に雨天時にも対応できるドーム型屋根を整備し、志布志駅のにぎわい創出による路線存続、新たな利用者の獲得に向けて取り組んでいるとの答弁でありました。

第2次総合振興計画の施策について、今回、総合振興計画市民意識調査事業を実施したとのことだが、このアンケートによって得た、市民の貴重な意見をどのように活かしていく考えか。また、回収率が25.1%と低いように感じるが、次回調査時における回収率向上策はあるのかとただしたところ、今回の意識調査により得たアンケート結果については、令和元年度に策定した、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、早速活用したところでもある。次回調査時期には、一人でも多くの御意見がいただけるよう、手軽に回答できるインターネット回答などにも取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志茶のブランド化を目指すなど、本市では、各種茶業振興に係る事業に取り組む中で、依然として茶価の低迷が続くなど厳しい状況となっているが、先を見据えた今後の展開をどのように考えているかとただしたところ、これまで、茶業振興のための各種事業をはじめ、志布志茶を飲んでいただくための消費運動にも取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限等で、消費が停滞し、現在も価格低迷が続いている。何より、

消費拡大の実現が価格の安定に直結することから、まずは国の直轄事業を活用し、市民へ志布志茶を振る舞うイベント開催に向けて現在準備を進めているとの答弁でありました。

志布志茶の生産者の方々は、品質向上のために銘柄の確立に取り組むなど努力をされているが、厳しい状況を打開するための新たな事業等は検討されていないのかとただしたところ、今年度行われた全国茶品評会では、天候の影響等もあり、思うような結果が出せなかったところであるが、現地検討会を進めながら、入賞を目指すための取り組み等を話し合っている。また、ハード事業等の導入についても、今後国や県との連携を図っていくために、どのような施策を推進すべきか生産者の方々とよく検討していきたいとの答弁でありました。

機構集積協力金事業については、農地集積に向けて地域の話し合いが円滑に進む地区に対して推進されることは理解するが、農村部の担い手不足が懸念される中で、今後どのような事業推進を考えているかとただしたところ、地域集積協力金は、地域内の話し合いによってまとまった農地を県に貸し付けることで交付されるものであるが、本市で昨年度重点的に事業実施した3地区は、実際に話し合いの場が存在しており、そこに市の担当者が入り、事業を推進したものである。農村部の活性化については、まずは地域の担い手を誰にするのかということ話し合っていく場が大事であり、市ではそのような地域の話し合いに参加し、積極的な推進を働き掛けていきたいと考えている。

なお、今後は上門、田之浦下原、野井倉前原、泰野市ノ原、泰野霧ヶ岳の各地区について推進していく予定であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業について、昨年度に「特定空家」の判定を行った1件の家屋は、指導等ののち解体に至ったようであるが、市内には他にも「特定空家」ではないかと思われる空き家も少なからず見受けられることから、判定のハードルが高いのではないかと疑問がある。基準の在り方などについて議論し、空き家問題の解決につなげる考えはないかとただしたところ、危険な空き家等の苦情や情報が市民からも寄せられており、所有者が判明した場合には、文書等で連絡を続けているところだが、増えつつある空き家問題を少しでも解決していくために、「特定空家」の判定を見直し、本市独自の基準を設けることについて今後検討していきたいとの答弁でありました。

危険廃屋解体撤去事業は、市民にも喜ばれている事業の一つであると思うが、解体費用が高額となる場合が多い中で、解体補助金の上限が30万円であることについて、増額等の必要性が議論されていないかとただしたところ、県内の自治体の多くは、上限を30万円と設定しているようであり、本市でも非常に人気のある事業で、約4か月間で予算が枯渇している。少しでも危険廃屋の撤去が進んでいくよう、更なる予算の獲得及び上限額の見直しができないか、今後検討をしていきたいとの答弁でありました。

市内の戸数が減る中で、伐採作業ができない自治会が増えてきており、市による伐採費用が増

加していくことが予想されるとのことだが、今後の自治会における伐採作業の在り方をどのように考えているかとただしたところ、年々、高齢化等を理由に伐採に参加する自治会が減っているのが実情であるが、作業延長の短縮や、伐採後の収集が困難な場合の対処など、市でも相談を受けるようにしており、自治会内で作業が可能な範囲での実施をお願いしている。なお、市による伐採作業についても、機械化や薬剤散布など、少しでも効率が向上する手法の検討を重ねているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度における農業者年金の新規加入者はゼロであったようであるが、加入推進の評価としてはどのような見解かとただしたところ、新規就農者など農業に従事されている若い方を対象に、農業者年金への加入を推進しているところだが、自分で運用し資産を形成できる個人型確定拠出年金（iDeCo：イデコ）への加入を検討されるケースも多いと聞いている。農業者年金への加入促進のために、掛金によっては国からの補助があるなどメリットもあることについて、今後も引き続き丁寧な説明を行っていききたいとの答弁でありました。

よみがえる農地復元対策事業については、令和元年度で終了したとのことであるが、影響の大きさについてはどのように考えているかとただしたところ、平成21年から開始した事業で、農用地区域外を対象としていることが大きな特徴であり、11年間で28件の申請があり、48筆で6万6,266㎡の耕作放棄地が解消されたもので、成果は非常に大きかったと考えている。事業効果の検証によって、事業終了と判断した平成30年度には申請が多くなった経緯があり、令和元年度までの実施となったが、今後も遊休農地や耕作放棄地が増加していけば、同じような事業はないかという相談も予想されるため、今後も時代のニーズに合った補助事業を検討し、実施できるようにしていきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、在宅ねたきり老人等介護手当は、要介護4・5の認定者数552人のうち、1割程度の利用となっている。在宅介護の介護者は、絶えず付き添わなければならないという大変厳しい実態があるが、在宅での介護を推進するためにも、支給金額等の見直しは考えられないかとただしたところ、少しでも介護者の支援の一助になればということで支給しており、支給額は合併前から同額の月額8,000円である。現在、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定中であり、策定委員会の中で検討したいとの答弁でありました。

子育て世代包括支援センターで、「ママのほっとカフェ」事業を行っているが、どのような事業で周知はどのようにしているのか。また、産後うつの方は、どれくらいいるのかとただしたところ、「ママのほっとカフェ」事業については、妊産婦の育児不安解消を目的に、仲間づくりの場の提供として、月一回、10時から12時まで、助産師、保健師、保育士が実施している事業である。周知については、母子手帳交付時や赤ちゃん訪問時、子育て支援センター利用時、母子手帳

アプリでの掲載で周知している。また、産後うつリスクの高い方については、病院からの情報提供や産後健診時のアンケートにより5名程度いたとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成30年4月から設置費用の一部を有償化している告知放送端末管理事業について、端末設置申込件数が減少傾向にあるとのことだが、端末設置費用一部負担額と設置件数はどれぐらいかとただしたところ、端末設置費用の一部負担額については2万8,000円となっているが、非課税世帯では負担額を免除している。令和元年度において、12件の端末設置要望に対応したところであるとの答弁でありました。

設置者が不在となったこと等の理由から回収された端末は、回収後はどのような取り扱いとなるのかとただしたところ、

回収された端末については、回収時の端末状態により、再利用または廃棄処分が判断される。再利用可能と判断された端末については、必要に応じ修繕・清掃を行った後、新規に設置要望のあった住宅等に設置、再利用されているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、生活困窮者自立支援事業に関わって相談を受ける市社会福祉協議会の職員は何名いるのか。人員体制は十分なのかとただしたところ、昨年度は、正規職員1名、臨時職員3名の合計4名であったが、現在は、正規職員1名、臨時職員2名の合計3名である。現在、支援員1名が不足している状態であるため、ハローワークで募集しているところであるが、生活困窮者自立支援事業としては、家計改善支援事業及び就労準備支援事業、生活困窮者自立相談支援事業の各相談支援員が連携を図る支援体制を取っているとの答弁でありました。

病児保育事業における地域ごとの利用者数は何人なのかとただしたところ、志布志地域が296名、有明地域が111名、松山地域が7名であるとの答弁でありました。病児保育事業の周知を考えたときに、松山地域の利用者数7名は極端に少ないと思うが、松山地域の利用者数が少ない背景は何か。この事業のことが松山地域でしっかりと周知徹底されているのかとただしたところ、現在、病児保育事業については、井手小児科で実施されており、事前に受診し、隣接する保育施設に預けることになるが、松山地域の利用者が少ないことについては、具体的には把握していない。周知については、子育てハンドブックを作成し配布しているが、その後の周知の仕方が不足していた可能性も考えられる。病児保育事業を含め、子育て支援事業について様々な事業を実施しているので、情報発信を強化していくよう検討していきたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公金収納にかかる手数料については、窓口払いや口座振替など、収納方法により手数料が異なるが、取り扱い状況に変化はあるのか。また、今後、どのように進め

ていくのかとただしたところ、現在、本市における公金収納については、窓口払い・口座振替・コンビニ収納の三つの収納方法があるが、近年、口座振替とともに特に若い世代において、24時間収納受付可能なコンビニ収納件数が伸びてきている。しかしながら、コンビニ収納手数料は、他の収納方法に比べ割高であること等から、今後も、金融機関と連携し、利用者にとっても便利で有利な口座振替を推進していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、図書購入整備事業について、図書館本館及び各分館の蔵書数は何冊か。また、視力弱者や高齢者等の読み物として計画的に購入している大活字本の周知・活用が不足しているように思えるが、どのように取り組んでいるのかとただしたところ、令和元年度末の図書蔵書数については、本館で15万2,209冊、有明分館で1万1,287冊、松山分館では1万2,737冊、志布志分館で3,952冊、香月分館で5,108冊、安楽分館で3,910冊、移動図書館車がんがらちゃん、しずえ号で6,063冊、きみまる号で695冊、全体で前年度比4,502冊増の19万5,961冊である。大活字本の周知・活用については、早急にリストアップしてホームページ等で周知し、利用者の利便性の向上に努めたいとの答弁でありました。

山中氏邸については、いろいろなイベントで活用しているが、古い建物であるため、耐震的に問題はないのか。保存整備事業として今後も続けていくとの認識でいいのかとただしたところ、山中氏邸は、昭和56年の建築基準法改正以前の建物であり、耐震については不安が残るが、短期間のイベントであれば法的に問題ないと認識の下、イベントを5回実施した。山中氏邸のイベントは、自分たちで散らしを印刷するなど、低予算でのイベントとなっており、文化財に興味を持つ人を増やすことを大切にしたい。修繕や維持管理に費用は掛かるが、文化財を保護し、後世に残していくことも行政の大事な目的と考えており、特に、山中氏邸のイベントについては、商店街の活性化という重点ポイントであるため、引き続き、積極的に活用していきたいとの答弁でありました。

歴史のまちづくり推進事業を執行していく上で、費用対効果をどのように考えているのか。観光を含めた事業計画となっているのかとただしたところ、魅力ある観光地づくりとして歴史遺産を保存・活用することは、観光入込客の増加につながると考えている。費用対効果を視野に入れながら、地元にお金を落としてもらえよう計画を推進していきたい。歴史遺産を活用した魅力ある観光地づくり計画は、文化財管理室が中心となり、全庁的に取り組んだものである。港湾商工課や市観光特産品協会等と強く連携しており、観光という視点での施策も踏まえて策定した計画となっているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林資源の適切な管理を行うことを目的とした森林経営管理事業について、令和元年度の結果をどう捉えているか。また、今後の取り組みや展開は検討されている

のかとただしたところ、森林経営管理事業は、令和元年度から新たに開始した事業で、まずはモデル地区として有明地域の岳野山地区を設定し、地元への説明会と意向調査を行ったところである。面積としては27.31ha、筆数は106筆、関係所有者が49人という状況であり、アンケートによる意識調査を行った結果、28人から回答があり、「市に管理を任せたい」という方が12人という結果であった。山林の所有権については、移転登記がされないままのケースも多く、近隣の山林で判明している所有者から聞き取りを行うなど、関係者の特定を進めながら、経営管理権の取得につなげて、適切な管理が行き届くよう今後も進めていきたいとの答弁でありました。

市有林管理費について、令和元年度の実績が示されているが、維持管理の観点から十分な対応と考えているかとただしたところ、業務内容としては、現地調査を行った上で、市有林の管理計画を策定し、それに基づいて年次的に伐採、造林、下刈の実施という長期的な保全事業として進めるもので、令和元年度の実績では、造林後の下刈、除伐、更に尾野見梨木地区については、造林を実施したところであり、市有林の適正な管理対応に努めているとの答弁でありました。

最後に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新築家屋調査について、業務を委託することで新築1棟当たりの調査時間の短縮につながったとのことだが、その主な要因は何か。また、調査を行う際の調査期間や人員体制はどのようになっているのかとただしたところ、当該事業を委託する業者は、家屋調査の専門業者であり、家屋評価の判断基準となる知識も豊富なことから、的確かつ効率的に調査が実施可能なため、1棟当たりの調査時間の短縮につながっている。調査については、例年6月頃から翌年2月頃までの間、月に5日、1日当たり5軒程度を目安に実施しており、委託業者からの2名に市職員2名も同行しての4名体制で行うことにより、市職員の家屋調査能力向上も図れるとの答弁でありました。

本市の滞納処分状況については、臨戸訪問や個別相談のほか、差押えや強制換価等も行いながら税の徴収に努めているが、差押え等を執行する際、生活維持に係る配慮等はされているのかとただしたところ、差押え等の執行に際しては、生活に必要な金額として、法律で規定されている差押え禁止額を控除し、生活維持に影響のない金額を差押えており、最低限の生活が送れるよう配慮した上での執行となっているとの答弁でありました。

以上、税務課分を終了し、全ての課・局の質疑を終了し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論は無く、採決の結果、認定第1号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



日程第5 認定第2号 令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 令和元年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。いずれも特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○特別会計決算審査特別委員長（玉垣大二郎君） ただいま一括議題となりました認定第2号から認定第9号まで、特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月15日、16日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、令和元年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、療養給付費が前年度より1億2,000万円ほど増えているが、原因をどう受け止めているのかとただしたところ、医療費の推移、疾病分類の分析や抑制に対する取り組みを協議しながら、特定健診の推進により、疾病の早期発見・早期治療に努めている。医療費の状況については、平成30年度が医療費全体に対して、循環器疾患の占める割合が高かったが、令和元年度は新生物・がんにかかる割合が最も高かった。循環器疾患及び新生物については、1回の入院で400万円から500万円と高額な医療費がかかることが多く、新薬の開発や医療の高度化

により、医療費が増加している側面もあると考えているとの答弁でありました。

特定健診の受診率が前年度より約4%伸びる見込みということで、当局が努力していることの結果が出ているが、専門性の高い保健師をどう生かしているのか。事務的な業務だけではなく、保健師集団として医療費等を分析し、保健事業を実施しているのかとただしたところ、保健師の取り組みとしては、保健師定例会を月一回開催し、事業連絡と研修復命、事例検討を協議しているが、独自の医療費分析は行っていない。令和元年度においては、特定健診受診率向上の取り組みとして、AIを活用した過去の受診歴分析から、一人ひとりに合った最適なアドバイス・受診勧奨に取り組んだ結果、受診率の2%向上につながった。各地区担当保健師は、地域の実情に合わせた事業展開を行っているが、今後専門職として医療費等を分析し、地域ごとに市全体の保健事業を展開したいとの答弁でありました。

はり・きゅう施術料助成事業について、適正な事業執行が図られたとの成果であるが、利用率25.1%という実施状況はいかかなものかとただしたところ、はり・きゅう券については、1枚1,000円の利用券を10枚つづり1万円分を申請時に発行している状況であり、温泉保養所利用券の申請と同時発行を希望される方が多く、一般会計で行っている後期高齢者のはり・きゅう券の利用率も28.2%と低い状況である。10枚使い切る方もいれば、あまり使われない方もいる現状が考えられるため、今後、現状の分析を行い、適正な利用が図られるよう周知したいとの答弁でありました。

国保税の徴収率は、県下でどの位置にあるのかとただしたところ、令和元年度の国保税徴収率の速報値は現年分・滞納繰越分を合わせて78.45%である。県の19市平均77.60%を少し上回っており、県下19市の中では真ん中辺りに位置するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、事業運営が市から県広域連合に移行し3年経つが、2億円以上の収入未済額や不納欠損、差押えの現状をみると、国保加入者の苦しい実情をつかんでいるとは思えない。制度的に限界に来ており、国は制度の改善、負担の軽減を求めて欲しい。一方で、予防保全という立場から、保健師の活かし方としては、月一回の担当者会議を開催しているが、専門性の高い特殊な資格を持った方々の仕事の在り方が必要であり、保健師が十分に活かされていない。当局の努力は理解するところではあるが、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第2号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号、令和元年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、長寿健診の対象者数及び財源内訳のその他特定財源の詳細についてただしたところ、長寿健診の対象者数については、平成31年4月1日現在の被保険者5,908名か

ら、健診対象外となる施設入所者や長期入院者3,658名を除く、2,250名であり、交付金算定時における長寿健診受診者数は961名で、受診率は42.71%となっている。その他特定財源の414万1,000円の詳細については、長寿健診対象者に対して課税・非課税ごとで補助単価が設定されている長寿健診補助金であり、国の補助分が153万4,000円、県広域連合補助分が153万4,000円、費用徴収分が107万3,000円であるとの答弁でありました。

後期高齢者医療被保険者証の交付について、滞納者に対してペナルティがあるのかとただしたところ、被保険者証については、8月更新前の収納状況に基づき過年度に滞納があれば短期保険証を交付しており、令和元年8月1日の更新時点において、26世帯26名分交付しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、後期高齢者医療制度が始まり数年の期間が経ち、県広域連合、市、様々な事業がある中で、高齢者が増えれば増えるほど、保険料が上がっていく仕組みである。その結果、年金18万円以下の方々の収入未済額が280万円を超えている状況である。制度の在り方そのものを、元の老人保健制度に戻していくことも考えなければならない。低所得者への軽減措置を変更しているように、保険料が上がっていく仕組みはやめるべきであり、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第3号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、令和元年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険の要支援、要介護の認定状況及び介護保険施設の入所待機者の状況についてただしたところ、令和2年3月末現在の介護保険の認定者数は、要支援1が167名、要支援2が209名、要介護1が370名、要介護2が342名、要介護3が328名、要介護4が321名、要介護5が231名の合計1,968名となっている。令和2年5月末現在の介護保険施設の入所待機者数は、要支援1・2が0名、要介護1が3名、要介護2が9名、要介護3が58名、要介護4が75名、要介護5が32名の合計177名となっているとの答弁でありました。

不納欠損及び滞納者に対する差押えの状況についてただしたところ、不納欠損については、職権消除者で住所が把握できない人が2名、生活状況等をみて納付の能力がないと判断した人が6名、合計8名の処分を行った。差押えについては、402万9,152円を滞納していた48件において処分を行い、124万1,552円を介護保険料へ充当したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、平成12年から施行された介護保険制度であるが、保険料を納付してもサービスを受けられない状況が発生しており、要介護3以上の特別養護老人ホームへの入所待機者が165名となっている現状である。当局の努力は十分に理解できるが、2,100万円を超える収入未済

額が、今の市民の状況を表している。まさに、介護保険制度は限界に来ており、しっかりと国が負担を増やし、住民の命と暮らしを守らなければならない、住民の負担は限界に来ている。コロナ禍の今、来年度のことを考えると、制度全てにおいて大変な状況になっていくのではないかと心配する。国はもっと国庫負担を増やし、住民が安心して納められる介護保険料にしていくべきであり、以上のような観点から不認定という立場であるとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第4号については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、令和元年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業集落排水事業実施のために借り入れた地方債の償還については、令和15年度で終わるとのことだが、その後も今の形で事業を継続していくのか。毎年、一般会計から繰り入れを行っている状況であり、人口減少社会を踏まえると、合併処理浄化槽へ切り替えていくなど、将来に向けて議論をすべきではないのかとただしたところ、施設の老朽化を踏まえて、平成26年度の機能診断調査に基づき、平成27年度に施設の機能保全計画の最適整備構想を作成している。その計画により、令和2年度は更新事業計画書を策定中であり、令和3年度に補助金を申請し、令和4年度から令和7年度にかけて施設の更新を予定している。今後の事業の在り方については、合併処理浄化槽への転換を含めて、十分に検討していきたいとの答弁でありました。

不納欠損状況及び地区ごとの不納欠損額の内訳をただしたところ、不納欠損については、債務承認及び資産調査等を実施した記録がなく、時効中断の確認ができなかったもの、また、令和元年度に時効を迎えたものについては、支払督促に時間を要したことにより、時効の起算日から5年を経過したものについて不納欠損処分を行った。令和元年度の地区ごとの不納欠損額については、野井倉地区が63件11万8,990円、通山地区が450件157万6,800円、蓬原地区が65件22万1,560円、松山地区が281件100万6,190円、合計で859件292万3,540円となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第5号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、令和元年度志布志市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道の代替として、これまでも小規模下水処理装置の設置などの議論があったと思うが、今後そのような手法による取り組みの可能性はないと考えてよいのかとただしたところ、地域での共同処理である場合、空き家の増加とともに、受益地一戸当たりの負担増が考えられるため、各世帯で完結できる合併処理浄化槽の設置が最善であると判断した

との答弁でありました。

鹿児島県の事業評価監視委員会に令和元年12月に諮問した結果、「中止が妥当である」との判断があったことを受け、最終的な手続きの完了に向けた今後のスケジュールはどうなっているのかとただしたところ、令和2年度において進めていく予定の国土交通省との協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により時間を要しているが、スケジュールとしては、今年度末までを目標に国土交通省から正式な「中止」の決定を受け、その後、公共下水道の都市計画決定解除のための一連の手続きを、令和3年度中に完了させたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第6号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、令和元年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ボルベリアダグリの修繕については、例年5,000万円程度が執行され、令和元年度においても前年度と比較し増額となっているが、修繕計画に基づいた適切な執行なのかとただしたところ、基本的に計画に基づき修繕しているが、突発的な機械の故障等もあり、増額になっている。今後も、施設の営業に支障を来たすことがないように、指定管理者と協議を重ねながら、早めの点検を実施するとともに、適切な執行に努めたいとの答弁でありました。

ボルベリアダグリ施設内の温泉へ水を引く、源泉からの輸送管等については、市が管理し修繕等を行うことになっているが、現状は把握できているのかとただしたところ、指定管理の範囲以外となっている源泉輸送管等は、設置から長い年月が経過しており、輸送管やくみ上げポンプの老朽化が懸念される。これまで、目に見える部分については定期的に点検をし、状態を確認できているが、埋設されている部分については、どういう状態か把握できていないところである。今後は、どのような方法で状況が把握できるものかも含め、適切な管理を行いたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第7号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業について、整備や募集の状況はどのようになっているのか。また、新たな事業用地を求める声に対し、市として用地確保へ向けた協議はされているのかとただしたところ、市臨海工業団地の1工区から3工区については、全ての工事及び分譲が完了し、残る4工区・5工区については、現在、造成中であると同時に、募集もかけており、数件の事業者から進出に前向きな相談がある。市臨海工業団地だけでは、全ての事業者に対する事業用地の要望に応えられないため、これまでも県が所有する港に近い分譲地も紹介して

いるが、企業のニーズと合致しないことから、立地に至らないケースも多い。今後、県や進出を希望する企業とも協議しながら、港湾埠頭用地や高速道路・高規格道路のIC付近等、新たな事業用地の確保へ向けて取り組んでいきたいとの答弁でありました。

これまで多くの企業が本市と協定を締結し立地しているが、雇用状況について把握できているのかとただしたところ、進出企業の雇用状況については、企業立地促進補助金の申請により、市内外からの雇用者数等について把握に努めている。令和元年度分については、10社からの補助金申請があり、立地後の雇用者における退職者や新規雇用者の増減はあるものの、市内外合わせて令和元年度では168人となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第8号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号、令和元年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給水人口の減少等に伴い、水道料金収入も年々減少しつつあることは、経年劣化に対応するための水道管の更新に影響を与えるのではないかと思うが、今後の計画的な対策をどのように考えているのかとただしたところ、水道管の耐用年数は、一般的に40年と言われているが、本市の水道管総延長は730kmであり、全域の布設替えには相当の作業量と期間が必要と考えられる。昭和28年に布設された本市内で一番古く、かつ、口径の大きな水道管から優先的な布設替えに着手するなど、計画的な更新に努めているとの答弁でありました。

給水人口減少に伴う収益の減少を起因として、水道使用料の引き上げが検討されるのではないかと危惧されるが、令和元年度の決算にあたって、どのように議論されているのかとただしたところ、水道事業会計については、平成30年11月に「志布志市水道ビジョン2018」を策定し、その中で2030年度に収入と支出が同額となるシミュレーションを示した。したがって、現段階では2030年度を目安にして使用料の改定を検討する計画であるが、今後も給水原価の縮減のための対策を講じながら、急激な引き上げとならないように努めていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第9号については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

お諮りします。日程第13、議案第76号から日程第16、議案第79号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から議案第79号までの4件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第13 議案第76号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第76号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月7日に出された人事院の勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長に対して、同年12月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものであります。

内容につきましては、議員、市長、副市長及び教育長の令和2年12月の期末手当を0.05月分減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第14 議案第77号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第77号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月7日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員に対して、同年12月に支給する期末手当の額を暫定的に減額する措置を講ずるものであります。

内容につきましては、一般職の職員の令和2年12月の期末手当を0.05月分減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第15 議案第78号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第78号、税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の規程により、地方税の例によることとされている保険料等の税外収入に係る延滞金の割合を、先に改正された地方税法及び志布志市税条例の改正内容に準じて定めるため、関係する四条例の規定を整理するものであります。

内容につきましては、これまで延滞金の特例の計算に用いられていた租税特別措置法の規定により告示される特別基準割合に代わって、同法の改正により新たに規定されることとなった延滞金特別基金基準割合を用いるようにするものであります。算出される延滞金の金額が変わることとはなく、実質的な影響はありません。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第79号 志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第79号、志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、志布志市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、中小企業の事業継承の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正によって、同法の条の繰り上げ、繰り下げが行われたことに伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の題名が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令に改正されたため、条例中の当該省令名を引用している部分を改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第79号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第17 議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第80号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る軽減判定所得基準が見直されたため、この措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 今回の国民健康保険税条例の主な改正点について補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の11ページをお開きください。

平成30年6月定例会に提案いたしました給与所得及び公的年金所得の控除を基礎控除に振り替える法案、基礎控除を10万円引き上げる改正案が議決をいただいたところございました。これによりまして、所得税及び市県民税の課税対象額は軽減されることとなります。しかしながら、国民健康保険税の課税対象所得は、基礎控除前の所得で判定をするため、場合によっては従来どおりの軽減措置を受けられず、負担が増加する可能性がございました。

11ページ資料の後半部分に記載しております、現行制度と改正後の比較表を御参照ください。

このような影響を排除するため、下線部分のように、軽減判定所得の算定において基礎控除相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、被保険者の世帯に給与所得者等が2名以上いらっしゃる場合、軽減措置に該当しにくくなりますことから、2人目以降の給与所得者等に10万円を上乗せしまして、その影響を遮断する措置が取られております。この条例は、令和3年1月1日からの施行となり、令和3年度以降の国民健康保険税に適用されることとなります。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第80号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第18 議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第81号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、子どものいる市町村民税非課税世帯の医療費の負担の軽減を図るため、医療機関等での窓口負担のない制度の対象者を、現行の乳幼児から高校生世代までに拡充するとともに、現行の志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の対象者で、子ども医療費制度の対象者となる者を、市町村民税非課税世帯の乳幼児から高校生世代までに拡充するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第81号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成30年10月から開始しました鹿児島県内の保険医療機関等の窓口での自己負担を無くす現物給付方式における助成の対象となる子どもを、令和3年4月から拡充することによる改正でございます。

付議案件説明資料の12ページをお開きください。

まず第2条、新第2項の「乳幼児」を「子ども」への改正につきましては、重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭医療費助成事業のうち、子ども医療費助成事業の助成の対象となる子どもを、現行の市町村民税非課税世帯の乳幼児から、市町村民税非課税世帯の子どもに拡充することによる改正でございます。

次に、第2条中、新第2項から新第6項までにつきましては、旧第2項の削除によりそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に、第4条第1項及び第3項の改正につきましては、病院、診療所、薬局、その他の医療機関を保険医療機関等と定義付ける改正でございます。

次に、第9条第2項の「乳幼児」を「子ども」への改正につきましては、子ども医療費助成事業のうち現物給付方式の助成の対象となる子どもを現行の市町村民税非課税世帯の乳幼児から、市町村民税非課税世帯の子どもに拡充することによる改正でございます。

最後に、第2条定義の旧第2項の削除につきましては、第2条新第2項及び第9条第2項の改正により、乳幼児の定義が不要となるため削除するものでございます。

なお、子どもの定義につきましては、第2条第1項で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定めているところでございます。

また、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第82号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市農業管理センター、新規就農者研修施設及び志布志市新規就農者住宅の管理方法の見直しにより、総合的かつ計画的な管理を推進するため、条例の題名及び関連する規定を改めるとともに、志布志市新規就農者住宅条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 議案第82号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明を申し上げます。

条例改正の目的につきましては、現在、公益財団法人志布志市農業公社に指定管理させている松山新規就農者研修施設、志布志新規就農者研修施設いずれもビニールハウスが老朽化していることから廃止し、また、農業公社研修生等が利用している松山及び志布志の研修生滞在施設の利用が減少していることから、農業公社の研修生だけでなく、就農を目指すために民間等で農業研修を受ける者にも利用させるなど、利用の幅を広げるための条例改正でございます。

付議案件説明資料の14ページ、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例新旧対照表を御覧ください。

まず、条例名を「志布志市農業管理センター及び農業研修施設条例」に改めます。第2条では、「松山及び志布志新規就農者研修施設（ハウス）」の二つを削り、「松山及び志布志農業研修生等滞在施設」を加えます。

第7条では、利用できるものの範囲を「新規就農者及び就農しようとする者」から「本市で農

業研修に参加する者」に改め、利用の幅を広げるものでございます。

第12条では、第2条で新たに追加した滞在施設の利用料金を定めるものでございます。

別表において、松山農業研修等滞在施設が1棟当たり月額1万3,000円、志布志農業研修生等滞在施設が1棟当たり月額2万5,000円と公営住宅の算定基準を基に設定してございます。

第13条、第14条、第15条は、利用料金の収入減免措置、還付要件等について規定してございます。

資料16ページから18ページは、位置図、現況写真等でございます。

以上で、議案第82号の補足説明を終わります。御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この松山新規就農者研修施設（ハウス）ですよね。これは、上物のハウスだけを外して、その土地については、実際地権者の方から解約をして返すという理解でいいんですか。それともハウスだけ撤去して、あとは何とか公社等々で管理していくのか、そこについて少し説明をお願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） ハウス等につきましては、公社に譲渡をしていくということで考えてございます。

土地につきましては、農地中間管理事業を通じまして、地主から借り上げまして県の公社、また民間等への貸借ということになってまいると思います。

○19番（小園義行君） ハウスについては、老朽化しているからということですね。その土地については、公社でやはり今後も何かやって、この条例から外れるけれども、土地についてはどういうことに、地権者にはそのまま解約して返すということですか。ちょっと聞こえなかった、ごめんなさいね。

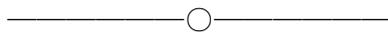
○農政畜産課長（重山 浩君） 大変失礼いたしました。まだ現状といたしまして、使えるところもございますので、基本的には、現在、ピーマン等の栽培に使っていただけるような形で考えてございます。ですので、土地につきましても、そのまま所有者の方から借り上げてということになると思います。

○議長（東 宏二君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第82号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第83号、志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市地域活性化住宅の市有地の貸付期間の満了に伴い、志布志市地域活性化住宅条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第83号、志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

地域活性化住宅は、児童数の減少を防ぎ、地域の活性化を図るため、市有地に民間事業者等が建設した住宅を、市が借り上げている住宅で、市有地の貸付期間は15年間とし、貸付期間満了後、住宅の所有者に譲与するものとなっております。

平成15年度に伊崎田地区と原田地区に、平成16年度に蓬原地区、平成17年度に野神地区に建設され、伊崎田地区と原田地区が平成30年度に、蓬原地区が令和元年度に、野神地区が令和2年12月末で15年の期間満了を迎えるため、条例を廃止するものでございます。

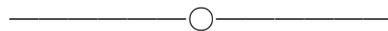
以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第83号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。



日程第21 議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第84号、志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯等地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、志布志市地域優良賃貸住宅を設置することとし、その名称、位置、管理方法等について定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第84号、志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について補足して御説明を申し上げます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は、条例の設置、第2条は名称及び位置で、名称を「パインウェーブ香月」、位置を志布志市志布志町安楽190番地39としております。

第3条は「地域優良賃貸住宅」「所得」「高齢者世帯」「障害者等世帯」「子育て世帯」「新婚世帯」それぞれの定義を規定しております。

第4条及び第5条は、「指定管理者による管理」「指定管理者が行う業務」をそれぞれ規定しております。

第6条から第12条まで、「入居者の公募の方法」「公募の例外」「入居者の資格」「入居の申込み及び決定」「入居者の選考」「入居補欠者」「住宅入居の手続」とそれぞれ手続きの方法について規定しています。

第13条は、「連帯保証人」について規定しています。

第14条及び第15条は、「同居の承認」「入居の承継」について規定しています。

第16条は、「家賃の決定及び変更」について規定しています。

別表第1を御覧ください。本来家賃として2LDKを6万2,000円、3LDKを6万5,000円としています。

第17条は、「家賃の減額」についてでございますが、高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯、新婚世帯は減額できることとし、減額後の家賃は別表第2のとおり、2LDKを5万2,000円、3LDKを5万5,000円としています。

第18条から第20条まで、「家賃の納付」「家賃の督促」「敷金」のそれぞれ徴収方法等を規定しています。

第21条から第22条まで入居者の「費用負担義務」「保管義務等」を規定しています。

第25条から第27条まで「入居者の権利譲渡」「用途外使用」「模様替え」の禁止事項を規定しています。

第28条から第32条まで、「住宅の検査」「住宅の明渡し請求」「住宅監理員」「立入検査」について規定しています。

第32条に条例の施行に関する「委任」について規定しています。

第33条に「罰則」を規定しています。

以上で、補足説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この「パインウェーブ香月」という名称ですね。志布志市内の県営住宅そして市営住宅そういったもの全て分かりやすい名称です。ちなみに、緑ヶ浜団地、そういった非常に分かりやすい、「ああ、あそこだね」とすぐ分かるんですけど、この「パインウェーブ」としたその理由は何ですか。

それとあと一点は、今それぞれ県営住宅そういったものが、指定管理で運営されているわけですけど、特に県営住宅等については、指定管理を受けている会社の対応というのが、非常に住民

からしたときに遠いところにあるような気がしてなりません。今回、このパインウェーブを指定管理として受けられるこの志布志まちづくり株式会社ですね。そこと市との関係性ですよ、ここについては、もう指定管理をしたから全部おたくにお任せですよと、そういったものの契約の在り方にはなっていないでしょうね。しっかりと市の方針、そういったものが反映していくというような管理の在り方になっているのかどうか、そこについての確認をお願いします。

○建設課長（鮎川勝彦君） まず、住宅の名称でございますが、課内及び特別目的会社等と協議し、候補を出しまして、市長と決定したところでございます。理由といたしましては、パインが松、ウェーブが波で、松波という意味、それから香月は校区名と香月線沿線ということで、「パインウェーブ香月」としたところでございます。

もう一点、指定管理の在り方でございますが、毎年、市で要求水準書に沿った管理ができていますか、モニタリングを行います。また金融機関等も資金等のモニタリングを行いますので、そういった中で管理費を支払っていくような形を取っているところでございます。

○19番（小園義行君） ちなみに、テレビ等でもいろんな放送がありますけど、知事が横文字をべらべら言うんですね。今、これは非常に素朴な疑問ですけど、パインウェーブ、そのとおりですよ。ここはひと工夫あっても良かったのかなという思いがありますけど、今のそれでよく分かりました。

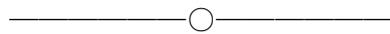
あとの管理の在り方については、当然指定管理を受けられる側が、きちんと市のそういったものに沿った形でのものでないと、何か入っている方々が非常に不便を感じるようなことがあってはいけないと思って聞いたところです。そういう立場だということですよ、よく分かりました。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第84号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第85号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者となる団体を、

株式会社蓬の郷とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものがあります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第85号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第23 議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第86号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市蓬の郷のふれあい交流センター以外の施設の指定管理者となる団体を、特定非営利活動法人志布志みどりのプロジェクトとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第86号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第24 議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第24、議案第87号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、ダグリ公園の公園施設の指定管理者となる団体を、株式会社谷口製作所とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの公の施設ということで、海水浴場施設というのがあります。ここの海岸に民間が買収した土地、そこも含めてということですけど、その道路を挟んでその上の方に、国道沿いの駐車場とか広場を市が持っていますね。そこも併せて、今回こういうこととというふうに理解していいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回の指定管理の範囲ということでございますが、その場所は道路の反対側について解体をしておりますけれども、その部分については、前回と同様入っておらず、これまでと同じように道路よりも海岸線側の管理をするということで、今回お願いをしているところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第87号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第25 議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第25、議案第88号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふるさと村の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者となる団体を、有限会社フォックスカンパニーとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第88号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第26 議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第26、議案第89号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第89号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、議案第82号で説明を申し上げました、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の改正に伴い、新たに農業研修施設として追加されることとなりました、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者となる団体を、公益財団法人志布志市農業公社とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとするものであります。

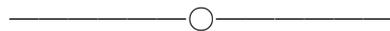
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第89号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第27 議案第90号 パインウェーブ香月の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第27、議案第90号、パインウェーブ香月の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号、パインウェーブ香月の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、議案第84号で説明を申し上げました、志布志市地域優良賃貸住宅条例の第2条に規定される地域優良賃貸住宅であるパインウェーブ香月の管理を、指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、パインウェーブ香月の指定管理者となる団体を、志布志まちづくり株式会社とし、指定の期間を、令和3年1月1日から令和33年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第90号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時05分から開会いたします。

○

午前11時59分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○

日程第28 議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第28、議案第91号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、コミュニティセンター志布志市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者となる団体を、特定非営利活動法人志布志生涯学習センターとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第91号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第29 議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について

日程第30 議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について

日程第31 議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について

日程第32 議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第29、議案第92号から日程第32、議案第95号まで、以上4件を会議規則第37条第3項規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市田之浦ふるさと交流館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者となる団体を、田之浦校区公民館とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第93号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、森山地区生活改善研修センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、森山地区生活改善研修センターの指定管理者となる団体を、森山校区公民館とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第94号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者となる団体を、潤ヶ野校区公民館とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

次に、議案第95号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、八野地区農業構造改善センターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、八野地区農業構造改善センターの指定管理者となる団体を、八野校区公民館とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第92号から議案第95号までの4件は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第33 議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第33、議案第96号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第96号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志運動公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志運動公園の運動施設の指定管理者となる団体を、特定非営利活動法人志布志スポーツクラブとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第96号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第34 議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第34、議案第97号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園の運動施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、城山総合公園の運動施設の指定管理者となる団体を、公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） ちょっとどこで聞こうかと思ったんですけど、この説明資料の中で選定基準というのがありますけれども、教育委員会の所管の分と、例えば蓬の郷とか今まで出てきた港湾商工課の所管分ですかね、この配点の選定の基準が3段階ありますけど、配点の数字が違いますよね。これは、例えば議案第85号だと蓬の郷ふれあい交流センターの真ん中なんかは、

880点満点となりますと総体の55%か、片方の方になると配点の理由が違いますけど、こういう選定基準の配点の割り振りというのは、どういう基準で決めているんですか。

それが一点と、あとは所管の委員会の中でも、いろいろ議論はあるかと思いますが、全部、良くて85点ぐらいなんですけど、何で90点とか100点が、100点はあんまりとしても、8人の方が揃ったような数字の採点をされるんですけども、選定理由を見れば点数が悪いような理由はないのに、なんでこう8割とかいう点数が出てくるのかなというふうに疑問に思います。点数のことはそれぞれ委員の方が評価されるでしょうから、個別のことですから答弁はしにくいと思いますが、この選定の基準の配点の仕方、これはどういう基準でこうなっているのか。二つの違いをちょっと説明願います。

○総務課長（北野 保君） 配点につきましては、維持管理を中心とする施設と利用者の増を図る施設では、審査内容の配分を変えているところでございます。

集客を伴うような施設につきましては、点数の配分につきましては、施設の利用促進、そしてまた「利用者増が見込まれるか」という部分と、あと「イベントや自主事業の計画は良好か」の項目につきましては、配点を増やしております。

また、維持管理を主とする施設につきましては、「緊急時の対応は適切か」、そしてまた「維持管理は適切に計画されているか」の項目につきまして、他の項目より高い配点とさせていただいているところでございます。

○11番（西江園 明君） 内容については、そういう施設の性質によって差があるということは理解しますが、今答弁があったことは、例えば規則か要項に、はっきりこの採点の区分というのは明記されているんですか、定められているんですか。

○総務課長（北野 保君） 一定の審査方法につきましては、基準が定められておりますが、当日の審査委員の方々にお諮りいたしまして、審査の点数の配分につきましては、変更しているところでございます。

○11番（西江園 明君） ということは、その都度ということは毎年、これは5年に一回ですけど、その委員の意見を聞いて、その配分はその都度変わり得るといって、非常に不安定なあれですけど、そういうふうに今の総務課長の答弁を理解しますが、そういうことですか、確認ですけど。

○副市長（武石裕二君） この指定管理の審査基準というものがございまして。これについては、それぞれ点数の配分がある中で、平等利用を確保するとか、さっき言いましたとおり、施設を最大限有効活用ができるかというところは、いろいろあるところなんですけど、これは、もう基準ということですので、毎回指定管理者を定めるときに変わるということはないということでした。ただ今回、先ほど言いましたとおり、集客を求める施設、それから単純に維持管理というか、市民の方々が集まってそういう施設を利用するものとかというのがあったところでした。前もって委員の方々には確認をしていただいて、当日必ず質問とかこのことについては、「採点はこういうふうにしてよろしいですか」というのを、お諮りをするということになっておりますので、例年

であればほとんど変わることはなかったんですけど、今回特に利用料金をいただいて使用をするという施設と、それが全くない施設とありましたので、そこについてはこの点数の配分については、変えるべきじゃないかというのがありまして、皆さん方の総意を得て、その配分を若干変えたという経緯があったところでした。

今後についても基本的にはこの審査基準の項目によってやる場所なんですけど、さっき言いましたとおり、やはり今回の意見が出ましたところは、次回もまた反映はさせていきたいというふうに思ったところでした。

○11番（西江園 明君） 今のところ、ちょっと明確化というか文書化された、あるいは決めていないということで理解していいんですか。今の答弁では、今後またそういうふうにして、今後にもまた協議するような答弁と理解したんですけど、確認です。

○副市長（武石裕二君） 明文化されたものというのは、この基準表というのはもう定まっていますので、そこで点数配分についても、大方これまでも同じような点数の配分ということがあったところでした。ただ、今回これまでも意見がなかったところだったんですけど、やはり利用料金をいただいて集客をする施設と、それと先ほどありましたとおり、各地区公民館の方々が管理をして、その地元の方々が主に使う施設については、配分の点数を付けづらいという意見が今回あったものですから、そこについては全て集約をして、今回その配分の変更をしたと。次回もそういった利用料金をいただいて施設運営をお願いする分と、地域の方々が活用する施設については、今回と同じような点数の配分ということでいこうということで、内部では決定をしたところでした。明文化した条例とか規則とか、そういったものはないところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第35 議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第35、議案第98号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者となる団体を、株式会社サンエス総合ビルメンテナンスとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日

までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第98号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第36 議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第36、議案第99号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第99号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者となる団体を、志布志市開田の村管理組合とし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第99号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第37 議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第37、議案第100号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第100号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市有明体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市有明体育施設の指定管理者となる団体を、公益社団法人志布志

市シルバー人材センターとし、指定の期間を、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

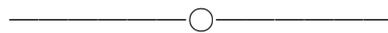
ただいま議題となっております議案第100号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第38、議案第101号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第38 議案第101号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第38、議案第101号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第101号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、G I G Aスクール構想の実現に向け導入する、児童・生徒一人1台のタブレット端末の付属品として、タブレットペン及びタブレットケースを買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号、及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、タブレットペン2,199本及びタブレットケース2,199個を、児童・生徒学習用として、指名競争入札により1,908万5,121円で、志布志市志布志町志布志三丁目10番10号の有限会社三味堂商事から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） それでは、議案第101号、財産の取得について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料112ページをお開きください。

まずはじめに、タブレットペンの製品概要ですが、型名は「アクティブスタイラスペン P S A - T P R O 4 M B」、質量は14gで、その他の主な内容としましては、先端部は直径約2mm、鉛筆と同じ六角形の形状で、約3分以上操作がないと自動オフとなるスリープ機能搭載で、タブ

レット本体のUSBポートで充電できるものとなっております。

次に、説明資料113ページをお開きください。

タブレットケースの製品概要ですが、型名は「タブレットケースPDA-TABF7」で、その他主な内容としましては、今回調達をしますタブレット端末専用で、タブレットを折りたたんで、タブレットスタンドとして使用でき、持ち運びに便利なショルダーベルト付きで、このベルトを付け替えると、縦・横どちらでもタブレットを操作できるものとなっております。

以上で、議案第101号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第101号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は、可決することに決定しました。

—————○—————

日程第39 議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（東 宏二君） 日程第39、議案第102号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第102号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、小・中学校特別教室等空調機整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第102号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）についてその概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億1,386万3,000円を追加し、予算の総額を349億9,464万

5,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページ、説明資料は1ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございますが、繰越理由につきましては、終息の見えないコロナ禍において、切れ目のない経済対策事業の一環として補正予算を今議会へ計上しましたが、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあるため、「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」8,405万3,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用するものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、県営畑地帯総合整備事業負担金、給食センター給湯設備改修事業等に伴う合併特例債を総額で20万円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の9ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、がけ地近接等危険住宅移転事業を281万2,000円減額しております。

予算書の12ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金は、農業・農村活性化推進施設等整備事業を242万7,000円、産地パワーアップ事業（園芸振興対策事業）を3,848万1,000円それぞれ減額しております。

5目、土木費県補助金は、がけ地近接等危険住宅移転事業を140万6,000円減額しております。

予算書の14ページをお開きください。

17款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、若浜事業用地の売却に伴い8,600万円計上しております。

予算書は15ページ、説明資料は2ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、地方創生応援税制寄附金、新型コロナウイルス感染予防対策寄附金及び災害復興支援寄附金を合わせて606万1,000円増額しております。なお、詳細につきましては説明資料をお目通しください。

予算書の16ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1億387万6,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、小・中学校特別教室等空調機整備事業等に伴う経費に充当する財源として2億6,943万5,000円増額しております。

予算書の18ページをお開きください。

22款、市債は、20万円減額し、総額で29億2,923万9,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを、御説明申し上げます。

まず、給与等につきましては、歳出の款及び項の全般に渡って、人事院勧告に伴う期末手当、支給率の改定及び本年4月1日以降の人事異動の増減分、並びに退職に伴う減額調整等で総額

1, 317万1, 000円減額しております。

予算書の20ページをお開きください。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、ふるさと納税推進事業に係る郵送料として、役務費を900万円増額しております。

説明資料の3ページをお開きください。

職員、会計年度任用職員の登庁、退庁時間の管理業務の効率化を図るとともに、労働時間を管理することで職員等の健康管理などに活用し、更に密を避けるための職員の分散化につなげるオンラインタイムレコーダー導入事業を442万7, 000円計上、業務の効率化により、事務所内の密状態の回避を図るとともに、書類への接触作業を縮減し、新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、RPA及びAI-OCRモデル業務導入事業を269万1, 000円計上しております。

予算書は26ページ、説明資料は7ページをお開きください。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、2 目、障害福祉総務費は、令和3年4月に予定されている障害福祉サービス等報酬改定に対応するため、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託事業を74万8, 000円計上しております。

4 目、老人福祉費は、介護保険制度の改正に対応するための介護保険システム改修に伴い、介護保険特別会計繰出金を105万7, 000円増額しております。

予算書は28ページ、説明資料は8ページを御覧ください。

4 項、災害復旧費、1 目、災害復旧費は、令和2年7月豪雨による被災者を支援するため、社会福祉法人鹿児島県共同募金会及び日本赤十字社鹿児島県支部共同で義援金の募集を行い、被災市町村に配分され、被災者に対し義援金を支給する令和2年7月豪雨災害義援金配分金を430万円計上しております。

予算書は29ページになりますが、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1 目、保健衛生総務費は、共同利用型病院運営費負担金、曾於医師会夜間急病センター負担金等の確定に伴い、救急医療体制整備事業を488万7, 000円増額しております。

説明資料は9ページになりますが、2 目、予防費は、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えて、流行期に市内医療機関において、適切に診療及び検査を受けられる発熱外来診療体制を支援し、感染拡大の防止を図る発熱外来診療体制整備支援事業を1, 000万円計上しております。

予算書は31ページをお開きください。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、3 目、農業振興費は、新型コロナウイルス感染症拡大による飲食機会の減少に伴い、焼酎の消費も低迷し、令和2年産の原料用サツマイモの契約栽培面積が減少するとともに、令和3年産の減産も予断を許さない状況であり、継続して作付けする畑の多収化、省力化を図り、減産となった畑は他作物へ転換し、営農を継続する必要があるため、次期作栽培に要する資材等の導入を支援し、畑作営農の振興を図る原料用サツマイモ次期作対策事業を3, 500万円計上しております。

説明資料は10ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外国人技能実習生の受け入れが制限されるなど、労働力不足が一層深刻な状況となっており、生産の停滞も懸念されるため、志布志市農業公社に省力化機械を導入し、農作業受託体制を整備することにより、農業分野の労働力不足解消を支援する農業労働力支援事業を1,590万円計上しております。

4目、園芸振興費は、事業の不採択に伴い、産地パワーアップ事業（園芸振興対策事業）を3,848万1,000円減額、説明資料は11ページになりますが、5目、茶業振興費は、事業主体からの事業取り下げの申し出に伴い、農業・農村活性化推進施設等整備事業（産地づくり対策）を242万7,000円減額しております。

6目、畜産業費は、コロナ禍により肥育牛経営のひっ迫が続いているため、牛マルキン制度への継続した支援を行い、肥育経営の安定・継続を図る肥育経営緊急支援対策事業を353万円増額、説明資料は12ページになりますが、肉用繁殖雌牛の導入申込頭数の増加に伴い、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金を1,554万6,000円増額しております。

9目、土地改良費は、第三曾於南部地区の追加工事等に伴う増額と、曾於南部地区の事業費確定に伴う減額で、県営畑地帯総合整備事業負担金を159万6,000円増額しております。

予算書は34ページ、説明資料は4ページをお開きください

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、指定管理者が年度納付金の納付が困難となったことによる補てん及び施設運営継続に要する経費が必要なことから、国民宿舎特別会計繰出金を4,637万1,000円増額しております。

2目、商工業振興費は、コロナ禍で経営に影響を受け、制度資金融資等を活用している事業者が、見込みより増加していることから、商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業を3,000万円増額、説明資料は5ページになりますが、終息の見えないコロナ禍で、プレミアム率30%を付与した商品券を発行し、市内事業者の支援と地元の消費拡大を促進する「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」を8,405万3,000円計上しております。

説明資料は6ページまで及びますが、実施期間満了により、事業費が確定したため、雇用調整助成金拡充支援事業を1,245万4,000円、経営固定経費支援事業を5,567万円、経営持続化給付金支給支援事業を9,755万円それぞれ減額しております。

説明資料は7ページになりますが、3目、観光費は、イベント広場整備事業の構造計算適合判定に伴う建築確認申請手数料と、イベント広場にJRが設置している雨量計の移転補償に係る経費を補正するため、JR志布志駅舎等整備事業を118万1,000円増額しております。

予算書は39ページ、説明資料は13ページをお開きください。

8款、土木費、6項、住宅費、2目、がけ地近接等危険住宅移転事業費は、申請者からの事業取り下げに伴い、がけ地近接等危険住宅移転助成事業を567万8,000円減額しております。

予算書は41ページ、説明資料は16ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、事業の実績に伴い、デジタル教科書購入事業を328万3,000円減額、説明資料は17ページになりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策として、貸切バスの増便または大型化に係る経費を助成するとともに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、やむを得ず中止しなければならなくなった際に、キャンセル料金を助成し、保護者の負担軽減を図る修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策支援事業を518万6,000円計上しております。

予算書は42ページから43ページ、説明資料は13ページ及び15ページになります。

2項、小学校費及び3項、中学校費、1目、学校管理費は、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校により、夏休み短縮の必要が生じた場合に猛暑期間、児童がより良い教育環境で授業が受けられるよう、利用頻度の高い特別教室へ空調機を設置する特別教室等空調機整備事業を小学校費に9,452万円、中学校費に3,732万円計上しております。

説明資料は14ページ及び15ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒が頻繁に使用する屋内及びトイレの手洗い場、屋外の水飲み場等の給水栓を直接握らず、肘で開け閉めできるレバー式の給水栓に取り換えることで、感染症対策の向上を図るレバー式給水栓改修事業を小学校費に1,550万円、中学校費に660万円計上をしております。

説明資料は14ページ及び16ページになりますが、

2目、教育振興費は、教育用ソフトウェアの導入により、ICTの効果的な活用及び主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るため、公立学校情報機器整備事業を小学校費に1,268万7,000円、中学校費に598万2,000円増額しております。

予算書は43ページ、説明資料は17ページになりますが、3項、中学校費、2目、教育振興費は、全国的な新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、全国、九州及び鹿児島県中体連主催大会や音楽コンクール等、ほとんどの大会が中止となったため、大会等出場補助金を138万円減額しております。

予算書は45ページ、説明資料は18ページをお開きください。

6項、保健体育費、3目、学校給食センター費は、事業費の確定に伴い、給湯設備改修事業を204万1,000円減額しております。

以上が、補正予算（第11号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小野広嗣君） 何点か質疑をさせていただきたいと思ひます。

この後、予算審査特別委員会で審議がされるわけですが、特に、新規事業について3点ほど質疑をさせていただければと思ひます。

予算説明資料の方でお聞きしたいと思ひますが、9ページの上段、発熱外来診療体制整備支援

事業ということで1,000万円が計上をされておりますが、これは、50万円を上限として軽微な改修費用であるとか、医療用の消耗品の購入費を支援するということになっているようでありますが、ここに至る、この上限を50万円とされたその積算根拠ですね。参考事例等があったのか、そしてまたここに至るまでに、協議あるいは医療機関からの要望等が逆にあって、こういう予算の提案になっているのか。そこを少しお示しをしていただきたい。そして、こういった予算を新規で組むとした場合、この目的にあるように、ダブルでこの新型コロナとインフルエンザ、これが来るということをやはり想定しなければいけないという危機管理の中からこういったことも出てきているんだろうなと思うんですが、そうであれば、9月定例会でなぜこういった提案ができなかったのか。そこも併せてお示しをしていただきたい。併せて、当然、市単独で結果的には判断をされたというふうに思うんですが、結局何らかの補助事業を持ってくることはできなかったのか、そこも含めてお示しをください。

あと、14ページ、15ページ。この小学校と中学校のレバー式給水栓改修事業ですね、先ほども少し説明がありました。この事業もそうですが、先ほどもそうですが、ふるさと志基金から持ってくると、全てですね。これは両方で2,210万円の予算が計上されているわけですが、これは新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金とか、様々な国の手当てがあるわけですが、そういったものの活用というのはできなかったのか。対象外だったのか。対象外であるとするれば、本市においてこういった感染防止のために、「レバー式にしようよ」という議論がどういう形で進んできたのか、そこもお示しをいただければと思っております。これもそうなんですが、9月定例会でも提案できたであろうと思うのですが、それ以降の議論、それ以前の議論を含めてお示しをしていただきたい。そしてやはりレバー式にするといっても、やはり子どもですから、どうしても簡単に手で触ってしまう。これはやはり残るんだろうと思うんですね。そこをしっかりと肘でやるというのを教え込んでいかなければ、何のためにこれだけの予算を計上するのかとなってくるわけですよ。そこらの判断はどうだったのかということもお示しをください。

あともう一点ですね、17ページ上段の方のこの修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策支援事業の中身はよく分かるんですけども、少し気になるのが、あくまでもこれは、やむを得ず修学旅行あるいはバスを使った運行事業を、中止しなければならなかったときのための担保としてのキャンセル料の補てん事業ということで理解をしているわけですが、これは本当に見極めをどうしていくのかということはずごく大事になってくると思うんですが、そこについての判断、そして親の負担軽減とありますが、実際キャンセルになったときに、親に負担が発生するかどうか。軽減ではなくていくらか発生するのか、そこも含めてお示しをください。

以上、3点お願いいたします

○保健課長（川上桂一郎君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、この発熱外来診療体制整備支援事業の3点ほど御質問いただいたんですけど、まず、この事業立てにつきましては、9月15日に厚生労働省から、県を通じまして、インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金という事業の通知があったところです。それを県が

受けまして、県の方から市医師会の方に、このような事業がありますという照会があったところで、それが9月末に分かったところです。ですので、9月定例会には、ちょっと事業の内容が確認できていないということで、間に合わなかったということでございます。

この県からの通知を踏まえまして、曾於医師会と協議をしまして、この事業に取り組みたいという医療機関もありまして、そのような中でこのインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症に関して、やはり感染の疑いがある方が、そのまま診療に来られるとやはり問題が、感染の拡大が見込まれるのではないかとということで、どうしてもこの動線を分けたいと。できることなら、院外にそういう診察の特別なブースを設置したいということもございまして、でしたら、どのような形があるのかと協議をしたところ、プレハブのリースをして、この11月1日から来年3月31日までの確保分が国の事業の対象になるものですから、その期間5か月間、そのような体制を確保できないかということで、協議をしまして、その中で、大体リース料、その感染の防止に関する消耗品、マスク、消毒液、非接触体温計等の必要なものを協議をしまして、大体75万円程度費用がかかるのではないかとということから、国の事業の方がその事業に取り組むのであれば、一人当たり1万3,442円の補助金があるということから、また収入も医療機関の方で診療報酬等もまた考えられるということから、その事業において75万円の事業費の3分の2を市の方で、50万円を限度として交付をするということで、今計画を立てているところでございます。

○財務課長（折田孝幸君） 財源の話が出ましたので、私の方で答えたいと思います。

今回、ほとんどの新規事業というか、コロナ対策については、ふるさと志基金を充当しているところです。これについては、これまでこういう形で充当させていただいたところでした。国の地方創生臨時交付金につきましては、一次分の1億6,049万9,000円が既に決定して来ているところです。二次分の5億3,884万4,000円につきましては、昨日交付決定という形になっております。間に合えば、それについてふるさと志基金ではなくて、地方創生臨時交付金を充当すればよかったんですが、今後またこの後の定例会等で財源振替はさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、先ほどの小・中学校の給水栓に限らず、今回の新規事業につきましては、臨時交付金で対応できるのではないかとということで計画を、企画政策課の方ですけれども提出しているところです。

○保健課長（川上桂一郎君） 申し訳ございません。先ほど補助金の単価を1万3,442円と申し上げましたが、1万3,447円の誤りでした。訂正いたします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

レバー式給水栓に取り換えるということで、子どもたちが戸惑うんじゃないかということでございます。この使い方につきましては、学校教育課と十分連携をいたしまして、学校の方でスムーズに使用できるように取り組みをしてみたいと考えております。

○学校教育課長（谷口源太郎君） 修学旅行のこの補てんの事業について御説明いたします。

これまで学校の方は、主に1学期ですけれども、修学旅行を検討しておりました。そういう中

で新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、臨時休校の措置が取られております。文科省の方は、単にすぐ中止ということではなくて、時期を見ながら、時期あるいは場所の検討をしながら、修学旅行を実施する方向で検討を進めてほしいということでした。1学期に保護者説明会等も行うわけなんですけれども、その中でも、もし、この新型コロナウイルス感染症が更に拡大した場合、キャンセルになった場合はどうなるのかということも学校の方からも挙がってまいりまして、この事業がございましたので、そういったことを踏まえてこの事業を組みました。

先ほど議員の方から、どういう見極めをしていくのかということがございましたけれども、まずは参加する学校の児童・生徒、教職員に感染がないかどうかということ。それから、行き先の感染状況、そういったことが修学旅行の実施の判断になるのではないかと考えております。

現在、新型コロナウイルスの第3波の影響で、各地で広がりを見せておりますけれども、現段階では、計画をしたとおり修学旅行の方は実施できておりますけれども、いつ何時緊急なキャンセルということが発生するかもしれませんので、そういった状況に対応できるように、この事業を組んだところでございます。

参加費用の負担につきましては、この事業で全額補助をするということで、保護者の負担軽減を図ろうということで考えているところです。

○15番（小野広嗣君） 財源に関しては今お聞きをしましたので、あらかた分かりました。ただ、こうやってこの件に関しては、9月定例会でもふるさと納税といわゆる国の補助事業を振り替えるんだという話も出ておりましたので、そのことは理解をするんですが、その説明がなくて、こういったふるさと納税となると、ないのかなという思いもしますので、そこは今後、少し説明資料に付け加えていただければと思いますので、よろしくお願いします。想定で出すわけですけれども、こちらはそれでも理解します。

一点、この診療体制の整備に関しては、いろんな議論があったんだろうと思いますが、20の医療機関があつて、その20の医療機関がこの事業について情報をしっかりと共有しているという理解でいいのかが一点。あと、どうしてもこの感染の状況を見極めながら、施策を打っていくというパターンと、もう最初からこういう予算が執行されたら、もう全てこの20の医療機関がここに掲げられているような事業の展開をするという理解でいいのか、それともやはり感染状況を見極めながらなのか、どちらなのか、そこを少しお示しをください。

中学校のレバー関係も理解をしました。これもふるさと志基金となっておりますけれども、補助金を後ほど活用するというところでありますが、これですよ、まだ答えがすごく簡単でしたけれども、いわゆる回すこういう形から、レバー式にする。レバー式を肘でやるということですよ、肘で上げ下げをします。これはすごくなかなか、今の時だから、しっかり児童・生徒にお話しをしていけば、理解はしていられるんだろうと思うけれども、つつい駆け込んできてやるときに、やはり手で回してやったりすると。ということは十分あり得ますよね。そういったところをしっかりと学校レベルで、学校間の差がなくて、きっちりできていくところ、大きい学校は目が届かない場合があります。小さい学校の方は先生たちの目がしっかりと届くとか、

そういう差異もあると思いますので、そこらも含めて検討しなければいけないんじゃないか、この事業が駄目だと言っているわけではないですよ。そういう議論とかなかったのかというのをお聞きしているわけですので、そこも含めて後ほど答弁をお願いしたいと思います。

修学旅行に関しては、今お話を伺って、親への負担が全く発生しないという状況でありますので、感染状況を見極めながら、しっかりとした取り組みを要請しておきたいと思います。

○保健課長（川上桂一郎君） まず、この事業につきましての前段で、先ほどこの国のインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援事業の件では、曾於医師会の方から各医療機関にこの事業の取り組みという周知がありまして、国の事業においては、医師会の方で取りまとめをして、医療機関の方が手を挙げるということになっております。医師会の方に、今、市の方でこのような事業を検討しているということはお伝えをして、市内の医療機関の方は、このような事業が予定されているということは理解をしております。ただ、この国の新型コロナの関係で、検査の体制のときに医師が一人の医療機関というのが、その診療時間にこの検査の時間を確保しないといけないというようなりスク等もあるものですから、この事業を市内の医療機関の方が全てやりますよということは、ちょっと今のところ分からないところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） レバー式の給水栓改修事業について御質問がございました。確かに今議員が言われましたように、おうちにあるところ、無いところがありますし、それから学校の規模もいろいろありますので、これを使うにあたっては、当初は戸惑いというのが結構あるんだろうと思います。私どもはこれを導入するにあたって、各学校にこのレバー式給水栓を導入しようと思うんだけど、どうだろうかということで、アンケート調査をしたら、ほとんどの学校がぜひ欲しいというようなことでもございましたので、今回このような形で提案をさせていただきましたが、不慣れな部分が多分に、当初は戸惑いがいっぱい出てくると思いますので、そこら辺は各学校において、きちんと子どもたちが、日常当たり前のように使用できるような状況にもっていききたいなとそういうふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 他に質疑ありませんか。

○11番（西江園 明君） 説明資料の方でちょっとお願いします。5ページ、6ページですけども、港湾商工課の分の上の方の「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行业業」、30%増しということでですね、要望書は20%なのに30%という、非常に志布志市の英断というふうに、大いに評価をしたいと思いますが、この中の上の段の販売内容の「ウ」のところですね、「購入者は市民で、1人3冊の2世帯まで購入可能」、これはどういう意味ですか。意味がちょっと、1人が3冊までは分かるんですけど、1人が2世帯まで購入可能というふうにこの文章では理解するんですけど、私の読解力がないのか、ちょっとその辺のところの説明をお願いします。

次に、その下の雇用調整助成金と次の6ページの上の段の経営固定化経費そして経営持続化給付金支援事業というのがありますけども、今、小野議員からもありましたように、財政的にやっとなんと、ふるさと志基金があるからできた事業であるように9月定例会で思いました。そうい

う中で、これだけの予算を組みながら、執行率を見ると、例えば雇用助成の5ページの下段なんかは、25%ぐらいですよ。そして開けて6ページの経営固定経費支援事業というのは、もう2割ぐらいしか予算が執行されていない。もうそれは完了ですよ。下の方になると、経営、これでも50%もいかない。こういう予算の組み方、予算の在り方、どうして当初でこういう予算の計上の仕方になって、こんな半分以上、7、8割を予算減額するという在り方について、どうしてこういう結果になったのか、それについてお聞きします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず最初に、プレミアム商品券でございますけれども、この「1人3冊の2世帯まで」ということでございますけれども、買いに行くにも商工会に行く必要があるということで、なかなか買いに行けない方がいらっしゃるということで、例えば息子さんたちが世帯を構えていて、近くにお父さん、お母さん方が住んでいらっしゃるけれども、買いに行けなと。そういう方については、子どもさんたちが成り代わって買いに行けるように、便利にしようということで、ここの方にこういう記述をしてあります。これは前回と同じでございます。

それから三つの助成関係の減額がかなり大きかったということでございますけれども、これについては、5月の臨時議会でお願したんですけれども、その時には商工会、各種中小企業の調査がありまして、例えば、持続化給付金につきましては、予算の要求時には1,080業者があるということで予算見積りをしております。その中で、実際には、最初の時点は建設業を外しておりました。その中で条件として、売り上げが1割減った方ということを条件に付けましたので、中にはコロナ禍でも売り上げが上がっているところもありました。そういう方々を外していくと、こういう形で減っていくということになったところでございます。当然、皆さんが対象にできるということで、最初の時点では予算措置をしているということでございます。

○11番（西江園 明君） 結果はそのとおりだと思います。でもやはり厳しい財政の中で、こういう予算を組んでおきながら、約1億6,7,000万も減額するという事業の在り方自体がいかかなものだったのかという、今課長が答弁した、最初1,080業者、その数字は市が拾った数字なんですか、それともどこかからか要望か何かあったその数字なんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 5月の臨時議会のときに、積算をしているわけですが、これにつきましては、商工会の方で中小企業等の調査がございます。その中の数字で、そういう建設業を最初外しておりましたけど、それをカウントしたときに1,080あったということで、その数字を基に積算をしているところでございます。

それから、もう実際に執行率が悪かったんですけれども、当然広報を促す、それから防災行政無線でも流す、それから5月臨時会の時には、商工会、各種代行業協会とか、料飲業組合、それから旅館業組合とかいろいろなところから要望がございましたので、そこの方にも電話を差し上げまして、「こういう制度がありますので、各組合員の皆様にもお知らせください」ということでお願いをして、少しでも執行ができるように努力をしたところでございます。

○11番（西江園 明君） 一般質問ではないから、市長には聞けませんけど、こういう数字に対

してどう思うかというのはですね。答弁しにくかったら結構ですけど、財務課長、こういう数字が予算査定の時に出てきた時、担当課長としてどう思いましたか。

○財務課長（折田孝幸君） 今回、新型コロナウイルス感染症が発生したということで、市としても大至急、そういった形で緊急的に予算を編成する必要が十分あったというふうに認識しております。それでまた臨時議会にもお願いしまして、予算を採決していただいたところでした。そのときに、緊急的に準備する材料としては、そういった統計資料とかそういったものでないとなかなかできないと。当然それぞれの商工業者とかそういったところとのヒアリングも実施しておりますが、最終的に、この制度、この事業ではこういった結論になったんだろうと思います。結果的にはそういった対象者の方はその給付を受けることによって、また現状維持をすとかそういった形で形成できているというふうに認識していますので、今回に限っては特にそういった精査する時間が無かったというのも事実でありますので、今後は、これを一つの指標として、また前向きにそういった精査ができるような形で取り組んでいければと考えております。

○議長（東 宏二君） 他に質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 予算審査特別委員会で審議されますけど、ちょっとお願いします。この産地パワーアップ事業の事業不採択によって減額しますよということです、株式会社さかうえとアンダーフォレストファーム。これはどっちの、国が駄目っていったのねということなんですか。ちょっとこの中身を教えてください。事業不採択で減額しますよということです。

それから、今ちょっと西江園議員からも出ていましたが、志布志プレミアム商品券のこの「エ」のところですね、「商品券13枚のうち5枚が大型及び小規模店の利用共通券」、13枚のうち5枚には、そういう色分けでもして使うようになっている、そういうふうにするという意味ですか、これは。ここ非常に難しいなと思っているところです。それをちょっと、具体的にはこうですよということで教えてください。お願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 産地パワーアップ事業につきましては、国の事業でございますが、ポイント制で採択になっていくということで、予算の範囲でポイントの高い事業をしたいから採択ということになってございます。

ポイントにつきましては、その事業主体の3年後の達成可能な成果目標を定めて、国が定める事項の中から、自分たちで選択をしてポイントを取っていくんですが、例えば、生産量を5%伸ばしますとか、その場合は1ポイントとか、10%伸ばしたら2ポイントとか、そういうふうな増加率に応じてポイントを取れるようになってございます。そのポイントが、全国の他の事業主体を比べて取れなかったということで、不採択というようなことでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 商品券13枚のうち5枚が大型店及び小規模店の利用ができるということで、これにつきましては、1冊に1,000円が13枚入ってまして、そのうち5枚には「大型店」というのが書いてあります。実際に商品券を発行した場合には、大体、今までは大型店に流れるという傾向がございましたので、それをできれば小売店にも行くようにということを考えておりまして、この「大型店」と書いてある5枚については、大型店と普通の小売店でも使

える、13枚はどこでも使えると。5枚の大型店は大型店で使えるんですけど、残りの小売店用というのは大型店では使えないということで、簡単に言いますと13枚は小型店で全部使えて、大型店では5枚しか使えないということで、今回こういうふうを考えているところでございます。

○19番（小園義行君） この事業を、事業不採択、国が駄目って言ったわけですね。実際、国が募集するときは、熱心な事業者がいいですよとやりながら、一方でごめんなさいねっていうことで、今ちょっといろいろ問題になっていることもありますけど、せっかくこうやって今の時期アウトって、これが大変申し訳ないんですけど、6月ぐらいにアウトだよとなると、次のことを考えるわけですね、この事業者の方々も農家の方も。そういった意味で実際に今回不採択になったという報告をいつ受けられたのか、それを一点、教えてください。

そして、この商品券ですね、ここについては、いわゆる市内業者の支援を主にしているのか、それとも地元の消費を拡大したいというどっちも一緒にあったと思うんですけど、ここについては、こういう細かいことをやると、使う側が非常に困ると。だからそういった意味では、支援にならなかったり、またもう使わずにというみたいになっちゃって、返さないといけないと。買った人は使わないとしょうがないから消費しちゃうわけで、そのメインを地元消費だったのか、それとも市内業者の支援という、どこに重きを置いたんだろうねというのがあって、その使い分けを明確にしないと、非常に買われた方が困るという意味で、発行する時に、そういうものをきちんと明確にしないとまずいという思いがあります。

○農政畜産課長（重山 浩君） 国庫事業につきましては、前年度から準備に入っております。その際に、事業者の方々には「ここまでいけば通りますよ」という話ではなくて、「今の採択の仕方が、全国の他産地との競争でポイントの取り合いですよ」ということで、「難しい局面もあります」ということは、事前に説明をしております。

結果、自己資金と融資の方で対応されると聞いておりますが、この話を正式に伺ったのは、たしか9月頃だったかなと思うところでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 事業名が「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」ということで、コロナ禍でこの事業の目的にも書いてありますが、本当に市内の事業者を支援したいという思いで、今回30%のプレミアムが乗った商品券発行事業をします。それを今回は、市内の方々ということで消費をしていただきたいという思いがあります。先ほどありましたとおり、大型店に流れる傾向があるということがありましたので、そこは、そのうちの5枚しか大型店に使えないと配慮をしたところです。これにつきましては、散らしを作ったりとか配布をするときに、ちゃんと消費者の方が分かりやすいように、説明をしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第102号については、9人の委員で構成する

予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、八代誠君、持留忠義君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、岩根賢二君、小園義行君、福重彰史君、以上9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に岩根賢二君、副委員長に尖信一君、以上であります。

お諮りします。日程第40、議案第103号から日程第42、議案第105号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号から議案第105号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第40 議案第103号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第40、議案第103号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、一般被保険者高額療養費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,027万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億6,284万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、災害等臨時特例補助金を27万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を2,000万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、パソコンソフト保守等委託料等を30万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を2,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

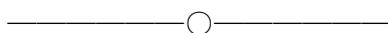
これから採決します。

お諮りします。議案第103号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第41 議案第104号 令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第41、議案第104号、令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号、令和2年度志布志市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、後期高齢者医療広域連合納付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,326万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,374万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料現年度分を3,800万円、普通徴収保険料現年度分を1,500万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、事務費繰入金を21万2,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、電算システム業務委託料を26万4,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金の被保険者保険料分を5,300万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第104号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第42 議案第105号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(東 宏二君) 日程第42、議案第105号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(下平晴行君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第105号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム等改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億9,231万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金を125万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を105万7,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、電算システム業務委託料を231万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東 宏二君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番(小園義行君) 一点だけお願いします。

この介護保険制度の改正に対応するということですが、具体的にはどういうことですか。

○保健課長(川上桂一郎君) お答えいたします。

今、来年度の介護報酬改定につきまして、厚生労働省の介護給付費分科会の方で議論がされているということで、今回の改正の論点といたしましては、介護職員等の処遇改善加算の関係、サービス提供の体制強化の加算等を議論をされているということでございます。

○19番(小園義行君) ということは、第9期になるんですかね、その対応に向けて今議論されている。そのことについて、先にこういう対応をしておかないと後が難しいということで、議論されていることは、当然そういう方向になっていくのかなと思いますけど、そういう情報としては、きちんと当局としてはお持ちだというふうに理解をしてよろしいんですか。

○保健課長(川上桂一郎君) まだ、その詳細内容というのは、市の方ではまだ把握はできていないところでございます。

○議長(東 宏二君) 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第105号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第43 議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)

○議長（東 宏二君） 日程第43、議案第106号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第106号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、指定管理料等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,957万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を4,637万1,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、公有建物災害共済金を561万4,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を428万9,000円、委託料の指定管理料等を2,769万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） ただいま議題となっています議案第106号は、総務常任委員会に付託い

たします。

お諮りします。日程第44、同意第2号から日程第46、同意第4号まで、以上3件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号から同意第4号までの3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第44 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第44、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年2月22日をもって任期が満了する福留勉氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

福留勉氏の略歴につきましては、説明資料の114ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第45 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第45、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年2月22日をもって任期が満了する川邊繁久氏の後任として、立木清美氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

立木清美氏の略歴につきましては、説明資料の115ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第46 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第46、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年2月22日をもって任期が満了する下野太志氏を、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

下野太志氏の略歴につきましては、説明資料の116ページを御覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後2時53分 散会

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和2年11月27日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

尖 信 一

小 園 義 行

玉 垣 大二郎

南 利 尋

岩 根 賢 二

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。発言が届かないかと思っておりますので、マスクを外させていただきますので、御了解をお願いいたします。

会派、獅子と公明の小野でございます。

本年も本当に残念なことではございますけれども、災害の多い年でありました。質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症及び7月豪雨により亡くなられた方々に対し、御冥福をお祈りをし、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、り患そして被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の第3波が懸念される中、日夜努力されている全ての関係者の御労苦に対し、心より感謝申し上げます。

それでは、質問通告に従い、順次質問をまいります。

初めに、行政のデジタル化の推進について質問いたします。9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設を伴う本格的なDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションであります。これは情報技術が浸透することによって、人々の生活が今までよりも便利になるという社会への転換であると考えております。コロナ禍で露呈した行政手続きの遅さなどに対応するもので、一人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、更に各自治体が振込口座を確認する作業に、多大な時間を費やしたことなどで、給付が立ち遅れる一因となったことは、記憶に新しいところでございます。市長も、今月の市報しぶしの市長コラムの中で、行政のデジタル化において触れられております。菅首相の言葉を借りて、前向きに取り組む姿勢を示されております。菅政権のデジタル庁構想は、まさに、今、取り組むべき施策であると私も大いに期待しているところであります。

そこで、本市においても、国に歩調を合わせて、行政手続きのオンライン化の推進と、今後DXに取り組むべきと考えますが、本市では今回の国の政策について、どのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

次に、行政業務の効率化を進める上で、ペーパーレス化やタブレットの導入、行政手続きのオンライン化、A I・R P Aなどデジタル技術の活用を、今後どのように進められるのか伺います。

次に、行政のデジタル化の鍵を握るのが、マイナンバーカードの普及、交付率と言われておりますが、本市のマイナンバーカードの普及状況とマイナポータル・ぴったりサービス活用の取り組み状況について伺います。

次に、国において河野行政改革担当大臣が強力に推進している「行政手続きの押印廃止」の動きについては、市長も市長コラムで、「多くの場面で押印を求める市役所という場所柄か、押印廃止の動きについては特に注目している」と述べられ、福岡市の先進事例にも触れられておりました。内閣府規制改革推進室では、国の動きに合わせ、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手し、自治体に通達する予定であります。そこで、スピードアップし始めた行政手続きの押印廃止の動きについて、本市ではどのように受け止めておられるのか伺います。

次に、コロナ禍における市内イベント開催の考え方について質問いたします。11月に入って毎日のように、新型コロナウイルス感染症の第3波が押し寄せてきているとの政府の見解やマスコミ報道がなされております。本市では、これまでコロナ禍における感染拡大防止のため、大きなイベントをはじめ、学校の休業、各種行事等の中止等の対策を行ってきておりますが、まだまだ続くと予想されているコロナ禍の中で、今後どのような情勢になったときに、イベント等の行事を開催するのか、そのお考えを伺いたいと思います。

次に、E d T e c hの活用による教育の充実について質問いたします。教育とテクノロジーを融合させ、テクノロジーの力で教育の環境を変えていくE d T e c hの活用については、6月定例会において質問した際、市長そして教育長ともに「本市の子どもたちに質の高い教育を提供し、学びを保障するためにも、E d T e c hなどの最新技術を活用する必要性がある」と答弁されております。6月定例会では、政府がI TやA I、いわゆる人工知能などを活用した学校授業に補助金を出す事業について、私も触れさせていただきました。そこで再度、今後のE d T e c hの活用による教育の充実に向けた、本市の方向性について伺います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず、国のデジタルトランスフォーメーションに関する政策をどのように受け止めているかについてお答えいたします。

行政のデジタル化については、本市でもグループウェアの活用や文書の電子化、電子申請の活用等、様々な取り組みを進めているところでありますが、菅政権発足後の報道等を見る限りでは、こういったデジタル化推進の更なる加速を要求されていると感じております。

国が示す行政のデジタル化が目指すものは、一つは住民サービスの充実であり、もう一つは自治体の働き方、すなわち効率化であると考えます。「行政手続きは、書面、押印、対面式の見直しを抜本的に進めていく。やるべきことをスピード感を持ってちゅうちょなく実行に移す」と、市報のコラムでも述べましたが、重要なことは、デジタル化そのものではなく、デジタル技術を活用して何を実現するかであります。デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を

活用して、行政サービスを変革することと認識しておりますが、業務の在り方を最適化し、住民の視点からサービスを考える、そういったことをデジタル技術を活用し、進めていかなければならないと考えております。

次に、デジタル技術の活用をどのように進めていくかについてお答えいたします。

デジタル技術の活用につきましては、今までの事務の手法や市民サービスを大きく変えるものであり、今後の市民の利便性向上や業務の効率化を図る上で、必要なものであると考えております。一方で、多くの費用も想定され、効果の見極めや検証作業も非常に重要であると考えます。国もデジタル化の推進に力を入れており、今後、様々な事例や支援等もあると思われまますので、情報収集や効果の見極めを行いながら、活用していきたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの普及状況と、マイナポータル・ぴったりサービス活用の取り組みについてお答えいたします。

10月末日現在のマイナンバーカードの交付枚数は5,139枚、交付率は16.53%となっております。本年の3月末現在の交付率が10.85%ですので、6ポイントほど上昇しておりますが、まだまだ全国及び県の交付率に比べて、低い状況となっております。取得を推進するために、本年2月からはマイナンバーカード専用窓口の時間延長や、休日開庁等に取り組んでおります。また、6月からは、各自治会などへの出張申請受付サービスを開始しており、12月からは、出張申請の対象を市内の事業所に拡大して実施する予定となっております。本市としましても、政府の2023年3月末に、ほとんどの住民がカードを保有するという目標に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、行政手続きの検索やオンライン申請が行えるマイナポータルやぴったりサービスにつきましては、現在子育て分野を中心とした16項目で登録を行っておりますが、今後マイナンバーカードの普及に合わせて、登録を広げていきたいと考えております。

次に、国における行政手続きの押印廃止の動きを、どのように受け止めているかについてお答えします。

行政手続きの押印廃止についてでございますが、行政サービスを利用される方の負担の軽減等の効果が期待されることから、国及び多くの地方自治体で、実施または検討されているものと認識しており、本市でも検討していかなければならない問題であると受け止めております。

次に、コロナ禍における市内イベント開催の考え方についてでございますが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お釈迦祭り、みなとまつり、大隅の國やちちく松山藩秋の陣まつりをはじめ、地域の公民館や自治会単位の学習行事も、中止または延期となっている状況であります。

今後のイベント開催の判断についてですが、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、令和2年11月12日付事務連絡で、来年2月までの催し物の開催制限等及び感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底について、通知が出されたところであります。本市での発生状況等も注視し、感染拡大防止ガイドラインに則りながら、新しい生活様式に対応したイベントの形でできる

よう、関係団体と連携を図っていききたいというふうに考えております。

次に、E d T e c hの活用による教育の充実についてお答えします。

A I、ビッグデータ、I o Tなどの技術の急速な進展によって、Society5.0時代の到来が予測されております。I C Tを日常的に活用することが、当たり前の世の中になっています。新学習指導要領では、初めて情報活動能力が学習の基盤となる資質、能力と位置付けられ、教育の情報化を一層進展させなければなりません。現在、G I G Aスクール構想の早期実現に向けて、一人1台のタブレット端末の整備が進められ、令和3年4月から運用を始めようとしているところであります。

さて、教育の情報化を進めるにあたっては、E d T e c h、いわゆるA I教材など先進技術を活用することで、新しい学びの効果が得られる可能性があります。今後も、先進的な様々な実証事業の研究の成果と課題を踏まえながら、本市の実態に応じた、I C T環境の充実を図っていききたいと考えております。

現在の取り組みや今後の具体策については、教育長が説明をいたします。

○教育長(和田幸一郎君) 小野議員のコロナ禍における市のイベントの開催の考え方について、お答えいたします。

教育委員会におきましても、青少年の海外研修、国内研修、ジョガー駅伝等、様々な行事等を中止または延期としてきたところでございます。今後におきましても、市長部局と同様に基本的には、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、令和2年11月12日付事務連絡で示された内容に基づき、行事等の内容を個別に見て、実施の可否を判断することとしています。

また、併せてその際は、関係者の意見等を何うとともに、地域の感染状況を踏まえ、参加する方が不安な気持ちにならないよう感染予防対策をしっかりと行えることを確認した上で、総合的に判断したいと考えております。

次に、E d T e c hの活用による教育の充実についてお答えいたします。

現在、管理職や情報教育担当者を対象に、鹿児島大学大学院の山本准教授を招へいして、一人1台端末の活用について研修を行い、教科等においてI C T機器を効果的に活用できるよう、指導計画を見直しているところです。また、今回端末には、児童・生徒の思考や表現をサポートする授業支援ツールを導入いたします。更に、松山中学校では、県の委託事業で、英語科においてA I教材Q u b e n a (キュービナ)を実際に授業で活用しながら、有効な活用法について研究を進めているところです。

以前もお答えしたとおり、本市においても、将来的にはE d T e c hなど先端技術を更に活用し、これからの時代に適応した学習基盤を作り上げていく必要があると考えております。

一方、教育の情報化を進めていくためには、I C T環境を充実させる同時に、教員の情報教育、I C T活用指導能力を向上させることが不可欠です。教員のI C T指導力を向上させながら、まずは学校内におけるI C T活用の充実を図り、その後、段階を踏みながら次のステップとして、オンライン通信システムの構築につなげていききたいと考えております。その過程で、E d T e c

hなどの先端技術を積極的に活用していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） それぞれ市長、教育長に答弁をいただきました。市長の方の答弁で、答弁漏れがありましたけれども、ペーパーレスとタブレットについては、全然答弁をなされておられませんけれども、これはなぜなのでしょう。

全然そういった質問通告のいわゆるペーパーレス化、タブレット、あるいはAI、RPAそしてオンライン化、こういったのをひっくるめて、簡潔に情報技術という観点で多分答弁されたんだろうと思いますけれども、もう少しですね、やはりしっかり通告しているわけですので、具体的に答弁をしていただきたいなと思います。これは、後段一問一答でやらせていただきますので、配慮方お願いをしたいと思います。

この行政のデジタル化の推進ということでいえば、国において来年9月に、市長も既に御存じのように、デジタル庁を設置するという方針で動いております。そこが司令塔となって、結局縦割り行政を廃止した省庁横断的な仕組みをつくり上げるんだというふうに言っています。それはもう取りも直さず地方自治体においても、縦割り行政の弊害を打ち破る、縦も横もつながる、そういったデジタル化の推進になっていくという思いで、すごく期待をしているんですが、この点について、市長の率直な御感想をお述べいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今日の新聞でも、自治体システム共通化ということで、それぞれ今までの取り組みというのはばらばらであったわけですが、そういうデジタル庁ができて、そして自治体と一緒に取り組んでいくということでは、より市民の皆さんにサービスができるんじゃないかと考えております。もちろん、縦割りの弊害も緩和されるということで、市民のサービスにつながっていくと考えております。

○15番（小野広嗣君） 同じ理解だと思えます。今回の国の動きを見て、本市においても、先ほど市長が言われたように行政サービス、そして市民にとって使い勝手のいいサービス、そして職員にとっては働き方改革、こういったものが進んでいくんだろうと、それをまた加速させていかなければいけないという思いで、今回質問をさせていただいているわけですが、大事なことは今からでも本市において、これまでやってきたことがいっぱいあるわけですので、取り組めることに関しては速やかに取り組んでいくと。国のDXを待っていれば、もう少し時間がかかりますので、それよりも先に動ける、このことがすごく大事と思うんですが、市長はそこについて、待ちではいけないと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども議員の方から話がありました、福岡市が先進地事例を、実際実施しております。そういうところに、実際やっているところに現地研修もして、総務課長にもその話をしているところではありますが、実際、現場に行って、そういうものを確認して、おっしゃるように早めに取り組めることは取り組んでいこうという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） 現行の志布志市の制度、こういったシステムを活用して、できることから手をしっかり付けていただきたいと思います。

併せて、今回この電子自治体推進会議とか推進リーダーとかそういったシステムがありますね。

この会長が副市長、副会長が情報管理課長、そしてそれぞれの課長がそれぞれそのメンバーになっていますね。その推進会議の中で、今後ともこのデジタル庁を国が進めていく、行政のデジタル化に対して検討を加えていくのか、それとも何らかの形を変えて進めていくのか、そこを少し市長、答弁をいただければと思います。今の段階での考え方で結構です。

○市長（下平晴行君） 今の質問では、取り組むためにはそういう組織等の設置が必要になってくると思いますので、そこ辺は先ほどありましたように、副市長が先頭に立って取り組みをしていかなければいけないということでもありますので、しっかりと連携を取りながら、取り組みをしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長のそういう答弁でありますので、そういうことであれば、僕はこの後言いたいことはあるわけですが、まずもって市長がそういう答弁をされたということであれば、そのリーダーである副市長にも行政のデジタル化へ向けた思いといいますか、決意といいますか、そこを少しお述べいただければと思います。

○副市長（武石裕二君） この情報化計画を策定をしているところでありますが、現在、3次という形で、過去、1次、2次、それぞれ策定をし、計画に沿った形で実施を進めてきている状況でございます。そういう状況の中でこの情報化計画だけでなく、ここについては各課横断的に関係が出てまいります。先ほど議員の方からも縦割りの弊害、それから、それを打破するんだという質問の中でもございましたとおり、当然、デジタル庁というのが創設をされます。どの計画においてもなんですけど、今、その主務課だけで計画を策定すると。そしてそれを実施をしていくというのは、非常に困難な状況でもあります。それに加えて専門的な知識の方、それから民間の企業の方の協力もいただきながら、計画を実施していくと。この情報化については、平成29年に第3次を多分策定しておりますが、その策定の時期と今を比べたときに、非常に進んで国の方もですけどIT・IoTを駆使をしながら、各分野、産業においても進められているという状況にあります。事を成すには、まず組織の在り方がどうなのかということ。その戦略において、しっかりと方向を向いた組織化をする。それから、それに長けた人材を置く。そして、何よりもなかなか厳しいんですけど財源、そこをどこから引っ張り出して実現化をするかということがございます。今回これについては、コロナ禍の状況それからデジタル庁の創設ということで、いっしょくたんにこの会議の中で計画という方針を定める。12月7日に、早速会議を開く予定でございます。その中で、今後の推進の在り方とか、あと2か年残っております。この計画がまだ実施がされていない部分等もございますので、しっかりと7日の会議の中で、方針を定めて進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、副市長が述べられたことは、十分理解ができる答弁であろうと思うわけですが、僕は市長、本当に国がデジタル庁を立ち上げて、スピードアップを図っていくと。これは、国際化の流れの中でかなり遅れをとったわけですね。やはりICT大国、そういう銘打ってきましたけど、なかなかそれが進まないという状況にありました。だからそういった中で、今回こういった国の動きを受ける前に、先ほどの福岡市の事例だけではありません、い

いわゆるデジタルの総合戦略本部というものをしっかりと立ち上げて、デジタル総合戦略をもう策定している。そしてまた策定しつつある、こういう自治体もあるわけです。そういったことを考えたときには、今副市長を会長とするそういった課長が揃う会議、当然大事です、これは。けれども、今、後で言われたように、専門職をしっかりと入れ込んだ、そこに精通した人たちを入れ込んだ、デジタル推進室というようなものの立ち上げが必要なのではないかと思いますが、専門人材、後で出てきますけど、AI担当職員というのを置いている自治体もありますよ。そういったことも含めて、本市はこういった行政のデジタルの推進をしっかりとやって、市民の利便性も図ります、働き方改革もやっていますという、PRもしっかりできるんじゃないかと思います。そういったデジタル推進室の在り方については、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはりこういう新たな事業に取り組むときには、やはり室なり、課は無理でしょうけども、先ほどありましたように、専門の職員等々を入れた形での室が必要ではないかと思っております。

○15番（小野広嗣君） 今市長がよく理解をされて、そういった推進室、名称はいろいろあるでしょう。デジタル推進室でもいいですし、そういったデジタル市役所を目指すんだという姿勢が、市民にしっかりと伝わっていくような組織の立ち上げを、今後検討していただければと、十分市長が理解をされての答弁でありますので、この後は個別に具体的に、先ほどのペーパーレス化も含めて、お聞きしたいと思います。まず、このペーパーレス化とタブレット導入については、なぜ今回教育長の方に通告をしなかったのかということ、先生として、先生として子どもたち一人1台のタブレットの導入が進んでおりますので、以前よりペーパーレス化というのは、少しずつ進んでいるだろうと想定しておりました。そういった意味では、あえて通告をしませんでしたけれども、今まで以上にペーパーレス化に向けて、教育長の音頭で、現場でしっかり取り組んでいただければと要請しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

市長の方に、この件については特にお聞きをしたいと思ひます。この下平市政になって、このペーパーレス化がどれだけ進んできたのかということが、一番知りたいことであります。そういう意味では、本田市政の後半部分の2年間でもいいでしょう。そして、下平市長になってこの3年間、約5年間によるこのペーパーレスの動きがどうなっているのか。その減少はどうなっているのか。そういったことも含めて、数値で分かるように出していきたいということで、当局の方にもお願ひをしておきましたので、そういった数値を市長もお手元にお持ちだと思ひます。私も持っています。そういった観点から、どういう分析をされているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） コピー用紙の購入量の推移を見ますと、平成27年度が622万8,250枚、令和元年度が512万8,450枚で、年度ごとに増減はありますが、5年前と比較しますと109万9,800枚の減少となっております。

どこまで進んでいるかということでございますけれども、これは両面印刷や裏面の利用のほか、課長会における資料につきましては、原則1枚としております。グループウェア上にデータを掲載し、配布枚を減らす取り組みなど、できるところから取り組みをしている、削減を進めている

ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 聞いていけば、すごく減ったような報告になっていますけど、多少は減っていますよね、市長が言われたように。だけれども比較をどこにするかということだろうと思うんですが、平成27年度は622万というずば抜けて多い年度ですね、その後520万、100万減って、そして下平市長になって今度は40万増えて、そして昨年度は70万増えているんですよ。そして今年度が70万また減ったと。これは年度ごとによって業務の内容によって違いがあるから、多少それは分かります。今度は逆に金額を見ていくと、本年度は先ほど市長が言われたように減っているんですけども、金額としては大きく膨らんでいますね。これはやはり諸般の事情、コピー用紙の値上がりとか様々あったんだろうと思います。そこは十分配慮しますけれども、やはりしっかりと見極めながら、この5年間の推移、枚数、金額。しっかりと見極めながら、やはりペーパーレス化は図っていただきたいと思うわけですが、このほかに、いわゆる志布志市の市報、議会だより、会議録等々、そういった外注しているものまで含めたら、途方もない数になるし、大変な金額になっているということを、しっかりお互いに共有しながら、ここは取り組んでいかないといけないというふうに思うんです。そういった意味から見たときに、今、市長もできるところからやっていくという答弁でありましたけれども、本市においては、この行政内部事務のペーパーレス化を推進する基本計画、そういった推進表みたいなものはないんですか。各課、そしてそれぞれの係、業務、そして年次的にはどうやっていくんだと、そういったものがしっかりと、ただ、できるところからやっていきますという答弁になるんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、地球温暖化対策実行計画に削減目標を掲げているところでありますが、具体的な取り組みにつきましては、資料の両面印刷や使用済み用紙の裏面使用、グループウェアへの電子データの掲載などの取り組みを行っております。今後はデジタル化の推進と併せてペーパーレス化の検討を行ってまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 質問の趣旨は、ペーパーレス化を図る上での推進計画表を、各課、各事業ごとに、そして実施時期はいつになるのかと、そういう洗い出しを、しっかりと行っていた上での進行管理ができていっているんでしょうかという質問ですからね、本市はできているのかということですよ。

○市長（下平晴行君） 大変申し訳ないですが、計画書は策定しておりません。

○15番（小野広嗣君） これからしっかりと市長も取り組んでいくということですので、そういった進行管理ができる計画表をしっかりと出して、この事業には取り組んでいってください。よろしくお願ひしたいと思います。

あと一方で、ペーパーレス化を図っていく上で、対になってくるのがタブレットの導入だろうと思うんですね。このことに関しては、同僚議員もこれまでも何回となく質問をされております。タブレット導入をすることによって、いわゆる効率化が図られる、ペーパーレス会議、そういったもので本当に適正な効率のよい会議等もできるし、そこに携わる職員の軽減も図られるし、環

境の負荷も図られるし、様々なメリットがあります。そういった意味では、本市においても課長会等もありますけれども、できれば課長会等でも、紙等を使わずにタブレットを導入して、ペーパーレス会議等をはじめることによって、皆さんの意識改革も変わるんじゃないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 課長会につきましては、来年からテレビ会議システムを活用し、本庁と各支所をつないで実施する予定であります。資料の必要性も含めて、効果的な会議の方法を検討してまいりたい。併せて、先ほど言いましたようにいろんな会議では、A4一枚で資料を作成するようにして、できるだけ今おっしゃったような、ペーパーレス化に取り組みをしていくという考え方でございます。

○15番（小野広嗣君） 市長が一步前進してそういった考え方であると理解しますが、一方で市長、併せて職員の側はそうでしょうけど、議会の側のペーパーレス化も図っていかなくちゃいけない。そういう意味でのタブレットの導入も必要ですね。議員の皆さんもほとんどの方々が、電子機器を使って仕事をされるような時代になってきております。そういう意味におきましては、もう過去に我々議会の側も、ここにいらっしゃる執行部の皆様方も、ここでいわゆるこのタブレットを通じた操作の方法、そういったのをソフト会社を呼んで行っているんですね。それでグッと進むかと思ったら、残念なことにそれ以降、棚ざらしになっているという状況で、すごく残念なわけですが、それ以降同僚議員の方からも、野村議員の方からの質問があったかと思いますが、そういった中で、しっかりと市長は、行政の側と議会の側がやはり同時に取り組むことがより効率的であり、効果的であるという答弁をされています。そしてそのことについては、議会と一緒にになって共有し、協議をしてまいりたいとおっしゃっています。だけれども、1年以上経過していますが、そのことがまだなされていない。これは、一つは僕はそのことをぎんぎん言うつもりはないです。ただ、国がこういう行政のデジタル化を進めようというときに、今までのこの議論が無駄にならないように、しっかりとスピードアップを図りながら、このペーパーレス化と執行部と議会、同時のタブレットの導入については、大きく前に踏み出していきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 執行部として、議会の中に入り込んでいいのかどうかというのは、ちょっといろいろありますので、しかし、おっしゃるように、これは全体が一緒にやって取り組まないと、議会だけが取り組んでもということで、私は答弁をさせていただきましたが、一緒になってどういう形で取り組めるのか、それには十分協議をしていかななくてはいけないと考えております。

○15番（小野広嗣君） 議会の側のどこまで踏み込めばというけれども、いわゆる予算執行は、議会が認めるか認めないかというのは、後の問題であって、提案する側は市長じゃないですか。そこはしっかり、議会でそれが認められなければ、それで終わりですよ。それはそれでいいんだと思います、議会の判断でしょうから。でも執行部側としては、今の行政のデジタル化を目指す上で、今このとき必要なんだということで、提案されればいいわけです。そこをちょっと、あま

りにも議会に遠慮されるというか、そういう姿勢は、下平市長らしくない答弁だなと思いますが、もう一回そこをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 私も議員をした経緯で、あまりそういうことは言えませんので、そこ辺は先ほど言いましたように、どういう形で進めていくのがいいのか、協議させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 大分、これは時間を経過している中身でありますので、協議検討するにあたってはスピードを図って、少し早めの対応を要請しておきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。オンライン化の手続きということで、これは書面と違ってオンライン化を図ると、一回入力をする、その次から入力した内容の主な部分がもう入力なくて済むとか、郵便番号を押すと、もう住所がポンと出るとか、そういった様々な便利な機能がありますね。こういった便利な機能を使って、市民の利便性を図るためのオンラインの手続きをどんどん増やして行ってほしいと思っているんですが、そこについて、ちょっと答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） オンライン化でできる行政手続きの洗い出しが必要になってくるんじゃないかと思っております。条例や規則による制約、システムの導入を要するかなど、中身を十分精査して、取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 当然、これからであろうと思うんですけども、今、市長が言われたようなことを、しっかりもっと細かく聞きたかったですけど、多分そこまで、まだまとまっていないんだろうなと思いますので、一旦避けますけれども、そう言われたようなことをしっかり洗い出しをして、そこが第1ステップだと思って、取り組んでいただければと思います。

あともう一点、本年3月に鹿児島県は官民データ活用推進基本計画というのを策定しております。この計画は、県に蓄積されたデータ等の積極的な利用環境の整備等を図って、地域課題の解決や県民の利便性向上、そして業務の効率化を更に進めるための基本的な方向性を示した計画となっています。このことについての御理解、そしてそういった計画書をお読みになっているのか。市長が出なければ担当課でも結構ですが、そこを少しお示してください。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。

その基本計画につきましては、ちょっと読んでいないところでございます。オープンデータの取り組みにつきましては、昨年度、本市の地域年齢別人口、それから自治会別世帯数、指定緊急避難場所一覧等につきまして、オープンデータの公開について取り組みをしたところでございますが、その基本計画の内容については、ちょっと詳細に読んでいないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 情報管理課長の方でまだ読んでいないということでもありますので、こういう行政のデジタル化を推進する上で、国も実は昨年、デジタルファースト法ともっと長い名前があるわけですが、そういったものが出来上がって、法が成立して、そういったものを受けて、今私が述べたような推進計画が出来上がっているんですね。ですから、そういったものをしっかり情報管理課長の方でも押さえていただいて、市長の方に、その大事な部分をまたしっかりお伝え

していただければと、それで結構かなと思いますので、ぜひこれは、課長の方から市長の方へまたお伝えをしていただきたいと思います。

あと、AIやRPAの活用ということになりますけれども、今定例会でも、市長が少し予算化をされておりますね。AIとRPAの活用ということも含めて、予算化をされております。この内容について少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） RPAにつきましては、本年度三つのモデル業務を選定し、来年4月からの実施に向け、準備を進めているところであります。また、併せて紙媒体からの情報を読み取るデータ化するAI-OCRにつきましても、業務効率化の効果が期待できることから、導入したいと考えているところであります。

○15番（小野広嗣君） 今回の予算書を見て、少し嬉しかったわけですが、これまでこういったことに関しては2回ほど質問して、今、市長が述べられました、前回導入効果の高いモデルとなる事業の選定、そして導入システムの検討を行って、令和3年度にモデル事業で導入の取り組みをしていきたいと考えているという、私の質問に対しての答弁でありましたが、実際そういう方向で動いていただいて、これはスピード化されているなというふうに評価をしているところでございますので、今後ともAIの導入の必然性というのは、これまでのやり取りで、市長が本当にそれは大事だと施政方針でも述べていただいていますね。ですから、これはスピード化を今後どんどん図られるんでしょうけど、RPAとAI、こういった新しいデジタル技術を活用した市民サービス、働き方改革、こういったものにつなげていっていただければと思いますので、今回がモデル事業として3事業ほど進めていくと。そして明年以降、またその事業として取り組めるものがあるとなれば、それをまた次年度へ向けて取り組んでいく、そういう考え方であろうかなと思うんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。それではマイナンバーカードの方に移らせていただきたいと思います。

このマイナンバーカードに関しては、先ほど市長の方からありました、国・県のレベルからして少し低い状況にあるということで、枚数までお示しをいただきましたけど。これは19市ある中で低いというよりは18番目なんですよね。もう一つ、もう市は申し上げませんが、下にあると。だけれども、本当に鹿児島県の中でかなり最下位層にこの普及率があるということで、本当にちょっと残念だなと、努力はされているんでしょうけど、先ほどいっぱい言われましたので、僕が聞きたいのは、先ほどの出張サービスとかいろいろされていますね、臨時的な取り組み。そしてそういったときには、「5人以上で申し込んでください」とか、今まで広報されていますね。そういった分の活用状況によって、結果がどう反映されているのか、そこを少しお示ししていただければと思います。

○市民環境課長（留中政文君） 今、自治会の方にも、今年度になりまして8人以上申請される方がいた場合に、出張して申請を受け付けております。今の実績といたしましては、今、8団体

72名分の受付をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 課長の答弁はそれで結構ですけれども、市長も当局も既に御存じだと思いますけれども、いわゆるこのマイナンバーカードを活用して、マイナポイントが選べるようになっていきますね。5,000円上限でポイントが付く。このことについては、市報の4月号でも説明をしていただいていますけれども、実際、この事業がスタートしたのは7月以降ですよ。そうした場合に、今後もこの事業は少し残っていますが、お知らせという欄で、説明をその後もしていただいているんですけど、あまりにも簡略化されていますので、あれをみただけでは、市民は全然分かりません。ですから、再度しっかり散らし等を使って、その活用することによって、これだけのサービスを受けられるんだということを送便等に入れて、しっかりとじっくりと市民が閲覧できるようにしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） マイナンバーカードの活用の仕方と併せて、メリットというのが実際あまり表面に出ていないということでもありますので、今おっしゃったように、広報なのか回覧なのか、市民の皆さんに、より分かりやすいような取り組みをしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、そのように取り計らっていただければと思います。このオンライン化のことも先ほどから言っておりますけれども、それを進めていくときに、本当に大事になってくるのは、先ほどのマイナポータル・ぴったりサービスをフルに活用することが大事だとなっています。その中身については、市長、もう申し上げませんが、その自治体が、どういう内容の取り組みをしているかというのは確認できます。そして、電子申請機能が可能になる。だから幅広い行政手続きが、パソコンやスマホからできるわけです。先ほど市長が言われたように、本市も子育てワンストップサービス、これは16項目にわたってやっています。ところが、全国の自治体あるいは鹿児島県の中にも、16の枠を超えて30であるとか40であるとか、そういう手続き状態に入っています。いわゆるうちにはない介護ワンストップサービスであるとか、被災者支援ワンストップサービスであるとか、こういうものが全然うちには入っていないんですよ。すごく残念だなと。なぜかと言ったら横並びだからです。横並びで自治体間がやっているからです。そこを打ち破っている自治体は30も40もやっている。鹿児島県も15、6じゃ結構多いんです。それは横並びなんです。そこらをやはりしっかり打ち破っていかないと、真の行政サービスにつながらないと思います。どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私が関係課というのをやめて、全課で取り組もうということ、あらゆる事業について話をしているわけですが、今おっしゃったとおり、やはり横並びというのは、その関係する課だけの対応じゃないかなと考えておりますので、そのことも含めて全課で協議をして、どの事業を入れることができるのかどうか、そこも協議しながら進めてまいりたいと考えています。

○15番（小野広嗣君） 今後、様々な行政サービスを追加していただきたい。他市にできて、本市にできない理由はないと思うんですね。そこは、市長のリーダーシップの下、担当課にしっかりとつなげていただきたいと思います。

あと、この項では最後になりますが、もうこれは市長のコラムの中でもしっかり出ていましたけれども、国が行政文書を洗い出したら99%はデジタル化できるし、印鑑は必要ないということが出ています。そうすると、地方自治体はそこと連動していくわけですので、そうなった場合の地方自治体におけるいわゆる押印が要らないという、そういった書面、こういったものの洗い出しというのが急がれると思うんですが、ここについては、どうお考えなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） まずは、現状の把握が必要であると考えており、現在、本市の窓口で取り扱っている文書の押印の有無、取り扱い件数等の洗い出し調査に着手したところでございます。非常に多くの書類についての調査であるため、時間を要しておりますが、年内には結果を集約できる予定でございます。調査結果を集約した後の押印廃止の検討の方法については、今後国が作成する予定であります、地方自治体向けのマニュアル及び先進自治体の事例を参考に、順次決定していく予定でございます。課長会で10月26日に依頼をしたということで、取り組みをしているということでございます。

○15番（小野広嗣君） 僕も冒頭申し上げましたけれども、国の方からもそういったマニュアルがいずれ届きますけれども、その前に、もう見えていることに関しては、しっかり洗い出しをやってスタートを切る、さっきの第1ステップという段階ですよ。これを進めて、12月中に大体そのめどがつくということは、やはり下平市長の国の政策に対する敏感な反応だなということで、評価をいたしたいと思っております。今後とも、すごく大変な作業になろうかと思っておりますけれども、市長のリーダーシップの下において、しっかり取り組んでいただければと思います。

今回、第1問としては、行政のデジタル化ということで色々細かいことも申し上げましたけれども、あと一点、すごく大事なことを申し上げてこの項を終わりにしたいと思うんですが、それは、一方でデジタル行政を進めていく上で、取り残されていく方々に対する配慮という問題ですね。俗にいうデジタルデバイド（情報格差）を生まない社会をつくり上げていくということが大事なんです。実は、つい最近出た本で、「デジタル化する世界と金融」という本がありまして、3人の日本人の方の著作になっていますけれども、これを見ていくと、読んだんですけれども、デジタル化を推進するには、アナログ例外を助ける覚悟が必要である。デジタル先進国である北欧の例を出して述べているんです。そして、なぜ日本がデジタル化に時間がかかっているのか。理由が大きく三つあると、そこでは言われています。一つ目が、日本は優しいからであるとありました。後ほど述べます。2点目は、先ほどから言っている役所の縦割り行政の弊害、3点目は、国民がどれだけ時の政府、国を信頼できるかによって大きく変わると大きく指摘をされてきました。この2、3は今回述べませんけれども、日本は優しいというのはどういうことかと申し上げますと、いわゆるデジタル化を推進していくと、その議論をしていくと必ずそ上に上ってくるのが、デジタル化の波に乗れない人をどうするのかという議論なんです。日本では、多くの場合そういう人たちのために、アナログという選択肢を残してきたんです。それはそれでこれまでは良かったと思います。しかし、北欧では違っています。アナログの選択肢を残すと、デジタル化のスピードが遅くなるというふうに、効率的ではないと考えるんですね。それはあくまでも国民

サービスのために。言いたいのはここなんです、ただし、デジタル弱者を切り捨てるわけでは決してないんです。国民全員にデジタル化に協力してもらうために、デジタル化の波に乗り遅れない人に、乗れるようにきちんと優しく、どこまでも手を尽くしていくという取り組みなんです。そして、学び直し、こういったことも社会人にもしっかりやっていく。一社に勤めて、ずっと一生涯、一社で生きていくという時代ではないわけです。そういったことから考えたときに、こういったリカレント教育、学び直しということも力を入れています。

わざわざこういう話をするのは、本市がデジタル行政を進めていく上で、そういった本当に手取り足取りというところまでの配慮をしながら、この情報弱者のために施策を打っていただきたいと、そういう思いでこの一点だけは、ここを締めるにあたって強く要請をしておきたいと思いますが、市長の答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 例えば東京等、都会へ行きますと、カードであらゆることが済むわけがありますが、特に田舎の方では、そういうカードの使い方等のシステム等々も無いわけでありませぬけれども、今おっしゃいましたように、そういう活用ができるとなると、いわゆる現金の出し入れもないし、スムーズにその生活もしやすくなるという観点から行きますと、そういう優しい活用の仕方、取り組みの指導等がどこまでできるのか分かりませんが、活用できるような体制づくりが先進事例等もありますので、取り組みしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） どうしても役所の仕事というのは、ほかと比べられない特別な仕事ですよ。ですから、あくまでも自分たちの仕事に都合がいいようなやり方をつい考えてしまう。そうじゃなくて、あくまでも住民目線というか、住民を想定したやはり組織の在り方、働き方改革においても、何のために働き方改革にするのか。それはやはり住民のためであるという視点を見失わずに、この行政のデジタル化については推進をしていただければと、要請をしておきたいと思います。

次に、コロナ禍におけるイベントの在り方ですが、それぞれお答えいただきました。市長の方からもありましたように、もう既に市長、本年は大きなイベントだけではなくて、公民館そして自治会、それぞれ様々な行事が中止になってまいりました。本当に火が消えたような、ある意味で市内自体がどんよりとした雰囲気の中で、元気が出ないなというような声もお聞きをしました。いろいろお話をしていくと、例えば七草がありますね、七草も公民館でやるとちょっと密になるからどうしようかと思っている。そうすると、でも親御さんのこともあるから、子どもさんたちのこともあるから何とかやってあげたいなということで、「うちは体育館でやるように決めました」とか、現場ではあるんですね。だけれども、そういうことが地域地域で違ってくると、同じ市内で小さなまちですので、すぐ情報は飛び交って、おかしなことになってくる可能性もあるわけですね。そういう意味では、国や県のガイドライン等もしっかりありますけれども、それを参考にしながらも、行政に一番身近な市民の方々に国や県のガイドラインを分かってもらうためには、市としてももう少しそしゃくした内容、国・県のやつは細やかですからね。もう少し陽性感染者が出ているか出ていないかでも全然違って、安心はできませんけれど、本市では今のところ治

まってきた。レベルでは本当に一番低いところにあります。そういった状況下での目安となるガイドライン等を、しっかり身近な市民にお伝えすると、自治会にしても、公民館にしても、団体の長にしても、市民にしても、判断がしやすくなるんじゃないかなと思うんですけど、そういったことも今後は考えていっていただきたいなとも思って、こういう質問をさせていただいています。

○市長（下平晴行君） 今回の新型コロナウイルス感染症におけるイベント開催の判断につきましては、やはり影響が広範囲に及ぶことや、疫学的な見解に立って判断することも必要になりますし、主催する方、参加される方の双方の気持ちに不安があってはなりませんので、国のガイドラインに従って、イベントごとの開催場所や参加する客層、人数などの状況を個別に勘案し、必要があれば、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の意見を得ながら対応するということが、適切ではないかというふうに考えます。議員のおっしゃる、やはり国のガイドラインじゃなくて、市のガイドラインを作るべきじゃないかということで、これはやはり市民の皆さんがより分かりやすく、3密はもちろんですが、新しい生活様式、手洗い、マスク、それから距離、そういうのも一緒に、菅総理が「マスクをしながら食事をする」とおっしゃったのは、これは、それほどマスクが大事だと私は受け止めておりますが、そういうことも含めて、市民の皆さんに情報提供をしていくべきじゃないかというふうに考えているところであります。

○15番（小野広嗣君） 本当に市役所というのは、市長、市民にとっては一番頼りにされている存在でありますので、そこが発出する情報というものをすごく参考にしながら行動をされると思いますので、このやり取りを少し参考にさせていただきながら、本市として分かりやすい目安を今後出していっていただきたいと要請をしておきたいと思えます。

今後も、コロナの感染状況を見極めながら、いろんな判断が強られるわけでありませうけれども、財政面を考えても来年のことを考えると、少し抑制していかなければいけないんじゃないのかと、そういった心配もするわけですね。そうした場合に、先ほど本当に市長が言われましたように、各団体の方々、そういった立場の方々ともしっかりと協議をしていかなければいけないということがあります。そして、例えば、来年大きなイベントを開催するとなると、寄付集めにも苦労する場合が出てくるわけですね。そういったことも含めて現場としっかり語っていく。そういうことを考えていったときに、もしやるにしても、財政的な支援をこれまで以上にあげないと、イベントが開催できない。そういうこともあり得るわけで、そういったことを考えたときのイベントの在り方、今後の財政の見通しについて、簡単で結構ですのでお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは事業の持続、そして雇用の持続を含めてどう運営が滞らないように、あるいはやめられないように、いわゆる事業継続をしていただくための対応がしっかりと今までどおり、やはりもうちょっとどういう方々が、この新型コロナウイルス感染症に対して困っておられるのか、その辺の調査もしっかりして、対応していかなければいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） あと、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、明年1月1日、これは市制15周年記念になりますよね、基本的には。その記念行事等がこういうコロナ禍の状態ですから、いろいろあったんでしょうけど、その事業の検討はなかったのか。そして、具体的に言えば、また出初め式等も考えられますね。出初め式等は二部制に分かれていますけども、例えば、この二部制を一部にするのか、あるいはそのままやったときに、表彰式等もかなりの数で手渡しがあったりするわけですけど、その辺はどう考えていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） そのことについては、内部での協議というのは全くしておりません。これは、いずれかの時点で実施しなければいけないと思っておりますが、こういうコロナ禍の中では、そういうような状況でございます。

○総務課長（北野 保君） 出初め式についてでございますけれども、消防幹部会の方で協議をさせていただきまして、式典については中止と、表彰式については、文化センターの方で行うということで決定しております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。一応出初め式の方は、そういう一部形式でやるということになりますね。当然、文化会館でしっかりとした体制を取って行われるというふうに思います。

市長、15周年事業ということであれば、コロナがスパッとやめば、4月ぐらいを起点にして開催ということもまた考えていただければというふうに思います。何でもかんでもコロナがあって中止するといえば、感染状況を見極めながら、できるイベントはやはりやってほしいんですよ。でないと市民に元気が出ない。といったことも、やはり判断材料の一つですよ。別の考え方もあるわけですので、お願いしたい。

教育長、特に今市長とやり取りをしましたけれども、15周年記念事業と言え、いわゆる1月に四代目三遊亭圓歌独演会が組まれています。こういったところに、15周年記念事業という冠を付けて、講演会はなぜ1月にあるのにできなかったのか。そういうことを全然考えていないんじゃないかなと思うんですが、そこらはどうだったんですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほどいろんなイベントが中止になって、市民が元気が出ないという話をされましたが、まさに私もそのとおりに思っております。そういう中で教育委員会関係の様々なイベント等も中止になったりしておりまして、唯一、三遊亭圓歌師匠の独演会を開催をすることになりました。案の定1,000名の規模ですけれども、一応半分、ソーシャルディスタンスの確保を図るということで、500名の収容ということで前売り券を売りましたら、あっという間に売り切れて、500人いっぱい詰まっているという状況でございました。それほど市民が要望を、思いを持っているんだなということを感じました。

併せて、今15周年のことを言われましたけれども、これを開催するにあたりまして、15周年のことについては、正直なところ、全く考えない中での実施ということになっております。

○15番（小野広嗣君） そこはすごく残念ですね、市長。いわゆる15周年、少なめでも結構ですよ。市民と一体となってまちづくりを考えるという意味では、15周年というものを、「市が

誕生して、本年は15年なんだな」「また新しい気持ちでスタートしたいな」という、市民だっていらっしゃるわけですよ。そういった意識を喚起するためにも、冠事業でそこに付けるだけでも、そこに参加された方々がまた帰られて、「15周年だったんだよ、それを記念しての事業だったんだよ」って、全然インパクトが違うんですよ。やはりその何か配慮が足りないなというふうに思っていますので、もうこれそういうことでスタートしておりますので、何らかの形でいろんなイベント、行事の機会を通じて、市制15周年ということは、やはり行政の側も教育委員会の側もお伝えをしていただければと思います。

市長、本市は昨年、あいおいニッセイ同和損保と包括協定を結んでいますね。その協定の中身を見ていくと、地域暮らしの安全安心に関すること、そして防災・災害対策に関することと、いろいろと6項目提携をしています。ここはもうリスク管理のプロ集団と言われています。ですから、ここに、このコロナ禍における様々な相談とか問い合わせとかはされていないんですか。

○市長（下平晴行君） ドライブレコーダーの関係とマップをいただいておりますので、そこと併せて、今おっしゃったように損保のそういう能力を活かせるようなことはできないのか、そこは協議していきたいと思えます。

○15番（小野広嗣君） 市長、なぜこういう質問をするかという、多くの全国の自治体がここと包括協定をやっているんですよ。そして、このコロナ禍におけるウェブセミナーまでしっかりやっていて、そしてそれを受けた自治体においては、BCPを見据えたテレワーク導入のポイント、そして高齢者施設における感染症対策、そしてコロナ禍における様々な対策、こういったものをしっかり学んで、意識啓発につながったという自治体が結構出ているんですよ。うちも同じく提携しているのに、そういう情報をつかんでいないから学んでいないんですよ。すごく残念でしょうがないんですけども、せっかく提携しているわけですから、少し感想をお述べください。

○市長（下平晴行君） 連携協定を結んでいるそれぞれの企業とは、内容をしっかりと再確認して、せっかく協定を締結しているわけでありますので、活用の仕方をしっかりとまた内部で検討してまいりたいと思えます。

○15番（小野広嗣君） 教育長の方に少しお聞きをしたいと思えます。この新型コロナウイルス感染症が出て以降、いわゆるこの公民館活動であるとか、クラブ活動であるとか、文化芸術活動であるとか、様々な行事がストップをして、そこに関わっている中には、一人ひとりの人間がいらっしゃいますね。そういった方々の状況、そこに関わっている方、どういうふうに把握をして、今後のこととして支援をしていこうと、そういった協議はどうなっているんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会関係の対外的な、今言われたようなことで言いますと、例えば青少年の海外研修、山形研修等については、そのときでなければ希望ができない子どもたちもいるというような、そういうことがございます。でも子どもたちの健康にはかえられないという苦渋の決断で、先方と協議したりして最終的な決断をしたところでした。今議員が言われましたように、そのときでなければ、本当は参加したかったのにできなかったという子どもたちのフォローについては、本当に今後大事にしていく必要があるんだなということを改めて感じてお

りますので、今後そういう子どもたちへのフォロー、あるいは市民の方々への還元ということについては、十分念頭に置きながら、中止あるいは延期にあたっては配慮していきたいと思っています。

○15番（小野広嗣君） そういう方向で今教育長が言われましたので、様々な分野に、子どもも大人に対しても目配りをしていただければと。そして、どういう支援が今後できるのかというのも、また内部で検討を加えていただければと思いますけれども、この項で言えば、先ほど教育長も述べられていましたけれども、これまで11月分の国の指針もありました。いろいろと国から出てくるものを見ていくと、なかなか我がまちにおいてどうなのかという部分は、すごく理解しづらいところは結構あるんですね。ですから、先ほど市長に言ったように、そういったものをそしゃくして、我がまちではどうするのかと。教育委員会としては、じゃあ部活の目安としてはこういう目安だと。その目安を示さないと、学校はバラバラで動いてはまたまずいわけです。そういった本当に学校、保護者に分かりやすいそういった目安の出し方、さっき市長には確認しました。教育委員会としても、お示しをいただければと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 学校が一番、密の状態でいろんな活動をするわけでごさいます、今回の新型コロナウイルス感染症によって、学校の様々な行事が中止になったり、教育活動が制限されたりというのがございました。私は、今年の4月以降、各学校に新型コロナウイルス感染症対策について、いろんな教育活動をどのように展開するのかということの各学校の基本方針を作成させておまして、それは全てホームページにアップしております。文科省から通知が来たときに、その内容を盛り込んで、ホームページに更新するようということをお願いしておりますので、市民の方々には学校のホームページを見ると、それぞれの学校の感染症対策、どのような取り組みをしているというのは、多分見ることができると思います。今後とも、次から次に文科省からいろんな通知が来ますので、そういうことを踏まえながら、最新の情報を市民の方々、保護者に提供できるようにしていきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） よく理解をいたしました。ちょっと細かくなりますけれども、一点だけ確認をさせてください。国の出した指針、学校の新しい生活様式バージョン4、こういうのが出ていますよね。これも全部見させていただきましたけれど、最終的には教育委員会と首長部局がしっかり連携して判断をしてくれというトーンなんですね。それはそれで致し方ないでしょう。国が全てを見極めることはできないわけですから。そういった観点から、先ほどの市に応じた細やかな目安というものを持ちながら、対応してほしいということを行っているということを理解していただきたい。

そして、もう一点ですね、その中から見えていくと、いわゆるこのイベント等への参加について、接触確認アプリの有効活用を図っていくべきこととなっておりますよ。このことは、本市の教育現場では、どう理解されているのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 接触確認アプリの対応については、ちょっと具体的に私どもとしては、取り組みは進めていないということでごさいます。

○15番（小野広嗣君） 理解して進めていないのか、そこじゃないですか。全然知らないわけでしょう、本来は。

○教育長（和田幸一郎君） そうですね。失礼しました。このことについては、具体的な把握はできていない状況で、取り組みができていないということでございます。申し訳ございません。

○15番（小野広嗣君） この接触確認アプリは、僕もスマートフォンに入れて、市も呼び掛けていますからね、実際。教育長、市の側からもその接触確認アプリの導入を進めていってほしいと呼びかけているんです。ですから、そういったことから考えたときには、判断はあるでしょう、いろいろと。でもほとんどの中学生が、結果的にはスマホは実際持っている。そうした場合、それをどう有効活用化するというのをしっかりと議論をしていって、何と言っても子どもの安全第一ということがあるわけですので、進めていってほしいなど。これを要請しておきたいと思いますが、少しそこの答弁を求めておきます。

○教育長（和田幸一郎君） 今、この連絡先をきちんと確認するという視点での、接触確認アプリというようなことになっておりますが、教育委員会としてやれることとして今やっているのは、例えば、いろんなイベントのときは、必ず名前を書いて出席をしてもらおうとか、あるいは運動会とか体育祭のときも、出席するときには参加者の名前を書いてもらおうと、そのようなことで連絡先を把握しておりますが、この接触確認アプリについては、私どもまだ十分な指導はできておりませんので、今後そのことについては、また検討していきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） では、E d T e c hの方に入りたいと思います。市長、E d T e c hについては、6月定例会の質問でも、市長も前向きな答弁をさせていただいておりますので、そしてさっきの答弁ですね。6月定例会以降も十分に理解をされていると思っておりますので、主に教育長の方と、少しやり取りをさせていただきたいと思っております。

教育長、6月の定例会で国の補助事業の話をしましたね。これが取りまとめがあって、結果的に地域間格差があまりにも大きいと、温度差が大きいと。実際これ1校当たり約200万円が支給されて、来年の3月までI Tに関する事業がしっかり取り組まれていくといった内容であります。補助金に対して申請が4,449校、そして採用されたのが4,304校。このうち公立学校はほぼ9割超の3,935校だったんですよ。約4,000校です、公立学校で。これにも意識の高さによって温度差がある。ですから、コロナ禍における今後の社会の中でI C T教育、E d T e c h教育が遅れていくと、学力差が生じるということを政府はすごく心配しています。そういった動きについて、どうお考えでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） これからの社会に生きていく子どもたちには、I C T教育というのはもう積極的に進めていかないといけない。これはもう前提の上で、文科省も国の方もG I G Aスクール構想とかあるいはプログラミング教育とか、そういうのを積極的に進めるようにとってきております。今回、議員がE d T e c hのことについて、6月議会でもお話しされましたが、それも子どもたちに、I C T教育の先進的な取り組みというのを積極的に進めてほしいということでもありますので、このことについては、私も全く同感でございます。今後、それこそ

Society5.0の社会に生きていく子どもたちには、これをきちんと踏まえた上で生きていかなきゃいけない、そういう社会になるわけなので、その考え方は全く同感でございます。

○15番（小野広嗣君） よく理解されているんだなというふうには、僕も思っています。本当に本年度からこの順次施行されている新しい学習指導要領に、今言われたとおりですよ、「生涯にわたって能動的に学び続けるため」という記述があって、これは素晴らしいキーワードだなと僕自身は思っています。まさしく今後の社会を生き抜いていくためには、ICTを欠かしてはいけませんよ。いや応なくここに巻き込まれていく、そうであれば、まだどんどん吸収できることから、もう高齢化していくとなかなか覚えづらいですからね。今のうちからこういったシステム、在り方を通じて、まずは慣れようという姿勢で結構だと僕は思いますね。その背後に必ず、来年、再来年EdTechというシステム、そういったことが出てくるんだという理解をしていただければと思うんですが、こういった国の補助事業がある中で、先ほど約4,000校の公立校が申し込んで、既に学習が始まっています。ここの差が出ることを僕はすごく危惧をする。そういう意味では、来年度この事業があって申請すると、年度途中から半年間ぐらい、こういったシステムを学ぶことができるわけです。そこに向けては、どうお考えなのかお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 今年度GIGAスクール構想によって、今年度中に一人1台の端末がそれぞれの子どもたちに配備されるということになりました。まず、子どもが考えるのは、子どもたち一人ひとりが一日も早く、一人1台の端末を使いこなせる、併せてまた教師自身も、端末を使って、子どもたちにICT教育を進めていくという基本的な考え方を持った上で、今後新しい、更にEdTechで求められているソフトとか、そういったことについても、活用を図っていかねばいけないんだろうと思っています。今年度はEdTechの申請というのとはしておりませんが、6月、7月が申請期間であったということ、あと事業者とのいろんな話し合いというのが必要なのでできませんでしたが、今後将来的には、やはりそういうものが必要になってくると思いますので、今は、取りあえず今年度は、そういう基本的なことについて、子どもたちそして教職員がきちんと身に付けられる体制を、まず優先してやっていく必要があるのかなと考えております。

○15番（小野広嗣君） 前も答弁されていますけれども、教員の皆様方のICTを使いこなしていく能力を向上させるということが大事、そのための体制づくりはもうできているわけですよ、スタートしたわけですよ。支援員の方々もいっぱいいらっしゃいますし、課題の先ほどの話もありますし。であれば、そういったのを積み上げていって、明年度にはこういった取り組みにも、やはりしっかり取り組んでいきたい。そのくらいの積極的な姿勢を僕は求めているんですね。もう一回お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 先生方の個人差というのは非常に大きいものがございます。私もそれぞれの先生方が、やはり自主的に自分たちでICTの活用能力を身に付けようという気持ちを持つことが大事だろうということで、現在、志布志市には、自主研究グループが立ち上がってまして、実は昨日も、その自主研究グループがオンライン授業の取り組みとか、そういうことに

ついで取り組みを進めています。行政があれをやりなさい、これをやりなさいということだけではなくて、自主的にそういう学びの機会をもって取り組んでいるというのは、すごく大事なことでと思っています。先ほど答弁いたしましたように、来年度以降に向けて、より学校に求められるソフトが、E d T e c h等から得られるのであれば、そういうこと等も視野に入れながら、各事業所等の連携はありますけれども、十分な情報をもらいながら取り組みを進めていけたらなと考えております。

○15番（小野広嗣君） 少し前向きな答弁になってきたかなと思いますので、これでやめておきたいと思いますが、実は、誠に異例なことなんですけれども、1週間前の日曜日、経団連が教育のことにに関して提言しているんですよ。お読みになったかどうか分かりませんが、新聞紙上にばあっと出ましたね。どういうことかということ、経団連が学校に喝と、「人材育成の気概を持って」ということで、経団連はA Iやビッグデータの活用で社会が急速に変化していて、これに伴い、「社会で求められる能力も変化している」として、「将来活躍できる人材を育成するためには、学校教育や教員も変わるべきとする提言を発表した」というのがあって、その中身を少し述べますと、経団連は「日本は、他の先進国に比べて学校教育でのデジタル活用が圧倒的に少ないことを示すデータを引用し、旧態依然の教育が行われていることの証左だと指摘をした。その上で学校の教職員や教育委員会は、未来の社会を支える人材を育成しているんだという気概を持つことが重要であるとして、学校改革の重要性を強調した」。要は、教職員の皆さんや教育委員会にしっかりと意識改革をもって、このデジタル革命には接していきなさいと、取り組んでいきなさいということだろうと思いますが、こういった異例の経団連の提言を受けて、どのような感想をお持ちでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 日本のそういうI C T教育が遅れているという、国際的なデータがございます。去年の12月でしたか、P I C Aの調査で、高校1年生を対象にした世界の調査がありまして、その中で、はっきり言いまして3か国中、そういうI C T教育が子どもたちが活用しているというのが、最下位という結果が出ておりました。逆に、ゲームとかS N Sは上位というようなこと、そういうことを多分経団連の方々を見て、世界的にもI C T教育が最下位に沈んでいるということを踏まえた上での、先ほどの提言なんだろうと思います。正直なところ、私どももI C T教育の中で育てておりませんでしたので、今、急速にこうしてデジタル化が進んでいく中で、学校がI C T教育に非常に力を入れているというのも、時代の流れとしてそれはもう止められないことなんだろうと思いますので、これからの子どもたちが生きていく上でのI C T教育の重要性というのは、十分私どもも受け止めながら今後G I G Aスクール等の趣旨も踏まえながら、取り組みを進めていきたいと思っています。

○15番（小野広嗣君） もうそろそろ質問を最後にしようかなと思っておりますけれども、最後の方で、これは市長、教育長、両方に感想を求めておきたいことがあります。

実は、総合雑誌「潮」という月刊誌がありますけれども、その12月号で、このデジタル社会に乗り遅れないための心得という文章が載っていました。これは少しインタビュー的な記事になっ

ていて、その道のプロにインタビューしているという流れですが、その中の最後にこうあるんですね。「刻々と変化する社会状況の中、変化に対応できる組織とできない組織がありますが、その違いはどのようなところにあるのでしょうか。それに対して一つは、やはり危機感の有無だと思います。今のままでは組織を担う人材がいなくなり、成長していけなくなるという危機感を持った組織は、やはり変わっていくんです」これが1点目です。もう一つは、視点の高さであります。「小さな範囲で今のことしか考えていないと、他の組織も同じなのだからと現状維持になりがちであります」。市長はよく分かれると思います。しかし、長期的な視点に立ち、あるいは他と比較したとき、自分たちはこのままでいいのかと、そのような高い視点を持った組織は、何とか今の状況を変えようとするものです。いずれにしろ、今後社会のデジタル化がますます進むことは間違いありません。そういった中でどう生き抜いていくのかということ、やはり当局も教育委員会部局の方も考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますが、今の2点にわたる私の話を聞いて、御感想をぜひお述べいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 三つおっしゃいましたが、危機管理の甘さ、それから2点目は視点の持ち方、3点目が長期的な考え方ということでありますが、これはまさしく私どもに与えられたことじゃないかなと思います。よく私は、興味・関心がないとすれ違ってしまおうと。だから絶えずアンテナを張って、いろんなことに興味・関心を持つことが大事だということを話をしております。これは、やはり志布志市民の皆さんの、よく私は「市民が主役」と言っていますが、それは基本的に市民の皆さんがいるから市役所があつて、私どもはそこで生活もさせていただいているという観点からいくと、今おっしゃったように、どういう取り組みが市民の安全安心を保っていけるのか。今やらなきゃいけないのは何なのか。私は10年、20年、30年先を見据えた、やはりいろんな取り組みをしていかなければいけないというふうに考えておりますので、それを職員の皆さんと一緒に、そして議会の皆さんの理解を得ながら、いろんな形で「鳥の目、虫の目、魚の目」というようなことで、三つの目を持って取り組みをしていきたいというふうに考えないといけないというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） まず危機感のことですけれども、管理職、リーダーにとって、この危機感というのは非常に大事だと思います。今回このICT教育を積極的に進めるにあたって、文科省の方からも、そのことは盛んに言われているところでございます。学校は、常にそういう危機感に基づいて、教育を進めていかなければいけないわけですが、常に最悪のことを想定しながら、やるべきことはやっていくという、そういう観点に立って教育を進めていくというのが大事かなと思っています。

それから二つ目の視点の高さということで言いますと、やはり私たちは不易と流行というのがあります。このときにこれをやらなきゃいけないというのが必ず出てくるわけなので、そのときには流行に遅れないように、幅広くいろんなことに取り組んでいくということが大事だと思います。常に私は、校長あるいは教頭、管理職に言っているのは、「経営とは創造だ」ということで、去年やったことをそのまま漠然と引き継ぐのは誰でもできると。やはり校長になって新しい学校

に来たら、1年目からでも変えるべきところは変えていきたいと思いますというので、「経営とは創造」ということを言っておりますが、今言った危機感と合わせて、常に創造的にいろんなことをやっていくという、そういう取り組みを、今後ともまた私自身も含めてやっていきたいという感想を持ったところでございます。

○15番（小野広嗣君） それぞれ思いを聞かせていただきました。それぞれの思いは十分理解できる内容であったと思います。

今回、行政のデジタル化、ほとんどそちらを中心に、イベントの在り方について以外を除くと、先ほどのEdTechも行政のデジタル化に絡む内容で、ほとんどそういった内容での質問をさせていただきました。その時代状況をしっかり捉えたときに、今がタイムリーかなという思いもあって質問したところでありますが、先ほど市長が答弁されたように、教育長の思いの中にもありましたけれども、僕が結びで先ほど、この行政のデジタル化の結びで言ったように、本当に今市長が述べられた市民の目線に立って、市民が何を求めているのか、そしてデジタル化を進めていく上で、それに遅れる人が決してあってはならない。そこへの配慮をどうするのかと。それは教育現場でも一緒ですよ。どんどん新しい技術が入ってきて、大変な状況になるわけですので、そういった中で一人も取りこぼさない、そういった姿勢でこういった行政のデジタル化に関して、EdTechについても進めていっていただきたい。そのことを要請して質問を終わります。

○教育長（和田幸一郎君） 小野議員、一つだけ課長の方で補足する項目がございましたので、私の方が十分把握していなかった先ほどのCOCOAの件です。

○生涯学習課長（江川一正君） 補足して説明申し上げます。

生涯学習課が実施しております各種イベント、先ほどありました成人式、三遊亭圓歌師匠のイベント等におきましては、開催通知や案内、散らし等の方にCOCOAアプリのダウンロードを来場者の方々にはお勧めして、今後もそういう形で、いろんなイベント等を行っていく際には、来場者の方にCOCOAアプリをダウンロードして、接触確認を行うようにという依頼をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） 終わるつもりでしたけど、もう一点、その今の答弁は理解できるんですが、イベント等への参加者においては、保護者であるとか子どもさんも含まれてくるわけです。そういったことも含めて、啓発をしっかりやっていっていただきたいというお願いですからね。そこはしっかり要請をしておきたいと思っておりますので、終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

45分まで休憩をいたします。

○
午前11時38分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） こんにちは。会派、志みらいの野村でございます。お昼まで少しございますので、早速進めてまいりたいと思います。

令和2年、2020年も残すところ一月あまりと、このコロナ禍の中で大変な1年でございましたけれども、時の過ぎゆく時間の早さを改めて感じているところであります。そんな中でありますけれども、今12月定例会を最後に、1月より本庁舎が志布志支所へ移転されるというわけでございます。この本会議場での質問も最後になるのかなと思っております。毎議会欠かすことなく、この質問席に立たせていただきまして、執行部と様々なやり取りをさせていただきました。いささか名残惜しくも感じるところでありますけれども、様々な場面を思い出されるわけですが、そういったことを思いめぐらせながら、今回質問をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、早速質問に入らせていただきます。今回、港湾行政とコミュニティ協議会について、2項目を通告しております。

まず、港湾行政から伺ってまいります。これまで、何度となくこの質問をさせていただいております。重要港湾を抱えている地元の自治体として、更にでき得ることを整理してまいりたいと思っております。当然これまでいくつか質問させていただいておりますので、今まで積み上げてきた方向性についても踏襲をさせていただきながら、ある程度の道筋が見通せるように進めてまいればと思っております。

国は、農林水産業の成長産業化の確立に向けて、2030年度までに農林水産物・食品の輸出目標額を5兆円に掲げ、輸出促進に取り組むプロジェクトを立ち上げております。そこで、まずお聞きいたしますが、志布志港港湾計画の見直し等も含めた、志布志港を農林水産物・食品の輸出入拠点港として積極的に整備するよう、国や県に働き掛けを進めていく考えについて、執行部のお考えをまずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

農林水産省では、議員のおっしゃるとおり、輸出額5兆円の目標に向けてプロジェクトを立ち上げ、現在、それぞれの分野の有識者へ輸出現状や課題、現地のニーズ等についてヒアリングを行っているようであります。

志布志港は、港湾管理者である鹿児島県が策定した港湾計画に基づいて整備がなされており、御存じのとおり、現在は、国直轄事業として穀物部門の国際バルク戦略港湾と国際コンテナターミナル岸壁延伸の整備が進められております。このように、港湾計画は内外貿を行うためのハード整備が主となっております。輸出入を含めた取り扱い貨物量に対して、必要な港湾施設の計画を位置付けております。現段階でハード的に施設は整っており、少量ですが、農林水産物等の輸出もされておりますが、これらの輸出を行うためには、検疫、運送時間、運賃等の課題があります。それらの課題解決に向け、これまでも寄港や貿易港としての利用促進を図るため、船社・企業等へポートセールス活動を県とともに進めております。

今後は、国が輸出促進に取り組むプロジェクトを立ち上げたこの機会に、農林水産物・食品の輸出促進への問題解決の方策に向けて、国・県へ働き掛けを行っていきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、市長の方から、様々な課題も含めて答弁いただいたところですが、その中でも鹿児島県においては、農林水産物輸出促進ビジョンとして、「つくる」「あつめて・はこぶ」「うる」のカテゴリで、輸出サプライチェーンとしての柱建てをし、2025年までに輸出額300億円を目標に取り組みが進められているということについて、これは昨年、一昨年とここの一般質問において、様々、議論をさせていただいたところでしたが、今回国は、更に大きな目標値を定めて、農林水産物・食品の輸出が今後の成長産業化の核として、確固たる地位確立に向けて動き始めたわけですので、本市としても、これはあくまで港湾管理者は国や県であります。港湾を抱える地元の自治体としてもしっかりとこのことを受け止め、本市としてもでき得る方策を模索する必要があるのかなと思っております。

そこで、港湾を抱える地元の首長として、市長は、この志布志港が農林水産物・食品の輸出港として、どの程度可能性を持っているのか、どんな見解でいらっしゃるのか、そこについて少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 御存じのとおり、志布志港からは、国内輸出シェア約3割を占めている原木が輸出されています。現在は多くはないですが、農林水産物等も輸出されていることからして、今後、都城志布志道路及び東九州自動車道と港湾のインフラ整備が進むことを考えると、ファーストポートであるがゆえの課題もありますが、農林水産物等の輸出量を増やせる可能性は十分にあるというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長も志布志港の可能性については、十分に理解をされているということで、これは市長自身のマニフェストの中にも、「海外市場を視野に入れた基幹産業の振興と港湾の流通振興」ということで、大きくうたわれておりましたので、安心をしておりますけれども、今少し出ましたので、こういった都城志布志道路とか東九州自動車道のインフラ整備が進むことによりということ、いろいろ進んでくるということもありましたけれども、出ましたこの農林水産物の輸出の状況について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志港からの農産物の現状につきましては、2019年港湾統計速報値の輸出資料によりますと、農水産品で2,964 tが輸出されているようであります。内訳としましては、品類別で豆類10 t、野菜・果物30 t、その他農産品176 t、その他畜産品2,450 t、水産品298 tとなっております。港湾統計から産地や品目等の詳細については、把握はしていません。

○6番（野村広志君） 港湾統計の速報値ということでありましたけれども、全体で2,964 tですかね。これが多いのか少ないのか、比較が少し難しいんですけど、これは速報値ということですが、前年の対比というのが分かりますか。

○市長（下平晴行君） 今のところ前年対比というのは、ちょっと分かりません。

○6番（野村広志君） この農産物の詳細についても、各地から出荷がされるということで、把握がなかなかできていないということでしたが、これは、輸出業者なのか消費者

等か分かりませんが、個々に聞き取りをしていかなければ把握できないということなのかもしれませんけれども、この品目や産地、また輸出先のデータ等については、開示されていないということなのか。もう一つ、今後この輸出戦略を考えていく上で、現状の把握ということは非常に重要になってくるのかなと、大変重要な資料になるのかなと思いますけれども。もう少し突っ込んだ形で、今後こういった情報収集をしていただきたいと思いますけれども、そこについてはどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、やはり対比で現状がどうなのかということはそのとおりだと思いますので、もうちょっと私どもも、現状を過去のことも含めて、調査する必要があると思います。

○6番（野村広志君） しっかりとそこの現状把握についてはお願いしていきたいなと思いますが、分かりますか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 先ほどの志布志港からの輸出の状況につきまして、数量ベースで84%ほどになっております。2019年度と2018年度を比較しまして、2019年度は84%で把握しております。

○6番（野村広志君） 84%ということは、前年に対して減ったということによろしいわけですね。

逆に私、増えてきているのかなと思っていたところでしたけど、減ったということで。市長、こういったことも今あったように、状況をしっかりと把握するということが、やはり重要なのかなと。それをもって、これからの輸出の戦略であるとか、取り組みが大きく変わってくるのかなと思いますけれども、市長の答弁がありましたので、しっかりと詳細についても今後は押さえていただければなど、お願いしておきたいなと思います。

では、先ほど出ましたファーストポートの問題でございますけれども、このことについては、私も歯がゆい課題であるなと思っておりますが、そこで、このファーストポートの課題解決に向けた何らかの新しい提案であるとか、進め方というのは、何か議論が進んでおりますでしょうか、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 全ての航路ではないですが、志布志港に入港するコンテナ船は、牧草、稲わら等を、最初若しくは航路寄港地の前半で荷下ろしされ、その後他港へいくつも寄港していくサイクルであります。この背景から逆に輸出を行う場合は、運送時間や運送経費等が課題となっているようであります。これらの問題解決に向けて県のトライアル事業や、本市による助成事業等を行っており、また関係機関等と協議を行っているという状況でございます。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時03分 再開

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○6番（野村広志君） 昼からもよろしくお願いたします。

先ほど、ファーストポートの問題について質問をさせていただいたところでした。県のトライアル事業であるとか、様々に協議はしているということでありますけれども、志布志港に先に入ってきて、日本の他の港に入っていくというような、最初の寄港地が志布志市であるということ、これがファーストポートということで、大変悩ましい問題であるなど。輸出という観点からいくと、どうしても寄港する航路の順番によっては、需要の問題であるとかリードタイムの問題であるとか、様々各港での駆け引きみたいなものがあるのかなと思いますけれども、なかなか難しい問題なのかなと思っています。こういった輸出に向けた様々な課題の障壁を一つずつクリアしていくこと自体が、この輸出の拠点港としてのハードルなのかなと思っていますけれども、少し戻りますけれども、先ほど港湾としてのハード整備についてのところで、整備は少しずつ整っているというような答弁が、市長の方からございましたけれども、先日、政府が発表いたしました輸出に向けた戦略骨子案の中で、マーケットインの発想で生産する産地を選び、輸出産地の育成や港や空港での集荷拠点など、物流面の整備も検討していくとされておりました。ぜひともこういった情報等も、当然当局も把握されていると思いますけれども、全国からこういった港を持つ自治体から、名乗りが上がってくることも予測されます。輸出体制の強化の動きと情報収集にあたっていただきたいと思っております。市長、どうですか、こういった次から次に国が大きく舵を切って、この輸出に向けて戦略を取ろうとしている中で、国が様々な情報であったりとか対策を出してきているわけですが、そういった対応について、地元、港を持つ自治体として、こういった姿勢で取り組んでいくとか、そういった対応を考えていくのかということ、市長は、どのようなお気持ちでいらっしゃるか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり私も、海外からのいわゆる農林水産物の取り扱い等についても掲げているわけですが、やはり今おっしゃったように、市としましても、国の動向を注視して、それに対応するためにはどういう形での取り組みがいいのか。これは、やはり国会議員の先生方とも協議をしながら、またその作物にもよるといふふうに思っておりますので、十分先取りした考え方を持って、取り組まなければいけないんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○6番（野村広志君） 様々展開が進んでいくことによって、今ありました集荷拠点施設等々についても、大変重要になってくるのかなと思われまじ、ほかにも今後、国の方から新たな展開であるとか提案であるとか、そういったことというのを当然全国の産地にも平たくそういった提案もあるでしょうし、また輸出の可能な港や空港についても、そういった輸出・流通体制という形で、提案がなされるかと思っております。そういったことについても、しっかりと情報を取っていただきまして、先取りをしていただければなと思っていますが、現在まで、様々なこの総体的な輸出に向けた動きがあろうかと思っておりますけれども、こういった農林水産物と食品の輸出に関するこ

とを議論していく中において、少し課題を整理して考えていかなければならないのかなと感じたところでした。これは、志布志という地の利のこともありますので、とり方次第によってはぜひたくさん課題なのかなということも思いますけれども、一つには、輸出に対する志布志港の利活用の部分があるかと思えます。本市は、輸出可能な重要港湾を抱えているということが一つあります。それともう一つは、輸出産地生産者の育成という形で、これは背後地に輸出に適した農産地を持っているということになるかと思えます。この二つを兼ね備えてこの局面を持っているということが、この志布志市の特長になるのかなと思っております。ですので、ほかの産地、ほかの地域よりも、より海外に向けた捉え方と考え方というのは、やはり地元の自治体としてもしっかりと捉えていく必要があるのかなということがありまして、こうして何度か質問をさせていただいているところであります。

では、この二つの局面を鑑みたときに、現段階で構いません、お示しできる範囲で構いませんので、情報を持っていらっしゃる民間企業ですね。この民間企業も様々な展開を図っておりますけれども、この民間企業の取り組みについて、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 民間企業の取り組みとして、御存じであると思っておりますが、10月12日に鹿児島県とドン・キホーテを経営しているパン・パシフィック・インターナショナルホールディングスと県産品の海外販路拡大のための連携協定が結ばれたところです。志布志港から輸出される計画がされているというようなことでございます。

○6番（野村広志君） では市内の農政サイドから生産者、先ほど言いました輸出産地としての生産者の育成、背後地が生産地帯でありますので、そういった農業法人であるとか企業であるとか、そういった方々の輸出に対する民間企業の取り組みというのは、ほかに把握されておられませんか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 現在、志布志市では、香港・マカオ向けにメロンの出荷がございます。あとお茶の輸出も欧米を含めて数件ございます。あと牛肉については、県のレベルになりますが海外輸出をしているところでございます。

○6番（野村広志君） これはもう市内の取り組んでいる業者ということでよろしいわけですね。先ほど、市長の方からパン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとドン・キホーテですかね。私もこの報道については、大変注目したところでございましたが、海外に53店舗、このドン・キホーテは展開をしているようでございます。シンガポール・香港・タイで15店舗を展開し、かなりの数のサツマイモを販売しているようでございます。また、この同社計画の中では、2030年までに、農産物の輸出額を3,000億円を目指すということで発表がされております。また、商品の安定供給のため、商品を調達するためには、産地に出向き、産地の作付けをされている段階から輸出に向けた出荷計画の話し合いをしていくということで、発表されているようであります。先ほども申しましたとおり、本市はサツマイモを含む農産物の生産者も多く、産地としての可能性と、更に先ほど申したとおり、志布志港から輸出できるという武器を兼ね備えている、非常に楽しい地域でございますので、まさにこういったケースは輸出を議論する上で、

この二つの課題とか局面を網羅しているケースではなかろうかなと思っております。

それと、もう1点情報がございますが、これもサツマイモの輸出でございまして、鹿児島有機生産組合、これは鹿児島市の生産組合でございしますが、台湾向けにサツマイモや加工品の輸出を行っているようでございます。12月に台湾で開催予定の鹿児島フェアのために、鹿児島県特産品協会から打診を受けて、準備を進めているとのことでありました。台湾でのオーガニック、有機栽培食品のニーズが高く、日本国内の有機JASの認定の農産物であれば、本年2月から手続きをとれば、台湾でも有機食品として販売ができるようになったとのこと、このことが実現したようであります。

先日、この有機生産組合の担当の方と直接連絡を申し上げ、お話をする機会を得たところでございますが、この有機生産組合としても、今後、積極的に輸出の展開を考えているということでもございました。ちなみに今回の輸出については、鹿児島県の特産品協会が段取りをされて、取り引きのある商社を通して、博多港から台湾の方に輸出されたようでございました。しかし、この担当の方からお聞きした話で、横持ち運賃のことであるとか、道路のインフラ整備の状況等を勘案し、今後は志布志港から輸出できないかなどという話が、組合の中でも実際に出ているということでもございました。大変に楽しみな話だなと感じたところでございました。ぜひとも、本市からもこういった団体に対して、アプローチをしていただければなと思っておりますが、こうして民間の中でも活発な動きがあるわけですけれども、輸出産地育成という観点と、志布志港の利活用という観点の両観点から、市内だけに留まらず、県内外、近隣自治体を巻き込んだアンテナを張りめぐらしていただきまして、情報収集にあたっていただきたいものだなと思っておりますけれども、市長、これをお聞きになってどのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、港をどう利活用していくかということでは、ただいまおっしゃいましたように、有機部会、有機のそういう組織で、台湾の方に出されているということでもあります。これは特産品協会ということでもございますが、志布志市も観光特産品協会等がありますので、行政だけじゃなくて、そういうところとの連携ができないかどうかですね。そこも今後十分協議をしながら、その輸出に向けてできるのかどうか、取り組みをしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、市長が言われまじょうに、様々なところで、こういった輸出に向けた取り組みとか動きが出てまいりますので、ぜひとも市内にも今ありました観光特産品協会等もございしますので、県との連携も含めながら、ぜひともこういったことに対してもアンテナを張っていただきたいなとお願いしておきたいと思っております。

では、産地育成という観点から、先ほども少し触れましたけれども、鹿児島県では農林水産物輸出促進ビジョンに則って、積極的な展開が期待されているわけでございますけれども、昨年、一昨年の一般質問の中でお聞きしたわけですけれども、このことについて県から具体的な提案であったりとか、協議の打診はないというような、昨年の一般質問の中であったところでしたけれども、その後、県の方から何らかの動きとか、協議の打診であったりとか、そういったこととい

うのはなかったでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 先ほどのドン・キホーテの件もございますが、先般、県のブランド推進室の方から、確かではないんですけども、メロンを需要のあるタイの方へ輸出をしたいということで、県のポストコロナ事業を使ってできないかという打診がありまして、結構、検疫が厳しいということで、産地の方でどうすればいいかということの検討を一緒に進めているところでございます。

○6番（野村広志君） 県の方でも、様々需要があるものについて、産品と産地もろもろあるろうかと思えますけれども、そういったものを含めながら動きがあるのかなと、今、感じたところでしたけれども。

では、これも昨年の答弁でありましたこの輸出については、民間レベルでは様々な勉強会をしたりであるとか、研修会を開催したりであるとかいう動きがあるということでしたけれども、本市の方から逆に輸出に向けて、県への何らかの働き掛けであるとか、申し出であるとか、そういったことというのは、昨年に行っていない、できていないということでありましたけれども、その後についてはどうだったのでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 特に、市の方から、産地の方からは、県の方へのそういう相談はしていないところでございます。

○6番（野村広志君） では、やはり民間レベルでの勉強会であるとか、研修会等々については、引き続き実施されているということによろしいですか。分かりました。

では、民間レベルでやっているということでありましたけれども、本市の中でこの農産物であるとか食品について、様々な生産者がいらっしゃいますけれども、輸出促進に向けた何らかの協議とか勉強会、本市が主体となるものというのは実際ございますか。

○農政畜産課長（重山 浩君） お茶の関係を中心に、ジェトロ（日本貿易振興機構）の方においでいただいて、勉強会はしたところでございます。

○6番（野村広志君） お茶の業者の方々を集めてジェトロという形での答弁でありましたけれども、これはお茶もそうなんですけれども、これも前回の答弁の中であったところですが、輸出相手国の方から、一回当たりの発注数が少ないということで、コンテナがなかなか満杯にならないというような課題が指摘されたところでした。他の産地や多品種と混載で輸出をしなければならないという課題が指摘されたところでした。この集荷の機能がある、こういったものが集まらなければ、やはりどうしても集荷機能が大きい福岡市や神戸市にものが流れているということも、併せて答弁があったところでしたけれども、この混載機能の強化については、市長の方でも当然認識を持っていらっしゃいましたけれども、その後、この混載の機能強化についての対応策であるとか対策については、何らかの動きがございましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小口混載に関しては、県が行った連携協定関連以外にも、混載に関する動きはあるようではありますが、本市では、このことについて内容等の把握ができておらず、現時点ではお答えすることができないということでございます。

○6番（野村広志君） 把握ができていないということの答弁でしたけれども、当然前回の質問の中で、この混載については、なかなか志布志市からは難しいよねと、ものが集まらないから志布志市から輸出ができないよねという課題として捉えていたということ、ちょうど1年前だと思えますけれども。そういった中で、当然本市としても、輸出に向けては取り組む必要性というのは共通認識としてあるわけですので、県なり関係団体と、こういった内容についても課題の共有がされているのであれば、できればというか、やはり前に進めていただきたかったというのが本心であります。この内容がよく把握できていないというのは、確かに様々な要因があろうかと思えますけれども、この混載機能の強化ということについて、やはりもう少し本市としても、本気でそのことを考えて捉えていただきたいなと思います。これは港の活用という部分と、先ほどお話をしました産地としての部分と、両方兼ね備えたものという観点から、輸出を促進していくためには、ものをどうやって集めていくのか。志布志市内だけではなくて、近隣自治体、近隣の背後地からも同時にこういった声を掛けていくと、こういったアプローチをしていくということも、地元の港を持つ自治体としての責務、責任でもあるのかなという気がいたしますけれども、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、民間同士のいろんな影響があるようで、ここではっきりどうというのはお答えできないということで、先ほど言いましたように、動きがあるということは確認をしているということでございます。

○6番（野村広志君） この輸出であつたりとか農産物、志布志港を活用してもろもろ今までも質問をしてまいりましたけれども、必ずぶち当たってくるのが、民間の方々の動きだったりとか、船主であつたりとか、港湾関係者の方ということ、また港湾の管理者は、県であつたりとか国であつたりとかということがあつて、なかなか市長の答弁の中にも歯切れを感じないというか、いら立ちが少しあるというような気が前々からしております。再三申しますように、当然、県や国が港については管理者であるということは十分に理解をしながら、港を抱えている地元の自治体としてできることを模索、考えていくと、進めていくということの質問でございますので、そういった観点に立って、当然いろいろ輸出についての障壁であつたりとか、課題・問題ということは、ある程度理解されているというか、分かっていると認識しておりますので、そういったことを一つずつ解決をしていかなければ、この問題は前に進んでいかないのかなと思っておりますので、捉え方としてぜひもう一歩も二歩も、前向きな捉え方でいていただきたいなと思っております。

例えばですけれども、志布志市のピーマンと串間市のサツマイモ、これは福岡県から台湾に輸出されているようでございますけれども、環境が整ってくれば、こういった産地間の強い品目同士を産地間でミックスさせて、混載させて、志布志港から輸出できるような仕組みを構築するというのも、可能ではないかなと思っておりますけれども、こういったことを誰がどんな権限で、間に入ってサポートしていくのか。また、産地間で輸出に向く農産物をいかに発掘をして、こういったことを土俵に乗せていくのかということが、非常に気掛かりなんですけれども、輸出産地の生産者の育成とこういった農産物の輸出に関する働き掛けや、調整やサポートといったと

ころについては、どういったところが担っていくことが理想であると当局の方では考えていらっしゃるのか。また現在、そういったことを担っているのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 行政が入れるのと、そして消費者がいるわけですので、消費者の範囲でそのことができていないんじゃないかなと思っておりますので、行政がどこまで立入りができるかと、今おっしゃったように、そこはすごく課題ではありますので、そこ辺をもうちょっと、私どもも内容を確認をしていきたいなと思っております。

○6番（野村広志君） 先ほどもお話ししたとおり、こういった問題については、なかなか歯切れよくいかないのかなと思っております。行政か組合なのか消費者なのか生産者なのかと、様々なところで様々な動きがあるにせよ、それがなかなかまとまって一つのものになっていかない。そこが輸出障壁というか、なかなか進んでいかない一番の要因なのかということを感じているわけですが、前回は、ジェットロへしっかりつないでいくというような答弁もあったところでしたけれども、ジェットロにつなぐだけでは、なかなかこの志布志港から輸出ということにはつながっていかないということの現状も、もう見えてきているわけですので、やはり捉え方、考え方を少し変えていかなければならないのかなと思っております。現在まで進められてきております国や県への要望活動であるとか、市長自らが積極的に行っておりますトップセールスについても、このことは非常に重要なことだなど、大事なことだなど考えておりますけれども、もうそろそろやはり次のステージにステップアップして、抜本的にこの進め方であったりとか、志布志港のポートセールスの在り方についても、見直す時期に来ているのかなと感じております。港湾においては、先ほどからお話をしていますように、あくまで港湾管理者である国や県が主導して進められるということは、十分に理解するところではありますが、受け皿となり得るべき地元の自治体として、もう一歩も二歩も、積極的に関わっていただきたいと思いますと思っております。

そこで、この志布志港湾における協議会等々について少しお聞きいたしますが、志布志港湾振興協議会と志布志港ポートセールス推進協議会なるものが立ち上がっておりますが、まず、ポートセールス推進協議会についてでありますけれども、鹿児島県が事務局を担い、構成メンバーに経済団体や港湾利用企業、そして行政機関など37団体で構成されているようであります。主な活動は、ポートセミナーの開催や船会社や荷主企業等への訪問、パンフレット等の作成とありました。

もう一つの志布志港湾振興協議会であります。南九州における国際、国内物流拠点の形成を促すためとすることを目的に、昭和62年8月に設立をされております。事務局は、本市港湾商工課の港湾振興係が担い、現在60社が加盟し、志布志港の整備や貿易振興に取り組んでいるようであります。資料としてこれは示されたものでありますので、これはいずれの協議会においても、大変重要な役割や目的を持っているのかなと、十分に理解しております。

そこで、今回の質問の趣旨であります農林水産物や食品の輸出について、国が国策として大きく舵を切っているわけですので、こういった協議会の中でどのような議論がなされているのか、地元の声として、しっかりと機運が高まってきているのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 御指摘がありましたとおり、志布志港ポートセールス推進協議会や志布志港湾振興協議会は、それぞれ行政、民間企業で構成されている協議会であります。南九州地域における国際物流拠点港として発展することを目的に活動をしているということでもあります。

両協議会共に、輸出に関する課題など議論があるところでもありますので、こういう組織をうまく活用して、今おっしゃったような輸出についての取り組みを、もうちょっと強く取り組みをしていくべきではないかと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） では市長、機運が高まりつつあるとお感じですか。

○市長（下平晴行君） 私も今3年目ですけど、特に今回は、ポートセールスは東京都であるということでありましたが、コロナ禍で中止となったところです。確かに2回ほど東京都、大阪府と行っているわけですが、あまり活発ではないのかなというふうには思っておりますが、ただ、港湾振興協議会については、市が事務局となっておりますので、先ほどおっしゃったように、我々も真剣に、輸出はどういうものをどういう形で取り組めばいいかという議論はしているところであります。

○6番（野村広志君） 10月になりますけれども、会派の方で、農林水産省の食品産業国輸出プロジェクト室の方から、志布志港の輸出港としての可能性についてレクチャーを受けたところでもございました。担当官のあくまでもこれは私見としてでありましたけれども、南九州における農産物・食品の輸出の拠点になるのは、志布志港であるべきだとし、またそういった機運を今後地元で更に高めていく必要があるということでもございました。併せて、輸出入貿易の受け皿となる組織の必要性と重要性を強く訴えておられました。

そこでお聞きいたしますが、志布志港湾における今後農林水産物・食品の輸出入貿易に、主体的に関わる組織体の設立について、関係団体をはじめ、国・県を巻き込んだそういった組織体をもうそろそろ立ち上げていく必要があるんじゃないかなと考えております。当然、市としてその事務局を担うくらいの立ち位置で進めていっていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 冒頭でもお答えのとおり、現在、国による農林水産物・食品の輸出額5兆円の目標に向けて、各分野の有識者とのヒアリングや協議が行われているようでもあります。今後これらの意見が集約され、国の輸出戦略方針が示されてくると考えております。志布志港としても農林水産物・食品等の輸出に関しては積極的に関わるべきだというふうには考えております。しかし、組織体の設立について、海上貨物による輸出には、航路、販路、貨物量、小口混載による商品との相性、動植物検疫所などの課題等を考えると、企業を含む広域での取り組みとなることが重要と思われ、国・県等との協議が大変重要になってくると考えております。

○6番（野村広志君） 当然市長の答弁どおりに、様々なところで議論が必要かなと思いますけれども、前向きな捉え方で、市長自身はこの組織体等々についての設置の必要性についてはどのようにお感じですか。

○市長（下平晴行君） これは大変必要だというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 国や県に向けてですね、この組織体の設立に向けて準備が整えば、協議をしていただけるという認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そのとおりでよろしいと思います。

○6番（野村広志君） 仮に、そういった組織が立ち上がると、準備が始まるよということであれば、本市としては事務局を担うぐらいの気持ちで取りまとめにあたっていただけるという、その可能性についてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、市としてでありますので、港湾商工課が担当課ですが、それは十分、その取り組みをしていかなければいけないと思います。

○6番（野村広志君） 分かりました。前向きな取り組みをぜひ御期待申し上げたいと思います。

では、そういった中でこの志布志港では、志布志港港湾計画がございますが、この港湾計画は、太平洋に開かれた地理的優位性とアジア太平洋地域と日本の主要市場をつなぐ中継港としての役割が期待される中、国際物流港湾として機能向上を図ることを目的に、平成5年8月に計画が打ち出されております。その計画に基づき、現在までに様々な設備が整ってきたわけでありますけれども、特に顕著なのが、この志布志港の大きな機能の一つでもあります、大規模な穀物貯蔵施設や配合飼料製造業等が立地し、世界各国から大型穀物船等が就航する飼料コンビナートが形成され、南九州地域の物流拠点として、地域経済の発展に大きく寄与してきたことが現状にあります。

しかしながら、この計画が策定されてから27年間、確かに何度かの改定はあったと承知しておりますけれども、27年前の港の状況と地域経済、国や県の考え方等においても、現在では大きく変革しているのではないかと考えております。

そこで、志布志港における基本的な方向性や考え方は変わらないわけでありますので、従来の南九州地域の物流拠点港湾としての中に、農林水産物・食の輸出拠点港湾としての機能を追加するというような形で、港湾計画の変更を、国や県に提案していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。市長の見解を少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 冒頭でお答えのとおり、現在は港湾計画に基づき、国際バルク戦略港湾及び国際コンテナターミナルを岸壁延伸の整備が進んでいるところであります。

まずは、現在の整備を優先して進めていく必要性がありますが、国による農林水産物・食品の輸出に向けたプロジェクトにも注視し、志布志港利用を検討している各分野の企業等が活発化してくることが予想される場合、志布志港から農林水産物等を輸出への機能強化に向けて、これまで以上に強く提案していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） この件につきましてお聞きしますが、市長は様々なこの環境が整えば、やはり港湾計画についても変更していくべきものだという事、その必要性については感じておられますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、環境の変化に、どう対応していくかということでの考え方をしっかり持って、その取り組みに対しての対応をしていかなければいけないというふ

うに考えております。

○6番（野村広志君） では、感じているということによろしいですね、はい、分かりました。

この港湾計画の変更については、現行で進行している、今市長からもありましたとおり、志布志港の現状もございますし、種子島沖で取り組みのことであったりとか、他の港湾との兼ね合いもあろうかと思えます。なかなか難しい部分があることも承知をしております。我々も少し勉強不足の部分もございますので、もう少し勉強をして、再度またこのことについてはお聞きしてまいりたいと思えます。

しかし、何度も申し上げますように、国と県が主導して港湾整備について進められていることは十分承知の上で、港を持つ地元の自治体として、また輸出産地として成長していく可能性を秘めた優良な背後地を持つ本市として、ぜひともその機運を高めていただきたいと思います。そして行政として更なる積極的な取り組みを大いに期待を申し上げたいと思えます。

どうですか、市長。最後にもう一度地元志布志港から、輸出の拠点港としてなり得る機運を高めていくというためにも、強い意気込みをお聞かせいただければなと思えますが。

○市長（下平晴行君） 港の魅力が四つあるわけでありまして。海外とつなぐということ、それから国内の航路、国内のいわゆる路線の拡充と申しますか、それから、先ほどありました背後地の農産物の活用、そして進出企業に対する支えをしっかりとやっていくという、この四つの魅力をどうやって生かしていくかということでありまして、しっかりとそこは取り組みをしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） この志布志港の沖合は、環太平洋の国際海上コンテナルートになっているようでございます。こういった特性も鑑みながら、ぜひとも輸出の拠点港としての機運を高めていただきまして、そういった議論を進めていただきたいと思いますし、お願いをしておきたいと思えます。

今回、港湾行政においては、大きく二つの提案でございました。一つ目が志布志港湾の農林水産物・食の輸出拠点港としての整備をしていくための受け皿となり得るべき組織体の立ち上げについてのお願いと、その前提となる志布志港港湾計画の中に、農林水産物・食の輸出拠点港の機能を追加すると。そのための港湾計画の変更を国や県に提案をしていただきたいと思いますという、この二つのことでございました。繰り返しになりますけれども、いずれにおいても、本市単独ではなかなかこのことは前進していかないということも、十分に承知をしております。国・県・関係団体と十分な協議の場を持っていただきまして、前進していただけますことを御期待申し上げたいと思えます。来年もまた聞きますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、次にまいります。コミュニティ協議会についてお聞きしてまいります。

本市では、各地域で様々に抱えている担い手不足や財源の確保、事業のマンネリ化等の課題等を少しでも解決に導くために、従来の公民館組織体から、コミュニティ協議会へと移行する準備が進められております。現在、3地区をモデル地域として、一昨年から取り組みは進んでおりますが、そのほかの地域では、移行するという方針だけが示され、十分な情報もなく、周知や準備期間の確保等も含め、市民から不安視する声が聞かれております。そこで、まずモデル地区にお

ける進捗状況についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

コミュニティ協議会の進捗状況についてでございます。平成30年度から通山地区が、令和元年度から新橋、潤ヶ野地区が、それぞれ2年間モデル地区として活動されてきました。その中で各地区の特性に応じた本市の新たな地域コミュニティ組織の在り方について、モデル事業推進委員会を中心に検証事業に取り組んでいただいたところでございます。各地区においては、これまで地域づくりについての住民アンケートや、自治会長へのヒアリング調査、先進地研修、地域での話し合い活動を進める進め方研修、地域住民参加によるワークショップ、地域づくり講演会など積極的に活動をされてきました。

検証の結果として、各モデル地区からは、地域課題の解決や地域づくりを担う新たな仕組みとして、地域コミュニティ協議会の設立が適切であるという意見がまとめられ、その結果報告を受けているところであります。

三つの地区では、モデル事業を終え、具体的な地域コミュニティ協議会の設立準備に取り掛かるため、それぞれ地域主導による話し合いの場として地域コミュニティ設立準備委員会が立ち上がり、令和3年4月の協議会設立を目指し、具体的な地域づくりの活動計画策定や組織体制の検討が、活発に進められているという状況でございます。

○6番（野村広志君） 通山、潤ヶ野、新橋の各地区で、モデル地区として今活動をしているということですが、地域の規模、人口の規模であるとか既存組織等々については、各公民館、活動の状況が異なる地域ではなかろうかなと思いますけれども、モデル地区として進められてこられた中で、総体的に様々見えてきたかなと思いますけれども、実際におよそ2年間経つわけですけれども、その中で見えてきた課題については、どんな課題が見えてきたのか、当局はどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） コミュニティ協議会を設立し、協議会の活動によって地域活性化を進めていくためには、地域内の企業団体等に広く参画を促していくこと、地域住民の皆様当事者意識をもって参画していただくことが重要であります。

設立準備委員会の取り組みの中では、「それぞれの団体等が、どのような活動を行っているか知らなかった」「これまで地域活動に関わる機会がなかった」「個人や団体へ参加を呼び掛けることが難しい」などの意見が出されているようであります。

○6番（野村広志君） これは、各モデル地区においては、アンケートの調査をしたりとかいうことで、様々上がってきたのかなと思いますけれども、基本になるのが、やはりこの地域の方々がこういった新しい組織体への変更ということ望んでいるのか否かということが、一番重要なのかなと思いますけど、そこについてはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 設立準備に取り組まれている3地区においては、校区公民館、総会等に出席しながら、地域の皆様へコミュニティ協議会への設立の必要性について、十分説明を行った上で、この取り組みを進めてきております。

また、各モデル地区では、全世帯を対象としたアンケートや、地域の皆様の意見を広く集めるワークショップなどが開催されてきました。更に、校区公民館、ふるさとづくり委員会、各自治会に現状の活動における課題などのヒアリングを実施したところです。その結果として、「協働による地域の課題解決を図る仕組みとして、コミュニティ協議会の設立が必要である」と報告がされているところでございます。

○6番（野村広志君） では、十分に理解が得られているという認識でよろしいですね。行財政運営の改革の一環として、共生・協働・自立の観点や自助・共助・公助の観点から、自立を促すという目的で、行政指導である程度積極的に進めていくという考えだなと理解をしているところでありますが、では、新たな組織の在り方を協議する中で、検証事業を行った結果ということで、このモデル地区3地区については、設立準備委員会が動き出したということでありまして、実際これからの地区において、検証事業を行ったときに、実際このコミュニティ協議会の設置が適切でないと判断をした地域が仮にあった場合、こういった地域への対応は、どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） これまで3地区においてモデル事業を実施し、本市の新たな地域コミュニティ組織の在り方について、検証に取り組んでいただきました。様々な検討の結果として、地域課題の解決や地域づくりを担う新たな仕組みとして、本市においては、地域コミュニティ協議会の設立が適切であるという意見がまとめられたところであります。

本市としましては、地域や行政が抱える課題を解決し、共生・協働による地域づくりを進めていくために必要な施策として、地域の皆様の御理解をいただきながら、全ての地区で協議会設立を進めてまいるといった考え方でございます。

○6番（野村広志君） 各地区で設置された準備委員会みたいなもので、私の地区ではなかなか難しいと、今のままでいいよねというようなことになった場合、そういった議論がされたら、その地域で判断されたときには、それでも行政主導で進めてまいりますか。それとも、何らかの手立てであるとか方策を考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 市全体をそういう一つの校区をもって、地域コミュニティ協議会を設立していこうという考え方でありますので、そうならないように、しっかりと取り組みをしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 私もこの地元の協議会に参加をさせていただいておりますが、私の考えるこの新しい組織体を作るという考えではなくて、既存の校区公民館を中心とする、地域にあるあらゆる組織体をブラッシュアップするという意味で、現在、運営されている組織体の抱えた課題を出し合い、整理をし、コミュニティ協議会という一つの大きな傘の中に、無駄や重複するもの等を更に整理して組み入れ、効率よく負担の軽減や機能の充実を図り、地域の中で起こっている担い手不足等によるやらされ感のようなものを、少しでも軽減できればいいのかなと感じております。あまり難しく新しい組織体をつくり上げるような、ハードルを上げてしまうようなことというのは、地域にとっては非常に抵抗があるのかなと感じております。行政として新たな組織

を導入するとなると、整理しておかなければならないことや手順もあろうかと思えますけれども、もう少し地域目線に立った提案の在り方、考え方をさせていただければなと思えますが、どうですか、市長、お聞きになってどのように感じていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 公民館、公が入りますと、これは政治的な問題あるいは選挙の絡み、それからいわゆる稼ぐということができないわけでありますので、こういう協議会を設置することによって、地域で稼いでみんなで力を合わせようという、そういう方向に持っていけるというのが協議会のまだまだいっぱいあるんですが、そういうことを含めて、公民館単位じゃないことでのメリットを模索しているというところがございます。

○6番（野村広志君） もう一点、そこで懸念することがございます。先ほどとは真逆になりますけれども、担い手不足等によるやらされ感についてのところがございますが、地域では、人口が年々減少しているという現状の中で、各組織体、何とか現在の活動を維持していこうと、必死に頑張っている組織が多いかと思えます。そこに来て負担軽減であるとか、担い手不足の解消であるとか、大きな旗印の下で、このコミュニティ協議会という一つの大きな傘の中に整理をして収めてしまうということにより、一方では負担軽減にはなるかもしれませんが、地域の共生・協働・自立の考え方に立って、必死に頑張ってきたこの組織体においては、更にこの組織の弱体化を招くおそれがあるのではないかなと感じております。これは、いろいろと一長一短あろうかと思えますけれども、せつかくのこの取り組みが、逆に地域の弱体化に拍車をかけてしまうようなおそれを心配しております。そういったことにならないための方策を当然とっていかねばならないわけですが、こういった懸念については、どのように考えていらっしゃいますか。こういった懸念は心配ないということで感じていらっしゃいますか、どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、いわゆる各モデル地区で実施した校区公民館、ふるさとづくり委員会、各自治会へのヒアリングの結果を見ても、地域の皆様の必死な努力により、地域振興や地域の維持が図られるということは十分認識をしているところであります。

一方で、人口減少や高齢化が進む中、このままの活動が維持できなくなる団体があるということも認識しております。協議会設立を進めていく中で、特にこれからを担う若者や女性、企業、学校など、様々な立場の方に参画を促し、それぞれの特長を活かして地域で活躍できる場をつくっていきたいと考えております。

この取り組みによって、組織の弱体化を招くことのないよう、また地域の実情に合わせて各団体、各個人の居場所がある組織づくりができるよう、先進事例などを紹介しながら、組織化を支援していきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 十分に市長が言わんとすることは、理解をいたしますけれども、やはり地域には様々ございますので、なかなか机の上で思ったとおりに進んでいかないのもあろうかと思えますので、やはり十分な理解と変わらぬ協力というのは、ある程度担保していかなければならないのかなということと、様々な地域の実情には、十分に配慮をしていただきたいものだなと考えております。

また、各校区公民館では、多くが校区内の学校を中心に、地域が成り立っていることが現状にあると言えます。現在では、各校区も少子高齢化が進み、担い手不足は喫緊の課題と言える中、若者世代、特に子どもを持つ親の世代においても、先ほどの話の続きであります。必死になって子育てに奮闘され、学校行事や地域行事等への協力についても、時間の可能な限り努力され、また無理を言って協力をいただいていることが現状にあると言えるのではないのでしょうか。今後設立されてくるコミュニティ協議会においても、これまで同様、学校やPTA、子ども会等々の協力は不可欠であると言えますし、また学校を盛り立てていくためにも、必要なことではないかなと感じております。

そこでお聞きいたしますが、全学校にはコミュニティ・スクールが設置をされておりますが、その趣旨と照らし合わせてみますと、このコミュニティ協議会の目指すものに、近いような気が少ししております。同じ傘に寄り添いながら、課題に向け様々な手段を持ち、各々の目標に向かい、地域が一つになって目的や夢が描けるような、そのようなことが理想なんだと感じておりますけれども、そのようなことが実現するためにも、様々な方が参画していただきたいと、あらゆる協力体制が不可欠であると言えますが、そこで、学校側の立場として、どのような考えでいるのかということをお聞かせいただきたいと思います。教育長にも通告をしておりましたので、教育長にもお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） コミュニティ協議会とは、おおむね小学校の区域内で活動されている、様々な団体等を校区公民館を中心にもう一回り大きな枠組みで束ね、地域内の協議による合意形成を基本に、地域課題の解決や地域づくりに市と対等な立場で連携・協力しながら、自主的に取り組む組織のことであります。

一方で、コミュニティ・スクールとは、学校と地域が協力して学校の運営に取り組み、特色ある学校づくりを進めることができる組織のことであります。学校やPTAは、地域の核を成す組織であり、当然コミュニティ協議会の組織内にしっかりと位置付けて、協力しながら地域づくりを進めていく必要があると思います。コミュニティ・スクールの目指す「地域とともにある学校づくり」と、コミュニティ協議会の目指す「学校・PTA含めた地域づくり」の考え方を、お互いに共有しながら、地域づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

○教育長（和田幸一郎君） コミュニティ協議会についての教育委員会の考え方についてお答えします。

現在、各校区公民館において、地域活性化を目的に地域の特性を活かしながら、青少年健全育成、美化活動、防災対策の推進等、様々な活動を行っております。しかしながら、人口減少、高齢化、自治会未加入の増加による自己資金の減少や、役員等のなり手不足により、活動が年々難しくなっており、今後、活動の充実をどのように図っていくかが課題となっております。

それらの課題解決策として、コミュニティ協議会の設立について、企画政策課と連携をしながら、校区公民館長研修会や市校区公民館連絡協議会役員会等での研修会の実施や、御意見等伺ってきたところです。

今後につきましても、校区公民館長の御意見を伺いながら、引き続き企画政策課と連携し、新たな地域コミュニティの組織化を効果的に推進できるよう努めてまいります。

○6番（野村広志君） 少し飛躍した聞き方になるかもしれませんが、改めて教育長にお聞きしますが、学校においてこのコミュニティ・スクールも含めてですけど、管理職を含め、職員の方々にも、このコミュニティ協議会等々の趣旨に賛同いただきまして、共に参画をいただきながら全面的に協力していただけるという認識でよろしいですか。そこら辺はどうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校は、地域あつての学校であります。そういう意味では、今、学校運営協議会が全ての学校で設置されておりまして、その学校運営協議会の中には、それぞれ地域の代表の方々が集まって、そして学校のいろんなことについて積極的に提案をしてもらっている、そういう組織がコミュニティ・スクールになっております。ただ課題として挙げられるとすれば、その学校運営協議会の委員の中に、教員が入っていないという部分がございます。管理職はもちろん入っていますけれども、したがって、今議員が言われましたように、学校の先生方が学校運営協議会に入っていないけれども、しかしながらやはり地域の中の学校であれば、地域のいろんな行事等を含めて積極的に協力をしていく、そういうことは当然のことであるので、そういうことについては、これからもまた指導をしてまいりたいと思います。

ただ、課題として多くの先生方が、学校の校区内に住んでいない状況があります。多くの先生方が遠いところから通勤している。そういうところで、地域の参画というのがなかなかできていない部分がありますけれども、しかしながら、大きな行事、地域の行事については、積極的に参加するということが、やはり教師としての一つの大きな役割だろうと思いますので、これからも学校の中の教員の役割として、地域への積極的な協力というのは進めていきたいと思っております。

○6番（野村広志君） ありがとうございます。なかなか難しい部分もあるかと思いますけれども、私は当然、管理職の方々も含め職員の方々にも理解をいただきたいということのお話をしました。一緒に賛同して参画していただきたいということも申しましたけれども、今、教育長からありましたとおり、各職員の先生の方々も、自分の生活の拠点にされているところから通われている方も多いいということもありますので、そういった先生方においては、自分の地域でしっかりとその活動に参加していただくというようなことでも、私は構わないのかなと思いますけれども、当然、今、このコミュニティ協議会の提案の中でのお話ですので、十分に趣旨の理解をいただきながら、その中身についても、しっかり賛同いただきたいということですので、また様々な会の中で先生方にお話しする機会があれば、そういったことも含めながら、指導方お話をさせていただければなお願ひしておきたいと思ひます。

では、もう一点、懸念事項でございますけれども、各校区公民館をはじめとして、各組織団体には様々な補助金が交付されておりますけれども、組織を整理して一つの傘に収めるということで、この交付金について一本化され、減額されるのではないかと一部の声が聞かれておりま

すが、この補助金、交付金についての考え方について、少しお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 地域と市の役割分担の下、地域コミュニティ協議会が自ら取り組む地域づくりを円滑に進めるための財政的支援として、これまで市の各課等で交付してきた補助金などを見直し、柔軟で使い勝手がよく、地域の判断と責任の下、使途を決めることが可能な交付金制度の構築を進めてまいります。

具体的には、令和3年度の協議会に対する補助金は、校区公民館とふるさとづくり委員会への補助金を合算して交付する予定でございます。市内全域で協議会が設立された後は、協議会の活動量に応じた算定となるよう、メニュー制度などを検討してまいります。

○6番（野村広志君） では、現段階で合算して減額をしていくということは、考えていないということでしょうか。

それと併せて、補助金ありきだけではありませんけれども、魅力ある地域づくりのために地域の頑張りがしっかりと反映される交付金制度にしていきたいとお願いをしておきたいと思えます。しっかりとこの制度設計をしていただきたいなと思えます。新たに活動量に応じたメニューを作るということがございますので、地域の頑張りが反映されるような制度設計をしていただければなと思えますけれども、そこについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 補助金については、ゼロベースということでの考えで取り組みをしているわけですが、これはもう減額というのではなくて、やはり必要なところには必要なだけの投資をしていくという考え方であります。また、先ほど言いましたように、やはりお金の使い方が使いやすいようにして、取り組みをしていくということも併せて考えておりますので、よろしくお願いたします。

○6番（野村広志君） 市の貴重な財源についても、有効な活用を含め、市民の方々にやはり十分に理解と協力を仰ぎながら、市民生活の衰退につながらないような配慮をしていただきたいなとお願しておきたいと思えます。今後進めていく中に様々また見えてくることもあろうかと思えます。あらゆる角度から懸念される材料については、しっかりと慎重に協議していただければなと思えます。

では、次に、現在でも市の職員が各自治会の担当職員として配置されておりますけれども、今後この市の職員の役割や協力体制について変更がございますか。

○市長（下平晴行君） 協議会を設立された地域については、現在の自治会担当職員制度、ふるさとづくり委員会サポート職員制度を見直し、新たな地域担当職員制度の構築を行っていく考え方であります。地域担当職員は、市政情報の発信に努めるとともに、地域活動をサポートし、地域と市が対話をしながら地域づくりができる支援体制を整備したいというふうに考えております。

また、協議会の事務局的な役割を担う人材として、専任して職に当たる地域支援員を各協議会に配置してまいります。地域支援員は当面の間、地域の事情等をよく理解されている方の中から、市が会計年度任用職員として採用し、各地区の協議会設立の支援を含めて、活動をしていくという取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 地域支援員について、この各協議会に1名ずつ配置をするということによろしいですね。はい。

では、この地域支援員の権限と役割等についても今少し説明がありましたけれども、事務局的なことも担うということもありましたけれども、これは、実際公民館の中では、会計を担当される方であったりとかもろもろあるかと思えますけれども、そういった実際の運営であったりとか、ワーカー的な実際の活動であったりとか、そういったことまで支援員の方も一緒になって入っていただくという捉え方でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり条例公民館等と整合したときに、校区公民館は全く今まではそういう対応ができていなかったと。これからこういう協議会が設立されますと、そういう会計年度任用職員を配置して、そういう事務的な手続きから一緒になって地域おこしをしていただくというような取り組みでございます。

○6番（野村広志君） では実際に、今、21公民館ございますけれども、各々一人ずつ配置するということになると、それだけの人数がいるわけですが、実際にその人材の確保というのはされていらっしゃるのでしょうか。実際に、来年度から準備を始めるということで、そのサポートもするというのでありますので、そのサポートに当たれる人材というのは、もう準備が進んでいるということで、人選も進んでいるということでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、協議会が立ち上がったところに配置をするという考え方でございますので、それは、基本的には、一応この志布志市は、情報基盤整備事業でいわゆる情報通信に対する基盤がしっかりできておりますので、そこも含めて、先ほど言いましたように条例公民館は、教育法の中で主事を置くようにしているわけですが、それと同等の取り組みをしていきたいという考え方でございます。

○6番（野村広志君） 今のは理解いたしました。

では、もう一点、全ての地域が当然歩調を揃えて移行できれば、これが理想なわけですが、市内には、規模においても大小様々な地区公民館がございます。これを同じ枠組みの中で、同じように進めていこうという考えでしょうか。そこはどうですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、同じような考え方でいくわけで、例えばですね、松山地域が三つできたとします。新橋と尾野見と泰野、そういう場合に果たして一人ずつ必要なのかというところとそうでもないような気も、分かりません。基本的には一人なんですけど、例えば一人で2か所持つ可能性も、これを先に言っとならないと「あんとき言ったがね」となりますので、そういうことも考えられるのではないかなという思いを持っておりますので、基本的には1協議会一人という考え方ではあります。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、もう一点、受け皿というか母体になる、校区公民館の母体の大小、小さいところもございますので、そういった実行委員会を進めていく中、ないしはその地域の担い手を含めて協議会となり得るところ、なり得ないところも出てくると思います。それについての枠組みは、同じ枠

組みで進めてまいりますか。それについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、同じ考え方で進めないといけないだろうと思いますので、今おっしゃったようにどうしてもできないと、必要でないというところについては、それはもう先ほどおっしゃいましたように、行政が押し付けてするようなものでもないですので、そうならないように、しっかりと理解していただくような取り組みをしていきたいと考えています。

○6番（野村広志君） では、もう一点。これは実際に我々の地域でも起こっているわけですが、現在、猛威を振るっておりますなかなか終息のめどが立たない新型コロナウイルス感染症拡大の中で、話し合いの協議がなかなか持てていないということで、スケジュールの遅れが発生しております。予定をしておりましたことが、なかなか実行できないということで、移行期間であるとか準備期間は、なかなか思うように進んでいかないというのが現状にあるところです。そういった状況等も踏まえながら、かなり現段階でスケジュールがすごくタイトになっているのかなという気がするんですけれども、設置時期ありきで話し合いを進めていきますと、本当に重要なことで合意形成を図っていくというところで、住民の方々の合意が得られないというか、なかなか周知が徹底できないというものも出てくるかなと思います。そういったことについても、ある程度、想定済みでの計画の実行であっていただきたいなと思いますけど、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、コロナ禍の中で、地域においては、それぞれの活動が困難な状況にあるというふうに理解しているところであります。コロナ禍による地域での居場所づくりや孤立感を防ぐためにも、地域コミュニティ協議会の役割は大変大きいと考えますので、3密あるいは新しい生活様式に照らし合わせて、協議会の設置に向けてできることを、できる範囲で進めてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） あらゆる可能性を排除せずに、市民生活に直結するこういった移行になりますので、十分な準備期間を確保して進めていただきたいものだなと、お願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、最終的に目指すべきコミュニティ協議会の在り方についてでありますけれども、地域が自立して持続可能な組織体としてあり続けるために、どのような組織体を最終的な在り方としてイメージされていらっしゃるのか、最後にそこだけお聞きして終わりたいと思います。

○市長（下平晴行君） 総合振興計画では、地域コミュニティ協議会の設立によって、みんなが知恵を出し合い、助け合い、まちづくりに参加し、地域の活性化に取り組んでいる状態を目指す姿としております。その実現のために、次の三つの方針で協議会の設立を推進してまいります。

一つ目に、自主自立の地域づくりとして、「自分たちの地域のことは自分たちで決めて実行する」を基本に、地域で生活したり様々な活動をしたりする一人ひとりが当事者となり、地域のことを地域全体で考え、話し合いながら共通認識を持ちます。その上で、地域住民や各種団体等がお互いの役割や特徴を正しく理解し、対等な立場でそれぞれの特長を生かしながら、地域の課題

を地域自らが解決をしていくということでもあります。

二つ目でございますが、補完性の原則として、これまでは公共サービスは行政だけが担うものとしてサービスの範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、今後は個人や家庭、地域でできることは自助や共助で解決し、それでもできない場合は、地域と市との協働、若しくは公助として、市が補完支援をしていくという考え方でございます。

三つ目には地域分権の推奨として、地域が取り組んだ方が効果的、効率的なもの、身近なところで自らが判断し、実施した方がよいものなどについて、現場に即した細やかなやり方で、自分たちの地域のことは自分たちで決めて実行できる社会の構築を目指し、事業と財源を地域に委ねる地域分権を進めていくこととします。

そのような考え方であります。

○6番（野村広志君） これは目指すべき姿ですので、このことについてどうこうお話をすることはありませんけれども、今、市長から答弁をいただきました、そういったことにより近い形で、この協議会が全地域で設置され、様々な課題解決が図られますことを期待いたします。

繰り返しになりますけれども、市民の方々へ十分な周知と丁寧な説明をお願いをしておきたいと思っております。また、地域の実情には十分に配慮していただきまして、また自主性や自立性、頑張りに対して、しっかりとした努力が反映されるような制度設計に取り組んでいただきたいものだと、お願いをしておきたいと思っております。

現在、コロナ禍の中で、我々の今までの常識であった仕事や余暇の過ごし方であるとか、イベントの在り方、地域への関わり方にわたるまで、あらゆる常識が新しい生活様式の定着により脅かされ、日常を非日常の世界に迷い込ませている現状ではなかろうかと思っております。市民生活においても何となくではありますが、不安定で落ち着かず、普段であれば容易に解決できる問題や課題も、このコロナ禍により、より複雑に感じてしまうような気がしてなりません。全てをコロナ禍のせいにしてしまい、問題の先送りをしても何の解決にもならないことは十分に承知をしておりますが、市長は市民の方々へ寄り添い、市民目線で策の展開を信条とされておりますので、こういった様々な諸問題に対してもしっかりとリーダーシップを発揮して、対処をしていただけるものと御期待申し上げたいと思っております。

今回、港湾行政とコミュニティ協議会について質問をさせていただきました。改めてコロナ禍の終息が見通せない中で、様々な諸問題に真摯に向き合い、対処にあたってくださいありがとうございます。市職員の皆様方、関係者の皆様方に感謝を申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、午後2時30分まで休憩いたします。



午後2時20分 休憩

午後2時31分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 会派、獅子と公明の尖でございます。よろしく申し上げます。眠れる獅子にならないように私も気を付けますので。

今回、この議場で最後の定例会ということで、私も気合いを入れて質問をさせていただきたいと思っております。先輩議員の方には愛着があり、名残惜しい方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、私はちょっと客観的に判断して、質問をさせていただきたいと思っております。

今回、五つの項目にわたって一般質問通告をさせていただいておりますけれども、その前に、一昨日の25日、ほとんどの方が御存じないと思うんですけど、何の日が御存じでしょうか。三島由紀夫が自決した日なんですね。先月からいろんなマスコミ、新聞等で、特集が組まれています。私は、残念ながら1冊も読んだことがないんですね。文芸書はあまり興味がないものですから、実用書しか読んだことがないんですけども、もし彼が生きていたら、今、このコロナ禍をどのような形で表現していたのかなと、非常に興味を持っている次第であります。議会が終わったら、正月を挟んで1冊ぐらいは読んでみようかなというふうに思っています。

そのコロナ禍についてですが、今回は4と5で少しだけ触れる程度で、あとは行政のことについて客観的に見まして、疑問に思ったこと、市民の方から相談があったことを主に御質問したいと思っております。

まずはじめに、通告書に従いまして質問させていただきます。まず1番目に学校給食についてでございますが、本市の合併に伴い、学校給食事業が統合・運営されておりますけれども、児童・生徒への安心安全な給食の提供や食育に関し、本市の取り組みについてお伺いをしたいと思います。また、円滑な事業運営に向け、調理業務に関わる職員の待遇や、給食費徴収事務等について、どのように今後取り組んでいかれるかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。これは市長、教育長、両方お願いいたします。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

現在の志布志市学校給食センターにつきましては、合併後、平成19年度に建設に着手し、翌年の平成20年9月から稼働を行い、志布志地域と有明地域の小・中学校へ給食の提供を開始しております。その後、平成28年4月から松山学校給食センターを統合して、市内小・中学校の給食、約3,000食を提供しているところであります。

本市の給食センター施設の特長としましては、まず、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業が行えるドライシステム方式というもので、食中毒防止につながる方式となっております。また、冷凍保存庫や消毒保管庫など、調理員が調理場内の部屋を行き来しなくても、両方から食材が取れるパススルー機器を適所に配置していることから、作業性や衛生管理の向上が図られております。

以上が、本市における給食センター施設の主な特長でございます。事業運営等につきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 尖議員の質問にお答えします。

児童・生徒への安心安全な給食の提供や食育の取り組み状況につきましては、何と云っても安心安全な給食の提供ということが一番大事なことでありますので、日頃から調理機具等の点検を行うほか、毎朝のミーティングを行い、情報共有しながら安心安全な給食の提供に努めているところです。

また、本市は栄養教諭が3人配置されており、専門性を活かした食に関する指導が展開され、児童・生徒の食に対する意識の高揚と理解の深化が図られております。

次に、調理業務に関わる職員の対応につきましては、令和2年度から会計年度任用職員となっており、志布志市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で定められておりますが、勤務時間は7時45分から16時15分までと、8時15分から16時45分までの7時間30分となっております。また、調理業務に関わる服装等は市から貸与をしております。

次に、給食費徴収事務につきましては、各学校におきまして、保護者から学校の口座へ振り込まれることになっており、その振り込まれた給食費を指定された期日までに、給食センターの口座へ振り込んで納入してもらう流れとなっております。

○3番（尖 信一君） 給食費の徴収については、最後の質問ですので、まあいいかと思えますけれども、まず、事実関係をちょっと確認したいと思います。今、配食数については3,000食というふうにいただきました。あと常勤の適正な職員数、年代別の職員、勤務年数の構成、そこら辺をお聞きして、それから実働日数、平均給与はどれぐらいのものなのか、そこら辺をまずお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（萩迫和彦君） まず、調理員の定員につきましては、26人でございますけれども、11月1日現在で24人の調理員となっております。

それから、市の職員ですけれども、センターの方には職員が2名常勤しております。そして栄養教諭が3名となっております。会計年度任用職員の一般事務が1名でございます。私、教育総務課長がセンターの所長を兼務というところになっております。

調理員の年代別の構成でございますけれども、調理員につきましては、20代が1人、30代が3人、40代が9人、50代が6人、60代が5人となっております。

調理員の賃金でございますけれども、有資格者が日給でございますけれども6,991円、無資格者が6,783円と日給となっております。

調理員の勤務年数でございます。20年以上が2人、15年以上が1人、10年以上が同じく1人、5年以上が7人、1年以上が8人、それから1年未満ということで5人でございます。

以上でございます。

○3番（尖 信一君） 今回の質問にあたり、会派、獅子と公明で、事前に給食センターの視察をさせていただきました。ありがとうございました。担当課長と担当職員が2人付いていただきまして、もちろん調理の中までは入れませんでしたけれども、ガラス越しに拝見させていただきました。私も食品衛生の免許を持っていますが、想像以上にきれいでありました。また、ほ

かの自治体の給食センターに勤務なさった方の話によると、志布志市の給食センターは、衛生面でも非常にレベルが高いというふうにお聞きしています。そういう施設面もありますけれども、今回はこの待遇の面ということで、質問を出させていただいておりますけれども、もう一点、設備についてお聞きしたいと思います。といいますのも、先ほど床がドライシステムで、水を流さないようにしているということでありましたけど、今回、実はこの給食センターの問題については、2年前からちょっと御相談を受けていまして、私もなかなか取り組みなかったんですけども、過去にやはり滑って、何名かの方がケガをなさっていると。中には、骨折をなされた方もいらっしゃるからお聞きしているのですけれど、そこの数字を把握されているのであれば教えていただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

施設が原因でケガをしたという事案につきましては、令和2年、今年度が2件ございます。令和元年と平成30年度が、それぞれ1件でございます。

○3番（尖 信一君） その原因は何ですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） まず、今年度の2件につきましてですけれども、今お話がありましたけれども、調理室におきまして排水溝の蓋に左足を載せてバランスを崩して左手指を骨折したというのが1件で、もう1件につきましては、同じく調理室で食材を運んだ際に、バランスを崩して左足首をねん挫したという事案でございます。

○3番（尖 信一君） そのバランスを崩したというのはどうなのでしょう、やはり床が濡れていたからなのでしょう。私が見るからには、水で濡れているような感じは見えなかったんですけども、そのとき、食材を運んでいるときの滑った原因は、つかんでおられますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） このバランスを崩してのねん挫ということについては、私の方では床が濡れていたかどうかというのはちょっと把握はしていないところですけども、もう1件のその前の令和元年度の事案につきましては、洗浄室ですので、洗浄室の方で足を滑らせたということがございますので、これは濡れたからということではなくて、元々が滑りやすい床でしたので、そういったことで、転倒して負傷したという事案の報告をもらっているところでございます。

○3番（尖 信一君） 私も過去に、飲食店を8件ほどやったことありますけど、よくグリーンの塗装をした分がありますよね。あれはよく滑るんですよね。どんなにバランスをとっても滑るときがあるんですよね。そのグリーンのあれは、ちょっと私も名前が分からないんですけども、そこから、まだその現状のままというのものもあるんだろうと思います。そしてまた、我々が見学させていただきました改善された点というところもありましたけれども、そこら辺の推移、いつ頃改善したのか、まだどれぐらい残っているのか、もし分かれば教えていただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 洗浄室におきまして、残さを流していくところがありますけれども、そこの作業場におきまして調理員が行き来をするところについては、部分的に令和元年の8月に改修を行っております。あくまでも、よく調理員が通るところというところを、部分的に

改修したということでございます。

○3番(尖 信一君) 残りの部分の改修計画とかはございませんか。

○教育総務課長(萩迫和彦君) 改修をして、その後におきましては、洗浄室でのそこでの負傷というのは発生をしておりますので、今のところは、洗浄室についての改修の予定は一切していないところでございます。

○3番(尖 信一君) 内部の方のお話によると、やはり雨が降ったりした場合は滑るという声を聞いていますので、あとは予算の問題かと思っておりますので、そこら辺は、ぜひとも予算を付けて、改善していただきたいなと思っております。

それから配車数、車の数もお聞きしておきたいと思うんですけど、分かりますか。

○教育総務課長(萩迫和彦君) 給食の配送車につきましては8台ございまして、プラス予備の代替車ということで1台、合計9台があるところでございます。

○3番(尖 信一君) 過去に、給食の発注ミスで、市内のパンを買いに走り回ったという事例があったようですけども、その点についてお答えしていただきたいなと思っております。それから、その改善策、その後どう改善したか、そこら辺を教えていただけますか。

○教育総務課長(萩迫和彦君) 確かに、パンにおきまして発注のミスがございました。パンを発注していないことが分かりまして、その分については、職員と栄養士等で店の方に買いに行つて、学校の方に届けたという事例がございます。

そして、そういったことを受けましての対応策といたしましては、これまでも発注については、栄養教諭が一人で行っていたということがありましたので、その後におきましては、複数人で発注の確認をして行うということに改めたところでございます。

○教育長(和田幸一郎君) 補足いたします。

今、パンの発注ミスというのがありましたが、そのほかいろんな異物混入とか、いろんなことがあったりしますが、私は、そういうのが起きたときには、一応給食センターの方から私のところに直接来てもらって、私の方でまず直接指導をしながら、とにかく安心して安全な給食をとということが、私どもの一番の責任でもありますので、直接まず私の方から指導をすると、そういうことも行っているところでございます。

○3番(尖 信一君) 私も、最初やった仕事が給食の配達業でしたので、300食ほど配達をしていましたけれど、その大変さはよく分かっています。調理の中に異物が入っていたり、配達した弁当の数が違うとか、配達員が途中でひっくり返したとか、様々なトラブルが起きます。今回も予備代替車が1台ありますけども、例えば、通常の配達をしているときでも、車が故障をするとか、悪天候または風水害で、配達ができなくなるということも起きることが十分考えられます。そういうときにいかに対応するか、今、教育長がおっしゃいましたけれども、異物混入の事例で、呼んで指導すると。その異物混入は起きることもあるんでしょうけども、その後が一番重要なと。どう対策をとるか、二度と起こらないようにするにはどうするか、それが一番大事なと。というふうに思います。ですから、災害は必ず起きますけれども、その対策を十分今後も練つて

いただきたいなというふうに思います。

それから、インフルエンザにかかって、職員が半分ほど、調理員が半分ほど休まなければならなかった事例もあるようですけれども、そのときのことを少し聞かせていただけますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 申し訳ございません。インフルエンザについて半数以上が休んだということについては、ちょっと私は把握していないところです。

○3番（尖 信一君） この前お話ししたとき、そういう話は出ませんでしたか。

○教育長（和田幸一郎君） その件については、もう一回確認をさせていただきます。

○3番（尖 信一君） これも実際、中で勤務をなさっていた方から聞いた話ですので、間違いはないかなと思いますけれども、これもトラブルの一環として、当然起こり得るわけですから、そういうときにどう対応するのかというのやはり対策を立てておくべきかなというふうに思います。余談ですけど、9月議会で市長に提案しましたオゾン発生装置、インフルエンザにも十分対応できますし、県の補助金の対象にもなっていましたよね。これは気付くのが遅くて、非常に御迷惑をかけたんですけども、まだ県の補助金の対象になっていますので、インフルエンザ対策で導入なされたらどうかなというふうに思います。

今、一通り、基礎的な事情をお聞きしました。そして過去に起きた事故等も確認をさせていただきました。その前提に立って、給食センターが今後どうあるべきかということについて、前向きな質問をさせていただきたいなというふうに思います。

その前に、もう間もなく年が明けますと、新しい就学児童が入ってくるわけなんですけれども、その中でアレルギー対策ということも、一つの危機管理の一環かなと思うんですけれども、今、アレルギーに対応した給食数というのは、把握なさっておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） アレルギーの子どもたちは大分増えてきていますので、そのことについては確実に、今ちょっと数字を探していますが、確実に対応しております。

○教育総務課長（萩迫和彦君） アレルギーの対応につきましては、令和2年6月19日時点で52名の対応をいたしております。これについては、今、年々増加をしてきている状況だというふうに、数字的には把握をしているところです。

○3番（尖 信一君） 就学前に9月から11月にかけては、こういう御事情のある児童は、事前に食物経口負荷試験等を受けなければいけないのか、受けるべきなのかちょっと分かりませんが、そういうのを診断・検査するというようなこともあろうかと思うんですけれども、そのようなことは実施なさっておられますか。事前に保護者ともお話をなさったようなことはありますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） アレルギー対応につきましては、保護者の方から病院からそういった診断といいますか、こういった反応があるというのを提出をしていただいております。それに基づいて、センターの方で代替食を提供するといったことで、対応しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今、その数の精査は進んでいるのでしょうか。まだ把握なさってませ

んか。来年度新しく入学される方ですね。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 来年度のその数字については、現在のところは把握はいたしておりませんが、また今後はこちらから案内を出して、把握をしていくということになります。

○3番（尖 信一君） 先ほど教育長がおっしゃったみたいに、安全安心が第一ですので、このアレルギーについては、生命に関わる事情でもありますので、十分注意して、把握して、そして学校生活指導表にきちんと記載漏れが無いように、前の一般質問でもしましたけども、アレルギーのある子に間違えて配食をされたという事例もありましたので、ぜひとも注意していただきたいなと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今、次長の方からの報告がありましたが、平成29年度10人ぐらい休んで、今、給食センターの方は、今の正規の職員のほかに4名ほど、もし万が一、年休とかいろんなときに対応ができる、4人ほどいつでも対応ができる方々を一応委嘱をしている状況がありますので、多分そういう方々の協力をもらいながら、給食は対応できたのではないかなと思います。それは私の方もちょっと把握をしておりませんでした。

○3番（尖 信一君） この前の見学のとときに拝見しましたが、女性用の控室は非常に広いですよ。男性は、今もちろん人数は少ないんですけども、ちょっと狭いと。当然、感染症の対策上、非常に不十分かなと思います。ましてや密室でもありますので、そこら辺は今後大きな課題かなと。ましてやこのコロナ禍の下、いつどうなるか分かりませんので、そこら辺も十分対応していただきたいなと思います。

それから、先ほどの給与の件ですけれども、会計年度任用職員で有資格者が日当で6,991円、無資格者が6,783円という、210円ぐらいしか変わらないんですけども、これは何かそういう有資格者と無資格者の決まりがあるんでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 賃金の単価の設定につきましては、総務課の方で行っておりますので、私の方で回答させていただきたいと思います。

学校給食の調理員の賃金につきましては、ハローワークの求人情報のデータを参考に設定しております。その賃金は無資格者が、大体民間のレベルでございますけれども、時給で762円から1,000円ぐらいの間であります。有資格者が780円から大体1,000円となっているようでございます。

本市におきましては、無資格者を大体時給904円で設定いたしまして、有資格者を時給932円で設定をさせていただいたところでございます。

○3番（尖 信一君） 私もこの6,991円ですか、これで日数と時間を割ったら、大体900円ぐらいになるんですね。時給でみれば決して安くはないんですね。ただ、どうしても20日間という制限がありますので、ましてや有資格者となると、手取りが11万円ぐらいになるんですね。果たしてそれで、男性の30代、40代の方が家族を養っていけるのか、かなり厳しかなと思っているわけなんですね。そういうことでも、会計年度任用職員になって辞められた方が何人かおられます

よね。そういう意味で、資格を持っていらっしゃる方を一括りで、そのような給与でいいのかどうか、そこら辺も今後この給食センターの維持をしていく上では、ちょっと取り組んでいかなければいけない課題ではないかなと思うんですね。ましてその有資格者と無資格者、有資格者の中でも入って来られて先輩の方が、資格を持っている方に、「ちょっとこれ小口切りしておいて」と指導しても、資格のある方でも、「小口切りって何ですか」と聞かれるらしいんですよ。要するに免許は持っているんだけど、ほとんど実地をしたことがないというような有資格者もいらっしゃる。そこら辺はどうなんですかね。採用をなさるときに、せめて実務の試験をするとか、技術のレベルを確認するとかいうことぐらいはすべきではないかと思います。いかがでしょうか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 調理員を採用するにあたりましては、面接を行っているところです。そのときには、有資格であればその証書を付けていただいておりますけれども、現状におきましては面接のみで、技術とかそういったところまでの試験は行っていないところです。今26人の定員としておりますけれども、11月1日時点では24人の調理員となっておりまして、なかなか定員に満たない状況もございます。そういったことから、実務経験等があれば一番いいんでしょうけれども、

無くても特に問題がなければ、採用をさせていただいているという現状でございます。

○3番（尖 信一君） やはりそこら辺に、この問題が内包しているのかなというふうに思います。当然夏休み、春休みになると、勤務日数が減りますので、もちろんお給料も減ってしまうわけですね。そこら辺は、当然納得して勤務なさっておられるんでしょうけれども、現実的に休んでしまうと給料が減ってしまうと。ましてや資格の無い者と資格のある者との給料がさほど変わらないと、そこに不平不満が起きるわけですよ。じゃあもう辞めよう。当然、常に人数が足らなくなるわけです。私が相談を受けたときも、今年だったかどうか分かりませんが、前回相談を受けたときは、26名の定員に対して20名しかいないというふうに聞いて、非常にほかの調理員に負担が来ていると。辞められた原因もそこにあったようなんですけれども、これがやはり、この給食センターの大きな問題の一つかなというふうに思います。ぜひとも、ほかの会計年度任用職員の方々と一括りにするのではなくて、やはり児童の、子どもさんの食の安全安心を担っている一端の方たちですので、ぜひとも定着して技術をきちんと習得して、そして次の世代にその技術を承継できるような形で、長く勤めていただけるといような上でも、待遇改善が必要ではないかなと思いますけど、ここのところ市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど総務課長の方で、ハローワークの基準に沿ってということでありまして。それがそういう採用の在り方に影響を及ぼしているとするれば、そこ辺は協議をすべきではないかなと思っております。

○3番（尖 信一君） 少し前向きな答弁かなと思いますけれども、そういうふうに捉えておきます。

今回、有資格者の中に、特別な資格を持っておられる方がいるんですね。これは後から質問するところでちょっと重要になりますので、紹介しておきます。もちろんベースには調理師免許が

あるんですけども、それを取られて、例えば学校を出た場合とか実務に関わった場合とかで、受験する資格がちょっと変わってくるんですね。学校を出たら6年とか、実務に関わったら8年とか、それぐらい経たないとこの免許の受験資格がないということなんですね。これは給食用特殊料理専門調理師という免許なんですね。これを持っておられる方が一人おられるんですね。どなたか御存じでしたか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 私の方でちょっと把握をしておりますでした。

○3番（尖 信一君） 採用する側は、あまりこれは注目していないんですよ。私も調べてみましたけれども、今、課長の方からも言われましたけれど、特別な何かなければ採用しているというレベルなんですけども、ほかの大手の給食とかそういうところで調べてみますと、これはあまり重視していないんですね。これを重視すると集まらないんです。人手が少ないということがあるんですけど、調理師の業界の中では、非常に重要視されているんですね。「おお、おまえはそげな調理師免許を持ちちょっとか」となる調理師免許なんですね。こういう方がおられますので、ぜひとも調理師の全体のレベルを上げるためにも、例えば定期的に時間を取って、この方を指導員にして調理の技術を上げるとか、そういう研修をやるとか、センターの中で定期的に技術レベルアップのための調理師研究を独自にやるとかいうことも取り組んでいただきたいなど。それを受けたら、例えばいくらか給料が上がるとか、そういうモチベーションを付けて、インシアチブを付けてやっていただけたらどうかなというふうに思いますけれども、そこのところはいかがでしょうか。前向きな答弁をいただきたいなと思っているんですけども。

○教育長（和田幸一郎君） 調理師免許の中でも、そのような特別な免許を持っていらっしゃる方が本市にもいるということ、今初めて私の方も把握したところであります。その方の力を借りられるとすれば、そういうことも今後あっていいのかなというふうに思います。

併せて、先ほどの待遇のことで市長の方もお話をされました。私の方では8月にどうしても勤務日数が少なくなるということで、前に小園議員が、もう少しそこら辺の改善をするべきじゃないかということで、現在は8月も12日勤務をするということで、待遇改善を図る措置はとっているところでございます。

○3番（尖 信一君） 議員の中では、小園議員が一番この給食センターに興味を持たれているようで、私もそのような話はお伺いしております。

あと、この給食センターについて2点重要なことを聞きたいなと思います。ちょっと時間がありませんので、急ぎたいと思います。

市長でも教育長でもいいんですけど、各都道府県に県の学校給食会というのがありますけど、御存じでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 全ての県に、公益財団法人で学校給食会があります。

○市長（下平晴行君） 存じ上げております。

○3番（尖 信一君） 給食の基本三品と言われます米、パン、牛乳、これはここを通して購入していますよね。今、数字は分かれますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 学校給食会の方からでございますけれども、今、金額ベースで申し上げますと、主に今言われました米、パン、牛乳、それに加工食品等を含めて、そのほかにも調味料等もでございますけれども、県給食会から購入費に対する、県給食会が占める割合といたしましては、48%を県給食会からの購入費になっております。

○3番（尖 信一君） 金額は分かりますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 給食会からの年間の購入費でございますけれども、5,978万円程度になっております。

○3番（尖 信一君） 本当、びっくりしました。48%、ほぼ半分ですよ。実は、福岡市が本年度からこの県の給食会からの購入を取りやめました。削減された費用が年間5,000万円、この都道府県にあります給食会、ほとんどが県の職員を辞められた方が天下って入ってきておられますね。福岡市の場合は、理事長の報酬が840万円らしいですね。市長は常日頃、「入るを量りて出ざるを制する」というような形でうたっておられますけど、この年間6,000万円ぐらいの費用について、県の学校給食会を通して仕入れていますけれども、これをどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 私もこのことについては、議員のときに一般質問をした記憶がございます。これは、給食会から購入せずにある有機部会で全体を賄っているという市がありまして、たしか熊本県か福岡県かでしたね、そういうことがありましたので、これはおっしゃるとおり、そういうことで地産地消も含めてできるのかなというふうには思っております。ただ、粒、大きさ等がなかなか揃わなかったり、いろんな問題があろうかというふうには思うところですが、しかし、事前にそういう取り組みをしていることで、クリアはできるんじゃないかなというふうには思っておりますが、ただ、受けるところは今のところどうなのかということでは思うところあります。

○3番（尖 信一君） 民間を探せば、いくらでもあろうかと思いますので、そこは今後取り組んでいただきたいなと思います。そこをもう一回確認します。取り組んでいただけますか。

○市長（下平晴行君） 「はい、します」とは言えませんので、そういうふうに組織があるかどうかですね、まずそこ辺から探して、それともう一つは、給食会というのが、どういう形で関わりを持っているかということも含めて、それがすぐそういうことができるかどうかですね、そこも見極めながら、基本的にはそういう考え方は持っているつもりでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 今の学校給食会のこと課長の方から報告がありましたが、本市においては、米の半分は民間の方から購入しているということ、それからパンも全て民間から近藤製パンという肝付町のパン屋さんから全部購入して、給食会を通していないということで、福岡市の例がどうか分かりませんが、地元の企業も活用しながら購入しているという状況がございます。

○3番（尖 信一君） 6,000万円近い48%ですから、残りの同額ぐらいが地産地消というふうには判断しておきます。給食会が絶対悪いとかそういうのではなくて、給食会は給食会で品揃えができるとか、安定した供給ができるかという利点もあろうかと思います。ただ、福岡市がこうい

う形で取り組んでおりますので、もしよければ福岡市に研修に行かれて、ノウハウを取得するのも一つの手かなというふうに思います。ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

そして最後に、先ほど教育長が、給食費の徴収の件について述べられましたけれども、給食については最後の質問としまして、給食費の公会計化、要するに先生たちが一生懸命徴収するのではなくて、例えば振替にするとかいう形にして、先生たちの働き方を改善する一環としても、そしてまた滞納者に対する徴収、これも一つ先生たちにとったら、心の負担になろうかと思うんですね。あまりやりたくない仕事じゃないかなと思います。そういうことも含めて、中教審が昨年1月にやはり指摘しているんですよ。公会計にきなさいということで、全国的にみますと給食の無償化をうたっているところがありますので、そこを省くと大体1,686の教育委員会所管の給食徴収事務があるわけなんですけれども、その中で実施しているのが438、それから今後検討するところが524、全く予定していないところが724あると載っていました。また文科省も、全国の教育委員会に通知を出しているようでございます。教師の事務負担等を減らすためにも、この給食費の公会計化、これは今後本市が取り組んでいく上で非常に重要な部分じゃないかなと思っておりますけれども、ここのところも市長、教育長、両方御答弁をお願いできればと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほど議員がおっしゃったように、文部科学省から学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について通知があったところであります。教員の事務負担軽減等の観点から、地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体が自らの業務として行うことを一層推進するよう依頼文が出されているようであります。現在のところ、具体的な検討を行ってはおりませんが、今後先進地との事例等を調査・研究させていただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 給食費の公会計化については、先ほど議員言われましたように、教職員の負担軽減ということが非常に大きな目的でございます。本市においては、私が教育長になった頃は、直接保護者が現金を持ってきて、それを学校が徴収して口座に振り込むというような、そういうことでありましたけれども、現在のところ、多くの保護者が口座振り込みという形になっておりますが、いずれにしましても公会計化にすると学校の負担が非常に大きく減るだろうと思います。あと、もしするとすれば、業務システムを導入するとかそういうこともありますので、そこら辺は市長部局と相談をしながら、進められたら進めていきたいと思います。

○3番（尖 信一君） 今、教育長がおっしゃったように、どうしてもこれを公会計化すると、徴収システム構築をしないといけないということで、予算が必要になるというところで、「予定なし」または「検討中」と教育委員会が二の足を踏んでいるのは、やはりその予算化というところらしいですね。ぜひともここら辺は、市長をはじめ、予算化に向けて国も動かして、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうをお願いをして、この給食センターの件についての質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、図書館運営について御質問を申し上げます。コロナ禍の下、図書館の運営についても、

職員による定期的な備品や本の消毒作業が発生するなど、大変な状況にあると聞いております。実際私も何度も拝見しております。非接触型の図書館利用として、図書の電子化に向けた取り組みは考えられないかをお伺いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 本年春からのコロナ禍の中で、図書館においても様々な運用制限や休館、職員による本の消毒作業などの様々な感染防止対応を行ってきたところでございます。こうした中、コロナ禍における読書の手段、ICT活用の一つとして、電子書籍が注目を浴びております。コロナ禍における電子書籍の活用は、非常に有効な手段だと感じているところでございます。導入に際しては、システム費用、保守費用、書籍費用等が必要となりますが、図書館に来館せずに電子書籍を借りられる貸出・返却・予約業務の自動化などのメリットも多くあります。

本市図書館におきましては、紙の媒体による図書事業と併用して、今後の電子図書館の在り方について調査・研究を行い、更なる読書の推進を図っていきたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 私も、ほぼ毎週図書館に行きます。読みたい新聞があったり、読みたい週刊誌があったりするものですから行くんですけども、例えば、東洋経済とか日経ビジネスなんかを借りますと、2週間貸出期間があるんですけども、1冊を一人の方が2週間見られると、もう次の週の分が来るんですよ。今回システム改修をなさいましたけども、以前は、この本について週刊誌だったら、毎週予約をしたいというふうに申し出ますと、新しい分が出るたびに必ず自動的に予約が入っていたんですね。今回は一回一回予約をしないといけなくなったんですね。ここが非常に不便になったところなので、ぜひとも改善していただきたいなと思います。

それはいいんですけども、12日間前の方が借りておられると、私は12日間見れないんですよ。1冊の本を借りるのに12日間待たないといけないということがあります。ましてや今回はコロナ禍ということで、見るからに図書館に来られている方が少ないですよ。この3月以降、図書館の来館者数の推移があれば教えていただけませんか。

○生涯学習課長（江川一正君） 議員お尋ねの図書館の来館者数ですが、概算で申し上げます。4月2,800人、5月2,500人、6月4,000人、7月2,500人、8月5,500人、9月4,000人といった形で、令和2年度は推移しているところでございます。

○3番（尖 信一君） これを見る限り、4月以降の数字はあまり減っていないようですが、前年度と比べたらどうなのかなというのがあるんですけども、確かに減っていますよね。私、よく感じるんですけども、そういうのも踏まえて、電子書籍というのは、著作権やいろいろな問題が内包されているんですけども、福岡市は紀伊国屋書店と提携して、電子図书名「Kin o Den（キノデン）」というのを運営しております。withコロナを考えたの取り組みかと思えますけれども。また、ほかにも春日市、佐伯市、熊本市でも取り組んでいます。熊本市では、2月に電子書籍の貸出が1,400冊だったんですけども、5月が1万7,200冊になっていますね。それから田川市なんかでもやはり3、4倍になっているようであります。コロナ禍というわけではないんですけども、次、読みたい方が待っているという場合もありますし、1冊の本に2人、3人、4人と、ちょうど図書館に入ったときに、新刊の本なんかのスペースがありますけれども、

常に貸出中なんですよ。あそこに本が並んでいる在庫というのか分かりませんが、そこにこれを読みたいと思って十何冊の本が展示してあるんですけども、そこに本があった試しがないんですね。そして予約をしてもなかなか借りれないと。オンラインで県の図書館に頼んでもいいんですけども、できたら、この電子図書ということについて、一回御検討していただきたいなど。福岡市は、紀伊国屋書店と提携しているんですけども、楽天マガジンというのもありますよね。個人向けの500冊まででしたら週刊誌などを月380円で読めると。こういうのもあるんですよ。こういうところと一回お話をしてみるというのはいかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） この電子書籍の導入というのは、鹿児島県では、まだどこもやっておりません。宮崎県もやっていないんですが、ちょうどいい機会でしたので、いろいろと課長の方も調べておりました。私は、電子書籍は何回でも読めるのかなと思ったら、何か種類があって、回数が限られている電子書籍と無制限に使える電子書籍があるみたいで、通常の本の4倍から5倍ぐらい、1冊の値段がするということも、今回新たに分かりました。

従来の本の購入と電子書籍の購入ということになると、またかなりの予算も伴ってきます。将来的に、どのような方法が市民にとって一番利用しやすい図書館なのかということで、今回このような提案をいただきました。メリット、デメリットいろいろあるんだろうと思いますけれども、ぜひ、他市町のいろんな状況等も、これまで以上に把握をしていきたいと思っております。

○3番（尖 信一君） おっしゃるように制限付きというのも結構あるんですね。もう一つは、従量制というのがありますし、データ量によって料金が変わってくるというような本もあるようであります。ただ毎年、本の在庫も調査なさって、どれくらい本が無くなったかというのも、毎年やっておられるようですけども、そういうことも起きますので、できればこの電子書籍に向けて、実験的によく見られる本、週刊誌とかでも結構ですので、実験的にどこかの企業と結んで提携してやってみるという方法もあるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そこら辺は今後検討していただきたいなと要請しておきます。よろしいでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 本の購入のほかに、システムをまた新たに作らなければいけないとか、運用費とかいろんなことが出てきますので、とにかくお金が伴うことですので、また、そこら辺は市長部局とも語っていきたいと思っています。

○3番（尖 信一君） ちょっとしつこいようですけども、何も志布志市の図書館が電子書籍を購入する必要がない、しなくても、企業の持っているクラウドにアクセスするIDだけ取得するような形にして、それで市民の方にそのIDを提供するという方法も可能かなと思います。そういう方法もありますよ。それは、当然相手方がいらっしゃるわけですから、企業と十分話をして、電子書籍をわざわざ購入するのではなくて、ある程度の使用料を払って、企業のクラウドにアクセスすると、その権利をもらうという方法も考えられるんじゃないかなと思いますので、一つ参考にしていただきたいなと思います。

それでは、3番目の環境問題について御質問いたします。新しい政権が誕生し、その政策の柱として「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする」と発表いたしました。本市もリサ

イクル率では、全国トップクラスであります。いまだ河川の汚染は改善されていない状態です。これまでの取り組みと、今後の本市の環境行政に対する考え方をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

河川環境を悪化させる原因としては、家庭排水や工業排水、農業排水などがあります。その中で家庭から出る生活排水は、農業集落排水や合併浄化槽の設置及び単独浄化槽やくみ取り便槽から、合併浄化槽へ転換を推進することにより、一定の効果を上げてきていると思いますので、引き続き推進してまいりたいというふうに思っております。

また、事業所等からの排水につきましては、水質汚濁防止法の適用とならない小規模な事業所に関しましては、県の現地調査に同行し、指導等を行ってきたところであります。しかしながら、市内4河川のうち、特に菱田川、田原川については、汚染度が高い状況になっているところであります。平成25年に、志布志市河川浄化対策連絡協議会及び河川部会を設置し、河川の汚染に関する協議を行っており、昨年度は、地区代表者や各事業者、県などの関係機関の方に、河川の現状等について意見をお聞きし、情報共有を図ったところであります。また、会議の中において現状に危機感を持って、具体的な課題に取り組む必要があるとの意見もあったところであります。菱田川、田原川の水質汚濁の原因については、事業所等からの排水が主な原因であることが調査により分かっておりますので、水質汚濁防止法による立入検査等の権限を持つ県と協力して、実効性のある河川浄化対策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○3番（尖 信一君） ちょっと驚きました。市長がそこまで前向きな考えであるということは、ちょっと私の質問の趣旨から、飛び出たような答弁をいただきました。

前回9月定例会で、企業版のふるさと納税を活用した河川浄化について、問題の解決の方法を御提案申し上げました。そのとき、市長は、やはり事業者がいらっしゃるということで、非常にそういうところの配慮をなされた答弁をなされましたけれども、今はちょっとかなり違ったような気がいたしました。県も国も、今、田原川とか持留川とかいろいろおっしゃいましたけれども、国は、水循環基本計画というのを策定してしまして、市町村を超えた河川ごとの流域水循環協議会、他の市町村と協議して、協議会を設置して解決しなさいというふうにうたっていますよね。県は県で、小規模事業者排水対策指導指針の遵守をするように指導しなさいと出しているかと思えます。そういうことがありましたので、今、市長の答弁を聞いて非常に心強い限りでございます。お隣、大崎町はSDGs協議会を発足して、先月、鹿児島信用金庫、南日本放送を含めた4社で、私が去年9月定例会で御提案申し上げました、企業版ふるさと納税の仕組みを利用して、食品・食材メーカーなどから資金と人材を受け入れて、脱プラスチックに取り組むというふうなことを発表しております。昨年9月、私が御提案申し上げました企業版ふるさと納税の仕組みを、隣の大崎町の副町長に御提案申し上げて、彼も賛同してくれて、「もうこれしかないよね」と言っておりました。それがもう既に実現しているんですよね。これが発表があつてから、彼にもう一回お話をしたんですけれども、ある程度のことは事前から検討していたということでござい

した。今回は、私の場合は、企業と本市との間にコンサルを入れて、コンサルからアプローチしてもらおうというような仕組みだったんですけども、大崎町ではそれはないですよ。ただ直接企業と提携していくと、企業に直接企業版ふるさと納税で寄附をいただくという形のごようございます。この企業版ふるさと納税で、今回御質問をしているんですけども、河川浄化対策協議会というのが去年11月に設けられていると思うんですけども、その協議の内容、その後の進捗状況をお聞きしておいてよろしいですか。

○市民環境課長（留中政文君） 去年の11月に、令和元年度の志布志市河川浄化対策連絡協議会を開いております。過去に毎年一回ずつは開いております、昨年が5回目ということで、毎年関係機関が集まりまして、河川の現状とか水質の検査とかをしておりますので、そういったことを数字を出しながら、また市役所の方も関係課がございますので、そういったところと協議をして、また実際は茶業とか畜産、養鰻とかそういう事業者の方にも来ていただいて、河川についてどういった対策をしたらいいかということと協議したり、情報交換を行っているということで毎年行っております。

本年度につきましては、まだ開催はしておりませんが、まず、市としてどういった対策ができるかというようなことを、ちゃんと協議してから開催しようということで、今、内部で検討しているところでございます。

○3番（尖 信一君） コロナ禍というのは分かるんですけど、もう1年経っていますよね。まだ一回もやっていないわけですよね。

○市民環境課長（留中政文君） 課の方ではこの話もしております、開くだけではなくて、実際どういった対策ができるかというようなことをちゃんと協議してから、会議をしようということで、今、準備をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 課内で協議をしているということですけども、大崎町は、1年でここまでやってきているんですよ。ちょっと遅いような気がするんです。どんどん進めていただきたいというふうに思いますが、まず、どういう対策ができるかというところを作り上げたいということですよ。もう少し明確に、対策というのはもうある程度分かっているじゃないですか。こうしたらいい、こうしたらいいというのは。いつまでにどのような形でやって、どういう方を巻き込んでやっていくのか、今、おっしゃったように事業者も交えてやっておられると。私は、事業者も攻めるんじゃなくて、仲間に引き込んで一緒に解決していきましょうよというような形で進めていくのが一番いいんじゃないかなと思うので、その点はおやりになっているんですよ。いつまでにどういう形で仕上げていくんだという、その目標を持たないことには、いつまでたっても結果は出ないですよ。どうですか。

○市民環境課長（留中政文君） 今年度につきましては、今までの委員の方や、一応県の管轄でもございますので、県の地域振興局にも出席してもらっていますけれども、今回から本課の方とか、水産系の事業者さんなどを加えるなど、体制の見直しをして効果のある河川対策を講じていきたいというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 体制の立て直しということは、協議会の組織変更をするということですか。

○市民環境課長（留中政文君） 協議会の方は要綱で定まっておりますので、実際入ってもらう方の見直しをするというようなことでございます。

○3番（尖 信一君） 構成メンバーの見直しをするということは、前向きに捉えておきます。ぜひとも、スピード感を持って対応していただきたいなと思っております。よろしく願います。

では4番目に、人材交流についてお伺いしたいと思います。本市では、次年度に向けた職員の新規採用試験が行われておりますが、コロナ禍の下、全く違う業種への派遣が実施されている企業もあります。民間で培った新たな発想等を活用する観点から、人材交流を行う考えはないかお伺いをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の苦しい大手航空会社の社員の出向については、他の業種だけではなく、地方自治体においても受け入れが行われているようではありますが、鹿児島県においては、県の方での打診があったということを伺っております。市町についてはないようでございます。本市においても、このような打診は受けていないというところでございます。

民間企業の人材を地方自治体で受け入れる地域おこし企業人交流プログラムの活用などにより、民間で培った専門知識、経験、人脈、ノウハウを活用し、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感覚を得ながら、取り組みをすぐ展開できる分野を、これからも模索してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 模索するというところでありますけれども、本市の新規採用試験が、今、告知放送でもなさっていますけれども、ここ4、5年の新規採用の推移というのが分かれば、教えていただけますか。

○総務課長（北野 保君） 今、資料が手元にございませんで、調べてまた後で回答したいと思います。

○3番（尖 信一君） 今、市長の方からもありましたけれども、このコロナ禍で様々な業種で、人員整理が進んでおります。JTBも25%店舗を閉める、近畿ツーリストも3分の1の店舗を閉める、富士生命も200名、理研産業も150名、三菱製鋼が100名、青山商事が400名、タムロンが200名、セガサミーが4,650名、リクシルがグループで1,200名、ロイヤルホールディングス、これは外食産業ですね、これが200名、松山三越が200名、ワタベウエディングが120名、三菱自動車500名と、本当に胸の痛むような数字であります。実際のところ、リーマンショックよりもひどい状況であります。リーマンショックのときは、短期で限られた業種でしたけれども、今回はそういうわけではないようであります。このようなときには、必ず経営モデルが変化します。ゲームチェンジャーが出てくるんですね。だからそういうときに、こういう今申し上げた人数の方々がどういうところに行かれるのか。技術を持っておられる方が新しい職場で新しい技術を持ちながら、その新しい職場のところで能力を發揮できるのか。ここが一番重要なところかなとい

うふうに思っております。そういう意味で、本市の新規採用をなさっておられる途中でありますけども、新しい人材それから経験のある人材を採用する意味でも、将来こういう方を採用した後に、アフターコロナ後にまた戻られて、元の職場に戻られる方もおられるでしょうけども、そういうときに、本市と太いパイプができるんじゃないかなというふうに思っているわけなんです。そういう意味では、今回人材交流という表題になったわけなんですけれども、人材交流というよりも、私はむしろ人材採用という形で、今回質問の趣旨はそういうところにあるんですけれども、人数はたくさんじゃなくてもいいと思うんですけれども、そういう考えは市長ございませんか。

○市長（下平晴行君） 市の採用にも、私は基本的にはやはり民間の経験がある人材、そういう人が、やはり市のためにもなるんじゃないかということで、極力そういう考え方で採用をしているところであります。おっしゃいますように、やはり経験をしたこと自体が、そのことを我々市に対しても情報提供をしっかりとしてくれるし、またその企業で培ったものを、職員に対しても指導をいただけるという面では、やはりそういう経験のある方が本市で働いていただくというのは、大変プラスになるというふうには考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 私、昨年人事交流といいますか、職員を毎年1名か2名、コンサルタント企業みたいなところに1年間派遣して、人材の育成を図ったらどうかということを申し上げたんですけど、今度は反対に受け入れる側ということで質問をさせていただいておりますけれども、出向先に、例えば航空会社から3名受け入れた場合、本市には費用負担が発生しないと。出向先には負担は求めないというのが書いてございました。派遣元は、雇用調整助成金でそのスタッフの費用は出すということで書いてございましたので、費用は発生しないんですよ。それが全額かどうかは分かりませんが、例えば、家を借りる費用とか、自動車の借り上げとか、その程度の費用はこちらが持つ場合もあるかもしれませんけれども、人件費、要するに給与は、雇用調整助成金で調整されるということなので、そういうことであれば、もう少し市長、前向きに、具体的に考えるところはございませんか。

○市長（下平晴行君） その雇用の期間というのがどれだけあるのか、そういうのも全然見えない状況であるわけでありまして、そのような国の支援策もあるところではありますけれども、もうちょっと中身をよく精査して、対処していきたいと考えております。

○3番（尖 信一君） そちら辺は、派遣元の企業との話し合いで済むかと思っておりますので、人材交流、新しい血を入れる、この場でこんな発言が適切かどうかは分かりませんが、新入社員は、やはりどういう方がよく分からないし、期待した人材が来るのかどうかも分かりませんが、途中採用は、ある程度のことは把握できるわけですね。今、元の職場に問い合わせをできる制度もできていますので、そういう意味では、非常に人材の明確化が見えてくるのではないかなと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、そちらのところは御提案とお願いと両方しておきますので、よろしく願いいたします。

では、最後の質問に移りたいと思います。ふるさと納税についてということで、5番目の質問に移らせていただきます。コロナ禍の下、本市のふるさと納税における寄附額等の現状はどうか

っているのかをお伺いしたいと思います。また、今後、事業を実施するにあたり、一般社団法人志布志市観光特産品協会とは、どのように連携していくのかをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） ふるさと納税の状況についてでございますが、本市のふるさと納税におきましては、本年度11月24日時点で、約12万6,000件の29億1,000万円を超える寄附額をいただき、昨年比、実績ベースで約190%、特に今年の3月以降はコロナ禍に伴う巣ごもり需要から、お肉、加工品などの申し込みが増えているところであります。

それから、志布志市観光特産品協会との連携についてでございますが、一般社団法人志布志市観光特産品協会は、観光、特産品事業に直接関わる事業者で構成される団体であります。市の観光、特産品振興を担う団体で、ふるさと納税推進事業においては、同団体に加入している事業者様に返礼品を出品していただいております。現在では、60社を超える450品以上の返礼品の御協力をいただいているところであります。

また、市としましては、志布志市観光特産品協会が観光特産品振興の中核団体としての役割を担い、観光協会の会員であられる事業者が、こういった法人形態が最良であるかを伺った上で、可能なサポートを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 私がお聞きしたいことが、またまた早めに出てきました。どのような法人形態がいいのかというところですけども、さっきの環境問題で申し上げるべきか、このふるさと納税のところでも申し上げるべきか、ちょっと迷っていたんですけども、私が一番懸念しているのは、今SNSの時代ですよ。これだけ去年の倍ぐらいのスピードで、ふるさと納税をいただいているわけなんですけども、もし河川環境になかなか取り組んでいない、前に進んでいない、進展がないというようなことがSNSで発信されて、ましてや自分たちが買っているうなぎが河川環境の汚染の原因の一つにもなっているというようなことが、ぱっと広がったら、私は一気にふるさと納税の額が、申し込みが減ってしまうんじゃないかということを危惧しているんですね。今それほど皆さん、ESGとかSDGsとかいうことに神経質になっておりますので、そういう意味で、河川環境の改善を早急に図るべきだというふうに思っているわけなんです。だからこのふるさと納税を一生懸命取り組むということと、河川環境の改善というのは、両輪なんですよ。そこをもう一度市長のところでも認識をしていただいて、—————やっただきたいなというふうにお願いしておきます。この環境とふるさと納税のことについては、一旦ここで終わらせていただきます。

この一般社団法人志布志市観光特産品協会が、志布志駅舎の方へ移転をしているわけなんですけども、私も2回ほど行きました。非常に雰囲気がいいですよ。ああ、やっぱりこれが会社だなというふうに感じました。今までは分散していたわけですよ。これがやはり1か所にまとまると、職員というんですか、社員というんでしょうか、皆さんが生き生きとしていますよね。前向きに取り組んでいこうという雰囲気は感じるんですけど、このコロナ禍の下で、今どのような活動をなさっておられるのか、営業をなさっておられるのか、どこに収益源があるのか、そこを教えてくださいませんか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 現在、志布志駅舎の方に移りまして、様々な事業を展開しております。現在は、コロナ禍ということで、なかなか観光とかイベントとか様々なことはできない状況でございます。ということで、今は観光についてはいろいろなものをオンラインでできないかということを取り組んでおります。

それから、物産につきましては、ECサイトの方を立ち上げまして、そちらの方への会員数を増やそうという努力をしております。これにつきましては、この前8月の臨時会で提案をしました宿泊の分について、4,000円買ったなら2,000円のクーポンが付いて使えるということで、収益を上げるようなことを考えております。後から港湾通りにつきましても、収益事業ということで考えているところでございます。しかしながら、なかなかそれで、全てにおいて収益が上がるというようなことは、厳しいような状況というところが現実でございます。

○3番（尖 信一君） この一般社団法人志布志市観光特産品協会の職員、これは職員でいいんでしょうか、社員になるんでしょうか。この方々の給与水準だけちょっと、もし分かれば教えていただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 基本的には、この観光特産品協会につきましては、職員が3名、それから事務局長が1名、あとは嘱託職員、パート職員が合計20名いらっしゃいます。職員につきましても、嘱託職員につきましても、観光特産品協会で定めとなっておりますが、当然、先ほどありましたハローワークとか最低賃金、それから市の給与水準とかを判断しながら、適切であろうものを判断して、決めているところでございます。

○3番（尖 信一君） 以前、担当課長が特産品協会と本市とは一体となった取り組みをしていくということだったので、ある程度御存じかなと思ってお聞きしました。また、後もって教えていただければ十分でございますので。

今回のこの質問は、今さっき市長が早めの答弁をいただきましたけども、せっかく職場が盛り上がり一体となって、本当に会社らしくなったこの機会を捉えて、私は前回も一般質問しましたけれども、組織変更をしていただきたいと。そして様々な縦展開の業務ですね。市の業務それから観光特産品ですけれども、ここから横展開をしていく事業ができるんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば、株式会社化して、市が例えば30%、40%の株主になって、職員が残りの株を持てばモチベーションが上がりますよね。そういう形での組織変更をする機会ではないかなと。そろそろこの観光特産品協会の一本立ちを目指すべきではないかなというふうに思って、今回一般質問いたしました。例えば、志布志市にも水産業者とかかまぼこ屋さんとか、もやし屋さんとか卵屋さんとかいっぱいありますよね。それぞれ車を走らせていますよね、配送、配達をやっていますよね。そこら辺を統廃合して観光特産品協会が一手に引き受けると。共同配送するというような請負業務もできるんじゃないかなと思うんですね。また、鹿児島県では、年間900億円ぐらい売上げる大きな食品卸売業がありまして、志布志市のまちの中も走っています。こういうところの大隅地区とか南宮崎地区の配達業務を一手に引き受けるとか、そういう横展開ができる企業だと私は思っているんですね。そういうことも含めて、将来的には組織変更をしていっ

て、一本立ちをして新たな雇用を作ることができる企業であると、私はその要素は十分あると思っています。そこら辺を踏まえて、ぜひとも一企業を作り上げていくというような取り組みができないものか、市長、いかがでしょうか。ちょっと私の発想は突拍子もないでしょうかね、よろしくお願いいたします。

○市長（下平晴行君） それは、考え方によってはそういう取り組みもいいんじゃないかなと思いますけれども、そういう観光特産品協会が、会社組織として今後のそういう事業の運営ができていくなれば、それはそういうやり方でも大丈夫じゃないかなと思うところでもあります。今まで、おかげさまで観光特産品協会も一生懸命取り組みをしていただいたということではありますが、より一層、そういう事業の運営がスムーズにいくようなやり方であれば、そういう取り組みもいいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 新しい政権、菅政権では前例主義にとらわれない、新たな取り組みを常にやっていくんだというようなところで、いつも述べられております。本市も前例主義にとらわれることなく、新しいことに挑戦しながら、かつ、ベースになる産業構造はそのまま維持しながら、新たな産業構造をつくり上げていくということで、コロナ禍に打ち勝つと、コロナ禍に打ち勝ったまちという形で、市長ぜひですね、前向きな政策を取っていただきたいというふうに思って、私の質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 総務課長、先ほどの答弁をお願いします。

○総務課長（北野 保君） 大変失礼をいたしました。先ほどの御質問で、新規採用職員の動向でございますけれども、過去5年間分でございます。平成27年度が8人、平成28年度が11人、平成29年度が11人、平成30年度が20人、令和元年度が15人となっております。よろしくお願いいたします。

○3番（尖 信一君） ごめんなさい、質問終わりましたけど、男女の比率はわかりますか。
分からなければ、後もってで結構です。これで質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

来週30日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 4 時03分 延会

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和2年11月30日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

玉 垣 大二郎

南 利 尋

岩 根 賢 二

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

ここで尖信一君から、11月27日の会議における発言について訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○3番（尖 信一君） 先週11月27日、私のふるさと納税についての一般質問の中で、「河川環境の改善に早急に取り組むことと、ふるさと納税に一生懸命取り組むことは車の両輪なので、片方がおろそかにならないようにやっていただきたい」という趣旨の発言をするつもりでおりましたが、片方がおろそかにならないようにという部分を、不適切な表現を用いましたので、発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ただいま尖信一君から、11月27日の会議における発言について訂正したいとの申し出がありました。発言の訂正については会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。尖信一君からの発言訂正の申し出は、これを許可します。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

今年は臨時会等々ありまして、もう通年議会のような感じがしております。先の議会のときに、一般質問するとき、新しい総理大臣を決める自民党の総裁選挙等々があったところでありました。そして、新しく菅政権が誕生しました。安倍政権の継承を一番に掲げておられました。もう私がここで、安倍政権がどんな7年8か月の政治をしてこられたのかというのは、私が一つ一つ申すまでもなく、それぞれ皆さんが御承知のとおりであります。大変に強権的でありました。そういったことを踏まえて、その後、菅政権になってやられましたことは、びっくりするようなことが次から次に起きております。森友・加計学園問題、そして桜を見る会、新しい事実が出てきても、一切そういうことについては、継承するということでしょうから調査もしないということでありました。また、日本学術会議の人事問題にも踏み込んで、任命を拒否するという、まさに国民の目線から見たときに、どうなんだろうかということでありました。

一方で菅総理大臣は、「国民のために働く内閣」というふうに命名をされました。これまでの

政権もそうだったと思いますけど、再度、国民のために働く内閣ということでありました。でも、そのやっておられることについては、もう御存じのとおり1か月ちょっと経ちましたけど、大変な状況が生まれております。私たちこの志布志市の議会、また執行者においても、住民の立場に立って、住民のためにいいまちづくりを進めていく、心からそういう思いで、下平市長を先頭にして頑張っておられると思います。ぜひそういう立場で、これから残されている任期1年ちょっとですけれども、お互いに力を尽くして、いいまちづくりをしていきたいと思います。その立場で、今回通告をしていました点について、順次質問をさせていただきます。

まず、公共工事のことについて質問させていただきます。この間、議会のたびに入札の執行状況等の報告があります。その間に台風や水害、そういったものが起きていく状況の中で、入札中止が数多くありまして、今回の報告の中にも約5件ほど入札をしたけれども、応札が無いということで中止ということでしょう。そういった中で、土木・建築・水道事業、そういった方々が果たしておられる役割というのは、大変大きなものがあると思うんですね。そこで、今のこういった入札中止そして辞退、そういったことを当局として、どういうふうに受け止めておられるのか、その認識をまずお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

建設業を取り巻く現状としましては、60歳以上の高齢者の割合が多く、若年層の入職者が少なく、今後は、高齢者の大量の離職が見込まれております。年々、志布志市内の業者数も減ってきておりますが、建設業の需要は増加傾向であると考えられますので、業者並びに土木技術者の育成が必要であると考えております。

水道事業につきましてでございますが、業者数及び技術者が減少したことから、本年4月より「水道修繕当番制度」が廃止となったところでございます。また現在、志布志市内の水道施設工事の業者数につきましては、地域別に申しますと、志布志地域が3社、有明地域が4社、松山地域が6社、合計で13社でございます。現状としましては、技術者不足と高齢化が慢性化しているというふうに認識をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長の方の認識として、高齢者の方がいわゆる従業員として多いと、そして今後が心配である。また後継者、そういったものの育成が必要であるというふうにお述べになりました。これは今、数として水道事業についてはそれぞれあったわけですが、土木・建築についても、状況が分かっていたらばお示しをいただきたいと思います。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

現在、志布志市内業者で格付けされている業者が67社でございます。土木・建築等全部含んでおります。

○19番（小園義行君） 今それぞれ業者の方々の数等々ありましたが、先の議会で水道事業のことを取り上げて一般質問をさせてもらいました。そのときに、やはり今、市長が述べられたように、人がいないということです。そして、土木・建築についても、恐らく同じような状況があるということで、こういうような入札辞退とかいうのが起きていると思うんですね。そこで、やは

り人が足りない状況、いない状況はどこから来ているのかと、そういったものをしっかり把握をしていかないと、志布志市における公共事業の確保というのが、今後大変難しくなってくるのではないかと。さっき市長が心配されていましたが高齢者の方が多いということは、その方が従業員で来なくなったら、その法人そのものが経営の危機に陥ると、ひいては志布志市の公共事業や、災害が起きても、対応ができなくなるということが十分考えられるわけですね。そこで、人が足りない現状はどうあるのかということ、市は発注者ですので、発注さえしておけば、あとは受け手の側の責任だということではなくて、一体になって考えていく必要があるのではないかとというふうに思うわけですね。そこで、その原因とかそういったものについては、それぞれ分析されているでしょう。バブル期の頃のように発注しておけばいいよということではなくて、高齢社会、人口減少の現状においては、きちんとした発注者と受け手の側のそこが一緒になって、どうやって志布志市のそういう公共事業を守っていくのかという視点が大事だろうと思うんですね。そういった意味でお互いに対策会議、協議会いろいろ名称はあるでしょう。業者の方々と当局と一体になって、そういった人がいない、なぜそうなのかということ、後に向けての対策を議論して共通認識に立って、行政ができることと法人の側ができること、ここを考えていく場を設けるような考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 毎年、建設業者と建設課を中心に、「建設工事連絡会議」を開催して、意見交換会をしているところであります。また、私も担当課長と一緒にふるさと協議会の総会等にも出席して、意見交換を行っております。

今年度は、建設工事連絡会議をコロナ禍の影響で開催できませんでしたが、12月に行われる「ふるさと協議会と語る会」に出席を予定しているところでございます。そこでまたそのような意見や、どういう考えを持っていらっしゃるのか聞きたいというふうに思っております。

行政として、どういう考え方を持っているかということでございますが、行政として考える支援でございますが、現在は重点的に行っている対策として、明許繰越を活用した工事発注時期の平準化と適切な工事設定、それから現場代理人の兼任の許可、そして工事関係書類の簡素化などを行っております。

今後の対策としまして、週休二日制度の推進、それから夏場の熱中症対策による工程の補正、省力化工法の採用等々が考えられるところでございます。

○19番（小園義行君） 今、市長の方からふるさと協議会の総会とかそういったものに参加をしてという、そういうこと等を含めて、あと現場代理人の選定ですね、近いところは二つの現場でも1人でいいよとか、そういうことの対策はとられていると思うんですけど、やはり年に一回、そこに出席をして、挨拶をして意見交換という、それも大事だと思いますけど、やはり大変失礼な言い方ですけど、課長をはじめとした事務方の方で、一緒になって法人とどうして人の確保とかそういったものに向けて努力をして、結果確保ができていくというためには、年に一回とかそういうことじゃなくて、本当に危機的ですよ。大変失礼なんですけど、今回の5件も500万円以下の格付けでいうとA、B、C、Dでいったら、多分Dランクとかその近辺のところ、こ

れまでも多いわけですね。それは、ひいては耕作地、いわゆる畑とか田んぼ、そういったところが崩落したりいろいろして、非常に仕事が困難な場所なんですよ。そういったところの復旧がないということは、後々のことについて言うと、耕作ができないという状況が発生したりするわけですね。ぜひそこらについても、含めて考えていかないといけないという、これは耕地林務水産課長は頭が痛いと思うんですよ。自分が発注したところが、入札ができない、中止というね、そういったことを考えたときに、業者さんにお任せしておけばいいというものでは私はないと思います。ぜひ市長、こういう事務方と言葉が悪いんですけど、課長以下含めて業者の方々、法人等のきちんとした定期的な対策会議をもって、どうやって次年度へ向けての公共事業の確保、それを守っていく、そういった場をやはり私は設ける必要があると思いますけど、再度お願いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私が就任して、そういうことはなかったということでありました。それで指示したのは、いわゆる行政の考え方、そして行政が業者を見た取り組み体制の考え方、そういうのを意見交換してうまく利用ができるようなことに、どう対応していくかということでの指示をしたところであります。

今おっしゃいますように、仕事が多いことも含めて、そして作付けできないような状況になっては、大変なことであるわけでありますので、どういう形で入札を受けていただくのか、受けられないのかということも含めて、そういう意見交換会も含めて、十分な協議をしていくように指示をしてまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういった機会の場を設けるよう取り組むということですので、併せて、人が足りないという、これは医療の現場、福祉の現場を含めて、低賃金ということが非常に大きな問題になっていますね。国も努力して保育士の方とか介護福祉士の方に対して、きちんと底上げをするということを新聞とかそこでは紙面上に踊るんですけど、現実にもそういう状況になかなかないということがあります。そういった意味で、私はこの税金で仕事をしていただく関係の業界に対しては、いわゆる発注者、そして受け手の側、そして働く人、そういった三方良となるような公契約条例、税金を使って仕事をしていただくところに、そういった三方がいい形になるような公契約条例、そういったものを市長が本当にリーダーシップをとって、業界の方々と胸襟を開いて話をしていく、そういったことが私はとても大切だと思うんですよ。ぜひ、市長も議員の時代に、この公契約条例の問題を一般質問等をされていますけれど、ぜひそういったものに向けても、市長のリーダーシップを私は発揮すべきじゃないかと思うんですけど、そこについての市長のお考えがありましたら、答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も議員のときに一般質問した経緯がございます。

一つは給与の格差の問題等々もあるわけでありますが、このことについては、もうちょっと研修等を行って、条例を制定しないと方向性を示しているところでもありますので、取り組めるのかどうか、十分協議をしてしっかりと方向性を示してまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、本当に私たちではできないんですよ。この大きな災害と

かそこについては、本当に業界の方々の努力によって必死になって支えてもらっていると。もう今の状況だと限界に達しつつあるのかなという心配もしたりするわけです。繰り越しとか結構多いですので。だから今、市長が答弁されたように、協議会やそういう条例のこと等も含めて、公共事業を確保していく立場で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことは終わりにしたいと思います。

次に、農業振興についてということで、お願いをしました。11月15日に中国、韓国、東南アジアを含めてそういったASEANですか、ここが参加する15か国で、RCEPの包括的経済連携協定に署名がなされたところであります。新聞等でもそのことを報じてまして、私自身は、TPP11（イレブン）もありますので、本当に自由貿易、これは言葉はいいわけですけど、それぞれにアメリカファーストでトランプさんがやっていますけど、そういうことではなくて、本当に我が国の農業を守っていくという点では、こうした自由貿易圏で関税を撤廃していく方向が次から次になったときに、しっかりとした国としても持っていないといけないんですけど、ぜひですね、そこに対しては、我がまちの農業にどんな影響があるのかと、RCEPそしてTPP11、それとヨーロッパのEUともそういうことでやっていますね。そういうことで、そういう影響をどういう状況で受け止めておられるんだろうかという思いで、この質問をしました。TPP11は82%の撤廃率ですね、そして今回のRCEPは、41%から61%という状況で抑えられているわけですけど、そういったものが、どういった影響を我がまちの農業に及ぼすのだろうか。我がまちの基幹産業ですので、そこについてはどんな受け止め方ですか。

○市長（下平晴行君） 地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）につきましても、今月15日に東南アジア諸国連合10か国とオーストラリア、ニュージーランド、中国、韓国、日本の15か国において合意されたもので、世界貿易額の3割を占めるため、世界最大級の自由貿易協定とされ、輸出入に様々な影響を与えるところでございます。

農業分野の輸入に関しては、米、麦、牛肉等、重要5品目と鶏肉・鶏肉調製品などは、関税削減撤廃の対象から除外されておりますが、野菜、茶については、一部の国、品目で、差異はあるものの、段階的に関税が撤廃されることとなり、輸入ものとはまだ品質格差があるとはいえ、予断は許さない状況であるというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） 市長としてはそういう受け止め方ですね。私もとても長く農業をしてきて、今も米を作ったりしておりますけども、このコロナ禍がどんどん進行していく中で、今年の3月31日に国が「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。カロリーベースでいうと、2018年度は37%の状況になっている。それを45%に引き上げるよということでありました。私はこの3月31日の閣議決定があったときに、国が示しているものがあります。約3分の1は国内で自給できるけど、3分の2は海外依存になっているわけですね、この日本の食の現状というのは、そうしたときに、国が示したやつですよ、私が言っているわけではなくて、国が、食料・農業・農村基本計画の説明資料において、食料自給力指数から出した食事メニューというのを出しています。こういうことですよ、朝食は白米茶碗1杯、浅漬け2皿、豆腐2分の1丁。お昼は、素う

どん、サラダ2皿、果物。夕食に白米の茶碗1杯と野菜炒め2皿、焼き魚1切れ、そして5日にコップ1杯の牛乳ですね。15日に1個の卵。10日に一皿の焼き肉というふうにして、国がこれを示して、こういうことになっているということですね。だからぜひ、これは本当に国として責任を、国民の食べ物については生産をきちんとやっていくということをしなさいといけないというふうに思うわけですね。そういった状況で、国が食料・農業・農村基本計画で、少し引き上げるとは言いましたが45%ですよ、それでも民主党政権のときからしたら、ちょっとそれでも低いんですよ。ぜひ、このカロリーベースで食糧の自給率を見たときに、海外依存している今の国の農業政策の在り方を、志布志市の市長として、自らもお米を作られたりいろいろされていますね。そういった中で、この海外依存のこの現状を、市長、さっきのRCEPのときと同じようなことですか。

○市長（下平晴行君） カロリーベースで自給率38%ということは、逆に言うと海外から62%は輸入しているということになるわけでありまして。これは先ほどもおっしゃいましたように、米の消費と食生活の変化によって起こっているというふうに、私も理解しているわけでありまして、やはり志布志市の基幹産業は、農林水産業であります。その中で生活をしていらっしゃる方が大半を占めているわけですので、このことについては、本当に真剣にいわゆる自給率を高めるためには、やはりそういう米の消費、あるいは肉等々も含めてなんですが、やはり自分たちが作った野菜等々も活用していわゆる自給率を上げていくという、それと今言われておりますのは、いわゆる食品ロスも含めて、しっかりそれぞれの市民の方々がそのことを考えて、もちろん行政がそういう公の場で考え方をしっかり持った下で、そういう農業をされる方、食事の在り方等々も、やはり考えていかなければいけないんじゃないかなと思っていますところでございます。

○19番（小園義行君） 国の農業政策に対しても、やはりきちんとした自治体としてのそういう思いを持っていないといけないと、今市長がおっしゃるそのとおりだと思います。今年は、新型コロナで大変厳しい状況がありました。家を造ったりされている方々も、例えばTOTOのウォシュレットは、中国にほぼ100%依存しているという状況で、入ってこなくて完成が遅れるとかそういうことがあります。そうしたときに、たまたま食料については、今回そういうことにならなかったわけですね。何か安心していると思うけど、実際にこの間に国連食糧農業機関やWHO（世界保健機関）そしてWTO（世界貿易機関）が、4月1日に新型コロナに関する共同声明を公表しています。「食料品の入手可能性への懸念から、輸出制限のうねりが起きて、国際市場で食料品不足がおきかねない。より長期的には封鎖命令と人の移動制限によって、農業労働者の確保や食料品の市場への出荷が不可能になり、農業生産が混乱するリスクがある」と警告が出されたんですね。この中で、現実には起きていることが、もうあります。農業をされる実習生の方が来られなくなっている、また帰れなくなっている。こういった現状が、この三つの国際機関が発している現状が起きているんですね。ただ、その中でも、日本の食料については止まっていないからいいですけど、これ止まったら、さっき話をしました国が示しているようなそういった状況になるよということで、やはり国はきちんとそこについては、責任を持って国民に安心安全な食料

を供給をする必要があると。それについては、きちんと国にも市長として声を上げていただきたいというふうに思います。

そこで、実際そういう立場で国はやっていかないといけないという状況の中にありながら、何が起きているかという、国がこの新型コロナで大変な状況になっている農家の方々に、高収益作物次期作支援交付金を発表して支援をするということで、取り組みをしたわけです。それを途中で見直しをしたわけです。そういうことで、大変農家の間では混乱が起きているといたしますか、突然の見直しでしたので。そこについては、国が先に政策を打って、途中ではしごを外された。これが正直な感想じゃないでしょうかね、農家の方々からしたらですよ。そういった意味で、7月末に一次募集を締め切った後で、菅政権になって突然変えたわけです。今の菅首相になって変えたんですよ。実際に、志布志市でこの申請がまずどれくらいあったのかと、そのことについてお願いをします。

○農政畜産課長（重山 浩君） お答えします。

当所の申請では445件、11億3,000万円ほどでございます。その後見直しになりまして、231件、8億2,000万円ほどになっています。約3億強の減額になったところでございます。

○19番（小園義行君） この国が示したやつで、申請件数としたら445件あったわけですね。これは最初の関係でいうと、新型コロナで大きな打撃を受けた農産物に対して、来年も頑張って作ってよということで、国は示したんですよ。それを農業生産の維持を図ると、来年も作ってくださいよ、だから支援しますからと示したのに、10月12日の農林水産省生産局通知で、突然、新型コロナの影響によって減収になった証明を申請時に要求したり、交付金額は減収額を上限としますということで、大変な混乱が起きたわけですね。これは、最初から減収を目的としているわけではないですよ。それを減収したからではなくて、来年も確実に作ってねということでしたのに、突然見直しをして、今課長の方から答弁があったような状況であります。ここに対しては、国によって説明会が開かれましたね。そこについてどういった状況で、農家の方々からどんな声が寄せられたのか、ちょっとお願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） 説明会の方は、10月に3回、11月に入りまして3回実施をしております。参加された方の中からは、おっしゃるとおり「当初の制度に戻していただきたい」ということと、「早期の交付金の支援をお願いしたい」ということのお話しでございました。

私ども市におきましては、若干報道から遅れての説明会でしたので、他近隣市町におかれましては、早めに説明会をされたところは、結構そういう激しい御意見があったということは、県の方から伺っております。

○19番（小園義行君） 農家の皆さん方からしたら、当然のことだと思うんですよ。約束をしたことを途中でたがえるわけですから、とんでもない話だなと思います。冒頭に言いました、国がきちんとした対応をして、国民に安全で安心な食料を安定的に供給してくださいという、これが本来の目的だったはずなんですよね。それを途中で外されたということで、その後全国から非難の声といたしますか、そういう声が出て、10月30日までに交付金が減額になったりゼロになった

農家で、資材や機械や施設を購入・整備をした、また発注した農家には、見直し前の交付金額を上限に取得・整備を補助するというふうに、少し声を上げたら変わったんですね。そういった意味で、ぜひ当初の基準で交付すべき、これはきちんと国に対して声を上げるべきだと、市長、私は思うんですよ。全国からの声があって、そういう現実になっているということです。そこについては、別に国とけんかをしろということではないんですからね、市長がここで責任を持っている住民の経営やなりわいは、「生活を保障するために約束を守ってくれ」と、そういう声をしっかりと上げるべきだと思うんですけど、市長、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今回の運用見直しについては、当初の事業の目的から離れているということで、大変遺憾に思っているところでございます。おっしゃいますように、国の方にということでありますが、これは10月27日に農林水産省より市へ先ほどありましたように、生産者説明会と併せておわびに来庁されたということでありましたが、ちょうど私も留守でしたので、副市長の方から本省担当課長補佐に対して、当初の運用にするように要望をしたということでございます。

○19番（小園義行君） 今そういうことですけど、市長、これですね、国は今私が言いました10月30日までにそうした人にはそうですよと。でもこの見直しの中で、減収、そこを撤廃していないんですよ。やはりこれは最初の目的どおり、きちんと農家の生業、来年も作ってもらいたいという、そして食料を供給するというここを、きちんと担保がないとやれませんよね。やはり国民に寄り添うような国の政治でないといけないし、市長がここで本当に国に対してやはり最初あった要件・基準で、きちんとしたこの減収がないと駄目だという、そこについては撤廃をしてくれというこの声も併せて、市長、自らきちんと声を発信すべきだと思うんです、インターネットによる中継を含めて、これは全国の方が見ているんですよ。これぜひ市長、我がまちの農家を守るという意味からも、そういった声をしっかりと答弁すべきだと思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃいますように、農業者の方々が、自分たちが一生懸命頑張っている、大変なその中でひっくり返ったわけですので、このことは私も上京したときに、国会なり国の方にも要請してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 市長も同じ思いだという共有ができましたので、ここについては終わりますけど、その後、もう一つですね、最後にこの農業の問題について、この高収益作物次期作支援交付金については、あとお二人の方も通告がありますので、やり取りをぜひまた真剣にやっていただきたいというふうに思います。

あと、この農業問題については最後ですけども、今、一般質問を通告するときは国会では継続審議であったんですね。それが種苗法の改定ということで、僅かの審議時間で種苗法は衆議院を通過して、今参議院で審議されていますけど、ここについては、一体何のことやらというのが、農家の方々も含めてよく届いていないような気がするんですね。私も農業をして、今例えば自分で食べるやつを、ゴーヤとかヘチマとか大好きなものを作って、種を取って、来年またそれをまいてということ而努力しています。ヘチマがもう少しで完全に種になりますけど、自分のところ

で自家増殖というのを、今の種苗法ではあるわけですけど、それを原則駄目だよというふうにしてしまうという種苗法の改定になっている。その理由が、これをちゃんとしないと海外に出ていくからという、国のよく分からない理由ですけど、これ破綻していると思うんですけど、この自家増殖を原則禁止して、登録品種については、お金を払って許諾料を払って、種を買うとかいう状況になったら大変だと思うんですね。そこで、今概略を言いましたけど、このことについて市長、まずどんなふうにお受け止めですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

種苗法の改正につきましては、本国会で優良品種の海外流出を防止することと、優良品種の保護の趣旨で改正案が審議されているところであります。

このような趣旨の下、農産物の国際競争力を高めることは重要とは考えますが、種苗の自家増殖に対し、農業者に新たな負担が増え、生産者の経営が圧迫されるということについては、懸念をしているというところでございます。

○19番（小園義行君） この種苗法に関しては、新しい品種を開発した人や企業に育成者権という権利を認めています。著作権と同じく権利を保障しているわけですが、同時に農業者が収穫物の一部を種苗として使う自家増殖については、育成者権が及ばない範囲ということで、原則自由ということにしてきたんですね。それを今回の改定は、原則禁止するということですので、今市長が答弁されたように、負担が発生してくるという非常に心配をしているわけですね。自由にやれなくなってしまふんじゃないかというのがあるわけです。そこでぜひ、今、市長も心配をしているということでしたが、この中身がもっと農家の方のところが届いていないような気がして、これをもう少し、きちんと農家の方にも詳しく私はお知らせをすべきだと思うんですけど、そこについては「いやいや、一切そういうことは考えていないよ」ということなのか、これは本当に大変なことになっていくなというふうに思います。だって、生産する一番最初のところを抑えられるわけですからね、そこについては、もっと農家に内容を周知すべきではないかと思うんですけど、そこについては市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、生産者の経営が圧迫されるようなそういう状況になるということは、生産者にとっては大変不合理なことになると思いますので、その説明の仕方をどういう形にしていけばいいのか、内部で十分協議して対策を取っていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） これが仮に国会で成立したりすると、いわゆるそういった大企業の下に置かれてしまうんですね。現実そういうものが少し走っていますが、世界のそういう種、そこを支配しているという大変ですけど、権利を持っているところは絶対強いことで大変なことになっていくと、今、市長がおっしゃったように、ぜひ、このことについては、やはり国に対して生産者の方たちに、ほとんどと言っていいほど届いていないんじゃないかと思います。現代農業とか、いろんな新聞報道でしか私なんかも知り得ないわけです。そこの中に種苗法の問題とかいろいろ書いていますが、ぜひ農家の方にも、今あったように検討して、早急に対応していただ

きたいと。具体的な中身については、一つ一つはもう申しませんが、今、市長が答弁されたそういう立場で、この市内の農家を、生産者を守っていく、その姿勢については私も大事にしないといけないと思って、そこについては市長、もう一緒ですよ。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、種苗法の中身についても、ここで一つ一つ私も言いませんけど、これが仮に法律化されたら、大変なことになっていくなという、負担が増える、そういったことにならないように、ぜひきちんとした対応をしていただきたい。今国会で議論されていますので、一回は継続審議になって今審議中ですので、どうなるか分かりませんが、今市長の立場はそういうことで理解をしました。

次に行きます。福祉行政についてということで、これまで敬老祝金の問題をずっと取り上げてきました。節目支給ではなくて75歳以上という、私は75歳以上というふうに表現をしましたが、そこで、本年度の敬老祝金の支給の状況はどういったことだったのか。そこについて一つお願いをします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

令和2年度の敬老祝金支給事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、支給対象の皆様、そして配布をお願いする民生委員の方々の安全を第一に考慮しまして、副市長そして担当課と協議の上で、最善の対策として口座振り込みとさせていただいたところでございます。

現在、支給対象者の93%の皆様の支給を完了しておりますが、まだ支給ができていない対象の皆様には、本庁、各支所の職員が個別に対応しているという状況でございます。できる限り早い時期に、全ての支給対象の皆様にご支給できるように、特に取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、対象者の方で93%に届いているということでもあります。少し相談がありまして、通帳のコピーをして、「支所に送ってね」とか「本庁に送ってね」とかいろいろあって、「もう小園さん、こんな面倒なこつさすつとなら、もう要らん」と言って、「要らんで、私はもうよかとほっときました」と、「それじゃいかん、せっかく皆さんに対して、市の方としては敬老祝金を支給するというその条例に基づいてやっているから、きちんとせないかん」と、「でも、こんなめんどくせこつ、あたいどんがよなとしなもんにFAXでコピーして何とかしてって言っても、なかなかだよ」って、これまでは無かったわけですよ。たまたまそういうコロナの関係です。でも現実には起きているのは、届かないということです。だからぜひ、やはりそこには確かに民生委員さんや職員のそのことを考えると、対策を行ってやれば、それぞれ何とか100%届けたいという思いは一緒だから、今また努力をされているわけでしょう。だからそういう意味では、残りのこれの数でいくと、何人というのは僕たち想像はつきませんが、100人前後だと思えるんですよ。そこについては、また一人ひとり行かれるわけで、ぜひ、コロナに関して対策はきちんとしないといけないと思います。そうでなければ、私たちもこの議会にも

来られないわけですよ、正直言って。市役所の職員も仕事にも来られないわけですね。それには、きちんとしたいろんな対策をして、3密を避ける。でも、市役所でも3密の対策をきちんとしない限り、換気をしたりしないといけないわけで、この高齢の方々に言葉は悪いんだけど、「コピーを取ってね、こうしてね」っていう、そこについては、やはり従来のやり方がすっきりして、サッといったのかなという思いがあって質問したところでした。誰一人も取り残さないという立場で市長が指示をされているということは、それはよく理解をしました。ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。それと併せて、もう12月議会ですので、来年度のそういった予算編成の時期とも重なるわけですが、今年こういう敬老祝金の実施を踏まえて、これまで9月議会、ここについては市長が少し踏み込んだ答弁をされました。具体的にもうその検討が始まっているのかどうか、そこらについて当初予算含めて議論されるんでしょうから、今の進み具合をちょっと教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、子育て支援策や公共交通施策など、市独自の施策を検討する中で、敬老祝金支給事業を現在の節目支給から全員支給とした場合の対象年齢、支給金額及び条例改正を含む実施時期について、副市長含めて全課で協議検討しているというところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、市長の任期も私たちと同じように、あと1年2か月ちょっとですね。そういった一つ一つの政策を確実に前に進めて、市民目線に立った行政といいますか、そういうことで進んでいってほしいものだと。ここについては、80歳以上とかいろんなこともあろうでしょう。そこも含めて、ぜひ副市長を中心にしてということでありましたので、いい形でこれが実施されるように、そして、「下平市長になって良かったね」と、そういうものが、私はとても住民の方から見たときに、下平市長を市長に選んで良かったと思われるようなものを、きちんとやはり私は出していくべきだと思うんですよ。そこについては、当然2期目を目指されるのかどうか、それはまだ市長の口から何もお聞きしていないんですけど、ぜひ、こういうことについても、次に選挙が来ますので、そこについてはきちんとした政策をもって取り組んで、残りの1年2か月をやってほしいと思います。ぜひ、そこについては、今答弁がありましたので、前に進んでいくんだらうなという思いを持って、この質問をしているわけですけど、やれと言っていることと、やるという、僕がそっちだったら、すぐ分かりましたと言って、私はやるというかもしれないんですけど、私は、執行権を持たない議員ですので、やはり市長に提案をするしかないから言っているんですよ。ここについて、今答弁があったそのことで、前に進んでいくと理解していますか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど言いましたように、内部で十分協議して、いろんな事業もあるわけでありますので、来年からすぐできるということではないということでも理解していただければという、考え方としてはそういう考え方を持っているということでございます。

○19番（小園義行君） 私たち任期があと1年ちょっとです。私自身もどういうふうになるのかというのは、支部の皆さんと議論をして次の予定候補になるのか、それとも今回で終わりなのか

分かりませんが、ぜひこのことは、高齢の方々への本当に感謝の気持ち、この志布志市を守り、そして発展させて来られたの方々に対する行政、市としての思いを届ける事業ですので、そこについては、とても私は大事な事業だと思うんです。志布志市は私たちの代で作ったわけじゃなくて、ずっといろんな人たちの関わりの中で、今日を迎えているわけですので、そのことについては、きちんとした思いで受け止めてほしいというふうに思います。今、市長の答弁で、このことについては今後も議論をしたいと思いますので、次に行きます。

最後、行政のデジタル化についてということをお願いをしました。菅政権になって、国がデジタル庁の設置ということを表示してしまろうとしています、市長も市報11月号の市長コラムで、行政のデジタル化についてということ述べておられます。国が進めようとしているこのデジタル化、ここについて、市としてどのように市長は受け止めておられるのか。このコラムを読む限りでは、少し前のめりだねみたいなのはありますが、そこについての思いを少しお願いします。

○市長（下平晴行君） 先日の小野議員の一般質問でも答弁しましたが、行政のデジタル化の目指すものは、住民サービスの充実と自治体の業務の効率化であると考えております。行政手続のオンライン化につきましても、全ての行政手続がオンラインでしか受け付けできないというわけではないわけでありまして。従来の窓口を維持しつつ、オンラインでの手続きが必要な方はオンラインでというように、市民の方の選択肢を増やす、つまり住民サービスの向上につながるというふうに考えているところであります。

また、国が来年度に新設する予定でありますデジタル庁の目的の一つに、システムの統一というものがうたわれております。これは、国や地方自治体のシステム全てを全く同じものにするというわけではなく、システムの仕様を標準化することで、デジタル関連業務の非効率を改善して、コストの削減や新システムの導入等に係る時間を抑えることなどが期待できるというふうに、私も考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 11月26日に、やっこのデジタル庁の概要が発表されたんです。やはり私は、こういうものを国がやろうとしているときに、少しよく考えて、前のめりになったら大変ですよということを考えないといけないです。別にこれを否定しているとかそういうことじゃないですよ、今でも実際もうデジタル化は始まっていろいろであるんですよ。そのときですね、市長も役場の職員でしたので、今から二十数年前ですね。合併前でしたけど、住基ネットを全国の自治体、国、全部つなぎますよというときに、とても勇気ある首長さんがおられまして、福島県矢祭町の首長が、この住基ネットに「矢祭町は接続しません」とおっしゃって、最後までされなかったんですね。なぜかという、これが住民の生活、暮らしやそういったものにとって、いいものでないと判断したということです。いわゆる情報の漏えいとかいうことで、新聞にも載りました。私も議員でしたので、すごい首長さんがいるなど。国に対して異を唱えるわけですから、国の政策が正しければいいでしょう。でもそのときの首長さんの思いというのは、時の政権に対して信頼が置けなかったというふうに僕は想像するんですね。なぜなら、「私の情報全て、はい、

どうぞと丸投げでやって、漏えいしたらどうするのよ」と、そういったことに思いが至って、接続をされなかった。私も住基カードは作っていないです。恐らくここにおられる方たちで、住基カードを持っておられる方はそんなに多くないと思うんです。一人ひとりには聞けませんよ。こういうものをやる時には、きちんと考えて、前に進んでいかないといけないと思うんです。そこで、国が示している概要、これは市長も答弁されました。いろんな意味で2021年の秋にそうすよということで、すべからく、職員の関係でいうとキャリアアップをして、民間に派遣したりといろんなこともあります。そして今答弁がありましたように、地方自治体の共通デジタル化の基盤の整備については、総務省と連携をしてシステム標準化に対する企画、総合調整をするということで、マイナンバーカードのシステムを管理・運営する、ここまで地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ということで、これも衣替えをして国の関与を強化するという一方で、更にこういうふうに新聞に書いてあります。このデジタル庁の関係と、「医療や教育、防災などの準公共分野のシステム整備についても、デジタル庁が統括する」というふうに概要で示されています。

そこで、この問題は冒頭言いました、菅政権は安倍政権のそれを継承していくということで述べて始まっていますね。そのときよく考えてください。安倍総理大臣は、東京都が世界で一番企業が活動しやすい都市にするというふうにして、これが始まるんですね。少し私もそういうことでいろいろ勉強させてもらいました。少し述べさせてください。安倍政権の下で、Society5.0、ここで個人情報を含む膨大なデジタルデータの集積を前提として、それを解析するAIとか先端技術をあらゆる産業生活に導入する社会の具体化だということで、安倍政権の中で経団連のデジタルトランスフォーメーション、これでやって全集中の呼吸で後押しをしていると、財界も後押しをしているんですよ。そこで安倍政権の最後の頃、7月に閣議決定された骨太方針2020、これはデジタルニューディールというのがうたわれて、また統合イノベーション戦略2020で、国家間の覇権争いの中核に位置する新興技術によるイノベーション。いわゆる国民のためとかそういうことではなくて、あくまでも各国企業や政府間の科学技術争いの中で、科学技術イノベーションを向上させる、そのことに向いているということをしかりとこう銘打って、それを受けての菅政権のことなんです。僕はこれを本当に考えたときに、皆さんがやらなきゃいけないことは、さっきの矢祭町の首長さんではないけれど、このデジタル化を進めることが、我がまちの住民や自治体にとって、どういうものになるんだろうかということを考えないといけないと思うんですね。各国の企業や国家間の争いに勝ち残ることだけが、産業化への後押しをしているとかそういうことじゃないです。

そこで、市長はシステムの一本化とおっしゃいました。それをやったら、国が示したそのシステムでいったら、地方自治体千七百四十いくつ、もっとあるかな、それぐらいあります。端末になってしまうじゃないですか、それは。国が示す端末になってしまう。そのことでいいんだろうか、果たして。私は合併協議会の中で、いろいろ議論されて大崎町が抜けましたね。そのとき抜けたのは、このシステムの在り方だということで、大崎町は抜けられているんですよ。恐らくそ

ういう報告でしたので、そういうふうには理解してはいますけど。ぜひここについては、少し立ち止まってよく考えていかないといけないと思うんですね。

そこで、市長にお伺いします。デジタル化で住民の暮らしや地方自治はどうなるのかと、その視点が大事だと思うんですね。ここのコラムでも市長は書いておられますね。市長は、このデジタル化を進めるにあたって、現在、窓口業務の在り方はどういうふうであればよいと思っておられるんですか。

○市長（下平晴行君） これは、やはり市民の皆さんに寄り添って、そして市民の皆さんがどういことを求めているのか、それにしっかりと対応できる、そういう窓口対応をするべきだというふうには考えております。

○19番（小園義行君） 市民にとって、より良いものでないといけないということですよ。基本的には窓口業務というのは、行政手続きを受けるだけの仕事ではないわけですね。サービスが必要とする人と、直接対面して生活の相談に乗って、それを最適な行政サービスにつなげるというのが、私は大事な仕事だと思うんです。オンラインでは簡単にはいきませんよ。それと併せて、市長は、議員のときにこういう質問をされていました。「待っているのではなくて、外に出て、住民の要求をつかみ、それを行政に反映させるという考えはありませんか」という下平議員の、当時は議員ですよ、質問されて市長とやり取りをされています。その一番いい例が、生活保護に対応するには待っていてもなかなかじゃないですか、必ず外に行ってお話をし、そしてその方の要求に基づいて、それが必要かどうかということを検討して、自治体の役割を質問されているんですよ、市長も議員時代に。きちんとやはり外に出ていくべきだと、行って当然だと。私も全くそのとおりだと思います。これは、自治体の役割というのは、憲法が保障している個人の尊厳を守っていくとか、そういうことなんです。だからそういった意味からして、このデジタル化を進めることで、果たしてそれが住民の要求とかそこに沿って、いいものになっていくんだらうかという思いがあるんですけど。デジタル化を進め、人工知能が解析して、住民に返していく。難しいと思いますけど、やはりきちんとした対面でのそういったものがとても大事だと。デジタル化は進んでいくでしょう、そのときによく考えて、我がまちはこれだよという、そこだけは、ゆるがせにしないでおいてほしいわけです。そこについて、本当に国が示すシステムの標準化なんてやったら、長年ここで作ってきたものを全く壊していく、そういうことで市長いいんですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、小園議員がおっしゃることも一理あるわけですが、ただ、今、例えば東京都でほとんどのものがカードで利用されているという状況であります。そういう中で、実際それを使わなければいけないということじゃないんです。私が「近い将来、市役所に行かなくても、そういう申請ごとができるようになる」というようなことも、コラムに書いたところではありますが、そういう簡素にできる方たちは、そういうことをしていけばいいし、どうしてもそれを使いたくないという方にとっては、市役所で今議員がおっしゃるように、しっかりと窓口で一緒になってその業務をしていただくと、そういうすみ分けが、私は今後こういうデジタル庁というのを国が進めていく中では、しないというのではなくて、やはり市

民サービスになることも、その方にとってはあるわけでありますので、その両面を取って取り組みができれば、より市民サービスにつながるんじゃないかというような思いでございます。

○19番（小園義行君） 今、私が問うているのは、これは政権が進めようとしているから、進んでいくでしょう。現実には今進んでいます。なぜかという、これは実験を今しているわけですね。スーパーシティ構想、これが改正国家戦略特区法に基づいて指定され、その区域では、データの基盤を担う民間業者が国や自治体のデータを要求することが可能であるわけですね。今、そこは特区だからそれがやれるんですよ。ほかではできないでしょう、今つないでいないでしょう、全部どこでも。でもこれをやるためには、個人情報保護条例というのが非常に厄介なものになっているわけですね、各自治体ありますので。国が目指しているのは、さっき言いました統合イノベーション戦略2020などのいろんなもので、個人情報保護法という法律を作って、これをやろうとしているわけです。市長、進めますよ国は。でもそのときに、地方自治体のトップとしてどうあるべきかということを僕は問うているわけです。何も別に否定をしているわけではないですよ。そのことについては、よく考えて、このデジタル化と向き合ってほしいという思いがあるんです。だから、全てそういうふうにしたら大変でしょう。さっき言いましたね、時の政権に信頼があれば、何もそういう反対なんかしないんですよ。でもよく考えてみてください、この7年8か月で官房長官を務めていた人が、総理大臣になったんですよ。その間、行われたこと一つ一つ言いませんよ、本当にやはり信頼ができるものでないと、新しい一つのもので、森友学園問題でも職員の方が自死に追い込まれましたね。改ざんがあったと明らかに新聞報道されています。それに対しても向き合わない。桜を見る会も、当時言っていたことと全然違う。そういったことに対してもしっかり向き合わない。そういう政権に自治体のトップとして丸投げしていいんですか。僕はそうじゃないと思います。国民から信頼をされるような政権でないと、安心して任せられないじゃないですか。そのことを、今、市長とやり取りしているんです。だからぜひ、これは進んでいくけど、きちんとした首長としての思いがないといけないというふうに思います。

森友学園問題でお亡くなりになった方がありましたね、思いは本当に痛いほど分かります。ここ志布志市でも、志布志事件のえん罪事件で完全勝訴した国賠の浜野さんが亡くなりました。いまだに謝罪とかそういうことはありませんよ。そういうことでは駄目でしょう。だからやはり国が地方をリモートするデジタル化ではなくて、地方が国をリモートする、そういったデジタル化でないといけないというふうに僕は思うんです。住民は、自分たちのことを自治体と一緒に考えています。トップである市長が国の言いなりで、果たしていいのかということを私が問うているわけですよ。そこは、よく間違わないで、このデジタル化とは向き合ってほしい。どうですか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、おっしゃるとおりだというふうに理解をしているところであります。ただ、こういう社会の流れの中で、やはりそういうオンラインについても、例えば国・県、特に県の移譲事務、業務も増えてきているような状況であります。そうなりますと、市民サービスをしっかりやっていくということになりますと、当然、国が進めているからや

るというわけではなくて、私も市民サービス、市民の皆さんが安心して生活ができるという、先ほどもおっしゃいましたように、それは本当に信頼がないとできないというふうには理解をしております。

例えば、生活保障をするとあって10%、いわゆる消費税を上げる。しかし、私はスウェーデンなんかは二十何%消費税を上げていているわけですが、そういうふうには将来をしっかりと見据えて消費税を上げるとかという、やはり国の方向性が私は本当におっしゃるとおり必要だというふうには理解をしているところでありますが、先ほど言いましたように、この市民サービスの向上のために、それを使える人はやはり使っていただいて、またほかの業務もしっかりできるというようなことも含めて、そのおっしゃったことについては、しっかりと頭に入れて取り組みをしてまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、うちの孫たちも今はスマホ、タブレットをどんどん使って、いろいろやっています。そういうふうに進むものですよ、別に否定しているわけではないんですよ。そのときに、その親がどうその子どもと向き合うかってしないと、とんでもないことになる。親は志布志市では下平市長ですよ。市長がやはり国の言いなりだけで、果たしていいのかと。矢祭町の首長みたいに、きちっと住民のことを考えて、それが果たしてどうなのかと、そこをしっかりと見極めた上で、前のめりになることなくよく考えて取り組んでほしいと、そういうふうには私は思います。当然、デジタル化はどんどん進んでいくけれども、そこには何らかのちゃんとしたものがないと、とんでもない方向になってしまうという思いがあって、このデジタル化については質問したところです。ぜひ、首長として、そういうことをどんどん進めていく一方で、深いところにあるものについては、住民、自治、ここをしっかりと守っていくという思いがないと、とんでもないことになるということを僕は思っています。そういった意味で、市長もそういう立場であるということをご理解して、私の質問を終わります。そういうことでよろしいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） 今回、それぞれ農業問題とかデジタル化の問題などいろいろやりました。ぜひ、残された任期、本当に市民に役立つ、そういった行政のために一緒に力を発揮したいと思っております。

終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

11時30分まで休憩いたします。

○
午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、13番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○13番（玉垣大二郎君） 皆さんこんにちは。会派、志みらいの玉垣大二郎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日の順番からして昼からかなと思っていたんですけど、戸惑っていますが、午前中に私も終わらせるように取り組んでまいりたいと思いますので、お付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が発生し、1年近くになりますが、一向に収まる気配もなく、本格的な冬の到来を前に第3波とみられる急速な感染拡大が見られ、行き先分からぬ不安を感じるところであります。そういった中で、今までとは違う生活様式が要求される中、市をはじめ公民館、各種団体の行事やイベントも中止となり、いつまでこのような生活を強いられるのかと憂鬱に思う今日であります。

今回は、市の行事の中で中止をしなくてもよかったのではないかと、私が思った点についてお聞きしたいと思います。

まずは、交通安全対策についてですが、例年、秋の全国交通安全運動においては、志布志警察署、交通安全協会をはじめ、あらゆる機関や企業の皆様、市民の協力を得て、交通安全1,000人街頭立哨を実施してまいりましたが、今回は中止になりました。中止の理由については推測できるのですが、改めて中止になった理由と、この期間に実施した交通安全対策についてお知らせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

1,000人街頭立哨の実施については、数か月前から関係機関とともに準備を行うわけですが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大をいかに防止するかを主眼に据えて、検討をする必要があったところです。

多数の参加者が、歩道上に広範囲に並んでいただく現在のスタイルでは、感染防止策を徹底させることが困難であり、密集、密接により通学する児童・生徒並びにその保護者に、不要な不安を与えることも懸念されたところでもあります。

また、第2波、第3波など予測できない感染拡大も懸念されておりましたが、もし直前または当日の中止となりますと、参加者に連絡が行きわたらない、準備をしていた関係機関などに御迷惑をかける結果となることも予想されたところでもあります。

このような状況の下、8月に市交通安全市民運動推進協議会において、1,000人街頭立哨の中止が決議されたところでもあります。住民、事業所、関係団体等の皆様の御協力により、県内でも例を見ない規模で開催できており、交通安全意識の高揚に大きく貢献してまいりましたが、このような理由により、今年度についてはやむなく中止になったところでございます。

代替活動として、交通安全運動期間中に、市広報車を活用した巡回広報、並びに行政告知放送による交通安全の呼び掛けを行っております。また、国道への横断幕の掲示、更にBTVケーブルテレビの啓発番組の放送も、志布志警察署交通課と一緒に行ったところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 警察庁は、2020年秋の交通安全運動を実施するとし、今回は、新型コ

コロナウイルスの感染状況に留意しながら、感染予防を実施して、交通安全教育や各種イベントなどによる広報啓発と交通指導、取り締まりをはじめとする街頭活動を推進するとしています。

この1,000人街頭立哨運動は、市民参加の下実施しており、参加者自身やドライバーの交通安全意識の高揚を促す啓発運動であると思っています。立哨自体、一定の間隔を取っての広報活動で、密になることなく、マスクの着用を心掛けていれば、感染の心配をする必要もなく、パレードを実施するか、中止するかの問題だけで、立哨運動には何ら支障はなかったのではないかと思うところです。再度の見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

大勢の方に御参加いただくことになるイベントのため、マスク着用を呼び掛けることはもちろん、手指消毒のアルコール等の準備やマスクを忘れた方のための予備を準備するなども必要となります。また、検温などの対応をどのように行うか等の課題もクリアする必要性がありました。

市民の皆様安全・安心をどのように確保するかという観点で、やむなく中止を行ったというところがございます。

○13番（玉垣大二郎君） ある程度は理解するところですが、納得までにはいかないところがあります。

そこで、皆さんも御存じのように、ここ数年今までにはなかった、考えられないような様々な交通事故が発生しています。昨年、茨木県で発生したあおり運転により、今年6月には、道路交通法が改正されたところですが、その後も至る所であおり運転と思われる迷惑運転の報道が後を絶たないところでもあります。10月には、自転車による危険運転があおり運転とみなされ、逮捕される事件が発生しました。霧島市でも車による「ひょっこり男」が現れ、全国的に報道されたところでもあります。

本市において、そのような事案が発生しているのか。また、現在の志布志市の事故状況とその主な原因が分かっているかお知らせください。

○市長（下平晴行君） 議員の指摘のとおり、あおり運転は看過できない、深刻な問題であると認識をしているところでもあります。本年6月に厳罰化の法改正がなされたことにより、車間距離を詰める行為、急ブレーキ、割り込みなど、交通の危険を生じさせる妨害行為が無くなることを期待するものであります。

鹿児島県内では、これまであおり運転による逮捕事案は発生しておりませんが、志布志警察署でも通報・相談はあり、ドライブレコーダーによる確認を行った事案もあるというふうに聞いております。

市内の交通事故の状況でございますが、本年10月までに60件が発生しており、68名が負傷され、1名が亡くなられております。前年比で9件の減となっております。

年々減少傾向にあるところではありますが、事故の累計としては、追突・出合い頭の衝突が多く、原因は、前方不注意等のちょっとした注意不足によるものが、7割程度を占めている状況でございます。

○13番（玉垣大二郎君） 交通事故については、年々減少傾向にあるということでしたが、あまりそう例年と変わらないのかなと思ったところでございます。それと、迷惑運転が志布志市においても発生しているということであれば、警戒活動を警察の方をお願いしていただきたいというふうに思うところであります。

鹿児島県は、自動車後部座席のシートベルト着用率がワーストワンであるということで、調べてみましたところ、運転者のシートベルト着用については99.2%で、全国平均を上回るも、後部座席のシートベルト着用率は17.5%と全国で最下位となっていました。このことは、改正される道路交通法について、県民への広報が行き届いていないという結果ではないかと思うところです。

今回のあおり運転については、テレビ等で頻繁に報道されており周知されていますが、今までの道路交通法改正等について、市民にどのように告知されているのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

平成20年6月から、後部座席のシートベルト着用が義務付けられておりますが、鹿児島県においては着用率が最下位でございますので、改めて周知徹底に努める必要があると思うところであります。

道路交通法については、昨年12月は、走行中の携帯電話等の使用の厳罰化、本年6月は、あおり運転の厳罰化と相次いで法改正がなされております。市におきましても、志布志地区交通安全協会等と連携・協力を図りながら、法制度改正内容が掲載された広報紙、並びに散らしの全戸配布、交通安全キャンペーンでの散らし配布等を行っております。免許更新の際の講習でも、法改正の内容は説明がなされておりますが、今後も様々な手段を活用し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） テレビで報道されるこれらのあおり運転や迷惑運転は、ドライブレコーダーの普及によるもので、多くの方々の映像提供によって、違反行為や事故状況を知ることができています。本市においても全ての公用車に取り付けられ、交通安全を励行すること、事故時の原因究明に資すること、防犯に資すること、また職員の意識高揚にも役立ち、走る防犯カメラとして重宝されているようであります。

警察署では、高齢者の事故防止と自身の運転技能をチェックする目的で、ドライブレコーダーのレンタルを実施しておりますが、レンタル後の購入にちゅうちょされている方々もいらっしゃるかと聞くとところです。これからは全ての車への取り付けが必要になると思われますが、購入を希望される高齢者に対し、購入補助はできないものかと思うところであります。市長の見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

昨今のテレビ報道を見る中で、私自身もあおり運転に遭遇するのではないかと考えると恐怖を覚えるところがございます。このあおり運転を防止するために、ドライブレコーダーを設置される方が多くいらっしゃるのではないかと推察するところであります。

市の公用車におきましては、ドライブレコーダーを設置することで、運転する職員の意識が高

まり、事故防止にもつながるものと考えるところであります。

高齢者が自身の車に取り付けた場合、あおり運転を防止する効果は期待できると思いますが、交通事故を防止する直接的な効果として疑問に感じるところであります。

高齢者の交通事故防止対策といたしましては、免許証自主返納事業も実施しておりますが、新規事業については、費用対効果を見ながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 総合的に検討していくということでございまして、あまりいい返事ではございませんでしたが、この質問は、後もって同僚議員が質問されますので、そちらの方でいい返事を聞けるものと期待しまして、次に移ります。

高齢者や児童・生徒に対する交通安全対策についてお伺いします。高齢者の交通安全対策として、県警本部所有の交通安全教育車「さわやか号」を活用し、地域老人クラブ、地域自治会などに運転時の注意事項等の周知を図ったり、市の安全安心まちづくり指導員による交通安全講話などを実施するようになっていますが、実施状況についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

県警本部による高齢者の交通安全教室である「さわやか号」でございしますが、昨年度は一回、有明地域のサロンで開催をされております。また、安全安心まちづくり指導員による交通安全講話についてはサロン及び高齢者教室において、昨年度は23回行っております。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「さわやか号」、交通安全講話とも、これまで開催はされていないという状況でございします。

○13番（玉垣大二郎君） 本年度は、コロナによる影響でされていないということでございします。残念な限りであります。

次に、施政方針において、運転免許証の自主返納支援事業による自主的な返納を推進し、高齢者による交通事故の発生防止を図るとされておりますが、どのように推進されているのか。また、ここ2、3年の高齢者の免許返納状況についてお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市では、平成25年度に高齢者運転免許証自主返納事業を創設し、運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納された方に対して、2万円のタクシー・給油利用券を交付しております。

度重なる高齢者による重大事故の報道により、免許証を返納される方は近年増加傾向にありますが、ここ3年の実績としましては、平成30年度が147名、令和元年度が199名、本年度は11月17日までで77名という状況であります。

市としましては、高齢者サロンや高齢者学級において、安全安心まちづくり指導員から高齢者運転免許証自主返納事業の紹介は行っておりますが、警察署においても高齢者講習等で事業の紹介をしていただいております。家族の促しにより、返納されるケースが多いと思われしますが、自主返納事業も返納の推進に寄与していると認識をしているところであります。

本年7月から、乗り合い送迎バス「チョイソコしぶし」の運行を開始しております。今後、運

行エリアを拡大する中で、運転免許証を返納される方の受け皿となっていくのではないかと
ふうと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） この質問につきましては、何か新たな事業があるのかな、目玉がある
のかなと思って、お聞きしたところでした。

そこで、運転免許証の返納後に自転車での移動を考えている方、あるいは使っている方もあろ
うかと思うところです。高齢者による自転車運転は転倒などの危険が避けられないものと思われ、
ヘルメットを着用するように、市としても指導していくべきではないかと思うところでありま
す。

そこで、自主返納事業の一環として、自転車を使用される方に対して、ヘルメットを贈呈する
ことはできないかと思うところです。女性用についてはおしゃれヘルメットとして、帽子と変わ
らないような仕様のものができており、着用を嫌がられるというようなことはないようでありま
す。いかがでしょうか、考え方を教えてください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

自転車事故の6割は、頭部の損傷によると言われており、自転車運転時のヘルメットの着用は
無くしてはならないものであると思っております。

自転車事故の発生状況としましては、本年、市内で2件の人身事故が発生しており、うち1件
が高齢者というものでありました。免許返納事業の申請者の平均年齢をみますと、本年度の数字
で82歳とかなり高齢となっておりますので、自転車運転による事故の危険性が高く、後頭部以外
を負傷されることも心配されます。高齢者の自転車事故等の状況を十分勘案し、対応をしてまい
りたいと考えているところであります。

○13番（玉垣大二郎君） 高齢者を守るためにも前向きに検討していただきたいと思いますと思いま
す。

次に、子どもたちの交通安全対策についてであります。平成20年6月の道路交通法改正によ
り、13歳未満の子どもたちのヘルメット着用が義務付けられました。日常の子どもたちの様子を見
ていると、ヘルメット着用があまり徹底されていないのではないかと思うところです。私も見
かけたら注意をするのですが、子どもたちに対し、どのような指導がなされているのか、どのよ
うに保護者に周知されているのかということと、各学校においてどのような交通安全教室が開催
されているのか、併せてお伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） ヘルメット着用の件についてお答えいたします。

各小・中学校においては、全ての学校で自転車に乗車する際はヘルメットを着用するように、
学級活動や交通安全教室、長期休業前の集会等の中で指導しております。また、生徒会で呼び掛
け活動を行ったり、学校だよりやPTA広報紙等で保護者も含めて啓発をしたりしております。
特に交通安全教室では、歩行や横断の指導、自転車の実技指導、警察の方からの講話、映写会等
を実施しております。その中で、自分の安全を自分の注意や行動で守ることの大切さについても
学ばせているところです。

議員御指摘のように、ヘルメット着用が徹底していない事例があるとすれば、再度各学校に指

導の徹底を図ってまいります。

○13番（玉垣大二郎君） 再度指導を行っていくということですので、どうぞよろしくお願いたいというふうに思います。

以前は、交通安全教室終了後に、自転車免許証の交付を実施している学校があったと聞くところですが、現在の状況を教えてください。

○教育長（和田幸一郎君） 自転車免許証の交付をやっている学校のことについてでございますが、例えば、伊崎田小学校では、例年5月の日曜参観日に、4年生を対象として自転車技能講習会を実施して、合格した児童に自転車乗車許可証を発行しています。今年度はコロナ対策のため一堂に会しての講習会は実施せずに、各家庭で技能チェックをした後に、許可証を交付したということでもあります。

学校からの啓発はもちろん、保護者や地域と連携した取り組みを今後更に進めていき、地域で子どもを守る体制を強化していきたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 今、伊崎田小学校のことを例えて言われましたが、これは今1校だけの実施ということでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今のところ、伊崎田小学校が1校ということございまして、あと交通安全教室で指導はずっとしておりますので、その免許状を発行しているというのは、伊崎田小学校だけでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 前はまだ多くの学校が取り組んでいたというふうに思うところですが、この免許証をもらうということは、やはり自分の技術の向上にもつながりますし、また自信にもつながるところだと思っています。

再度、教育委員会からこういったことをしてはどうかということで、広めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校は、様々な危機管理が問われる部分がございます。交通安全も、まさにその一つだと思います。

その一つの方法として、このような自転車免許証の交付ということが実施されておりますが、今議員が言われましたように、意識を高めるという意味では、非常に大事なことだと思いますので、再度また私の方から自転車免許証の交付等の実施について、積極的な取り組みをまたお願いをしてまいりたいと思っています。

○13番（玉垣大二郎君） 次に、「信号機のない横断歩道で、8割の車止まらず」という報道がなされておりました。一時停止率については、全国平均21.3%に対し、鹿児島県13.8%と、これもまた悪い方の部類に入っており、高齢者や子どもたち、交通弱者にとっては、危惧される問題となっていると思うところですので。この事案についても、現状を周知するとともに、警察による交通指導も徹底してもらいたいと思うところでもあります。

こういったことを受けてか、小学校では登下校時において、学校正門や危険箇所での立哨指導を目にするところですが、教育委員会として学校や地域に対し、協力依頼をされていることがあ

るのかお伺いをいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会としましては、3人のスクールガードリーダーを配置して、登下校の安全確保に努めていますが、スクールガードや防犯ボランティア等は、各学校から依頼して協力をいただいているところがございます。スクールガードリーダーから学校へ登校の様子を報告して、状況に応じて改善を促しており、また、教育委員会もスクールガードリーダー等から報告を受けているところがございます。

○13番（玉垣大二郎君） よく分かりました。この地域の方々による立哨指導というのは、全校で実施されるということで理解してよろしいんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 立哨指導については、全校で実施をしているというふうに理解していただければと思います。

○13番（玉垣大二郎君） このような光景を目にして、心温まるとともに、地域の力に感謝するところです。引き続き継続していただければ、教育委員会としてもバックアップしていただければと思います。

交通安全対策については、交通安全指導や取り締まり、道路交通法改正を含め、現在進行形での対策が求められるものと思っております。交通安全運動についても、これまで以上に事業展開を図り、市民の安全を守るために努力していただければと思います。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時5分から開会いたします。

—————○—————
午前11時56分 休憩
午後1時01分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（玉垣大二郎君） 次に、環境行政についてお伺いいたします。

本年度は台風の上陸はなかったものの、梅雨時の7月3日からの長雨による甚大な被害が発生いたしました。広域な災害により、今もなお被災地が復旧される見込みもなく、その当時のまま被害の大きさを留めた状況になっております。このような豪雨災害は、今までも毎年のようにあったように、今後も毎年続くものと予想され、その根本を断つべく考えていかなければならない課題ではないかと思うところです。

今回の菅総理の所信表明において、グリーン社会の現実を掲げられ、「2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする」と宣言され、脱炭素社会の実現に向けて国と地方で検討を行う新たな場を創設し、総力を挙げて取り組むと発表されました。中国をはじめとし、世界各国も日本に先んじて発表しており、このことが進んでいけば地球の温度上昇を抑え、気候変動による被害が回避され、生活環境の正常化につながるのではないかと期待するところです。

今年7月にレジ袋が有料化され、マイバック持参が義務付けられて一歩進んだことに安心しているところですが、志布志市においても、脱炭素社会の構築に向け、地球温暖化対策実行計画の目標である2030年(令和12年)までに2013年度(平成25年度)比CO₂総排出量が40%減になるように取り組むとされております。どのような取り組みがなされ、どのような結果が出ているのかお伺いいたします。

○市長(下平晴行君) お答えいたします。

本市では、庁舎等における事務及び事業について、2013年度を基準とした志布志市地球温暖化対策実行計画を2018年に改定したところであります。2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とし、その後、5年おきに改定しながら2030年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2013年度と比較して、40%削減することを目標としております。

取り組み内容につきましては、この計画で取り組み目標を設定しております。主な内容としては、エアコンの効率的な運転や節電、公用車へのハイブリッド車の導入等々となっております。

令和元年度に、市の事務事業から排出された温室効果ガスは、基準年度の2013年と比較した結果29%減少しております。

○13番(玉垣大二郎君) 29%減少ということで、残り11%の削減ということですので、着実な削減を目指して取り組んでいってほしいと思います。

国の脱炭素社会の取り組みや、2020年度に改正された第2次志布志市環境基本計画について、市民に周知していかなければならないと思いますし、また家庭における温暖化対策の取り組みも協力してもらわなければならないと思うところです。

身近なところでの対策として、以前作成した「我が家から始めようエコライフ55」がりましたが、これを見直し再活用していただくことも必要ではないかと思うところです。今後、どのような取り組みを考えられているのかお伺いいたします。

○市長(下平晴行君) お答えいたします。

市民が日常生活の中で取り組める内容でないといけないと思いますので、エアコンの温度設定を省エネ温度にする、マイバックの活用、エコドライブなど、今まで行ってきた取り組みを継続して取り組んでいきたいと思っております。

また、おっしゃいましたように、エコライフ55を作成してありますが、あまり活用されていない状況ですので、これらをリニューアルして、市民の方に周知をしてみたいと思っております。その中で、特にエネルギーを上手に使うというのが16項目ありますので、そこを精査してみたいと思っております。

○13番(玉垣大二郎君) よろしくお願ひしたいと思ひます。

地球温暖化対策施策の展開の中に、「賢い選択を促す国民運動としてのクールチョイスを普及していきます」とありますが、どのようなものなのかをお伺いいたします。

○市長(下平晴行君) お答えいたします。

クールチョイスとは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年比で26%削減するという目標

達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する賢い選択をしていこうという取り組みであります。

○13番（玉垣大二郎君） このことも、既に周知に動いていらっしゃると思いますが、全ての方々に協力いただくような形での周知をお願いしたいというふうに思います。

これまで市民とともに進めてきた志布志市の環境対策でありますので、今後についても、明確な実行計画としっかりとした協力体制を作り上げていってほしいと思います。

次に、温暖化対策の一つでもある食品ロスについてお伺いします。10月は、飢餓や食糧問題について考え、行動する「世界食料デー」月間でした。また今年のノーベル平和賞は、飢えに苦しむ人へ食料を届ける国連の世界食糧計画（WFP）が受賞をいたしました。食品ロスは、日本でも問題となっており、農林水産省によると食べ残しや売れ残りなどが原因で、年間612万tの食品ロスが発生し、国民一人当たり1日132g、毎日御飯茶碗1杯分の食べ物を捨てていることになっているようです。食品廃棄物、食品ロス削減は、国連のSDGsの目標になっており、2030年度までに小売り消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させるとしています。更に令和元年度には地方公共団体が食品ロス削減施策の策定や、実施の責務を有することが定められたところでもあります。

このことを受けて、市民に対してどのように周知・取り組みをされていくのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） 令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。この法律は食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としております。

本市の取り組みにつきましては、法律の施行前から市内の飲食店43店舗に、3010（さんまるいちまる）運動推進の卓上ポップを配布し、食品ロス削減の普及啓発に努めております。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加して、他自治体の取り組みや成果の情報共有を行い、10月30日の食品ロス削減の日に合わせて、市報、行政告知放送、環境学習会等で市民の皆さんに食品ロス削減の周知に努めており、今後も引き続き、食品ロスの削減に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○13番（玉垣大二郎君） 3010運動も、食品ロス削減の事業展開の中に含まれておりますが、この運動はもったいない運動の一環としても以前より取り組まれており、広く実施されていると思うところです。また、第3次食育推進基本計画では、食品ロス削減に何らかの行動をとっている国民の割合を、80%以上にすることを目標にしているようです。

そこで、教育委員会所管である学校給食の取り組みについてお伺いいたします。まずはじめに、本市の給食の食べ残し量のここ数年分の状況が分かればお示しください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校給食の食べ残しの量につきましては、給食センターにおきまして、毎年6月と11月の年に

2回に分けて、学年を指定して全ての学校で残食調査を行っております。

過去3年間における1日の残食量は、小学校は、令和元年度が35kg、平成30年度が34kg、平成29年度が44kgで、中学校は、令和元年度が60kg、平成30年度が38kg、平成29年度が46kgとなっております。この残食量の増減につきましては、残食期間の献立にも左右されることも考えられるところですが、発達段階にある子どもたちが心身の健全な発達に資する学校給食の目的がありますので、歯ごたえのある食品や野菜を取り入れたりしながら、食品をバランスよく摂取することが重要であるところです。

○13番（玉垣大二郎君） 今、述べていただきましたけれども、この食べ残しの数量を考えたときにどのように感じられたのか、教育長の所見をお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 毎年食べ残しが多いということで、今数字で紹介いたしました、先ほど議員が年間世界で600万t以上の食品ロスがあるという話をされましたが、学校においてもこのような状況があるというのは一言でいうと、もったいないということに尽きるのではないかなと思います。

学校の方としては様々な指導をしているわけですが、世界では7人に1人が貧困で、食事も満足に食べられないというような状況とか、先ほど小園議員が自給率の話されましたが、38%しかない自給率の日本という国で、このような学校において残菜があるということは、私の方としては、まだまだ指導が十分ではないのではないのかなと改めて実感するところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） この残食調査というのは、日にちを設定されて作られているわけなんですけれども、この日のメニューというのは、前もってこの日の調査のためのメニューを献立として作っているんですけれども、子どもの好きなメニューということで、その日のために作っていらっしゃるみたいなんですね。ですから、そのような状況であってもこれだけ残るということは、非常に多いのかなというふうに思うところでございますけれども、普段のメニューのときの残食の方を私も心配しているところですが、そこらの確認はされてないですよ。

○教育長（和田幸一郎君） この残食調査は1日だけ行うのではなくて、1週間かけて行うということになりますので、メニューはそれぞれ本当にいろんなメニューがありますので、必ずしも子どもが好きなメニューで調査をするということではございません。したがって、それぞれの学校の実態を見ますと、例えばある学校は1週間ほとんど残菜ゼロの学校もあつたりするわけですね。でも学校によっては非常に多い学校もあると、そういう状況を見ると、やはり学校の指導の温度差というのがあるのかなということを実感しております。

○13番（玉垣大二郎君） よく分かりました。子どもたちの給食時に食べ残しが発生する理由として、「量が多すぎるから」が4割、「給食時間が短いから」が3割、「嫌いなものがあるから」が7割だそうです。ある学校では、生徒会が目標を立てて、配膳するまでの時間を短縮する工夫をしたり、給食を残さないために、自分の体調を考え、食べ始める前にやり取りするところや、給食の時間に給食学習会と題し、食べることの大切さについて、講師を招いての食の大切さについて授業の一環としているところもあるようです。

本市において、食べ残しを減らす対策として、学校で実施されていることがあれば教えてください。

○教育長（和田幸一郎君） 食べ残しを防ぐために最も大事なのは、やはり食の大切さというのを子どもたちにきちんと指導するということだと思います。例えば、栄養教諭が今本市には3人おりますけれども、栄養教諭が各学校に出向いて、授業や給食時間に、成長に必要な栄養摂取あるいは食事の重要性、あるいは望ましい食習慣、あるいは食物生産者や調理員への感謝の気持ちなど、テーマを設けて、給食の大切さを学ぶ取り組みを、繰り返し繰り返し実施をしているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） このことは志布志市のことではありませんが、とある施設の調理員の話として、「給食の献立で、今どきの子どもはこういったものは食べないだろうと思いつつも、栄養士の指示のとおり作って提供したら、ほとんどそのまま残って返ってきた。もったいなかった」という話を聞いたことがあります。

そこで、教育委員会として、給食メニューの在り方や食べ残しを減らす対策について、栄養士と話し合いをされる機会があるのかお伺いをいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 給食センター内におきましては、残食調査の結果を基に話し合いをしております。学校給食は適切な栄養の摂取とバランスのとれた食事として、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを念頭に、給食メニューを作っておりますので、今後とも栄養士との十分な連携を図りながら、残食の減量に努めてまいりたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 連携を取っていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ある学校では、給食支援員を置き、給食の食べ残し量の調査とその傾向を分析し、児童・生徒が喜ぶ調理の工夫を実施しており、食べ残しの減につながったとありました。

また、鹿児島市の中央学校給食センターでは、食品ロスを減らすために、安心安全でおいしい給食の提供をすることとし、児童・生徒が苦手な食材や食べられない食材は、調理法や味付けを工夫して提供するようにしているようであります。おいしい給食を提供することで、子どもたちに喜ばれ、食品ロスの削減にもつながり、脱炭素社会の一助となりますので、しっかりと連携して行ってほしいと思います。

次に、市道、県道における除草作業の現状と対策についてお伺いします。11月の「おじゃったもんせクリーン大作戦」については、実施されたところですが、4月、8月のクリーン大作戦については中止ということでした。この事業も中止された理由については推測するところですが、改めて中止の理由と、この「おじゃったもんせクリーン大作戦」で実施する作業とは、どんなものを想定されているのか改めてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

「おじゃったもんせクリーン大作戦」とは、志布志市で開催される祭りの前に、歓迎の気持ちと自分たちの地域は自分たちできれいにするという気持ちで行っております。

4月は新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言が出され、7月は本市で新型コロナウイルス感染者が出たため、感染拡大防止のために中止したところであります。

クリーン作戦で実施する作業とは、どんなものを想定しているのかということですが、自治会内の道路に捨てられているごみの清掃作業のことを想定しているところであります。

○13番（玉垣大二郎君） 市内を走っていると、道路の至る所に生い茂った雑草や台風接近時の風雨により、小枝や落ち葉、折れた竹などそのままになっているのをよく目にします。このことは、市長もお気づきだと思いますが、現状をどのように認識していらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

7月の梅雨前線の停滞に伴う豪雨、9月の大型台風の接近により、市内の道路は、のり面崩壊による土砂の堆積や倒木等により、道路の機能がまひした状況になったところであります。

現在、応急復旧作業を行いながら、伐採作業、路面清掃を行っている状況でございますが、まだまだ作業が追い付いていない状況であります。今後も更に鋭意作業に努め、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 港に行ってみると、ここにも台風接近後、海から打ち上げられたであろう流木が数多く横たわり、そのままの状態になっていて、無残な姿を呈していました。港湾道路につきましても、火山灰や飼料の粉が路肩や路側帯にたまり、その上に雑草が生い茂り、中央分離帯に至っては雑草が何かの低木かのように繁茂しているような状況で、よそから来た来客者には見せたくない状況になっています。港湾の公園緑地等の整備については、県からの委託事業で整備されていますが、道路や路側帯の除草作業については、対象外ということのようです。これらの除去作業をどこにお願いされていくのか、どのように実施していくのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市はここ数年、港湾緑地の除草、低木のせん定など、県より委託を受けて作業等を行っております。しかし、議員おっしゃるとおり、臨港道路の路側帯などの除草作業については含まれていないところであります。

臨港道路の路側帯の除草等については、港湾管理者である鹿児島県で行っておりますが、維持管理が行き届いていないのが現状であります。本市は、これまで幾度も臨港道路等の維持管理を強く要望しつつ、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模なボランティア清掃活動はできておりませんが、委託業務以外の除草作業等も行っているところであります。

また、先月になりますが、港湾管理者へ臨港道路等の維持管理について、ボランティア活動等と別に、周辺企業等へ協力していただける仕組みづくりができないかなどを提案をしているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 県への要望はされているみたいですけど、現状のままになっているということは、市からの声が届いていないのかなと思うところであります。ここは、志布志港の玄関口でありますので、あらゆる機会を使って要請していただきたいと思いますと思うところであります。

す。

手法についても、企業の皆様をお願いする方法もありますし、自分の工場の周りは、お願いできませんかということもできると思いますので、そこも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど述べました、市街地や住宅地の市道については、道路伐採の作業員や公園整備作業員により、日々作業していただいているところですが、本年度については、作業が追いつかずに至る所に残っているようであり、地域の方々からよく連絡をもらうところではあります。また、聞くところによると自治会による、市道等道路愛護清掃伐採事業についても、年々実施する自治会も減ってきているということでした。今では、市道路肩のり面の雑草ばかりではなく、路側帯や街路樹にも繁茂した雑草を多く目にしているところではあります。

そこで、道路作業員が実施できないところや、路肩や路側帯の繁茂した雑草の除去を自治会にお願いして、市全体で一斉に愛護除草作業として実施できないものか。あるいは市道道路愛護清掃伐採事業の一環として取り扱うことはできないのかと思うところではあります。見解をよろしくお願ひします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

道路愛護清掃伐採作業として、毎年、市道の清掃を各自治会にお願いしているところではございますが、今年度は7月の豪雨や、コロナウイルスの影響で作業を取りやめた自治会が、昨年度比較して16の自治会の減少があったところではあります。

今後も自治会内の高齢化により、作業できないところも増えてくると予想されることから、校区公民館単位で行う地域コミュニティの一環でできないかどうかということでは考えているところでもあります。作業の範囲や方法などについては、路側帯や街路樹に繁茂した雑草の除去でも有り難いと思ひますので、それぞれの自治会に合った方法でよいのではないかとこのように思っております。

また、来年度、建設課に配置している作業員の増員も考えております。作業班編成の在り方を検討し、交通量が少ない路線は2名体制、交通量の多い路線には4名か5名で作業を行うなど、現場にあった柔軟な対応ができないか指示をし、検討をしているところではございます。

○13番（玉垣大二郎君） 今の答弁につきましては、道路愛護作業の一環としても取り入れてくださるということではないんですよね。その事業の一環として取り入れてくださるということではないんですよね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言ったのは、道路愛護清掃伐採作業として市道の清掃をお願いしているというのは、自治会等ですね。今回、今言いましたのは、建設課の作業員を増員して、従来、県が2名でやっていたような取り組みができないかどうかということでは検討しているという状況ではございます。

○13番（玉垣大二郎君） 増員を考えてくださっているということですので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのまちの第一印象は、ごみのない整頓された美しいまちであらうかと思ひます。そこに住む住民も清潔な街並みに志布志市に住んでよかったと感じると思ひますので、

解決に向けて取り組んでいってほしいと要請しておきます。

次に住宅地における振動対策についてお尋ねします。現在、安楽地区においては、東九州自動車道、地域高規格道路都城志布志道路の建設で工事車両や大型車が頻繁に往来し、既存の道路については大変荒れている状況となっています。この亀裂や凹凸により、車両通過時の振動で、夜眠れないとの苦情もあるところです。工事完了についてはまだまだ先のことと認識していますが、工事が済んだところからでも原状回復をしていってほしいと思うところです。

この回復工事については、どのような取り決めになっているのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現在、東九州自動車道及び都城志布志道路の早期開通に向けて、国・県において整備が急ピッチで進められております。工事に関する大型車両の通行も多くなり、路面が荒れている状況であります。また沿線にお住まいの方から、大型車両の通行に伴う振動等の苦情が寄せられており、事業主体である国・県には、このような状況であることを伝え、対応を図るように相談を行っているところです。

道路の維持管理は、道路管理者が行うことが前提となっておりますが、路面損傷の原因が、明らかに国や県の工事であると考えられる区間においては、道路の原状回復についてどのような対応ができるのかを、国・県と協議を進めているところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 協議を進めているということでございますので、早期の復旧を前提に協議をしていただきたいというふうにお願いしておきます。このことは、既に当局も確認されていることなのですが、市道町原・弓場ヶ尾線の見帰交差点から、グリーンロードと交わる交差点区間において、通行車両による振動が大きく、この道路の開通当初より対策を求める声があったようであります。このことを受け、当時施工した県も、逐次掘削による改良工事等を実施したようですが、解決には至らなかったようです。現在、この道路については、国道並みの交通量になってきていると認識されているようではありますが、まず道路構造において、国道や県道あるいは交通量に対して構造上の基準があるのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

舗装の構成、構造の基準におきましては、路床部の支持力の評価、計画交通量、道路の区分、交通の状況で決定しているところです。道路構造令や鹿児島県土木部の道路事業の手引きを基に、設計を行っているというところであるということでございます。

○13番（玉垣大二郎君） あまりよく分かりませんでした。この付近の道路振動調査を実施するとお聞きしましたが、どのような調査なのかお伺いをいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

振動の原因と考えられるのが、交通車両の荷重、道路の平坦性、マンホールや継ぎ目の段差が考えられるところであり。そのような状況を把握するため、現在、路面性状調査を実施しておりますので、分析結果に基づいて、今後の路面補修の計画をしまいたいと考えているところでもあります。

○13番（玉垣大二郎君） この調査につきましては、場所はどこで計画されているのか、何か所ほど計画されているのか、分かっていればお示してください。

○市民環境課長（留中政文君） この振動調査につきましては、市民環境課の方で対応をしておりますので、今度、この市道町原・弓場ヶ尾線の今要望があるところを1か所ですね、調査の計画をしているところでございます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 先ほど市長がお答えになりました路面性状調査におきましては、建設課の方で、市内の主要幹線道路約100km程度を現在行っているところで、もちろん市道町原・弓場ヶ尾線も調査を行ったところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） 要望があったところというのは、調査をしてくださいという市民からの苦情に基づいてのということですか。

○市民環境課長（留中政文君） はい、そのとおりでございます。

○13番（玉垣大二郎君） この振動調査の結果、基準値を超えた場合は、何らかの指導ができるような権利があるのかどうかお伺いいたします。

○市民環境課長（留中政文君） 基準値以上となった場合ということでございますが、振動規制法第16条によりまして、指定地域内における道路交通振動が、環境省令で定める限度を超えているということにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、道路管理者に対して、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請することができることとされております。

○13番（玉垣大二郎君） もし、基準値を超えた場合そのようなことができるということで、これをこの場合は県に対してということですか、市に対してということなのか教えてください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 御指摘の路線は市道でございますので、あくまでも道路管理者は志布志市でございますので、そういった基準を上回るような状況であれば、補修を行いたいと考えているところです。

○13番（玉垣大二郎君） よく分かりました。先ほど市長も述べられたようですけれども、振動の起こる原因については、どのようなものが考えられているのか、再度教えていただきたいと思えます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 振動が起こる原因としましては、先ほど市長も述べられましたが、交通車両の荷重、それから道路の平坦性、またマンホールや道路の継ぎ目の段差が考えられるところでございます。

○13番（玉垣大二郎君） よく分かりました。地域高規格道路のこの路線については、既に工事が始まっており、市道部分の工事については、今後着手されるものを伺っているところです。

そこで、市道拡幅等改良工事がされていく中で、この振動問題の解決に向けては対策が取れないものか、またこのことについて県と協議をしていただけないものかと思うところです。市長の見解をお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市道町原・弓場ヶ尾線につきましては、現在、都城志布志道路の志布志道路区間として整備が進められているところです。一部平面4車線区間と立体4車線高架区間となるようであります。現状の2車線と4車線で整備がされますが、そのため現在の市道が整備され、路面状況も不陸のない状態となり、振動が幾分かは解消されることを期待しておりますが、引き続き、工事における振動対策や完成後の路面状況の定期的メンテナンスを含めた整備についての検討を、県に相談をしていきたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） 検討の協議方よろしく願いしておきます。

次に、安楽線のグリーンロードとの交差点付近では、新規住宅が建設され、今後も見込まれる地域となってきているところです。その一方で、この高速道路建設によるものか、港湾関係の大型車両が増えたからなのか、振動に対する苦情が多くなってきているところです。担当課にも連絡があったようで、「住宅地につき徐行をお願いします」と書かれた看板を数か所設置してもらっているところです。にもかかわらず、相変わらず大型車両や普通トラックが、結構なスピードで運転しており、家の下から突き上げるような振動が頻繁に発生している状況にあります。

ほかにも7月に起きた豪雨により、県道志布志福山線の路肩決壊により片側通行が実施され、そこを避けたいための車両が安楽線に乗り入れたり、グリーンロードからのショートカット通行が考えられ、より一層交通量が増えたように思うところです。経緯は分かりませんが、ここは通学路であり住宅地ということで、以前から港湾関係企業や運輸業の方々をお願いし、大型車両については主要幹線道である県道の通行をお願いしていたとお聞きしたことがありました。このことは今は薄れてきているのかなと思うところですが、再度、市からのお願いとして、こういった方々へのお願いはできないものかと考えるところです。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

7月の豪雨災害で県道志布志福山線の大迫地区において、のり面崩壊により片側通行となり、時間帯によっては、交通車両の渋滞が見られる状況となっております。このことについて県に確認しましたところ、現在、用地取得に向けて交渉中であり、取得でき次第、早期発注に努めるとのことでありました。引き続き、県に対して早期の完成をお願いをしていきたいと思っております。

安楽線におきましては、一級市道であり、バス路線にもなっているところであり、交通規制自体は難しいと考えますが、通学路や住宅地であることを踏まえ、港湾関係企業等の車両につきましては、なるべく県道への通行をお願いしていきたいと考えております。

○13番（玉垣大二郎君） よろしくお取り計らいいただきたいというふうに思います。

この振動問題の解決には、時間を要するものと認識しているところです。解決が難しいようであれば、それぞれの住宅に対する耐震補強工事の補助も考えていかなければならないのかなと思うところです。市民の健康で安心安全な生活を守り、住んでよかったと認めていただくためにも、あらゆる手段を使って取り組んでいってほしいと要請しまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（東 宏二君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

13時50分まで休憩をいたします。

—————○—————
午後1時43分 休憩

午後1時49分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

私は、いまだ終息の見えないコロナ禍において、正しく恐れる、正しく理解するということが大事ではないかと考えます。先日、森山裕衆議院議員が地元の高齢者の前で、「新型コロナウイルス感染症は手洗い、うがい、マスクなどしっかりした感染対策をとっていれば、恐れることはありません。年間では新型コロナウイルス感染症で亡くなる方よりも、餅をのどに詰まらせて亡くなる方の方が多いんです。気を付けてください」と、話をされました。私も感染対策をしっかりとって正しく理解すれば、恐れることはないと思っています。皆さんも感染対策をしっかりとっていただき、餅をのどに詰めないように気を付けてください。私も餅を食べるときは、気を付けたいと思っています。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。農業振興について伺います。昨年より甚大な被害をもたらしている、かんしょ基腐病の発生状況と今後の対応・対策について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

サツマイモ基腐病については、平成30年度より確認され、程度の差はありますが、市内のサツマイモ栽培面積の70%は発生しており、特に青果用サツマイモの栽培地域においては、深刻な被害となっている状況でございます。令和2年産の作付けについては、国の補助事業を活用し、苗及び苗床、畑の消毒、堆肥散布等の支援をしたところではありますが、被害は年々拡大しているところです。

令和3年産に向けた取り組みとしては、引き続き国の補助事業を活用しながら、土壌消毒の徹底、堆肥等の投入による健全な土づくり、ウイルスフリー苗などの健全な苗の使用、予防農薬の散布、排水の改善などを周知してまいります。また、9月の早い時期に収穫した畑は、発病が少なかったということであったので、そのようなことも推奨していきたいというふうに思っております。

まだ、防止対策が確立できていないこともありますが、10月に国・県の試験機関も一緒になったプロジェクトが立ち上げられたので、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○2番（南 利尋君） 私は、昨年の12月にも同じ質問をさせていただきました。1年前の本市

の対応としての、今、市長の答弁がありました。いろいろ対策をとっていただきましたが、被害状況は去年より大きくなっているということで、その辺の去年の対策では、思ったよりは効果がなかったということで理解してよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 効果がなかったというより、その原因が見えていないという状況でございます。

○2番（南 利尋君） ですね、現実はそのということになりました。私は、新型コロナウイルスも基腐病も、同じと言ってはいけないかもしれないんですけど、似たような案件だと思うんですね。今までに経験したことのないような状況とか、そういうものがありまして、コロナに対しては感染対策を徹底するということが、一番重要視されております。であれば、基腐病に対しても感染対策がまず必要になると思います。その一番大事なことは何かと言いますと、残さの持ち出しですね。菌を少しでも残さないという観点からも、畑の中の病の入ったイモを持ち出すということが、一番大事になってくるのではないのでしょうか。生産者の今の現状は、残さ処理に本当に困っていらっしゃるという現実があるわけです。この残さ処理に対して、もっと去年より今年の方が被害が大きくなりました。また、今、市長が答弁していただいたように、まだはっきりとした対策が打てないということであれば、まず、今年起きたものに対しての感染をしっかりと抑えていくということであれば、残さの処理に対して行政の方でも、しっかり対策をお願いしたいと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、カビやウイルスがどういう形で入ってきたのか。処理するのにどういう形で処理をすればいいのか。残さを持ち出しても、そこにどういう形で菌が残っているのか。そこは見えないわけですね。だから捨て場を作るといっても、その捨て場に持っていく場所も問題ですし、持っていくことが正しいのかどうか、そこも分かっているわけですね。だから今のところ、残さを私は処分するというのも、ちょっとどうなのかなと思っているところです。

○2番（南 利尋君） 市長の見解はそうだとということですが、生産者の方々の現実、かごに入れて腐ったものは、芋取り機から分けて、畑以外のどこかに持ち出していらっしゃるわけですね。去年の対策として、残さの持ち出しということで、市の方でもそういう周知をしたわけですね。であれば、まずは、つるから根からしっかりと全てを一回持ち出すということが、去年はそういう対策をとってくださいねということで、農家の方々はいろいろそういう本当にいっぱい作っていらっしゃる方も、遅い時間まで残さのそういう持ち出しに力を入れられたわけですね。

例えば、今年もう収穫は終わりつつあるわけですが、隣の串間市では、いろんなそういう調査・研究もそうでしょうし、残さの持ち出しに対しても、令和元年度にサツマイモ基腐病対策として、6,774万8,000円の事業費を計上しているわけですね。それがいろいろなそういう対策を調査したり何かするような場面とか、なおかつ残さ処理に対しては、宮崎県が300万円、串間市が510万5,181円の予算が執行されているわけですね。そういうふうに予算を付けながら、何をして

いったらいいかということを経験していただかないと、ただ、今のところ分かりませんが、残さはどうしますかということで、例えば行政の方から、残さを持ち出して効果があるのかどうかということをおっしゃると、生産者の方々も、残さを持ち出しても別に何も意味はないのかなと思われると思うんですね。だから、まずは感染対策の第一弾としては、全国的に串間市も力を入れている残さ処理が一番大事だと思うんです。市長が持ち出して効果があるのかどうか分かりませんということと、近隣自治体、例えば大隅半島ですね、いろんなところで出ております。その全体的には、残さを持ち出せということの事業費も計上されているわけです。であれば、本市もしっかりとした、まずは近隣自治体に倣った上での残さの処理をするということが、後でやはり残さを処理することが、一番効果的だったよねという話になれば、後の祭りだと思うんですね、私は。今、市長が残さを持ち出していいか分からないということなんですが、私は近隣自治体に倣って、そういう予算を付けながら、一応、残さの処理の確保をしていくことが、基腐病に対する第一段階の処置だと思うんですが、もう一回見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、国・県がそういう菌・ウイルス、カビ、そういうものがどういう状況なのか調査・研究をしているところでもありますので、私は逆に、市が見えないものに投資する方が、かえって無駄なお金を使っているというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ということは、市長の見解は、今、生産者の方々が残さを持ち出しているということが、それが正しいのかどうか分からないということで、今、見解を答弁していただいたんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたけど、今は結果が出ていないわけですね。それに持ち出すことが解決策になるのか、そこの見えない中で事業をやっているのかどうかということですね。これは私の見解ですので、農政畜産課長がどういう考え方かちょっと分かりません。私自身はそういう投資するためには解決策がないと、それだけ串間市が金を出しているとおっしゃいますけど、その効果があるのか、今年も串間市の方では、相当な被害が出ている状況であるわけですね。ですから、市としては、やはり投資効果がしっかり見えた形でやるべきじゃないのかなと、そして先ほども言いましたけど、その捨て場に持っていくことが解決策になるのかどうか。そこ辺も全体的に見ながらお金の投資をしていかないと、見えない中で、それをある市がやったから志布志市もしろということではないんじゃないかなということでもあります。農政畜産課長の方でも、答えをお願いしたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 県の指導によりますと、腐敗を及ぼす菌の持ち出しについては、そういう指導が有効であるということで、県からは指導をいただいているところでございます。

廃棄物の捨て場につきましては、現在、堆肥化できないかということで、試験中でございますが、何度か菌が死滅するのか、そういうことを今年度中ぐらいをめどに結果が出ると思っております。その対策が取れずに、後手に回ったことについてはお詫びを申し上げるところでございます。現段階では、畑において腐熟促進剤であったり石灰窒素等の混和により腐熟を進めるということが、まずはすぐできる対策かと思うところでございます。

それから、串間市の例でございますが、そういう市費を投じたということで伺っております。しかしながら、今年の作付けの発病の結果をみますと、かなりまた一層進んだということを見ますと、市長が申し上げたとおり、原因が究明されたところに、重点的に支援する方がいいのかなと思うところでございます。

県が推奨する技術対策につきましては、先週木曜、金曜で実施しました国の補助事業のメニューに、全て含まれておりますので、まずは、そのことを御活用いただきたいと思うところでございます。

○2番(南 利尋君) あのですね、私も質問のタイムスケジュールを考えておまして、大分押しているんですが、今、県の方からは、持ち出しが推奨されているということですよ。その確認なのですが、最初の答弁でそういう見解がありましたよね。

○農政畜産課長(重山 浩君) 少なくとも菌は少しでも持ち出した方が、春先の消毒のときに効果が高まっていくのかなということで、県からはそういう指導は受けておりますが、そのことが完全ではないという市長の思いであると思います。

○2番(南 利尋君) 県は推奨しているということではありますが、市長の答弁は、県は推奨しているけど、その効果があるか分からないということで、そこに対しては投資できないということになりますよね、今の答弁の流れから私が解釈するにはですね。ということであれば、生産者の方々に対しては、持ち出しても持ち出さなくても、どちらでもまだ結果が分かりませんから、とりあえず生産者の判断にお任せしますという見解でよろしいんですか。

○市長(下平晴行君) 私が言いたいのは、国がしっかりと今、調査・研究をしているところありますので、これはウイルスですので、カビですので、そこが実際見えない状況であるわけあります。ですから国の調査を確認して、やはり市としては大切なお金でございますので。

ただ、農業を大々的にやっている事業者の方から、私もちょっと確認をしたところでした。持ち出すということは、一番危険だということを聞いているわけです。それも持ち出しても、菌を全部持ち出すことは100%あり得ないと。ですから、その事業者は、ほとんど基腐病にかかっていないんです。ですから、そこは基本的には土づくりを主に事業をしているところではありますが、やはりそういうところを、いろんなところを私は聞き取りをして、今のことを言っているわけでありましてけれども、生産者に持ち出すなということと言えということではないです。それは勘違いしないでくださいね。本人たちがそれでしていただくとなると、そこは市長が駄目だよと言ったからということを行っているわけじゃないですので、そこは勘違いしないでほしいと思います。

○2番(南 利尋君) 例えば、新型コロナもまだ完璧なそういうワクチンとか薬品ができていないわけですから、「マスクをしてください」と言っても、マスクでも飛沫は漏れるわけですよ。100%ではないけど、とりあえずマスクをしてください、何をしてくださいということになっているわけですね。だから、基腐病に対しても100%の効果はないかもしれないけど、国が推奨していますので捨ててくださいとか、例えば県がこう言っていますので、できればそういう方

向で考えてくださいということの何かの見解がないと、例えば私が質問をすると、市長が「何人の方が言われたか分からないですけど」ぐらいのことをよく言われますけど、市長も何人の方の生産者の声を聞かれたのか分からないですけど、だから一人のことで全てを決めるのではなくて、全体的なことで考えるならば、国や県の推奨していることも、一応実践するということの認識は必要ではないんでしょうかね。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　そこを言っているんです。国が推奨していることを守っていかないといけない。だから、見えないものを先取りしていいかどうかということを行っているんですよ。

○2番（南 利尋君）　では、私は基腐病に対して今日質問させていただいておりますけど、例えば何人かの生産者がこのテレビを見ていらっしやっただとしますよね。そうしたときに、私が質問したことによって、「残さはどうするんだよ」みたいな、「今、かごに入れて捨てようとしているんだけど、この残さは持って行っちゃいけないの」、「危ないのに外に持ち出すの」とか、例えば今いろいろな試験中だとお伺いしておりますけど、実際あそこの処理センターがありますよね、あそこに実際十何万円払って持って行かれる方もいらっしやるわけですね。それは実費で全部やられているわけですよ。だから、まだ分かりませんので、みたいなことを言われると、本当に基幹産業で一番ウエイトを占めているサツマイモを作っている方は、本当に大変な思いだと思います。連続でいきますが、ましてや高収益作物次期作支援交付金とか、もういろんなものがぐちゃぐちゃになって、挙句の果てには、かんしょ基腐病に対しては、「まだ分からないので、残さは持ち出さないでくださいか、持ち出してくださいか、分かりませんね」なんて言われたら、もう農家の方は本当に大変なことになると思うんですね。その辺の見解はどうなんでしょうかね。

○市長（下平晴行君）　南議員が、そういうふうにあおるような言い方をされると、逆に農家の方は迷ってしまいます。だから、そこは言葉をちょっと気を付けていただきたいなど。私も答え方が100%になっているとは思っていませんけども、先ほど言いましたように、やはり国が方向性をしっかり示していくことでないと、逆にいうと無駄になるんじゃないかなと、大変な思いをされるんじゃないかなという思いで言っているわけです。ですから、国がどういう、いつの時点でそういう方向性を示してくださるのか、そこはやはり動向を見極める必要があるんじゃないかなというふうに思って、今の答弁をしているところであります。

ですから、農家の皆さんから、私も聞いていて、「これを捨てるな」ということは言っていないです。捨てるということで菌を全部除けるかということ、これは除けないわけでありまして、そしてまたその菌を捨てたことによって、その基腐病が次年度出ないかということ、これも見えていないわけですね。先ほど農政畜産課長が言いましたように、串間市の方でも昨年より病気が広がっているような状況であるわけですので、私もそこを考えると、そこ辺は、もうちょっと真剣に取り組んでいくべきじゃないのかなと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君）　今の答弁を聞いて私は思うんですけど、市の対策として、残さの持ち出しというのも入っているわけですね。これはどうなるんでしょうかね。

○農政畜産課長（重山 浩君） 先ほど申し上げましたとおり、国・県の方からは今できる対策としては、持ち出していただくこととか消毒をしていただくことと、排水のこと等々の今できる対策についてはそういう指示も推奨もございますし、今度補助事業のメニューにもそういうところはございます。ただ、市長がおっしゃられたのは、そのことに対して市費を投じて、そのまだはっきり確立した原因究明ではないところで、市費で支援することがどうなのかなという意味ではないのかなと思うところでございます。

○2番（南 利尋君） ここで、ちゃんと中継されたりしているわけですから、早急にしっかりとした市としての、行政としての対応をとりあえず100%ではないけどこういう政策、こういう対策をとってくれということをしっかきやっていると、本当に農家の方は、もちろん串間市の方からどんどん八野地区の方、潤ヶ野地区の方、松山・有明地域に来ているわけです。鹿屋市の方からも来ているわけです、志布志市に向かって。だから中途半端な見解で、これが効くとか効かないということをおっしゃるのではなくて、今の現状では、これだけはやってくださいねということをしっかき方向性を示していただいて、生産者の方々が本当に路頭に迷われないように、また、今の段階で不法投棄とかあれば、これが捨てていい、悪いは関係なく、私は捨てたいということで不法投棄でもあれば、鳥獣被害に対しての二次災害も発生するわけですね。本当に今鳥獣災害も高齢化して、なかなか対応できないところに、もし仮に不法投棄でも起きればもっと鳥獣が増えて、そういう本当に市内の農業地帯の危機になりますので、その辺の対策を早急に対応していただくことを要請します。

○市長（下平晴行君） 要請ではなくて答えます。

これは、私も県のいわゆる生産農家の対応として、県がしっかりと検討・協議して、県の考え方はどうなのかということで聞いて、農政畜産課も含めて対応してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 本当に早急にしっかりとした対応をよろしくお願いします。

次に、国による高収益作物次期作支援交付金の見直しについて伺います。生産者の多くは申請を終わりました、先行投資をされていらっしやったわけですね。これに対して見直しがありました。市としての対応と見解をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

高収益作物次期作支援交付金は、コロナの影響で価格下落のあった作物の次期作の面積に10a当たり5万5,000円の支援を創設したところでありますが、国は10月12日に、2月から4月までに作付けした作物の減収額について支援の運用の見直しをしたところであります。

生産者の中には、当初見込んでいた交付金の減額、更には交付を全く受けられない、また交付金を見込んで機械・資材に先行投資したなど、全国的に混乱が生じたところであります。このことを受け、国は10月30日付で追加措置として、4月30日から10月30日までの間に、本交付金の交付を見越して、機械・施設の整備や資材等の購入、また発注を行った生産者に対しては、見直し前の交付予定額の範囲内で交付金を交付することとしたところであります。

本市としましては、本交付金の創設時の支援の目的が次期作の作付けに対する支援であったこ

とから、一部取り組みの交付金額を減収額の範囲内とした今回の交付金の運用見直しについては、大変遺憾であると考えておりますが、対象となる生産者の皆様が全て申請することができるように、情報提供及び提出書類の作成補助を行ってまいりたいと考えているところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、この質問は先ほど小園議員とのいろいろなやり取りの中で、いろいろショックを受けていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいますので、国への要望とかしいていただきたいと思います。

私は、もうこれは3、4か月前から生産者の方々に、「本当に交付されるのか」ということで、いろいろ何回も相談を受けまして、担当課の方やJA関係者の方々にお伺いしますと、「国の決めた事業ですから、時期はまだはっきり分かりませんが交付されますよ」ということで、見解をお伺いしていたので、生産者の方々がしつこく何回も聞くものですから、「心配しないでくださいよ、国の決めた事業なので、ちゃんと申請をしているんだから、必ず交付されますから」ということで「本当に心配しないでください」ということで、そういう集まりのときに言っていたんですが、見直しが発表されてがく然としまして、担当課に問い合わせをしたところ、もう開口一番「すみません」とか言われまして、私は、担当課が謝罪することはないと思うんですね。生産者のために一生懸命申請をしていただいて、いろんなことのアドバイスをしていただいたのに、国の政策によってがくんときたわけですね。もう先行投資されたり交付金の対象外になった方は、本当にショックを受けていらっしゃるわけですね。そういう方々に対して、いろんなことに対して、今できることは何かと言ったら、「予算を付けてください」とかそういうことではなくて、いろんなことに悩んで心配される生産者がいらっしゃいますので、ぜひ、そういう交付金でショックを受けていらっしゃる方々に対して、手厚い対応をよろしくお願いしたいんですけど、その辺はどうでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 生産者の方々も次期作につながる支援ということで、大変光が見えたところがございます。今般の見直しで200名あまりの方が対象外ということになってまいりますが、特に露地野菜においては、去年は暖冬で非常に影響が大きかった農家もございました。その意味で非常に残念なことがございます。

この事業につきましては、とりあえず各方面から運用見直しの撤回ということで、声を上げていただいたところですが、一旦は今月末が締切りです。そういった意味で、一人も取りこぼさずということと、あとは残念ながら漏れた方についても、今後の経営指導なり、次期作につながる支援については一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、そういう悩みや心配を抱えた生産者が何人かいらっしゃいますので、生産者に寄り添った対応をよろしく願いいたします。

経済対策について伺います。終息の見えないコロナ禍において、本市では様々なコロナ感染情報が交錯しています。情報の錯乱は、経済活動の妨げになるのではないかと危惧しますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

国や県、市の公式発表以外での個人の感染等に関する情報につきましては、市役所窓口や私自身への連絡など、様々な形で耳にするところでございます。また、スマートフォンやSNSなどの普及により、インターネット上などで個人等の発信による情報が、いち早く広範囲に伝わる状況にあるということは、十分に認識しているところでございます。

市としましても、根拠のないうわさやその風評が感染症のまん延や感染者の人権、更には経済活動など社会や個人に様々な影響を及ぼすことに対し、憂慮するところでございます。

○2番（南 利尋君） 最近の感染情報に対して、「PCR検査を3回受けたら陰性だったから、感染者は出ていない」とか、いくつかのグループラインでは「情報は間違いだった」などの情報が交錯していました。私にも何件かの飲食店の方や、市民の方からの問い合わせがありましたが、私は「県の発表と市のホームページの情報が全てです。感染対策をしっかりとしていれば、問題ありませんよ」と答えております。いろいろなところで、「ある人がこう言っていた」とか、「誰々が教えてくれた」とか、ひどいものになると「飲食店街で発生した」などと、間違っただけの情報も交錯していたわけですね。その後日三日ぐらいは、飲食店街も利用者が激減したそうです。私はこのような状況は絶対にあってはならないと考えます。

そこで、行政関係者と議会は、市民の方から問い合わせがあったら、「県の発表と市のホームページの情報が全てです。引き続き、感染対策をしっかりとってください」というような、統一した見解だけを発信するべきではないかと私は考えるのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、県の保健所のいわゆる情報で、私どもは市民の皆さんに情報提供しているということでありまして、先ほど言いましたように、どういうところから情報が入ってくるのか分かりませんが、そのような先取りしたような情報もあるようでありまして、今おっしゃったとおりなんです。私どもは保健所から連絡した以外のことは、情報提供はしていないということでありまして。

○2番（南 利尋君） だから、私が言った、私が発言させていただいたそのとおりの見解しか、それ以上もそれ以下も言っちゃいけないぐらいの、そういう統一したことでなければ、本当にちょっとでも違った情報が入ると、それがさも真実かのような広まり方をするわけです。だから、やはり行政としては全て統一した、余計な情報が入ったとしても、それはあくまでも個人的な情報でありまして、そういう保健所とか県の発表以外は言うてはいけないぐらいの、そういう統一を持った方がいいんじゃないですか。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、市長メッセージでも市民の皆様へ、国・県・市が発信する正しい情報に基づいた冷静な行動をとるように、繰り返しお願いをしているところであります。また、市の持つ多様な情報発信媒体を利用し、特にスピードを重視した情報の公表に努めているところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、行政関係者とか議会関係者は、本当にそういう方々の情報は、市民の皆様がそれが本当なんだということで信じて、それをいろんな知り合いとかに拡散さ

れますので、本当に間違った情報だけは、せつかく経済対策をやっているのにもかかわらず、そういう情報が発信されると、全く効果が無くなりますので、その辺の対策はよろしく願います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る本市単独事業に、いくつかの減額補正予算が計上されております。この結果をどう捉えていらっしゃるか、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

減額補正予算の内容につきましては、予算説明資料に掲載してあるとおりとなりますが、三つの補助事業を合わせますと、1億6,567万4,000円の減額となり、中でも経営持続化給付金では、予算ベースで約51%の執行率となったところであります。

予算化する際は、商工会が実施している事業者数と実態調査の結果を参考に、商工業に関する市内事業者数を算出し積算したところであります。コロナ禍においても業種や形態によっては、逆に売り上げが上昇している事業者もあつたりしたことから、当該給付補助事業では、申請条件の一つに、3月から5月までの売り上げが1割以上減少している事業者を対象としたところであります。

実際のところ、申請書を受け付け、確認しないと、どの程度の事業者数で1割以上の売り上げが減少しているのか把握できない状況でしたので、結果として、約半数が補助対象外に該当したというふうに分析をしているところであります。

○2番（南 利尋君） 終息の見えないコロナ禍において、多くの事業者が大きなダメージを受けているわけですね。私は、1億6,567万4,000円の支援事業が執行されていれば、もっと多くの事業者が救済されたのではないかと考えております。この結果は私が思うに、誰が悪いということではなくて、事業者と行政と議会の緊密な連携が図れていないことも、一つの大きな要因ではないかと私は思います。例えば、事業者の方は、「行政は何にもしてくれないのか」という方がいらっしゃるわけですね。私も、何件かの事業者に申請書を届けましたが、支援事業を知らない方も何件もありました。事業者の方も困っている状況ならば、自らも情報収集しなければならぬと私は思うんですね。人任せでは救済されるものもされないと思うんです。また、行政と議会がよく車の両輪に例えられるわけですね。議会が議決したことでそういう事業があれば、知り合いのそういう事業者とかにみんなでローラー作戦で、一つの事業者も取り残さないように、そういう情報発信をしていくことが、このコロナ禍の今こそ大事ではないかと思うんですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 議員が事業者からそういうことを聞いたということではありますが、基本的には、市の担当課でも実際出向いて行ったり、それから先ほど言いましたように、要望した事業者等々にも書類を送って、そういう対応をしているところではありますが、それと併せて、前年比で10%以上減少しているという、そういう比較ができなかったのかどうかということもあるわけです。そこも含めてどういう手続き、申請がされていなかったのか分かりませんが、私はそういう面では、この事業を知らなかったというのは、長い月日の中でちょっとどうなのかなど、も

ちろん分からないでいらっしゃる方もありますけれども、しかし、生活が本当に困窮、大変な状況であるとすれば、どこかにすがりたい気持ちでお願いをされているんじゃないかなと思うんですけども、どうも今議員がおっしゃった、その分からなかったとかそういう内容は、行政の立場としてはちょっと理解ができないところではありますが、そういう方が実際いらっしゃるといふことであれば、もうちょっと情報提供の仕方を、どういう形でしていけばいいのかというふうに考えるところではあります。

○2番（南 利尋君） 私はドキュメンタリーで質問させていただいておりますので、担当課の方に書類をいただいて、申請書をいただいて、私も「あそこも最近暇なのかどうかな」と思って持って行って、「1割以上売り上げが下がっていませんか、こういうのがありますよ」ということを何軒も回ったわけですね。そしたら「こういうのがあるんだ」ということで、「前もこういう事業があったんですよ」、「ああ、前もあったの」みたいな感じで、数軒なんですけどあったわけですよ。もちろんその方も自分から情報を収集しなければいけないし、実際そういう減収した中でも、行政のそういうものが届いていなかった可能性もありますし、また同僚議員の皆さんも、自分の知り合いの中でそういう事業を知らない方がいらっしゃったら、そういうもので救済できるようにしなければいけないということで、みんなで力を合わせて、補正の減額計上が少しでも無くなるように、一事業者でも救済されるように、みんなで取り組みませんかという話をしているわけです。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおりであります。先ほど言いましたように、様々な取り組みを関係課だけではなくて、全課で取り組むようにしているところではありますが、世界的に前例のない新型コロナウイルス感染症の対策にあっては、市役所内だけではなくて、市民を含め志布志市全体で、取り組んで乗り越えていかなければならないというふうには思っているところであります。

その解決策として、どういう形がいいのかですね、今の質問に対しても、全課で内部で反省材料として取り組みをしてまいりたいと思います。それと併せて、やはり1億円程度余ったというのは、それだけ51%でしたか、市としては、それだけの対応をしっかりとしていこうということでの予算計上であるというふうに、理解をしていただきたいと思います。

○2番（南 利尋君） 理解しました。第3波といえる感染拡大に今直面しておりますので、また新たなそういう救済をしなければいけない事業も想定されると思いますので、今もそうですけど一生懸命頑張ってくださいているわけですから、1件も取り残さないという観点から、事業を進めていただくようによろしくお願いします。

次に、「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」の在り方について、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 本年度8月末から飲食店と宿泊施設に特化した商品券を発行していますが、そのうち宿泊施設分は完売し、飲食店分は約95%の販売状況となっています。今回新たに繰越明許費でプレミアム率30%を付与した商品券を発行しようとして、予算計上をしたところであ

ります。

内容としましては、1冊1,000円券の13枚を1万円で販売するもので、2万5,000冊を準備したいと考えております。13枚のうち5枚分は大型店舗で利用できるようになっていて、登録すれば市内全ての店舗で利用できるようにしたいと計画しているところであります。

現在、市の商品券のほかに、国のG o T o イートキャンペーン食事券の販売が行われているなど、経済対策は実施されているところであります。市民への混乱を避けるためにも、本年度の販売は見送ることとし、終息の見えないコロナ禍に対し、令和3年度も、市として切れ目のない経済対策を維持していく、積極的な予算を計上したところであります。

○2番（南 利尋君） 私は、本当にすばらしい事業だと思っております。私も、前回のプレミアム商品券を3万円分購入させていただきまして3万9,000円の経済活動を行いました。改めて市内には、おいしく飲食できる店が本当にたくさんあることに改めて気付かされました。でもその結果、私は本当に反省しなければいけないんですが、新しい生活様式前の体形に戻ってしまっていて、本当に深く反省しております。やはり感染対策をしっかりとしながら、新しい生活様式を取り入れて、経済活動もしなければいけないということで、皆さん取り組んでいただければすごいことになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

私は、本当にすばらしい経済対策に対する事業だと思います。飲食店の方々も商品券を使って来店してくださる方が増えて、本当に有り難いということで感謝されておりました。

前は宿泊業、飲食業に対する商品券でしたが、今回は市内業者を対象とした商品券ということで、地元消費と経済活動の底上げにつながるすばらしい事業だと思いますが、終息の見えないコロナ禍で収入が減って、1冊も、1万円の購入も難しい方もいらっしゃるのではないかと思います。そのような方々への対応はどのように考えられているのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） この商品券発行事業は、コロナ禍による事業者への支援と地域経済の消費拡大を目的とした商工業振興策として、予算計上をしているというところでございます。

○2番（南 利尋君） けど主な財源が、ふるさと志基金であるということになっているわけですね。このふるさと志基金は、全市民が同じ恩恵を受けることが私は望ましいと思うのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

ふるさと志基金の使い道は、寄附者の希望があつたりし、様々であるわけですが、今回の商品券発行事業にあつては、商工業振興策を目的に計画しております。購入の際は、購入者の世帯とは別に、もう一世帯まで購入することができるように設定しているところです。これは購入したくても外出できない方や、販売日時のタイミングと合わない方々に配慮したものであり、できる限り多くの市民の方々に利用していただきたいと思っております。

○2番（南 利尋君） 例えば、今、誰一人取り残さないという観点からも、この低所得者の方々はなかなか3,000円のプレミアムをつかむのに対して、1万円で購入できないという方もいらっしゃるわけですね。私は、本当にすばらしい事業だと思います、この中ではですね。でも最

近いところなどで使われる言葉で、誰一人として取り残さないという観点から考えますと、私は9月議会でも提案させていただいたんですが、5,000円か1万円の商品券を低所得者の方々を含め全ての方々にということも一応提案させていただいた結果、こういうプレミアム商品券を、一応検討はしていただいたと思いますが、私が今質問させていただきたいのは、そういう買えない方々に対しても、手を差し伸べるような事業も必要ではないのかなということなんですね。その辺の感覚が、一番コロナ禍において大事なんじゃないかなということで、いろいろ文章とか全く違う方向性に入って、答弁も難しくなっちゃっていると思うんですが、よろしくお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

おっしゃるように全世帯に配布するということになりますと、商工事業者の支援というより、生活支援を目的とした事業になって、商工業振興と異なるものになるというふうに考えております。

全世帯へ商品券を配布するような施策については、多角的な知恵を出し合いながら、より効果的なものになるよう、これから調査・研究してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、新しい事業とかいろいろな提案をされるときには、誰一人取り残さないということで、やはり低所得者の方々にも本当に思いやりを持って、いろいろ事業を展開していただくことを要望しておきます。前回のプレミアム商品券の販売に対して、サラリーマンの方々や若い世代の方々が、「販売時間とかもっと午後4時以降にも販売してもらえないか」とか、「土・日曜日にも買えないのか」という、そういう買える場所を、「いろんな所でも買えるようにしてもらえないかな」という、意見が出ているわけですね。そういうところを商工会とかと協議をしていただいて、ちょっと検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

これまでの実績から、販売先は商工会を考えていますが、状況によっては観光特産品協会のECサイトでのネット販売も視野に入れているところであります。

また、3密を避けるために商工会以外での施設による分散型の販売、土・日曜日・祝日の販売、また平日の販売時間についても、商工会とも相談をしながら、今言われているような進め方をしていきたいと考えているところであります。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、一人でも多くの方が購入していただいて、そのプレミアム商品券が完売して、市内の経済活動の底上げと、地元消費につながるようになっていただきたいと思えます。

次に、観光振興について伺います。私は、観光事業こそ地方創生の重要な成長戦略であると考えます。本市の魅力ある観光資源を最大限に利活用するためにも、観光に特化した新たな部署を設ける考えはないか伺います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

観光事業は当然のことながら本市の持つ魅力を発信することで、本市の誘客を促し、市内の経済活性化に寄与する重要な施策であるというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内外の観光というものが難しくなっている状況がありますが、徐々にではありますが、国・県・市のそれぞれの施策により、宿泊業への集客も増えている状況であります。

また、その観光に特化した新たな部署についてであります。観光産業は非常に幅の広い産業でもあります。本市の特産品生産者、商工業者や港湾企業など、様々な団体と連携を図ることが必要不可欠であることから、港湾商工課内に今年度シティセールス室を新設し、志布志市観光特産品協会や各事業者と連携を図りながら、本市の魅力を発信する部署としての事業を推進してまいりたいと考えているところであります。

○2番（南 利尋君） この終息の見えないコロナ禍において、担当課の方々は、新型コロナ対策事業等の業務に全力で取り組んでいただいております。私は、スケジュール的にも観光事業に対しては、なかなか取り組めないのが現状ではないかと考えております。東九州自動車道や都城志布志道路においては、まもなく新たな区間が開通します。インフラ整備が着々と進む今こそ、新たな生活様式に対応した観光事業が、新しいまちづくりに対して求められていると思います。

そこで、観光に特化した観光課というような新たな部署を設けるべきではないかと思えます。鹿児島県庁には、観光課があります。観光課の主な業務内容は、いっぱいあるんですけど七つだけですね、観光振興の計画及び総合調整に関する事、観光施設の整備及び管理運営に関する事、観光地づくりに関する事、リゾート開発に関する事、国際観光に関する事、観光客の誘致及び宣伝に関する事、観光業者及び観光事業者団体に関する事などがあります。いまだ終息の見えないコロナ禍において、ピンチをチャンスに変えるためにも、本市でもこのような観光事業に特化した専門部署を設けるときだと考えます。

例えば、今市長が答弁していただいた特産品協会は、ふるさと納税とか市のPRで事業を何かやりましようなんて、今余裕がないと思うんですね。40億円以上、一生懸命頑張ってくださいているわけですから、港湾商工課はもちろん、今、港湾関係のいろんな工事があつたりとかコロナ対策支援事業は、ほとんど港湾商工課の中で行われているわけですから、新たなそういうものが必要ではないかということでお伺いしております。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

当然、観光業の振興には力を入れてまいります。そのためには、部署の新設という考え方もありますが、これまでも鹿児島県の観光課へ職員を派遣し、県の観光施策との連携や情報収集、情報発信を積極的に活用し、目に見える成果が出てきているところであります。また、広報での民間活用として、おおすみ観光未来会議とも連携し、積極的に事業を参画しているところであります。この部署については、先ほどのシティセールス室を設けたところでありますが、将来は、シティセールス課の設置をしていければというふうに考えているところでありますので、その観光と商工との連携をどう図れるのかですね、十分、内部で部署の設置については、協議してまいりたいと考えているところであります。

○2番（南 利尋君） いろんな関連でそういう考えをお持ちでしょうが、よく下平市長は「ト

ップが変われば全てが変わる」と言われますよね。観光事業のトップに観光事業のスペシャリストを置けば、今までとは違う本市の魅力ある観光資源を活用した明確な志布志市観光事業グランドビジョンが策定できると思います。そういうふうになれば、第2次志布志市総合振興計画の将来像に掲げられている「未来へ躍動する創造都市 志布志」が実現できると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） トップが変われば全てが変わるわけではないですけども、トップが変われば職員が変わり、職員が変われば住民が変わり、住民変われば地域が変わり、志布志市が変わるというのを申し上げておりますが、おっしゃるとおり、専門職というのは必要だなというふうには、私もここ3年しておりますけれども大事じゃないかなというふうには考えております。やはり専門職の考え方というのが、私ども全く素人での考え方と全然違うわけでありますので、それはもう議員がおっしゃるとおりだと思います。その専門職をどういうふうにして活用することができるのか、まずはそこら辺から取り組みをしていかなければいけないと思っておりますので、おっしゃることは確かでございます。しっかりと内部で協議をしてみたいというふうには考えております。

○2番（南 利尋君） 市長の思い入れが強い事業にちょっと例えてお話しさせていただきますが、昨年、志布志麓が日本遺産に認定されました。生涯学習課を中心として、歴史のまちづくり事業に取り組んでいただいております。文化財管理に携わる方々は、保存・管理が専門で、観光事業の専門ではないと思うんですね。例えば生涯学習課は、歴史や文化の教育的観点からの管轄で、観光事業の専門ではないと思います。全国城サミットで講師をされた城郭考古学者の千田嘉博教授のことで、議会を止めるか止めないかという場面があったわけですね。連絡がつかなかったので止まらなかったんですけど。その教授は、「志布志麓の魅力は、何も手を加えないで保存されていることです」と述べていらっしゃいました。市長も、私が以前歴史のまちづくりについて質問をさせていただいたときに、「手を加えていないから魅力がある」と、「建物を建てたりすると全く魅力がなくなる」というような答弁をされました。看板を立てたり、歩道を整備したりすることは手を加えるということになりますので、慎重に考えるべきだと思います。日本遺産に認定されてから、6,000人ぐらいの方がスタンプラリー等で訪れたと伺いました。経済効果がどれくらいあったか、どういう年代の方が多く訪れたか、リピーターはどれくらいいるのかなど、しっかり把握することも大事だと思います。全国で多くの自治体が歴史のまちづくりに取り組んではいますが、苦戦している自治体が多くあるように思われます。私は、歴史のまちづくりこそ、全国の歴史のまちづくりに精通した人材をトップに置くべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志城跡については、これは手をかけなかったから、今評価されているということを申し上げたところであります。

その上にもものを作ったりしてしまうと、教授も言ったように「現在、手を付けなかったから、志布志城として活用ができるんだ」ということであります。

歴史のまちづくり事業は、議員と全く逆なんです。歴史まちづくり法が20年に制定されて、国土交通省、文部科学省、農林水産省が観光としてこれを生かしていこうという考え方であります。これは文化財を保護活用、活用することによって保護されるということでありますので、やはりこれは先人たちが培ってきた文化・歴史、これをしっかりと次の世代に引き継いでいくという私どもの責務があるわけであります。ですから投資効果がどうこうというよりも、それをしっかり守って、そういう志布志市の歴史文化財、そういうものを引き継いでいかなければいけないと、私は思っているところであります。

○2番（南 利尋君） だんだん答弁がかみ合わなくなってきたんですけど、全国の歴まちに精通したそういう方がトップでいろいろ提案していただいた方が、生涯学習課の方やそういう文化財の管理をされている方が、一生懸命、今、志布志城跡が日本遺産に指定されたのに、白アリが食べた文化財を、一生懸命きれいにしていただいているんですけど、それプラス観光も考えなさいということは、なかなか時間的にも大変だと思うんです。だから、そういう歴まちづくりに精通したトップを置くことも一つの手段ではないかということなんですね。

例えば、日南市では、2013年に崎田市長が初めて就任されたときに、まちづくりのプロを全国から公募しました。3年後には、シャッター街になっていた油津商店街が、経済産業省が選定する全国の「はばたく商店街30選」に選ばれました。崎田市長に任命されたまちづくりのプロの方が、一番大事にしておられたことは、市民との対話、市の職員との対話、企業との対話ということなんですね。それは下平市長がよく言われる、市民目線、職員目線、企業目線で、プロはそういうところから自分の発想を押し付けるのではなくて、あらゆる方々の意見を取り入れながら、まちづくりをしていったわけですね。だから、この方がおっしゃるには、本当に市民は、自分が住んで生きていくまちを、「いいまちにしたい」という思いをいっぱい持っていらっしゃることなんですね。職員の方々は公務員ですから、その市に対して、何かの奉仕精神で市に貢献したいということをいっぱい思っているらっしゃると思うんです。企業の方は、志布志市の中で利益を上げて、それを地元還元したいという方がいっぱいいらっしゃるわけです。まちづくりのプロはですね、そういうことを考えながらまちづくりをしていくということなんです。だから、こういう事例を参考にして、しっかりとしたビジョンを作って、そういう専門的な方を公募するようなことも必要ではないかということなんです。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

先ほどもありましたように、日南市の商店街の再生については、様々なメディアにも掲載され、3人の民間人の登用が話題になったところでもあります。こういうことのある取り組みがあるということは、大変いいということで思っているわけですが、本市の観光振興についてもそのような方がどういう形で来ていただけるのか、そこ辺も含めて受け入れ態勢についても、日南市の事例を参考にさせていただいて、私も思っているのは、やはり人だというふうに思っているところでありますので、どういう形でそういう人材の活用等ができるのか、十分参考にさせていただければというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、そういう事例も参考にさせていただいて、新たな観光に特化した部署を検討していただけるように要望しておきます。

次に、終息の見えないコロナ禍で、人との接触が少ない自然を楽しむ人が増えてきています。ダグリ岬周辺や夏井地区において、オートキャンプ場などの整備を行う考えはないかお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

コロナ禍の現在、観光の傾向としましては、マイクロツーリズムの人气が大きくなっており、観光に限ることではありませんが、3密を防ぐ形での形態が人気を博しているところであります。今後もこのような形で、観光需要があるものと考えております。

この観光需要を取り込むために、今年度国民宿舎ボルベリアダグリでは、各家庭で利用できるグランピングの整備を進めているところであります。また、ダグリ岬海水浴場に関しましては、景観整備事業及び転落防止策の設置事業を行ったところであり、3密を防ぎながら観光客のみならず、市民の皆様の憩いの場として御活用をしていただき、ダグリ岬の眺望などを楽しんでいただきたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 市長の答弁とチャイムが一緒だったので、はっきり分からなかったんですけど、皆さん分かりましたか。市長の答弁が始まった瞬間チャイムが鳴り出して、終わったらチャイムが切れたんですね。ということでしょうけど、私は、今回夏井地区、ダグリ岬周辺の土地購入の経緯を調べてみました。それが、平成16年第3回志布志町議会定例会において、議案第55号、財産の取得について、当時慶田町長が提出者の説明をされています。その説明内容は、「旧奈良不動産が所有する全ての土地を国有財産も含め、町が一括して取得してもらいたい。その意向が整理回収機構より提示された。ほかの開発業者等が購入し乱開発を防ぐ意味からも、また夏井地区の住民の方からも、町が取得し将来的に活用することの要望も提出された。陣岳周辺については、町振興計画の中で、国際の森周辺は森林資源を生かした整備を図る。丘陵地については、自然特性を生かしたフィールドスポーツゾーンとしての位置付けをする」などの説明がありました。総務委員会に付託され、委員会の質疑の中で、「東九州自動車道のルートになっているということだが、15年にかかるのではないか。それまで放置するのか」という質問に対して、「国道よりの周辺部については、オートキャンプ場、ふれあいの森整備事業等、海水浴場と連携を図りながら、活用していきたいと考えている。15年計画でないと事業実施できないとは考えていない」とありました。土地を購入すれば、すぐにでも事業実施できるとも取れるような答弁があったわけです。17年経ちますが、何も利活用されていません。平成28年に策定されたダグリ岬周辺整備事業基本計画の中には、オートキャンプ場の計画は全くありません。なぜですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

取得の状況については、旧志布志町としても乱開発を防ぐ目的や、夏井地域住民の方々から要望書の提出を受け、財産取得の運びになったところであります。また、土地の取得の目的とし

してもオートキャンプ場、ふれあいの森整備、海水浴場と連携を図りながら、利用する目的としていたところです。現在のダグリ岬公園周辺整備基本計画では、整備の方向性の中で公園周辺の駐車場を整備した場合には、オートキャンプへの対応も検討されているところでもあります。しかしながら、今回のコロナ禍においても、観光に求められるものや需要も大きく変化していると思われるので、基本計画も参考にしながら、整備を検討してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 終息の見えないコロナ禍の今こそ、マイクロツーリズムの観点からも、オートキャンプ場等の整備事業に取り組むべきだと思います。

日経トレンドィと日経クロストレンドの来年のヒット予想が発表されました。港湾商工課長、御存じですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 日経トレンドィですけれども、たしか無人駅と辺境グランピングだったというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） ありがとうございます。いきなりの質問でも答弁できるということは、すごいことだと私は思っておりますので、別に打ち合わせしたわけではないんですけど、ありがとうございます。

そうなんです、来年人気がもっと出るであろうということが、無人駅と辺境のグランピングということなんです。市長のさっきの答弁の中にもありましたグランピングは、来年の一番流行する事業だということも、この調査の中で出ているわけです。大隅夏井駅は無人駅なんです。ダグリ岬周辺、夏井地区の環境にぴったりの流行する年が、来年訪れるわけなんです。今までチャンスがなかったけど、来年は夏井・ダグリ地区がトレンド1位になっているわけですね。だから、そういうところにこういう事業を持ってきて、例えば、今「ぼっぼマルシェ」とかそういうものが、串間市の方々も参加していただいていますけど、そういう広いオートキャンプ場なんかがあれば、中間地点でそういう「ぼっぼマルシェ」とは違ったイベントもできるわけです。それが、日南志布志線の利用促進にもつながると思うんですね。ああいうところでそういうフェスとかを行うと、3密やソーシャルディスタンスを全く考えなくてもいい、新たな様式のイベントが開催できるようになるわけです。そういう事業に早急といいますか、時代に乗遅れないためにも、そういうものに取り組んでいくべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市と串間市をJRで会場をつなげた「つながるマルシェ」は、平成29年度から年一回開催しているところでもあります。来場者も多く、本市、串間市のお客さんにとっても認知度が上がってきているというイベントだと考えております。「ぼっぼマルシェ」も今年度から、新たな生活様式に対応したイベントをするために、新しい形を現在模索している中でもありますので、御意見を参考にさせていただければと思っておりますのでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に、そういう時代の流れにあった観光づくりというのが求められていると思うわけですね。例えば、今はパンフレットを作ったり、看板を立てまくったりする時代ではないわけですね。魅力あるスポットであれば、SNS等で拡散され、短期間で多くの方が訪

れるようになるわけです。土地を購入した目的を達成できるのは、まさに今だと思いますが、そういう事業に取り組んでいただけませんか。見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ちょうど駅の周辺に全天候型の施設を造るところなんですけど、それも併せて、しっかりとそこにお客様が来るようないろんなイベントもできるというふうに思っていますので、今、議員のおっしゃったようなことも含めて、取り組み体制を構築していきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、本当に今、無人駅というのが注目されておまして、志布志市の無人駅は、私は何回か前に、「竜宮城駅というのはどうですか、パラダイスの後ろ側の方に」という話をさせていただいたんですが、もう2年前に質問させていただいたことが、来年の流行になるわけです。意外と私の言っていることもたまには当たるような、そういう流行が来るわけですね。だから、そのときに企画政策課の方で調べていただいたら、駅を移すには2億円ぐらいの予算がかかるという話でお伺いしたことがあったわけですね。だから、そういう本当にグランピングができて、なおかつオートキャンプ場がありまして、海水浴場があって、ボルベリアダグリとか志布志湾大黒リゾートホテルさんとかそういうのがあって、いろんな仕掛けができるようになるわけですね。私は、行政というところは、もうけを追求するところではないと思います。ただ、事業を提案して民間に仕事を作り出すということが、私は行政の仕事だと思うんですね。その辺に対しても取り組むべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、行政は、本当に市民の生命・財産と合わせて、生活を豊かにしていかなければいけないという部分では、そのとおりだというふうに思っておりますので、その取り組み体制がどういう形でできるのか、内部で十分協議してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） そのためにも、いろんな方々といろんな情報、市民目線、職員目線、企業目線で、いろんな対話をしていただきながら、いろんな意見を出し合っていただきながら、時代に合ったそういうまちづくりというものが、本当に求められていると思います。例えば、今いろんな方が言われるのは、「志布志市はそういう資源があるのに、利活用できていないから本当にもったいないまちだよ」と言われるんですね。例えば、本市にはすばらしいそういう観光資源とか、いろんな景観のいいところはいっぱいあるわけですね。年が明けると、本庁舎機能が志布志支所に移転します。JR志布志駅周辺に新しいまちづくりの拠点ができます。歴史のまちづくりも進んでいます。夏井・ダグリ地区周辺ににぎわいできれば、JR日南志布志線や東九州自動車道、都城志布志道路、さんふらわあ、地域公共交通網などを利用して、全てが線につながるようになるわけですね。点を結べば線になるわけです。線がつながれば面になるわけです。面になったときは新しいまち志布志市がはっきり見えてくると思います。そのためにも夏井・ダグリ地区周辺の整備事業のグラウンドビジョンを作成していただきたいと思いますが、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、点から線、線から面という形でのまちづくりをして

いかなければいけないというふうには理解をしているところであります。先ほどから言いますように、その施設そのものがどういう形で設置していけばいいのか、そこはまだ見えていない状況でありますので、その辺は先ほども言いましたように、内部で十分検討して、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

私は、言葉は悪いかもしれませんが、「都会かぶれ」という言葉はあるんですけど、そういうのは志布志市にはいらなと思うんですね。本当の志布志市の魅力は、その中山間地域のいろんなのんびりした景色もありますし、海沿いのきれいなそういう景観のいい場所もあります。いろんな志布志市の特性を生かした、そういうすばらしい新しいまちづくりを検討していただきたいと思います。だから、来年のヒット予測の第1位が、何回も言いますが、無人駅、辺境のグランピングということが上がっているわけですから、やっと志布志市にも15年目でチャンスが来たわけです。そのチャンスを逃がさないためにも、ぜひよろしく願いいたします。

私が今回の質問で、いろんな余計なことも言いましたが、提言したかったことは、終息の見えないコロナ禍で、今まで経験したことのない難局を誰一人取り残さないで乗り越えていくには、市民・行政・議会が、今まで以上に一丸となるべきではないかということと、今こそピンチをチャンスと捉えて、未来へ躍動する志布志市をつくるべきではないかということでした。市長の見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、市民・行政・議会、特に私どもが提案しても議会の皆さんがこれを認定、承認していただかないとできないわけでありますので、それは十分そのとおりだというふうに思っております。

それから、ピンチをチャンスにということではありますが、今回のコロナ禍にしても私どもが今まで知り得なかったこと、あるいははしなくてはいけなかったことがいっぱい見えてきました。これを含めて、本当に市民の皆さんが安全安心に暮らせるためには、どういう行政をつかさどっていかないといけないのか等も含めて、今あったようなことを、真剣に取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

3時25分まで休憩いたします。

○
午後3時16分 休憩

午後3時24分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 皆さん、こんにちは。

菅首相が先日発表されました、新型コロナウイルス感染症防止対策で3密の回避と、手洗い・

うがいの励行、そしてマスクの着用の推奨ということでございました。私もうつさない、うつらないということを目的に、マスクをしたまま質問をしようと思っておりましたが、先ほど議長から、「声がこもったらいけないから、マスクを外した方がいいよ」というようなアドバイスがございましたので、マスクを外して質問させていただきます。

それでは、市民の皆様からいただいた声を基に、これから通告に基づき、順次質問をしてまいります。

はじめに業務改善についてであります。市長は、常々、「市役所は市民の役に立つところであり、最大のサービス企業である」またあるいは「市民目線で行政を進める」と述べておられます。そこで私は、下平市長が就任された平成30年の3月定例会で「ワンストップ窓口」について質問をいたしました。なかなか良い答弁はなかったのですが、最後の方で、「市民の立場で考えると、職員が動いて対応する職員派遣型がいいと思う。全庁的な組織の見直しをする段階で調査・研究をしていきたい」と述べられました。その後いろいろ調査・研究をされたことと思いますが、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の質問にお答えいたします。

ワンストップ窓口につきましては、体の不自由な方など必要に応じて、他の部署の職員が出向くなど、現状において可能な範囲での対応を行っておりますが、人力的な課題等もあり、全ての方への対応はできていないところであります。そのような中、複数分野での悩みを抱える方が、一つの場所で包括的に相談できる体制について検討を行い、来年4月から、まるごと相談室の設置を行う予定であります。

設置当初は、福祉・保健分野を中心とした相談対応を行う計画であります。課の枠を超えた連携を進めていく中で、例えば市民の皆様の手続きについて、どのように行えばいいかというような相談にも対応できるような体制を拡充できないか、実際に運用を行いながら、更なる市民サービス向上に向けた組織の見直しを検討してまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 全協でもまるごと相談室の説明があったわけですがけれども、これがそのワンストップ窓口の最初の第一段階かなと思っておりますけれども、市長が平成30年3月に、「市民の立場で考えると、職員派遣型がいいとは思う」ということをおっしゃったわけですから、私は市民の立場でということであれば、その職員派遣型をもっと調査・研究を進めるべきではないかなと思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現状におきましては、先ほども言いましたように、体の不自由な方などについては、一部職員派遣型の対応を行っておりますが、全ての方への対応はできないところでございます。そういった方につきましても、どこで手続きを行えばいいか分からないといったようなことがないように、丁寧に案内をしてまいりたいというふうに考えておりますが、もう一つは、その部署でないと、例えば税務課等ではそこから外にデータ等を出す場合に、そういうことはできないということもあるわけでありまして、その辺の問題点をどうクリアするかということと、もう一つは、志布志支所も本庁もそうなんです、窓口がまっすぐになって

いるわけでありまして。今、そういう職員派遣型の対応の仕方という新設する市役所は、円型になっていて、そこでどこでも対応ができるようなやり方をしているわけでありまして、そのところがどこまで対応ができるのかということでは、内部では協議をしているところですが、今のところはおっしゃるように、そこまでは進んでいないということでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろと検討はされているということで理解をいたしますけれども、このまると相談所ですね、これは今のところ志布志支所だけということになっているようですが、近い将来に、有明庁舎とか松山庁舎にも設置する考えはないのか、その点はいかがですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

相談窓口の運用状況を見ながら、相談窓口の拡大や移動相談の開催、支所への設置などについて検討してまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 確認ですけれども、このまると相談所は、今のところ福祉部門に限ってという感じがするわけですが、最初の答弁の中にもありましたが、市長は、いろんなことにも対応したいという考えがあるということですが、その確認ですが、その考え方でよろしいですね。

○市長（下平晴行君） 今回の立ち上げは、基本的には福祉部門ということを重点にしておりますが、今おっしゃったように、幅広くいろんな方の悩みにも相談できるような体制づくりをしていきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） それでは、その確認が取れたところで、次のデジタル化についてお尋ねいたします。先ほども質問がありましたけれども、政府は、デジタル化や押印廃止を推進していますけれども、これらについての本市での取り組み状況をお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

デジタル化や押印廃止についてでございますが、デジタル化については、グループウェアの活用や文書の電子化、電子申請の活用等、様々な取り組みを行っております。押印廃止については、現在本市の窓口で取り扱いをしている文書の押印の有無、取り扱い件数等の洗い出し調査に着手をしたところでございます。

市役所内部で使用する文書については、令和3年4月から庶務事務システムを導入し、職員の出退確認や休暇取得の決裁を、押印でなくシステム内でできるようにする予定であります。

○17番（岩根賢二君） 今までの質問者の中でも、市報11月号のコラムを取り上げて、皆さん質問をされてきました。私も拝見したんですけれども、この中で、市長は、「いずれ市役所まで来ていただかなくても、行政手続きができるまでそう遠くない日に実現できるように取り組んでまいります」ということで述べておられます。先日行われましたグラウンド・ゴルフ大会の開会の挨拶の中でも、同じことを言っておられましたけれども、そう遠くない日というのは、市長としてはどのくらいの期日といいますか、いつ頃をめどにされているのかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

これは、国のデジタル庁が発足していくわけでありますが、それと並行とは言えませんが、その対応ができるような状況での取り組みをしてまいればいいのかと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君）　ということは、具体的には、いつ頃までという年月はまだ出ないわけですね。分かりました。

それと、押印廃止については、今、押印の有無だとか件数だとかいうことの精査をしているということでしたけれども、これはその後については職員の皆さんに対しては、どういう方針の下にその調査・検討をしていくという姿勢なのでしょうか。

○市長（下平晴行君）　お答えいたします。

年内に集約する予定であります。調査後の検討については、今後、国が作成する予定である地方自治体向けのマニュアル及び先進自治体の事例を参考に、順次決定をしていく予定でございます。

○17番（岩根賢二君）　以前にも、福岡市の先進例を市長は申されましたけれども、その福岡市の例では、どのような形が進んでいるということで認識されていますか。

○市長（下平晴行君）　福岡市では、1年半かけて押印廃止の取り組みをしているところですが、内部については、九百いくらの件数について押印の廃止をしたということでありまして。中身については、今何も資料がないので言えませんが、要は、市民の皆さんが本当に申請手続上、簡素化になるわけでありまして、そのことも含めて、行政がそういう規則なのか要項でうたっているのか、そこ辺も精査しながら、できるだけ早い時点で押印の廃止を進めてまいりたいと考えているところであります。

○17番（岩根賢二君）　順次進めていっていただきたいと思っております。

それでは、次の行政手続の一つであります市の単独事業で、補助金申請をするときに、滞納のないことの証明というのが求められる場合があります。この場合に申請者は税務課に行ってその証明書を発行してもらうという形になっているわけですが、これを本人の了解を得た上で、税務課と関係課が連携して確認する方法に改めることはできないものかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君）　お答えいたします。

市単独事業の補助金は、市税等を財源としているため、市税等の滞納がないことを交付要件としているところがございます。基本的に施設整備事業及び振興事業補助金に関わる補助事業者等は、特定の市民に限られているとともに、その補助金は資産の形成や所得の向上等につながることになります。また、税務窓口での市税等の滞納がない証明書の交付により、納税意識の向上や滞納がある場合は納税相談につながり、滞納の解消も期待できるところでございます。

以上のことから、補助金申請時に市税等に滞納がない証明書を補助事業者等に提出をいただいているという現状でございます。

○17番（岩根賢二君）　その現状は分かっているんですね。ですから、それを税務課と関係課でオンラインで確認をする方法に改めたらどうですかということをお願いしているわけです。そ

のことについては、今、回答がなかった。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

補助金申請時に、申請者に別途同意書を提出してもらい、連携を図った際に、税務課で確認した後に市税等の滞納があった場合は、補助金交付決定に至らず、申請者に後日、再度窓口にお越しいただき、市税等を完納した後に改めて申請していただくこととなります。申請者に負担をかけることとなりますので、申請書に証明書を添付していただいているところでございます。

○17番（岩根賢二君） それは滞納があった場合はそうですね。滞納がなかった場合はオンラインで確認すればそれで済むんじゃないですかね。

○市長（下平晴行君） そのことが事前に分からないという、滞納があるかないか分からないわけですので、その時点はですね。

○17番（岩根賢二君） 滞納があるかないか分からないけれども、本人の了解を得て、「これはもう税務課で確認してください」と、本人のそういうことの了解を基に、税務課に確認をしてもらえば証明書は取らなくても、庁舎内のことですから、済むんじゃないですかということを行っているわけです。

○財務課長（折田孝幸君） 税務情報につきましては、今のところオンラインで見れるというような形にはなっていないところでございます。

それと、税の関係のことですので、非常にデリケートな問題も秘めております。ですので現段階では、納税者本人にいわゆる補助事業対象者に対して、直接滞納のない証明書を提出していただいて、様々な手続きをしていただいているところです。これは補助事業に限らず、様々なほかの申請手続きにつきましても、必要なものについては、本人がそれぞれ税務課の方から証明をいただいて、申請いただくということになっていきますので、今のところはそういう形で進めているところでございます。

○税務課長（吉田秀浩君） 補足させていただきますが、税の滞納情報ということにつきましては、私ども行政で一番気を使わなければならない情報ということになります。仮に、同じ市役所職員であれ、その情報が分かるということについては、あってはならないということだというふうに認識をしております。私ども、仮に電話で問い合わせ等がありまして、本人だと電話で名乗られても、そのような情報、滞納額に対する情報についてとか滞納についての情報につきましては、「お話しすることはできません」ということでお断りをしておりますので、そういったことについてのセキュリティという意味で、今、財務課長がおっしゃるように、一切の情報については、横の連携ではお出しできないということになっているところでございます。

以上です。

○17番（岩根賢二君） そういう流れで確認をした場合に、滞納があった場合は面倒をかけるかという話もありましたけれども、そういう方は諦めがつくと思うんですね。「自分は滞納していたんだ、じゃあこの補助金は受けられない」と。それはそれでいいんだけど、ちゃんと納税をしている方は、「何でちゃんと納税をしているのに、わざわざその証明が役所の中で確認がで

きないのか」というようなことなんですよ。税務課長がその情報が他に漏れるといけないということをおっしゃいましたけれども、庁舎内であれば、それは秘密厳守というのをされるわけだから、それはそれで私はいんじゃないかなと思うんだけど、市長、その点はどうですか。

ちょっと元に戻しますけれども、財務課長の先ほどの答弁では、今オンラインでは確認ができない状態だというふうなことでした。それは、今デジタル化、オンライン化を進めている中で、そういう確認の方法を取る必要は、確認ができるような方向にもっていくことは必要なんじゃないですか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 個人情報になってきますので、オンライン化には余計そういう情報、先ほど税務課長が話したとおり、いわゆる職員であってもその情報を提供してはならないということでもありますので、そういうことでの対応をしていきたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 例えば、銀行でお金を借りるから、納税証明書を付けなさいよという事例であれば、それは必要だと思うんですよ。庁舎内の関係課と税務課との関係だから、そこはできるようにした方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

これはちょっと話が違うとおっしゃるかも分かりませんが、今、普通自動車の車検を受けるときに、納税証明書が今まで必要だったんですね。ところが、今の時点では陸運局と県税事務所の連携で、オンライン化で、この車はちゃんと納税されていますかという確認をして、納税証明書は付けなくてもいいということになっているんですよ。そういう時代なのに、庁舎内のそういう事業で、オンラインによる確認もできない、ましてやその納税証明書をどうしても付けなさいと、それは、私はちょっとまだ遅れすぎていると思うんですが、いかがですかね。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったそのことと、いわゆる個人のそういう滞納とかっていうのは、本当にこれは情報提供をしてはならないというふうに思っていますので、今おっしゃったその証明書の関係と、それは違うんじゃないかなというふうに思ったところであります。

○17番（岩根賢二君） 納税の確認をするという意味では同じではないですか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、個人情報ということでのいわゆる秘密厳守というか、そういうことでの取り組みをしていかなきゃいけないという立場にいるわけでもありますので、これはしっかり守っていかなければいけないというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 私に相談のあった市民の方は、「これは、去年までは納税証明書は付けたらよかったとよな」と言われましたけど、これはいつからこういうことになったんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 市税等の滞納のない証明書の発行につきましては、これまでもいくつかの事業で、そういった要件を補助金交付要綱の中で付しているところでした。しかし、様々な事業を見る中で、そういった要件が付してあるものと付していないものというふうに、公平感がなかったという事実がありました。それを受けまして、平成30年度第1回の債権対策委員会で、全庁的な徴収対策の実施についてということで、その中で市単独事業については、市税等を滞納していないものというものの要件を統一して設けて、平成31年度から全体的に実施するということになっております。

ちなみに平成30年度は、九つの市単独補助事業で、その要件を付しておりましたが、令和元年からは全部で19の補助事業に対して、その要件を公平的に付したところをごぞいました。

○17番（岩根賢二君） オンライン化することによって、個人の情報が漏れるという認識ですよ、そちらの考え方は。市民の側から考えれば、「ちゃんと納税をしているんだから、それぐらい市役所内で調べてくれよ」と、それが本音なんです。どちらが市民のためになると思いますか。

○市長（下平晴行君） オンライン化と言っても、本当にそのオンライン化の扱い方なんですね。それを今おっしゃるように、オンライン化ができたから、何でもかんでもということにはならないんじゃないかなと思います。もちろん市民の利便性を考えて対応していきますけど、必要でないもの、必要であるものは、しっかりと区別を付けて、対応してまいりたいと考えているところです。

○17番（岩根賢二君） 再考の余地は全然ないですか。私は、これは市民の方に、結局平成31年度からということでしょう、それまではなしでもできていたんだから、どちらかというところの方に転換すべきではないかなと思うんです。こういう時代にあってですよ。もう一度答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） もとが何かというと滞納ですので、これは滞納してはいけないわけでありますので、それを証明書を出すことがおかしいのではなくて、先ほど財務課長が言ったように、これも一つは公正という立場からの対応ですので、そこは御理解していただきたいなというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 公平と言われれば、そうかも分かりませんが、滞納がある方は、そのまま証明書を求めた段階で、「あなたは滞納がありますよ」と言われるわけですよ。そして納税をすると、その後に滞納のない証明書をもらうということだろうと思うんですけれども、そのためにこの制度があるのか。あるいは、その市のお金を補助金として出すわけだから、そこに出すには、ちゃんと納税をしておかなければいけませんよということなんだろうから、納めている人にとったら、ちょっと逆にそういう手間をなんでわざわざかけさせるのかということになるわけですよ。そこら辺が、私の言う主張が理解できないかなと思って、不思議でたまりませんが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 滞納がなかったら、別に証明とか必要ではないわけでありますので、やはり原点は何なのかということ、いえ、滞納がなくても証明は必要になっている。それはもう関係なく、そのことはしていかなければいけないと思っております。公平性というのは、そういうことからの公正ということでの考え方でございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほど車検のときの例を出しましたけれども、国交省と県のその税務課と連携を取って、そういう確認ができるということに関しては、市長の言われる持論であれば、またそこはプライバシーが暴露されるということになるわけですが、それはもう国の事業の中で十分やってきているわけだから、市の庁舎内でそれができないというのは、もう一つ理解

できないんですけど、車検とは違うということでおっしゃるわけですかね。

○市長（下平晴行君） それは県の方で納税証明については、すぐ認めて対応しているということであるわけでありますので、市がそういう証明書を出すということとは、別に考えてもらわなければいけないなと思っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 平成31年度から見直してこういうことになったということでしたけれども、その前の時点での9件ですか、9件が19件に増えたということでしたね。その差の10件というのは以前は納税証明書、滞納のない証明書を付ける必要は無かったわけですよ。そのときに何か支障があったということなんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほど市長の方からもありましたように、不公平感があったと。補助事業を申請する段階において、ある事業では同じ振興事業、施設整備事業であるにもかかわらず、そういった証明が必要でなかったというのが、両方あったわけですね、必要なものと必要でないもの。それをやはり公平感を持たせるために、同じように必要として、事業を展開していきましょうということをやってきたわけです。もちろん資産形成ももちろんですけど、納税意識の向上であったり、そういったことも含めて御理解をいただいて、そういった証明をいただいているということでございます。

○17番（岩根賢二君） こういうことの事例といいますか、「これは、何で納税証明書を付けないかんとよ」というふうな苦情といいますか、そういったのは今まで何件かないんですか。

○財務課長（折田孝幸君） すみません、財務課の方では補助事業を実施しているわけではありませんので、そういった実情につきましては、各課の方であるとは思いますが、農政畜産課の方から1件ほどそういった事例が最近あったという報告は、課長の方からもいただいているところです。

○17番（岩根賢二君） ここで、押し問答をいくらやってもいけませんので。じゃあですね、かすかな抵抗ですけども、その納税証明書を発行してもらうのに、ちゃんと納税をしていた人であれば、その滞納のない証明書を無料で出すということは可能ではないですか、どうですか。

○財務課長（折田孝幸君） 今回の市単独事業に関わるそういった市税等の滞納がない証明書にかかわらず、様々な、例えば公営住宅の入居申請であったりとか、それから入札参加資格の申請であったりとか、そういったものについては、当然この書類が必要になってくるということで、その手数料条例の中で、ここは明確にうたっていますので、それを減額するということは、今のところは考えてはいないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 見直しの考えはないということですので、次に行きたいと思います。

次に、本庁舎周辺の施設及び環境の整備についてということでございます。本庁舎周辺には、体育施設や畜産の施設等もありますが、今回はそれは次の機会に回すといたしまして、通告してありますように、慰霊塔あるいは開田の里公園、それと岳野山についてお尋ねをいたします。

本庁舎近くにある慰霊塔は、戦没者を慰霊するための施設ですが、長年の風化により黒ずんでしまっています。また、塔に通ずる通路や階段は傾斜も厳しく、落ち葉などが堆積して大変利用

しにくい状態になっています。慰霊塔を白く塗り直し、また通路や周辺の環境整備を行う考えはないものかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

戦没者を追悼し、平和への思いを新たにするため、市では毎年御遺族や関係者による戦没者追悼式を実施しておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、式典は中止し、各地域にごぞいます慰霊塔、慰霊碑を巡拝させていただいたところでごぞいます。

御指摘の有明地域の慰霊塔につきましては、昭和33年に建立され、また志布志地域にも昭和40年に建立された同様の慰霊塔がごぞいます。それぞれの慰霊塔の状況につきましては、私も承知しておりますが、どのような形で塗り直しをするかについては、内部で協議をしたいと考えております。

また通路を含めた慰霊塔周辺につきましては、終戦記念日と追悼式前の年2回、敷地内の刈払いと階段の清掃等の作業を、地域の老人クラブの協力やシルバー人材センターに委託して実施しておりますが、再度現場の状況を確認しまして、作業の実施時期や実施箇所の内容について、内部で協議していきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長の方でも調べられたと思います。昭和33年に建立されたということでごぞいます。地域の有志の方の多大な寄附金、それと建設青年隊というのがあって、その方たちが建立してくれたということのごぞいます。昭和33年に建立されてから、現在ちょうど60年ぐらい経っているわけですね。その間に何回ぐらい塗装をし直したのか、そういうことがあったのかお尋ねいたします。

○福祉課長（木村勝志君） 建立されたのは、昭和33年と認識をしておりますが、その後塗り替えをされたという情報につきましては、すみません、認識をしていないところでごぞいます。何回塗り直しをしたのかとか、どのような形でしたのかというのは把握をしていないところでごぞいます。

○17番（岩根賢二君） 多分、一回もしていないんじゃないかなと、私の推測ですけれども。極端に言えば、白いのが黒くなっていますよね。市長も何回かあそこで折り鶴の献納式とかをされたと思いますので、お分かりと思いますけれども、あそこはやはり戦没者を慰霊するという意味からすれば、「もっときれいにしてほしいな」という住民からの要望がたくさんあります。そういうことで、先ほどの答弁では、どういう方法がいいか検討・協議をしたいということでごぞいましたので、協議をした上で実行に移していただければと思っております。

それと答弁の中にもありましたけれども、シルバー人材センターは別として、老人クラブの方が、よくあそこを清掃してくださっております。ですから、シルバー人材センターであれば委託金とかいうのもあるわけですけれども、老人クラブの皆さんに関しては、特にそういった遠慮はないと思いますので、その辺に対しても御苦勞の意味を込めて、何か支援をしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、シルバー人材センターについては、経費を支払って

いるということだと思いますが、老人クラブの方々は自主的に管理をさせていただいているのか、どうなのか、そこ辺も精査しながら、もし必要であるとなれば、協議をさせていただきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君）そこはまた十分に協議をさせていただきたいと思います。

それと、現在はこちらの県道側から上る階段とスロープとあるわけですがけれども、あそこから今上る人はほとんどいないんですね。傾斜が急で滑りやすい。しかも、草とか落ち葉が堆積して大変滑りやすい状況です。そこら辺の事情があつて、あそこから上る方はほとんどいらっしゃらない。それで、こちら側の開田の里の公園の方から上っていく人が多いわけですがけれども、あそこの手前の方に共同墓地があるわけですがけれども、共同墓地からその慰霊塔に行くには通路があるんですけど、あそこはほとんど通れないような状況になっております。木とか草とか茂って、通路が通路でない状態。そういうことで、通路でない畦畔を上っていくという格好になっていきますので、そこら辺はシルバーさんをお願いするのか分かりませんが、そっちの通路の方もまたきれいにしていくという作業が必要ではないかなと思いますが、それをやっていただけますか。

○市長（下平晴行君）通路がどうしても必要だということであれば、今おっしゃったようにシルバー人材センターの方にもお願いをしていきたいと思いますが、全然通路を使わないというようなことであれば、そこ辺の中身の内容を聞いて、対応をしてみたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君）それと、この慰霊塔に関してもう一点。昔はというと語弊がありますがけれども、道路側から慰霊塔がくっきり見えていたわけですね。今はほとんど木が茂って見えないような状況なんですけど、例えば、その慰霊塔が見えるような範囲で、高い木々を伐採する。そのようなことは考えてもらえないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君）現在、おっしゃるように広葉樹と針葉樹の混合林となっているようです。森林の持つ多目的機能が保たれているのであるという考え方を持っていて、伐採は今のところ考えていないということでございます。

○17番（岩根賢二君）伐採は難しいかも分かりませんが、間伐はどうですか。

○市長（下平晴行君）そういう多目的機能ということで考えると、それも間伐ができるような状況なのかどうかも含めて、ちょっと現地も見させていただいて対応してみたいと考えています。

○17番（岩根賢二君）検討させていただきたいと思います。

次に、開田の里公園のことですがけれども、開田の里公園は、家族連れはもちろん保育園児や児童・生徒の団体での利用者が多く、広く市内外の方に愛されております。現在の状況は、遊具等が故障したり、または破損して使えなくなっている箇所がたくさんあります。決算審査特別委員会のときもいろいろ申し上げたわけですが、来園者が十分満喫できるように、早急に修繕すべきではないかと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

開田の里公園は、合併前の平成15年に開園し、18年が経過した施設であります。現在、開田の村管理組合に指定管理を委託している施設でございます。遊具や園内のほとんどの施設の整備につきましては、開園当時に設置され、使用されてきているところでありますが、経年による老朽化により、修理が必要な箇所が増加傾向にあるというふうに思うところでございます。

議員指摘の件につきましては、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

議員御指摘の遊具の故障・破損につきましては、指定管理者から連絡をいただき、担当職員が現地を確認しており、特に子ども用遊具につきましては、開園当時は安全基準を満たしておりましたが、現在の基準では、不適合で修理しても使用することができないという専門業者からの指導もあり、まずは安全確保のため、台座は撤去し、現在は基礎部分のみを残し、ロープで囲った状態となっております。なお、今後基礎部分についても撤去し、安全な状態へ復旧してまいります。

今後、新たに遊具を設置・維持していくには、多額な費用等も必要となってまいります。教育委員会といたしましては、指定管理者である開田の村管理組合の意見や、市長部局とも十分協議を行いながら、今後も利用者の安全を第一に考えながら、愛される公園整備に努めてまいります。

○17番（岩根賢二君） 今、教育長がお答えになったのは、木馬といいますか、そのことだと思うんですけども、危険になって撤去しなければいけないということは理解します。では、撤去した後どうなるのか、そのことについては何かお考えがあるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁いたしましたように、あそこは、一応危険な状況ですので撤去します。その後の遊具の設置等につきましては、多額な費用がいろいろかかりますので、今後また開田の村管理組合の意見や市長部局とも協議しながら、どの程度のものが設置できるかどうか、そこはまた今後の検討課題ということでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろ予算もかかるからということだろうと思うんですが、あそこの噴水施設がありますね、噴水とボルダリングのホールドというんですか、あれはもうほとんど付いていない状態。ボルダリングも最近ではオリンピック種目にもなったということで、あそこにちゃんとしたそういう施設があれば、子どもたちも大変喜ぶんじゃないかなと思うんですけども。その噴水とボルダリングについても、今後の改善計画に入っているということで考えてよろしいんですか。

○教育長（和田幸一郎君） まず、ボルダリングの施設ですけれども、今、議員が言われましたように、経年劣化で数か所掴み手がない場所もありましたが、場所等を入れ替えたりする不足分は、現在注文を行いまして、近いうちに全て利用できるようにしていきたいというふうに思っています。

それから噴水施設ですけれども、9月頃に開田の村管理組合より不具合の連絡があり、専門業者に依頼し、調査を行いました。経年劣化による噴水の制御基盤等が不良であり、修理不能であ

る旨の連絡を受けています。費用が多額なことから、令和3年度予算要求を行いまして、取り換え修繕での対応を今計画しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 来年度に予算請求をするということですので、市長、今の教育長の答弁を聞かれていかがですか。ちゃんとやるということでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度予算の要求を行うということでもありますので、予算がどのくらいかかるのか、そこ辺も含めて、できることであれば取り組んでまいりたいと。予算の額に応じて対応してまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 噴水施設については、この辺にはあまりないすばらしい施設ですので、ぜひ、また再建できるようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次にいこいの森、いこいの森と言ってもピンとこないと思うんですけども、本庁のすぐ近くにある桜がたくさん咲くところですね。あそこはいこいの森は桜の名所なんですけれども、花見のシーズン以外は草木が茂って、足も踏み入れることができないようなときもあります。最近はきれいになっておりますけれども、若干頂上付近がまだ残っているようでございます。これは、たまたまタイミング的には、もうきれいになっていきますので、それ以上言うことはないんですけども、これは最初述べましたように、年間を通して計画的に草木の伐採等をするべきだと思うんですが、そのことは、指定管理の団体に対しては言っているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

いこいの森の管理については、開田の里公園の一部として、開田の村管理組合に指定管理を委託している施設でございます。市役所本庁や有明体育施設に近く、春は桜の名所として市民の皆様が親しまれている施設だというふうに認識をしているところであります。

議員御指摘の件につきましては、教育長が答弁をいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

いこいの森の管理についてでございますが、現在の管理状況は、花見シーズンの前に商工会による1回と、冬期前に指定管理者による1回の2回の下刈り等による管理となっているところでございます。

議員御指摘のとおり、下払いの回数を増やすと、美観の向上は図られると感じているところでございますが、年間を通じて伐採を行うには、それ相応の費用も必要となってまいりますので、教育委員会といたしましては、指定管理者である開田の村管理組合や市長部局とも十分協議を行いながら、本庁舎周辺の施設及び環境の整備に今後努めてまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） あそこは市民の皆さんがよく利用する場所でもありますので、年間を通して利用できるような状況にしておいていただきたいと思います。

次に、岳野山についてお尋ねをいたします。本年3月の定例会の中で、小野議員が住民意識調査の関係で質問をされたときに、市長は答弁の中で、「東京新聞の記者が岳野山を見て、これは日本全国でもすばらしいと話された」ということを話されました。そこで、よそ者といいますか、よその方から見たら、大変すばらしい眺望であると思いますね。地元の方はそこにあってあまり

意識されていないかも知れませんが、このすばらしい眺望のこの岳野山を整備して、観光地化したらどうかという提案であります。市長はどのようにお考えでしょうか。

また、併せて、2002年に有明町で始まった「百年の森構想」を再構築する考えはないか。更に、岳野山を定期的に整備しておられる地元の団体に対して、何らかの支援をする考えはないかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

岳野山山頂につきましては、南側は志布志湾全体を、北側は霧島山から串間市方面の山並みを一望できる場所となっております。

岳野山山頂付近は市有林となっておりますので、耕地林務水産課が管理しており、山頂へ続く林道が3路線あるところでありますが、林道の伐採作業等の維持管理作業は、シルバー人材センターに委託しております。また、岳野山山頂にありますトイレの清掃につきましても、シルバー人材センターに委託をして清掃をしているところであります。十二支の石像がある箇所、ステージ近辺の広場、林道から続く道路につきましては、地域の方々の団体に、伐採作業を行っていただいているところでございます。

百年の森構想につきましては、合併前の旧有明町でふるさとの美しい自然を持続的に将来に残すために、町内外の住民の協力により、岳野山山頂付近に山桜の植樹を実施したところであります。岳野山山頂は非常に景観の良い場所であると認識をしておりますので、今後は山桜が植樹されている箇所を中心に、除伐、吊り切りを実施していき、市有林の管理をしてまいりたいと考えております。

また、岳野山を定期的に整備している方々に対しては、今後も支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 前向きな答弁だということで捉えておりますけれども、ここを具体的にどういうことをするという話はなかったわけですが、何かこの観光地化するという点に関して、何かお考えがあるのかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、百年の森構想を再構築する考えはないというふうに思っていますが、ただ、眺望が大変すばらしいということで考えております。この百年の森づくりの取り組む考え方は、しっかりと引き継いでいく必要があると思っておりますので、先ほど言いましたように、そういう除伐、吊り切り等の実施をして、しっかりと管理をしていくということで、何かやろうかということは、今のところ考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 除伐をして管理をしていくということで、十分とは言いませんけれども、それだけ市長が考えておられるということには感謝したいと思います。

この百年の森構想のときに、最初に植えた桜の木が、もうあちこちで枯れてしまって、倒木ですね、倒れている。私は再構築という中には、例えばその当時に植樹をしていただいた皆さんに、現在こういう状況だから、一回みんな集まって除伐をしたり、植樹のし直しをしたりしませんかというような声掛けをしていただいで、みんなが寄り集まるというふうな形ができないかなと思

っているんですけども、そういうことはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） あそこを見てみますと2002年にその取り組みをされたということで、何年もかかってされているわけでありますので、そういう方々が今おっしゃるように、何とかあそこを再度支援していただいて、新しい何かの観光名所みたいなものがないのかどうかということは、それはもう本当に素晴らしいところですので、取り組むことができればいいことではないかというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） 先ほど市長の答弁の中に、トイレの掃除等もシルバーの方をお願いしているということでしたけれども、確かに最近トイレがきれいにはなっております。ところが、水道がほとんど出ないんですよ。観光地化ということで考えれば、トイレの整備はもちろんです。水道施設をちゃんと使えるようにするべきではないかなと思いますが、現在その水道が出ないという状況は、どういうことでそのようなことになっているのでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、お尋ねの件でございますが、あそこにつきましては、以前は山の麓から水道をつなげていた経緯があったということでございますが、そのつなげるポンプが故障しまして、それっきりなかなか経費的なものもあるということで、水道課と打ち合わせた結果、トイレ付近にタンクがあるんですが、そこに給水してそのタンクから配水するような形で現在は行っているところでございます。シルバー人材センターが月一回トイレの掃除と同時にそのタンクの方には給水をしている状況です。水が出ないということであれば、給水タンクが空というか、少なくなっている状況のときは、そういう現象があるんじゃないかと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ということは、そのタンクに給水をちゃんとすれば、周辺にある水道も蛇口をひねれば出るということで、そういう認識でよろしいですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） タンクの方に水があれば、多分出ると思うんですが、まずその給排水管の故障等々、漏水等があれば、またそこを確認して、修繕する必要があると思います。

○17番（岩根賢二君） そういうことであれば、常に水道施設が使えるような状態にしておいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、百年の森構想につきましては、市長もその趣旨には賛成であるので、ちゃんとやっていくというふうに私は捉えたんですけど、その当時付けられたかどうか分かりませんが、遊歩道があるわけですね。あの石碑が建っているあそこから山頂まで登る遊歩道があるんですけども、案内看板はあるんですけども、ほとんど通れないような状況であるということで、そのことについても、これはちょっとシルバー人材センターの方では無理かなと思いますが、ちゃんとその遊歩道の整備といいますか、道路沿いの除伐採をする必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

最近、イノシシの出没が多く、山林の中の足元が悪く、狭い遊歩道を歩くことは非常に危険で

あるというふうに考えております。

岳野山山頂へは、市役所側から2本の林道が整備されておりますので、山頂へ歩いて登る場合は、林道を利用していただければと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ちょっと、話がずれたんじゃないかなと思いますけれども、遊歩道はある程度中腹まで行ったときに、その百年の森の構想を記した石碑が建っているんですけども、あの辺から山頂に登る普通の道路とは違って、森の中に行くのがあるんですね。そこがイノシシが最近では出るから危険だということでは言われれば、それまでなんですけれども、あそこを遊歩道として山を歩きたいなという人にとっては、大変魅力のある遊歩道ではないかなと思っていますので、その点いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国際の森でも遊歩道を何キロか作ったところですが、そういう状況で今は廃止しているような状況であります。恐らくこの町民センターからの山頂への遊歩道についても、現状ではそういう状況ではないかと思うところであります。そういう管理をしても、また草が生えて、あとは人が通らなかつたらどうなのかなというふうに考えているところでありますので、できれば先ほど言いましたように、林道の利用をしていただければ大変有り難いと思うところでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの答弁の中で、あそこの山頂付近を定期的に管理していただいている団体について、市長の答弁では何らかの形で支援をしていきたいというふうにおっしゃいました。具体的には、これから検討されるのでしょうかけれども、例えばどんなことをお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） あそこは先ほども言いましたように、眺望が大変いいところありますので、そして、それに関わった人たちが恐らく管理をしていただいているのではないかなと思っておりますので、引き続き、桜のところの伐採と景観を、しっかり市としても対応していきたいというところでございます。

○17番（岩根賢二君） 年間を通して定期的に管理をしていただいておりますので、ぜひ支援策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に交通安全対策についてということでお尋ねいたします。ちょうど1年前の昨年12月の小野議員の一般質問に対して、高齢ドライバーの事故防止対策として、各地区サロンでの交通安全講話や県警本部による交通安全教室の開催等を実施しているが、毎月15日の「高齢者の交通安全の日」には、特に何も取り組みはしていないということでありました。先ほどの同僚議員の質問に対しても、いろいろ講習会を行っているということがございましたが、この毎月15日の「高齢者の交通安全の日」ということに関しては、その後1年間、同じように何も取り組みはしていないのでしょうか。その確認をいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

高齢者の交通安全、交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、毎月15日を「高齢者の交通安全の日」として定め、県・市及び関係機関団体が連携し、街頭活動等を実施するとともに、

定期的に広報、啓発活動を推進することとして、市交通安全計画に記載されております。

毎月20日の「交通安全の日」は、主要交差点などで市職員による交通安全街頭立哨を行い、安全意識の高揚に努めているところではありますが、高齢者の交通安全の日である毎月15日に特化した取り組みは、実施していないというところがございます。

高齢者の交通安全に関わる普及啓発としましては、安全安心まちづくり指導員による高齢者サロン、並びに高齢者学級での交通安全講話、県警本部による「さわやか号」での交通安全教室、志布志警察署においても公民館等に出向いて講話をされております。

今後につきましては、交通安全協会等関係機関団体と協議を進めながら、交通安全思想の普及徹底に努めてまいりたいと考えているところがございます。

○17番（岩根賢二君） 特に15日ということではしていないけれどもということがございますね。先ほどもサロンだとかいろんな交通安全教室で、講話をしているということございましたので、その点は理解をしたいと思います。

次に、高齢者の交通事故では、アクセルとブレーキの踏み間違いによるケースが多いようですが、そのような事故を防ぐ機能を備えた車の購入や後付けに対して、市独自で補助する考えはないかということについてお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

高齢者が加害者となる交通事故が深刻化する中で、国におきまして高齢運転者が安全運転サポート車を購入、若しくは安全運転装置を後付けする際に、補助金を交付する「サポカー補助金制度」が創設され、3月から申請受け付けが開始されたところでもあります。

この安全運転サポート車の普及が進むことで、高齢者の方でも身体機能等の低下を補い、より長く安全に運転することが可能となります。本市におきましては、乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」が運行を開始しております。また、高齢者が運転免許証を返納された場合のタクシー・給油利用券の交付を実施しております。

今後の国の補助金の動向も見ながら、安全運転サポート車の補助金については、調査・研究をしてまいりたいと考えているところがございます。

○17番（岩根賢二君） 今後については調査・研究をしていくということですが、私がこの通告をした段階で、全国に何か事例はないのかなという、そういう調べはしていないですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

県内で補助制度のある自治体はございませんが、宮崎県では三股町が、本年度から65歳以上の高齢者を対象に、後付け装置への補助金を創設しております。実績としては、急発進防止装置3件、ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置が6件、ATワンペダルがゼロ件でございます。補助率は国の補助金を差し引いた額の3分の2で、上限がそれぞれ1番目については5万円、2番目については7万円、3番目については15万円、その他の自治体については、都農町、玉名市、八女市、うきは市等々がこういう補助金を出しているようでございます。

○17番（岩根賢二君） そういう事例があるということで、本市でも取り組んでいこうかなとい

うことで、調査・研究をするということで捉えてよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、そういうことではなくて、「チョイソコしぶし」を全庁的に、これが一つには福祉政策としての考え方もありますので、令和3年度に全庁的な取り組みをして、令和4年度からは全庁で実施していくという考え方でございますので、これをできるだけ早めに高齢者の皆さんが車を手放して、どこでも行けるような体制づくりをしてまいりたいという考え方でございます。

○17番（岩根賢二君） ちょっと視点が違うんじゃないかなと思うんですけども、高齢者の方であっても、やはり車を運転しなければいけないと、運転したいという方もあるわけで、その場合の危険防止という意味ですので、免許証返納とはまた別角度じゃないかなと私は思っているんですけども、そのような考え方をしてもらいたいなと思うんですが、いかがですか。「チョイソコしぶし」については、また別の機会で質問したいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えをいたします。

昨年8月に、シブシ昭和自動車学校で県警の「さわやか号」による交通安全教室と併せて、安全運転サポート車の体験会が開催されております。このように、知っていただく取り組みも必要ではないかと感じておりますので、ソフト、ハードの両面から、調査・研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。よろしくをお願いします。

それと、昨年12月の小野議員の質問の中の答弁で、こういうことがありました。シニアカーの購入補助も含めて、いろいろ十分内部で検討してまいりたいというふうなこともあったんですが、その後、検討はされたんでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、具体的にどうしていこうかというところまでは、協議はしていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 検討すると言われたからには、検討はしてください。

それと、次のドライブレコーダーのことについてお尋ねいたします。先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、あおり運転防止や事件・事故などのときの情報提供に効果が期待されるドライブレコーダーの購入に対して、補助している自治体がありますけれども、本市でもそのような考えはないものかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

運転中の映像と音声を記録するドライブレコーダーは、万が一事故に遭われた際やあおり運転を受けたときに、確かな証拠能力を発揮するものであり、安全安心に車を運転する上で、無くてはならないものとなってきております。

鹿児島県内では、ドライブレコーダー購入に対して補助をしている自治体はないようですが、全国の状況をみますと、購入費の2分の1、上限1万円程度を補助するというものがあるようであります。

玉垣議員の質問でも答弁しましたが、あおり運転の被害防止には、大きな期待はできますが、

交通事故を防止する直接的な効果については、これは十分調査する必要があるというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の答弁でも、そういうことに取り組んでいる自治体があるということは認識されているようではございますけれども、やはりこれは事故防止もそうですけれども、事故のときの情報提供になるわけですね。それとドライブレコーダーを自分の車に付けることによって、運転が大変慎重になるということもあるようではございます。ですから、そういう意味では私は、交通事故防止にもつながるのではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、事故防止等々にもかかるというふうには思っているわけではございますが、交通事故を未然に防止するという効果にはどうなのかなというようなことがありますので、先ほど言いましたように十分調査をする必要があるというふうには思っております。

○17番（岩根賢二君） 話は長くなりますけれども、実は、私もドライブレコーダーを付けるべきかどうかということで、志布志警察署に行ってドライブレコーダーをレンタルさせていただきました。そのとき名簿を書くことになっているんですね。その名簿には、レンタルをした人は1人もいなかったんですよ。私が最初で最後かなと思っております。あれを付けることによって、例えば一旦停止をするときに、ちゃんと停止をするように、あれは不思議となるんですね。後で録画を見てみれば、停止じゃなくて何かちょろちょろ走っているなということが確認できますので、そういう意味では、私は事故防止にも十分つながると思っておりますので、このドライブレコーダーの購入に関しては、事故防止にもつながるということで、またそういう補助の制度も先進事例があるわけですので、考慮をしていただきたいと思っております。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 事故防止にもなるということでの御質問でございますが、私も実際付けているわけではございますが、そういうことでそれぞれが、先ほどもありましたように、今、あおり運転等で自分を守ることが、一番の目的じゃないかなというように思っていたところですが、そういう事故を防止するということがどこまでなのかなということも、先ほど言いましたように、ちょっと調査・研究をさせていただきたいなと思っております。

○17番（岩根賢二君） 十分調査・研究をしていただきたいと思っております。今、市役所内の車には、ほとんどがドライブレコーダーが付いているわけですね。職員の皆さんに一人ひとり聞くわけにはいかないですけれども、ドライブレコーダーが付いたことによって、多分、運転が慎重になってきているんじゃないかなと思っておりますが、代表して、河野危機管理監、どうですか。

○危機管理監（河野穂積君） 御指名いただきましたので答弁させていただきますが、私自身も、自分の車にはドライブレコーダーを設置しております。確かにあおり運転でありますとか、またそういった様々な状況に陥ったときに、確かな証拠にはなるのではないかと考えております。公用車につきましては、消防車両も含めて財務課の方でドライブレコーダーの設置をしていただきました。そのことによって、消防団員についても慎重に運転をしてほしいというような話としては、幹部会等でもお願いをしているところでございます。そういった意味では、確かに効果はあ

るのではないかというふうには考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 専門の危機管理監が効果があるということでございますので、ぜひ検討を前向きにお願いしたいと思います。

次に、環境対策についてということでお尋ねいたします。菅首相は「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの実現を目指す」と表明されましたが、国内では既に多くの自治体が、二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す脱炭素宣言をしております。環境問題に造詣の深い下平市長も、目指すところは同じではないかと思いますが、本市でも脱炭素宣言をする考えはないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

気候変動問題について、2015年にパリ協定温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定が採択され、平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度未満にする世界共通の目標が広く共有されております。

また、国連IPCCによると、地球の平均気温は既に1度上昇しており、2018年発表の1.5度特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるために、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。

本市におきましては、使用済み紙おむつの再資源化の中でも、世界初の水平リサイクルにユニ・チャームと取り組むなど、積極的に二酸化炭素の排出抑制に取り組んでおりますが、脱炭素宣言をするにあたって、環境のまちとしてどのような方法がふさわしいか、検討してまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 脱炭素宣言に向けて検討するというところでございますね。それ以上のことは言うことはありませんけれども、脱炭素宣言をした場合には、例えば自治体として、志布志市にはどのような効果というか、恩恵があるということなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

環境省としては、広く自治体に二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取り組みを行ってほしいので、脱炭素宣言をすることによって活用できる補助事業はないとのことでしたが、補助事業の採択にあたって、何らかの加点を行うなどの検討はしているとのことでございます。

○17番（岩根賢二君） 特別に何も補助事業はないということですか。あるはずなんですけれども。

○市長（下平晴行君） これはSDGsで持続可能な開発目標ということで、いわゆる骨組みは17の目標、166のターゲット、244の指標があるところであります。これは2030年に向かってのいわゆる国、自治体、企業等々がそれに向かって取り組みをしていくわけでありますが、その中で先ほど言いましたように、自治体として取り組むことがその今おっしゃった脱炭素宣言としてなり得るのか、そこは先ほど言いましたように、しっかりと内部で協議をしてみたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 脱炭素宣言をしたから、どういうことをしなさいというわけではないと思うんですけれども、小さいことから取り組んでいけばいいということでは認識をしております。

その一環として、もう既に紙おむつの再生化に取り組んでいるということだろうと思うんですけども、私がこれはいいなと思ったのはですね、2021年度からこの脱炭素宣言をした市に対しては、こういうことが書いてありました。「電気を自給できるエリアの整備を支援する」と。これはどういうことかといいますと、例えば、次の質問にも入りますけれども、電気自動車を普及させたいけれども、充電設備が無いといった場合に、この脱炭素宣言をしていれば、そういう設備を設置するためにはちゃんと優先的に補助しますよというようなことがあるというふうに私は理解しているんですけども、それは、そのような理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、補助の採択にあたっては、何らかの加点を行うということですので、そういうことじゃなかろうかなということで、理解をしているところであります。

○議長（東 宏二君） ここでお諮りいたします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○17番（岩根賢二君） こんなに長くなるとは思っていなかったんですけど、それでは、脱炭素宣言に向けて検討するというところまでございますので、前向きな答弁だということで捉えて、次に行きたいと思います。

脱炭素に向けた取り組みの一環として、クリーンエネルギー自動車の購入に対して補助している自治体もありますが、本市でもそのような補助は考えられないのか、お尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

クリーンエネルギー自動車購入に対して補助を行っている自治体は、現在、鹿児島県内に鹿児島市、薩摩川内市等の自治体があります。補助額は鹿児島市が燃料電池車に30万円、電気自動車に10万円、薩摩川内市が電気自動車及びプラグインハイブリット車に上限50万円となっております。車体価格が高価であるため、補助金がかかなり高額となっているようでありまして、現在のところ考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 例えば、今出された県内の市の例ですね、そこで、どれだけの実績があったかということまで調べておられますか。

○市民環境課長（留中政文君） 鹿児島市とか薩摩川内市の実績ということですが、ちょっとその実績については、把握していないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 実績が分かっていないということですけども、市長の答弁では、かなり高額になるから考えていないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりこれは、脱炭素と関連をすると私は捉えておりますので、実績もないということであれば、かなり高額だからそういう制度を作ってもなかなか実例が無いんだなというふうには捉えていいのか、それとも係の方で実績をまだ把握していなかったのか、そこら辺は定かではないですけども、そんなに1年に

何十台もということはないんじゃないかなと思いますが、電気自動車そのものの単価が高いですからですね。だけれども、脱炭素に取り組むという姿勢を示すには、やはりこの補助制度を作っておいた方がいいのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 脱炭素宣言については、おっしゃるとおりだというふうに思うわけですが、ただ、高額ということであると、お金を持っている人はそういうのを買えるわけでありますが、そうでない人は買えない。そういう公正という形で、いいのかなという考え方で、できないということで答弁をさせていただいたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 結局、そういう高額な車を買う人に対してだけの補助になってしまうんじゃないかということで、不公平感が出るんじゃないかなということでおっしゃっていると思いますけれども、脱炭素に向けた取り組みの一つと考えれば、私は取り組んでもいいのではないかなと思っております。それで、この電気自動車は、私が説明するまでもなく、例えば災害発生時には、電気の供給源にもなるということですよ。ですからそういう意味で、志布志市内に電気自動車が1台でも2台でも増えれば、そういうことにつながるんじゃないかなと思うんですけども、再度、答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 確かに電気自動車は、そういう供給源の基になるということは理解をしているところでございます。ただ、先ほど言いましたように、そういう脱炭素宣言に取り組むということでは、おっしゃるとおりだというふうに理解しているところでありますが、先ほど言いましたように、そういう高額の車でいわゆる補助をするということで、本当に買えない人と買える人という公正さがどうなのかなという、今おっしゃるのはよく理解できるんですが、私はそこがちょっと一つ引っ掛かるところであるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 「夕焼け小焼け」の音楽が鳴りましたので、そろそろ終わりにしたいと思いますが、市長、「もうやりません」と言うのではなくて、せめて検討はしてもらえないですか。

○市長（下平晴行君） 何もかもやらないとかいうことではなくて、そういう公正とか、そして今言ったようなことを皆さんと協議をしていきたいと、その中で答えを出していきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） それでは、前向きな検討をしていただけるということで理解をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東 宏二君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後 5 時03分 延会

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和2年12月1日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

持 留 忠 義

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

まず、9番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○9番（持留忠義君） 議長の計らいで、マスクを外して質問します。

まず、皆様、改めましておはようございます。私は1年ぶりの質問でございます。会派、真政志の会の持留忠義でございます。

今日から12月、師走に入り、師走にふさわしい気候になっております。季節の移り変わりは早いもので、今年も残すところあと1か月となり、慌ただしく過ぎていきますが、我々、市民の代表としてしっかりと働かなければならないと思えます。このような立場に立たせていただいていることに、感謝しているところでございます。

さて、私は一般質問をさせていただく際に、毎回申し上げていますが、議会は市民の代表機関であり、市長の市政運営が適切に行われているかチェックを行い、市政の重要な方針を決定するとともに、市民の意思が市政に的確に反映されるよう、市長に政策などを提案する場でもあります。一般質問を通して少しでも民意が反映し、市長も目指しています新たなまちづくりの推進につながればと考えております。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で進めてまいります。まず1番目に、水路の改修等について、2番目に、土砂災害による土砂の撤去について、3番目に、高収益作物次期作支援交付金について、4番目に、かんしょ基腐病の対策について、5番目に、鳥獣被害対策について、6番目に、消防団員の確保について、以上でございます。それでは、過去の質問と重複することと思いますが、それだけ重要ということで、誠意をもって答えていただきます。

まずは、水路の改修について質問をいたします。記憶に新しい令和2年7月豪雨では、熊本県を中心に九州や中部地方など、日本各地で大規模災害をもたらしました。農業用水路の果たす役割はとても重要であり、機能しなくなれば生活は大きな影響を及ぼします。

そこで、本市において大雨による大規模災害が発生し、上荒土地改良区においてもトンネルの陥没により、必要な水が必要な時期に供給されない事態も発生しました。関係機関の尽力により、応急的な処置はされましたが、完全復旧に向けた工事の進捗状況についてお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 持留議員の御質問にお答えいたします。

上荒土地改良区は、二級河川月野川に頭首工があり、曾於市、大崎町、志布志市にまたがる約28.5haの水田を受益地としています。各市町村の受益地の割合は、曾於市が約60%、本市が約30%、大崎町が約10%であります。今回議員が質問された用水路は、大崎町内の用水路で、末端受益地には本市の一部があります。災害復旧は、基本的には属地主義であるため、今回の被災については大崎町で対応したと伺っております。

今後の工事進捗については、大崎町と密に連携を図り、改良区へ報告したいと考えております。

○9番（持留忠義君） この問題は、令和元年7月豪雨で、県道宮ヶ原大崎線があるんですけど、その水が水路に流れ出して、トンネルが土砂で埋まったんですね。そのときに志布志市の耕地林務水産課の方から、一応トンネルの入り口までは志布志市だったものですから、一応土砂の撤去はしてもらったんです。その後、また大崎町の担当課に依頼をしたんですが、なかなかそのときはできなくて、7月豪雨で、大体2.5haぐらい受益地があるんですけど、その受益地には7月下旬から水が来なくて、非常に減収したんですね。更にはまた今年のうち、どうしてもトンネルの工事をしなきゃいかんということで、耕地林務水産課や、いろんな理事会、大崎町の担当課にも相談をしました。そしたら、どうしても来年5月には通水しなきゃならないということで相談に行ったんですが、業者がない、予算がないということで、なかなか応じなかったものですから、それではいけないということで、また理事会を開きまして、私もわざわざ大崎町の耕地課まで行きました。「あそこは大崎町ですので、おたくのところですので、あそこだけはどうしても通水するには、トンネルの復旧工事はすぐにはできないでしょうけど、してください」ということでお願いに行ったら、どうしても業者がないということで、一つは予算もないということだったんですけど、それではいけないということで、我々上荒土地改良区の役員が監事まで9人いますので、9人と大崎町の担当課に「どうしてもどこか業者を出してくれ」ということだったんですが、なかなか来れなくて、職員が3名来て我々と合わせて10名で3月25日に砂出しをしたんですよ。やってみたんですが、なかなかトンネルの中は大変です。危ないし、半分出してみたらどうにかなるだろうと思ってやってみたんですが、なかなかできなかったと。そういうことで今回大崎町も、本線の場合は志布志市も曾於市にしても負担はないんですが、大崎町は1割負担だということでした。それでとても大崎町だけではできないということだったものですから、それではいけないということで、この上荒土地改良区というのは、曾於市、大崎町、志布志市の2市1町にまたがる土地改良区で、小さな27町ぐらいの面積しかないところなんですけど、やはり2町5反ぐらいの面積の人たちが、去年も作ったんですが減収で、今年も作りたいと言ったんですけど、結局通水できなかったものですから、これではいけないということで、今回、志布志市の耕地林務水産課に、一応、市長にも「どげんかならんか」ということで、今後の対策をお願いしたわけです。

その点、もちろん今後大崎町にも、この前理事会を開きまして、今からいろんなので交渉しますが、ただ大崎町だけではちょっともう無理だということだったものですから。それとちょうど7年前に、近くに大崎町の前迫地区というところがあるんですけど、あそこが決壊したんですね、

ちょうど田植えをしてから。そしたら大崎町のところだからということで、対応はできないということで、「いや、それでは困る」ということで、もう田植えしていますから、それでちょうど志布志市の耕地林務水産課に行ったときに相談をしたら、県の方に連絡をしてくださって、県から一応来てもらって2市1町の担当者を集めて、「それでは2市1町でしなさい」ということだったものですから、そのときは対応してくれたんですね。今回もまた同じようなことで、どうしても大崎町だけではとてもできないということですので、ぜひ、志布志市と曾於市とで協議をして、2、3名の方なんですけど、やはりまだ若い方たちですので、どうしても稲作をしたいということですので。ただ、もう一旦は「通水できなかつたらいいが」ということだったんですが、ただ、土地改良区には除外金制度というのがありまして、平成23年度に県から指摘がありまして、除外した方については無償だったんですが、それではいけないと。大体10年間、県の補助をいただいているものから、これは条件を付けないと、一旦除外してもまた復帰する場合にはそれは駄目だということで、県の指摘がありまして、そのときからちょうど一反当たり5,000円の5年間は、除外する人についてはお金をいただくということにしました。それで今、年々除外する方が増えています。それに伴って、非常に土地改良区の運営も厳しいものから、やはり大崎線の枝線についても、大体200mあったんですが、それも「除外したら除外金は払わない」ということだったんですが、「それでは困る」ということで、「最低でも半分はください」ということで、それと今でも100人ぐらい除外されていますから、その人たちは除外金はもらっていますので、ただあともらったから、あっちの山重方面はもういいだろうではいかんわけですよ。水はやはり通水するものから、通水すればその後の管理をしないと、また大災害が起きるということですので、今後そういう状況がありますので、ぜひ今後検討していただきたい。その点市長、考えをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 災害復旧については、先ほど言いましたように、属地主義があるということで、今回の災害については大崎町が主体となって復旧する必要があるところであります。

今後、大崎町が本復旧についての相談がありましたら、事業分担金などについては協議をしていきたいというふうに考えております。

ただ、災害復旧に係る分担金については、各市町の条例等により規定があるところであります。本市については、今回のようなケースでの補助金事業がありませんので、対応ができない状況であるというところがございます。

○9番（持留忠義君） やはり市長が今述べたようなことなんですけど、今後恐らく災害は増えていきます。今年も、志布志市は聞くところによると、工事が現在分で1,000件以上はあったということですので、今後やはり予想される災害については、水路の改修や改良についての本市の考えと、どこまで今年の災害は済んでいるのかをお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

用水路や排水路の改修・改良は、今後の営農を維持するためにも必須な課題であると考えておりますが、その数は膨大であり、用法も様々でございます。まずは、これらの施設を使用する

方々で話し合いをし、その中で優先順位を決めていただき、耕地林務水産課へ相談していただければと考えているところでございます。

○9番（持留忠義君） 我々の地区も、大体今年もまだ完全に復旧をしていないところもあるんですね。今後やはりいろんなことで、恐らく志布志市もまだ全部は済んでいないと思うんですね、いろんな災害についての復旧は。それで、ぜひ我々のところはへんぴなところで、今2市1町でやっているところですので、非常にいろんな運営をするのも厳しいんですね。それとやはり、多面的事業があるんですけど、その中でも2市1町、市長もその代表になっていると思うんですね。それで、運営するにでもですね、今回まだ我々も一応砂出しをするんですけども、やはり予算が足りない。そういうことで、水土里ネットの方から、そういういろんな賃金についてはいいということでやっておりますので、ぜひその点も、やはり水土里ネットの方もちょっと関連がございますので、少し予算の方も考えていただきたい。でないと、今度もまた12月に役員で、一応まだ大崎町との話ができていませんので、砂出しをする予定であります。大体12月6日頃、一応現地を見てやろうかなというこの前理事会で決まりましたので、我々も努力をしますので、ぜひ市の方もお願いしたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほどの今の災害の進捗状況ということでございますが、公共債につきましては、予定としましたのが122件の公共債の災害査定を受ける予定であります。そのうち80件が現在、査定が終わっているところですので、残りを今後12月中に受ける予定です。発注については、その後の発注ということで予定しているところでございます。

○9番（持留忠義君） 次に、やはり土砂災害による土砂の撤去についての質問でございます。この件は、被災者の負担軽減を目的とした農地災害復旧事業補助金が適用されるわけですが、受益者による2割負担が伴います。被災者を支援するという観点から、受益者の負担割合の見直しは検討できないかというお尋ねでございます。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

農地災害復旧補助事業は、受益者自ら業者を選定できるということから、経済的にかつ早期に農地復旧を実施できるものだというふうに考えております。

補助率については、現在のところ見直しをするという考え方は持っていないところでございます。

○9番（持留忠義君） この件は、昨年だったですかね、一応見直しとかの話もあったんですが、その後何も聞いておりませんが。これは、1か所の復旧工事費が40万円以上の農地、先ほど言われたように、災害復旧事業が適用されるわけですが、その中でやはり今回2年あるんですけど、同じところだったんですが、結局、山の持ち主の土砂と材木が被害者の田んぼに流出したものですから、それを一応そういうことでいろいろあったんですよ。結局、業者さんが来て、相談があったものですから、だから加害者側と被害者側が非常に意見が合わなくて、どっちが出すかということであったものですから、なかなかもめて、私も来てくれということで行ったんですけど、そこで、「お互いにちょっと理解しながらしてくださいよ」ということで、話をついたんですが、

ただ、横からまたいろんな人がいるんですね。2割負担であれば40万円の8万円でしょう。であれば、「まだ安くでできるが」ということで言ってきたものですから、結局被害者はもうふらふらしているんですね。だから、「もうこいやれば8万なふてえで、こっちもよかね」と聞いたものですから、「いや、それでは困る」と。「業者がちゃんと契約をしているんだから、あなたにはその8割の32万円は出ませんよ」ということで、私は話をしたんですよ。そしたら、「まっちと負担がふてえ」という、大きいということだったものですから、その点は去年もあったんです。一応、業者も非常に苦労されたんですけど、そういうことで今後、十分にできれば、それにやはり受益者は、田んぼも埋まったし、結局いろんな被害が出るものですから、そういうことで経費を出さないといけないし。だからもう本当に稲作経営については、やめた人も何人かいます。ですから、今後のそういう経営者のこともよく理解してもらって、そういう負担についても、少しでも負担がないようにしていただきたいということをお願いしておきます。どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいました、流出した土砂撤去については、田畑の受益者自らが復旧するということであります。このことについては、市としましては、申請者は受益者であるというふうに考えております。しかし、申請者が山の地権者と相談して、自己負担額を軽減することについては、申請者の判断に委ねるというふうに考えているところでございます。

○9番（持留忠義君） そういうことですね、その場所も、この前業者さんが来て、「一応終わりました、確認をしてください」ということで行ったんですけど、結局土砂と材木もあるんですけど、水路も上げていますけど、それから田んぼの方も上げたんですけど、ただ、材木の太木があるんですね。それだけはちょっともうできないということで、完全に復旧はしていないんですね。道路があって、ちょうど道路の左側の横に木だけは残してもらったものですから、いや、それじゃいけないということで、「できれば、この木まで撤去してもらわないと困る」と言ったんですけど、「40万円だったらこれぐらいしかできない」ということだったものですから、今後そういうことも踏まえて、全部撤去できるような事業に、耕地林務水産課の方でまた指導はできないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、山の方はやはり自然災害ということで、そういう状況になっているわけでありますので、その木がどういう形で、そこに撤去とかになるのかどうかちょっと分かりませんが、基本的には先ほど言いましたように、申請者側、受益者側が責任をもって撤去するなりという、もちろん市の方でも対応しているんですけども、今おっしゃった2割ということでのことだろうと思っておりますが、これはおっしゃいますように、旧志布志町では全額、2割ではなかったわけですが、合併して2割負担ということに決まっております。先ほど言いましたように、自分で業者にお願いが自由にできると。だから早く作物を作りたいということも可能になったということでは、私は、大変これはこの事業そのものはいいんじゃないかと思っているところでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに市長の言われるのは理解するんですが、ただ、やはり今後もう2

年続けて同じ場所だったものですから、やはりこれではいけないということで、今年の場合は非常に件数が多かったせいで、すぐに来てくれなかったんですね。結局、道路に土砂が上がっているので、水路がもう道路に流れていって、そして今度は下の方で作付けされる方がすごい勢いで言って来ましてですね、「責任を取れ」と言われたものですから、「そこまではできないよね」と。ただ、今後まず道路からということだったですから、できるだけ早くするように、割と早く来てくれましたけど、そういうことで今後ですね、まだ完全に撤去されておりませんので、それをぜひ今後また検討していただきたいことをお願いしておきます。

次に、高収益作物次期作支援交付金についてですが、今般は新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、外食需要の減少により、市場価格が低迷するなどの影響を受けた野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物についても、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要促進につなげる目的で、高収益作物次期作支援交付金が創設されましたが、運用見直しは本市の生産者にとってどのような影響を及ぼすのか、市としての見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

小園議員それから南議員からも質問があったところであります。高収益作物次期作支援交付金は、コロナの影響で価格下落のあった作物の次期作の面積に10 a 当たり 5 万 5,000 円の支援を創設したところでありますが、国は10月12日に2月から4月までに作付けした作物の減収額について支援すると運用の見直しをしたところであります。

生産者の中には、当初見込んでいた交付金の減額、更に交付を全く受けられない、また交付金を見込んで、機械・資材に先行投資したなど、全国的に混乱が生じたところであります。

国はこのことを受けて、10月30日付けで追加措置として4月30日から10月30日までの間に本交付金の交付を見越して、機械・施設の整備や資材等の購入、または発注を行った生産者に対しては、見直し前の交付予定額の範囲内で、交付金が交付されたこととなったところでございます。

市への影響として、申請受付中ではありますが、当初12億2,000万円の交付予定が、運用見直しにより8億8,000万円に減額となる見込みであるという状況でございます。

○9番（持留忠義君） 何回となく説明会が延期になって、この前もあったとそういうことなんですけど、ただ、この部分的に見ても12億を8億ということなんですけど、各種目別にはどのような説明があったか、それが分かればお願いしたいんですけど。野菜、花き、果樹、茶などのこの部門について、定額じゃなかったのか。高収益作物についての今後の補助金ですね。それをお願いしたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 先ほど市長の説明がございましたとおり、高収益作物次期作支援交付金につきましては、当初は野菜、果樹、花き等につきまして、10 a 当たり 5 万 5,000 円という一律の支援でございましたが、10月の制度見直しの中で、全品目含めて、いわゆる昨年に比べて減収があった作物に対して、その減収幅で支援するというようなことになったところでございまして、いわゆるコロナの影響を受けなかった作物については、支援がないということになったところでございます。

○9番（持留忠義君）　そういうことで、国の方もなかなか、この前ですね、これはまた後で出てきますけど、さつまいものことについても、この前会派で東京都に研修に行きましたけど、森山裕衆議院議員もさつまいもだけが入っていないということだったものですから、何とかしようということだったものですから、今後そういうのがあるんじゃないかと思います。

それと、この中でこれはちょっと通告以外なんですけど、畜産の関係で肉用牛ですよ、子牛の生産のことなんですけど、これが各市とか大崎町とかあるんですけど、この前課長とも電話で話したんですけど、大崎町については、結局前年度の価格がかなり高く、令和元年は、一番高いときで76万円だったのが、今年の7月は59万4,511円ということで、「これは、コロナの影響じゃない」と市長は言われたんですけど、この差額がすごいんですよ、13万円ぐらいなんです。それで曾於市も聞くとところによると、大崎町にしても出荷した分について一応その差額分を補助金を出していると。そして志布志市では、それは何も検討していなかったのか、それをお願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君）　お話の件については、曾於市、大崎町で定額の交付金を支払われたということでございます。そのようなことも、本市としても考えたところではありましたが、一律に交付するよりも、夏場に子牛の価格が大分下がりました、繁殖経営の導入意欲が落ちているということでございましたので、導入される方に対しての支援ということで、本市の場合では、今後も次の経営に向けて繁殖雌を入れていただきたいというようなことで、そこのところに9月議会をお願いをしたところでございました。

○9番（持留忠義君）　農協の情報によると、大体子牛の展示の品評会で、最優秀で10万円、優秀で5万円ぐらいということで、上乘せをするということだったんですが、そういうのは何もなかったんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君）　基本的には、制度は別でございますので、上乘せという形ではなくて、コロナの影響を受けた皆さんが、導入しやすくなるようにということでの支援と認識しております。

○9番（持留忠義君）　やはり、令和元年の4月の平均が一番高く、先ほど言ったように76万7,000円で、今年の2月に一番下がったんですね。60万円を切りました。その差が17万3,000円でしたので、私の自宅近くは隣の大崎町の方が多いものですから、いろいろ言われるものですから、どうだったのかなということで、市長に今お願いをしたところです。

今後、やはり第3波とみられる新型コロナウイルス感染症が今、結構猛威を振るっておりますので、志布志市もこの前発生したので、いろいろ、以前のときはAコープも、大体2週間ぐらいは閉鎖しましたよね。そういうことで、今後やはり肉の醸成というのか、枝も下がっていますので、やはりまだ予断を許さない状況でございますので、今後そういうことがありましたら、また対応をお願いしたいというふうに思います。どうですか、市長。

○市長（下平晴行君）　このことについては、商業、農業、観光、あらゆることに対して新型コロナウイルスに影響がある事業はないのかどうかということ、このことは指示をしているとこ

るであります。そのことが本当にコロナによって影響を受けているところには、しっかりと支援をしていきたい。これは事業継続あるいは雇用継続ということでの考え方でございますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○9番（持留忠義君） 今以上にも、大体1キロ当たりの価格なんかは大分下がって2,000円台を割っておりますので、やはり「子牛はいいな、いいな」と80万円台も去年はあったんですけど、今こういう事情であれば、その割には飼料代は下がらないんですよ。だから、やはり今後経営をする以上は、皆さんどういうふうになるか分かりませんが、今後十分に、市としてもいろんなコロナ対策の消毒とか、そういうのを徹底してもらって、努力していただきたいと思います。

次が、先ほど言いましたけど、かんしょ基腐病の対策についての質問でございます。これは、2名の同僚議員もしましたけど、私は私なりに質問しておきたいと思います。

皆様御存じのとおり、鹿児島県は生産量日本一のさつまいも大国でございます。用途は様々で、青果用以外にも焼酎用、加工食品原料などがあります。更に、食物繊維を豊富に含んだおいしいヘルシー食品であり、ほんのりとした甘みと素朴な味わいが人気であります。これは、過去30年頃から近年発生している病気でございますが、つる枯病やさつまいもの腐敗をもたらすさつまいも基腐病の被害が深刻化しています。それで、加工用さつまいもを栽培されている生産者の報告によると、基腐病の影響によって収穫量が4割から5割減少しているところでございますが、本市における現状と今後の対策をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

昨日、南議員の質問にもお答えしたところでありますが、さつまいも基腐病については、平成30年に認定され、基腐病の発生程度の差はありますが、市内のさつまいも栽培面積の約70%で発生しております。

特に、青果用さつまいもの栽培地域においては、深刻な被害となっているようであります。令和2年度産の作付けについては、国の補助事業を活用し、苗及び苗床、畑の消毒、堆肥散布等の支援をしたところであります。被害は年々拡大しているという状況でございます。

令和3年産に向けた取り組みとしては、引き続き国の補助事業を活用しながら、土壌消毒の徹底、堆肥等の投入による健全な土づくり、ウイルスフリー苗などの健全な苗の使用、予防農薬の散布、排水の改善などを周知してまいります。

また9月の早い時期に収穫した畑は、発病が少なかったということでありましたので、そのようなことも推奨していきたいというふうに考えております。

まだ、防止対策が確立できていないこともあり、10月に国・県の試験機関も一緒になったプロジェクトが立ち上げられたので、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○9番（持留忠義君） 今、対策のことを言われましたけど、国がと言いますけど、なかなか国の今回の対応も非常にまだ遅いわけですね。それで今後、今まで志布志市として昨日も同僚議員から出ましたけど、やはり残さの処理を徹底するという事なんですけど、ただ、私もイチゴを

作っていますが、イチゴの病気は結構多いんですね。それで、残さと言うんですけど、結局、苗とか土の一部は取り除くんですが、ただその全体の土が恐らく菌がまだまん延していると思うんですよ。だから、ただ残さだけを処理したって、もうどうにもならないわけですね。だから今後市としても、何かそういういろんな専門家に、試験場なんかいろんな指導を受けて、やはりまず土の消毒をしないと駄目ですね、何をしても。だから、その点は、市としては何かそういうのは考えていないか、お願いしたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） この病気につきましては、昨日市長の方も申し上げましたが、なかなか確立した技術がないということでございます。今、その国・県の試験機関と一緒に調査を進めているところではございますが、去年、令和2年産についてやった対策につきましても、近隣の市町では支援があったところですが、結果論でございますけど、被害が拡大しているということでございまして、国の支援の中には国が推奨するメニューがございまして、それを2分の1で支援する制度がございますので、まずは、そのところを御活用いただいて、また確立した段階でどこにポイントを絞って市として支援していけばいいかということは、今後検討をさせていただきたいということで思っております。

○9番（持留忠義君） やはり、今後と言いますが、もう今年も収穫はほとんど終わって、すぐ消毒に入るんですよ。やはり後からではちょっと遅いと思うんです。それには、ある農家の話を聞いてみますと、「今年は5割減収だった」ということで、「結構元手も入れているんだけどなかなか採算が取れていない」ということで、やはり農家にはいろんな対策をしてくださいと、それは指導されるのはいいんですが、今後やはりそういう国のいろんな2分の1の支援と先ほど言われましたけど、国のはちょっと遅いので、やはりその事前に市でも消毒剤に対しても、大体ピクリンにしてもばかにならないですからね。一反当たり5万円ぐらい掛かりますから、やはり3分の1でも助成して早めの対応はできないのか、それをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長の方でも答弁しましたけれども、昨日も言いましたけど、いわゆる国のこの解決策というのが、まだ見えていないというようなことで、それをやっても、何もしないよりはいいんじゃないかというようなことでありますが、今、課長が言いましたように、できることはしっかりと消毒をしていくということはしていかなくてはいけないと思います。

ただ、見えない中で、市がどういう形で、支援策をしていけば解決できるのかということでは、昨日も言いました、その支援をするために投資効果というのがやはり出てきますので、ただ、今考えられることをしっかりと農家の皆さん方に情報提供をしながら、対応はしっかりとまいりたいと考えております。

○9番（持留忠義君） 市長の言うことは理解できるんですが、ただ、やはり基幹作物でございまして。志布志市も、今もう、焼酎用のさつまいもも、今年は恐らく不作だったですからね。やはり今後はもう少し収量を上げるようにするためにはいろんなことを、やはり経営をしている以上は、かなりの機械化の投資が多いですから、今後はやはりそういう面で一部でもいいですので、早めに消毒剤の助成とか、そういうのをさせていただければ有り難いと思いますので、お願いして

おきます。

次に、鳥獣被害対策について質問いたします。このことについては、数年毎回のよう議会の一般質問でも取り上げられていますが、鳥獣被害、特にイノシシ被害が年々増えています。それだけ深刻、喫緊の課題ということで捉えてもらいたいと思います。

これまで本格的な解決策は示されないところで、農家の皆さんは苦しんでいるところでございます。今年も特に水稻、さつまいもなどの被害は大きく、収量ダウンに伴う収入への影響だけでなく、生産者の精神的なダメージも非常に大きいところでございます。今後は、現実的な対策が望まれるところですが、依然として続くイノシシなどによる農作物の被害に対し、本市は電柵設置に補助金を交付していますが、全ての申請者に対応できるよう予算の増額はできないか伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

おっしゃいますとおり、鳥獣被害が年々増加し、これに伴い電気柵の導入の申請件数も増えている状況でございます。

本年度は近年の導入状況を勘案し、予算を組んだところでありますが、結果的に予算が不足する事態となりました。申請を受け付けることができなかつた方もいらっしゃるということであります。

生産者が安心して生産に取り組めるよう、来年度はしっかりした予算の積算をして、対応してまいりたいと考えております。

○9番（持留忠義君） 私は、電気柵のことをお願いしているのですが、今年は、私も申し込みが遅かったんですが、私は9月になってからでしたけど、大体9月頃からイノシシは農地に入ってくるんですね。それで一応農政畜産課にも問い合わせましたけど、もう予算は無くなったと、それであと10人ほど待っているということで、私の住んでいる自治会も2人、3人ぐらいいたんですけど、「もう補助は打ち切られたということだよな」ということでした。そこで今年、その申し込みが何件ぐらいあったのか、予算はどのくらい組んでいたのか、それをお願いします。

○市長（下平晴行君） 平成29年度が21件で、申請台数が74台、平成30年度が33件で50台、令和元年が43件で86台、今年が38件で現在75台ということでございます。額については200万円ということでございます。

捕獲数が令和元年度が306頭、今年が10月現在で392頭ということでございます。

先ほどおっしゃいますように、申請したができなかつたということではありますが、待機者を含んで4件ということでありました。

○9番（持留忠義君） 令和元年度は86台ということで、結局令和2年度は75台ということだったんですけど、それでも、なぜこれは申し込みが少なかったのに、予算は減っていないわけでしょう。だから、できればやはり今後大体イノシシというのは、電気柵が2万円ぐらいします。すると支柱とか線を全部入れれば1,000mで大体5万円ぐらいかかります。それとソーラーの場合はまたさらに8万円ぐらいかかります。それでやはりばかにならないんですよね。補助金として

は、市としては上限どのくらいなんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 事業費の3分の1で、限度額が2万5,000円になっております。

○9番（持留忠義君） 確かに2万5,000円ですか、それはそれでいいんですが、ただ、やはり私は全部というのは非常に厳しいでしょうけど、できるだけ多くの方に、今回も10名ぐらい待っているということだったですから、今年もですね。そういう人たちは、私も含めてかもしれませんが、そのときまでは一応間に合わなかったということでしたので。ぜひ、もう少し見直しをしていただいて、とにかく早く。それと、この前農政畜産課長とも話をしたんですが、結局イノシシは待っていないんですよ。だから事前着工ということは駄目だということだったものから、すぐ一晩でもやりますからね、一晩でも結構荒らしますから、もう仕方がないからすぐ買いに行くんですよ。でも事前着工は駄目だということだから、できれば早くから、大体、いつ頃から募集を受け付けるんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 基本的には、年度当初となる4月1日からの予算化をしておりますので、その段階で受付をしております。

○9番（持留忠義君） そうであればいいんですが、ただ、なんで申し込みをしたのにできないのかという手立てもあったんですけど、ただ、あとは恐らく普通期水稻の場合は大体6月から植え付けをしますから、早期水稻は4月ですよ。だからその差もありますから、やはり分けてできればしていただきたい。これは早期水稻で申請がいっぱいになったときには、一応止めるわけですか、どうなんですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 作物の区分はしていないところではございますが、さつまいもの植え付けが終わって、若干いものが大きくなりますと被害が出るということで、さつまいもの方が申請されたりしております。確かに普通期水稻の場合は若干時期が遅くなるということではあります、そのこの交付の仕方につきましても、工夫をしてまいりたいと思います。

○9番（持留忠義君） やはり、農家にとっては自分の自家米だけ作付けする人については、もう何人かやめています。結局、ただ昔は罨もあるんですけど、テープとかも、テープの時代ではありません。イノシシもばかじゃないですから、よく見て、これに電気が流れていないなと気付けば、すぐもう農地に入ってくるんですよ。それは今後、どうしても自分の自家米だけは作付けしたいという方も結構いますので、そしてやはり10aぐらいの面積では結構経費がばかにならないですから、あれは1列ではないですから、大体2列、3段に張りますから、結構距離が要るんですよ。それにはやはり結構お金もかかるものですから、今後、できれば少しでも多くの方に申請できるようにお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 農政畜産課長が言いましたように、やはり生産者の対応に、しっかり臨機応変に対応していきたい。前もってできるだけ申請していただいて、取り付けはその時期によって、その作物ができたときに付ければいいわけですから、そうして申請していただいて、そして不足分については補正でも対応できるというようなことにしていけば、こういうことにはならないと思いますので、そういう事業の流れについては、そのような対応してまいりたいという

ふうと考えております。

○9番（持留忠義君） 今、市長が言われたように、ある程度予算が不足した場合には、補正でもということですので、ぜひですね、今年も時間が無かったものですから、とてもじゃなかったんですけど、事前着工はできないわけですので。どうなんですか、やはり事前着工というのは駄目なんですか。

○市長（下平晴行君） 事前着工は、実際作物を作って、それがないとできないわけですが、申請は私はいいいというふうに思いますけど、やはりその作物によってですから、事前着工して、基本的にはもうイノシシがどこから入るかということになりますので、そこはそのとおりだというふうに思います。

○9番（持留忠義君） いろんなことをお願いしましたが、そういうことで、いろんな事前着工そういう面も含めて、今後ぜひ来年はできるだけ一人でも多くの方が活用できるように、お願いしたいと思います。

最後になりましたけど、消防団の確保についての質問をいたします。まず、消防団に属している消防団員の皆様、普段、本業の仕事を持ちながら、火災発生時における消火活動、近年ではよく発生している地震や風水害といった、大規模災害発生時における救助活動を行うなど、地元には無くてはならない存在です。しかしながら、若者の地元離れ、高齢化、様々な理由で消防団の減少が進んでいるようです。私も、昔は消防団員として地域の消防活動に参加していましたが、頻繁に出動することはなかったです。それ以外にも訓練や施設の点検など、年間を通じればそれなりの時間を費やしたと記憶しております。

そこで、現在の消防団員の充足率についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関であり、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、地域に密着し、市民の生命・身体・財産を守るという重要な役割を担っていただいております。

また、火災や大規模災害発生時には、自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動や救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員という身分を有しております。

お尋ねの充足率であります。令和2年4月1日現在で、条例定数495人に対して450人となっております。90.9%の充足率となっている状況でございます。

○9番（持留忠義君） 私の地元の充足率ですけれども、我が4分団でも、全員は地元の方ではないですね。職員が5名ぐらい入っていますよね。それで、志布志市でも職員の方が何名ぐらい加入されているのか、それをお願いします。

○危機管理監（河野穂積君） 職員の入団数ですけれども、今手元に数字を持ち合わせておりませんので、確認をしてから後ほど答弁させていただきます。

○9番（持留忠義君） 市長、やはり以前も、前の市長もだったんですけど、「職員も消防団に入ってもいい」ということを言われましたけど、ただ、やはりうちの子にも一応加入を勧めたこ

とがあるんですね。でも、仕事をまだマスターしていないから入れないということで、断られた経緯があるんですが、そういうのでやはり、自分の仕事がおろそかになるようなことであればいけませんので、そういう点は何も問題はないんですか。

○市長（下平晴行君） 問題は全くないというふうに思います。一つは、公務員というのは、やはり全体の奉仕者という基本的な考え方を持って対応していかなければいけないと思っておりますので、その件についてはそのとおりでと思います。

○9番（持留忠義君） できれば、消防士ではないですので、今後できれば職員もですけども、地元の方をできれば各分団でも、うちの分団は職員の方が入っていますね。確か4人か5人だったと思います。そういうことで、今後十分に検討していただきたいと思います。

○危機管理監（河野穂積君） 先ほどお尋ねのありました職員の入団者数ですけれども、本市の職員の入団者数としましては、49名ということになっております。

○9番（持留忠義君） 49名と、約1割近い職員の方が入っていらっしゃいますので、そういうことで、今後やはり地域の消防団というのは、地元の団員から構成されてするのが、私は基本だと思います。そういうことで、今後いろんな勧誘の問題についても努力していただきたいと思えます。

次が、これはちょうど5年ぐらい前も一度申し上げたんですが、同僚議員もこれはたしか言ったと思うんですけど、消防団員の確保に向けて、福利厚生の見直しなどはできないかということなんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

消防団員に対する福利厚生は、志布志市消防団条例において、各階級に応じた報酬額と出勤等における費用弁償を定めており、それに基づき支給をしているところであります。

支給方法であります。上半期と下半期に分けて、年報酬と出勤等の回数に応じた費用弁償を支給しております。

御質問の福利厚生の見直しについては、この年報酬または費用弁償の増額ということではないかと考えますが、本市の支給額は近隣市町と比べても低い水準ではないと認識をしておりますので、当面は、現在の支給額を変更することは考えていないということでございます。

○9番（持留忠義君） 今の一人当たり、年間の報酬というのはどのくらいなんですか。

○市長（下平晴行君） どの程度答えればいいのかあれですけど、一応志布志市では、団長19万5,600円、副団長（方面隊長）であります18万6,300円、副団長（副隊長）が11万9,100円、分団長が10万7,200円、副分団長が6万3,000円、部長が5万3,100円、班長が5万100円、団員が4万7,200円となっております。これに加えて消防車を運転する自動車運転手または機関員を兼任する団員には年額9,000円、ラッパ手を兼任する団員には年額4,300円を加算して支給しております。

また、出勤等に係る費用弁償であります。水火災・警戒・訓練・点検整備で一回当たり5,100円、会議やその他の活動で一日当たり5,100円を支給しているということでございます。

ほかのところをちょっと1か所、例えば団長の額でございます。曾於市では18万6,300円、大崎町では18万6,300円、鹿屋市では15万3,900円、垂水市が14万円、鹿児島市が8万6,300円ということで、今言いましたように、副団長、分団長についても、副分団長、部長、班長、団員についても、志布志市はほかのところからすると、先ほど言いましたように、額についてはいい方だというふうに思っております。

○9番（持留忠義君） それぞれ団長以下の報酬分とか示されましたけど、ただ、確かに志布志市はいいんですけど、昔は、やはりまだいろんな積み立て、今も積み立てというのは先ほど言われたように、国と市と昔は町だったんですけどありましたよね。今それがどっちかないんじゃないですか。そういう点はどうか、国はないんじゃないですか。

○危機管理監（河野穂積君） お尋ねの積み立てというのは、退職報奨金のことでよろしいんでしょうか。退職報奨金につきましては、現在二通りあります。

今おっしゃいました積み立てといいますのは、旧町の頃の消防団の時代に、それぞれの3町でやり方は違うんですけども、団員の報酬に応じたパーセンテージで負担をしていたというふうに聞いております。ただ、合併後になりましてからは、その積み立てというのは無くなっておりますけども、現在は消防基金の退職報奨金という形で、退職報奨金につきましては対応しているということになっているところでございます。

○9番（持留忠義君） 確かに旧町ではそういうことでありましたが、今、それに代わる退職報奨金による積み立てとかもあるということですけど、ただ、今年はコロナ禍で、総会も一応自粛ということで行けなかったんですが、去年そういう団員からの要望がございまして、やはり、昔からすると、積み立ても無くなったし、旧町時代はこれは町と分団と旅行もあったんですよ、研修も。それがやはり報酬が少ないものですから、うちの分団ではできないということで、県内を見ればいい方なんでしょうけども、ただ、やはり今後消防団員の加入を推進する以上は、そういうのも一つ見直さないと、余計に加入というのはないんですよ。

例えば、夏祭りなんかは一応警備をするんですけど、夏祭りにも報酬は出ないんですよ、普通の警備には。一応公民館から要請があるんですけど、その場合に僕も加入していた頃は、一応「出てくれ」と言えば「報酬は出ないんでしょう」ということで、出ない人が多かったものから、やはり今後そういうのも考えてもらって、少しでも何か対応できるような体制をしていただければいいんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） ただいま申し上げましたのは、県内の消防団の報酬額でございますので、九州管内でどういう状況になっているのか、全体を見極めて、おっしゃいますように、そういう団員等の報酬との関係があるのであれば、やはりそこは見直すべきではないかというふうには思っているところでございます。

○9番（持留忠義君） やはり、今後消防団というのは、絶対いなくてはならない組織でございます。やはり市民の生命・財産を守るためには、消防団がないといけないわけですので、何時でも非常時でも、夜中でも、要請があれば出なければいけないという大変な仕事でございます。

それとやはり事故がありましてもそれは大変ですので、最近はあまりないですけど、今後いろんな待遇面で、もう少し研修とかそういうのはできないでしょうけど、僕らの頃はそれがあって、それが楽しみで入る団員が多かったんですね。でないと、ただいつも訓練と火災の出動ばかりじゃ何も生きがいがないという時代でございました。やはり、今後それを見直していかないと、団員は、恐らくなかなか入ってこないんじゃないかということですので、一つよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、どっちかと言いますと、簡単に今説明しますけど、1番目に水路の改修工事について、それから2番目に災害による撤去について、3番目に高収益作物次期作支援交付金について、4番目にかんしょ基腐病の対策について、5番目に鳥獣被害対策について、6番目に消防団員の確保についてということで、六つの点を申しましたけど、いずれも今後やはりできれば見直す点は見直していただいて、今後の市民のためにも、いろんな農業のためにも、生活をしなければなりませんので、非常に今作物の被害、いろんな鳥獣被害でかなりみんなまいっております。私もかなり収入が減少しましたけど、そういうことで、今後、市民がやはりいい収入を上げて、まちづくりも、牛の価格にしてもやはりそういういい値段を取らないと、飲みにも行かないし、志布志市のまちにも出かけられないと思うんですね。やはり今後そういうことで、できれば農業政策についても、こういう消防団についても、ぜひ見直しをしていただいて、市民が少しでも、よい暮らしができるようお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩いたします。

—————○—————
午前11時11分 休憩
午前11時19分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めましてこんにちは。会派、獅子と公明の鶴迫京子です。

日進月歩、早いもので市長も議員である私たちも、残すところ任期があと1年2か月となりました。議員である私たちも、議員としての責務をしっかりと最後まで果たして、頑張り抜きたいと思っております。有明本庁舎での一般質問の最後ということで9人目であります。一抹の寂しさもありますが、コロナ禍の中そのような余裕はありません。新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されたということで、鹿児島県の記者発表によりますと28日でしたが、本市でも17例目となる陽性患者が確認されました。その方ですが、80代の女性の方ということで、ただいま入院中ということであります。現在このようなときも、病と一生懸命闘っていらっしゃると思いません。御高齢なので大変心配しておりますが、一日でも早い御回復をお祈り申し上げたいと思いま

す。

それでは早速、質問通告に従い、順次質問をさせていただきます。今回は観光行政ということで、一つだけお伺いいたします。そして、ここにあります私たち議員がいただきました「歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画（概要版）」ということで、この一冊を基に今日は質問をしてまいります。

歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画についてお伺いいたします。計画の背景・目的としまして、「本計画は、本市の東部地区（志布志駅周辺から志布志麓を中心としたエリア）について、地域の歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくりを進めるための計画です」とあります。「本計画では、志布志東部地区を取り巻く近年の状況等を把握した上で、観光まちづくりにおける基本課題を整理するとともに、地区の将来像を定め、その実現のための基本方針と実現方策を設定し、観光を基軸としたまちづくりを今後進めていくことを目的とします」とあります。まず、その中で3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、志布志城内城において優先的に展望台・園路・広場などを整備し、佐賀県の名護屋城の先進事例に倣い、ICTを活用した観光コンテンツバーチャル名護屋城ならぬバーチャル志布志城として、観光振興を図る考えはないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

歴史遺産を活用した魅力ある観光づくり計画では、志布志城内城の整備である展望台・園路・広場については、令和2年度から令和11年度までの短期計画として位置付けしております。

志布志城の整備内容につきましては、平成26年3月に策定しました志布志城保存整備基本計画に基づき、平成27年度から整備を推進していましたが、国指定名勝である福山氏庭園内の主屋の老朽化が著しく、建物の倒壊の危険性があり、早急に整備をしなければならない状態であったことから、平成30年度から国庫補助を活用した整備から、一般財源による整備へ移行している状況でございます。

また、観光振興策としてのバーチャル志布志城ではありますが、志布志城内城の魅力は、その保存状態が良いという点であると認識をしておりますので、建物などの復元整備ではなく、ICTを活用した観光コンテンツバーチャルには興味を持っているところでございます。

今後、先進事例等も含めて、調査・研究をさせていただければというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方からお答えいたします。

市長も先ほど答弁いたしましたように、志布志城内城の園路整備及び樹木伐採による展望改善等については、当面、一般財源による整備を継続して実施していきたいと考えております。

また、議員お尋ねのバーチャル志布志城の観光振興策につきましては、考古学、建築学、歴史学などの、様々な研究成果を総合しなければできない施策であると認識しておりますので、今後、調査・研究させていただければと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長と教育長の答弁によりまして、市長も前向きな答弁ではなかったかなと思います。そういうICTを活用したコンテンツを整備して、志布志城という内城を国内

外にPRしたいという思いがあられたと思います。

ちょうどこの概要版の22ページに、その佐賀県のバーチャル名護屋城の例が載っているんですね。そしてまた、ここにも書いてありますが、スマートフォンとかタブレットなどを貸し出して、それによってその現場でそれをかざして見たら、無いものが見えて、そこにあった山城が再現されて、それに思いをはせながら、いろんなことを見るということでもあります。そういうのをいろいろマスコミなどでも城の特集とかあったときに、よく見かけるわけでもあります。ぜひ、前向きな答弁でありましたので、調査・研究してそういうバーチャル志布志城として、これからデジタル庁というのも創設される予定でありますし、デジタル化が進んでいくわけでもあります。子どもたちは、そういうところにはやがてでも押し寄せてきますので、どこよりも早く取り込んで、そういう歴史、そういうところにも活用して付加価値を高めるということをやっていただきたいと思います。

再度お聞きしますが、本当に前向きに捉えて、ちゃんと調査・研究していくという答弁に捉えていいんですか。大体、この概要版にあります5年計画、短期、中期、長期で計画が書いてありますが、質問する側としては、先に取り込んでほしいなという思いがあります。財源も必要ではないかと思いますが、そのいろいろ格があるんじゃないかなと思いますね、その費用もですね。そういうこともありますので、早めに調査・研究しないと、ちょっとあれかなと思いますので、そこをもう一回答弁をお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在、市埋蔵文化財センターに、志布志城内城の想定模型があります。建物についての設計図がありますので、その設計図を利用した場合に、安価でバーチャル化ができる可能性があるというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 専門家による歴史考証というのが、必要になってくると思いますが、先ほど答弁いたしましたように、例えばバーチャルでやる場合には、地上の起伏などの地形データを測量したりとか、あるいはどのような建物が配置されているのかななどを検証したりとか、発掘調査成果との整合性の検証とか、それから複合建物の設計図の作成等、いろんなことを総合的に集約してバーチャルで見せるということになりますので、そういう意味では、かなりの費用も予想されておりますが、先ほど市長も言われましたように、魅力ある観光づくりという意味では、調査・研究の価値があるのかなと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 佐賀県の名護屋城は、ちょうど導入費用としまして電源三法交付金を活用しております、4,200万円という多額な金額が書いてあるのですが、さっき市長も述べられたように、安価なことのできるというようなことを申されましたので、そこに期待いたしまして、この概要版をもらったときに、くまなくいろいろ見たんですね。そして一番の思いは、この概要版を手にしたときに思ったことは、これまでの取り組みと経緯ということでここに書いてありますが、本当に30年かかって、「ああ、ここまで来たのか」という思いがすごくあります。歴史のまちづくり委員会が設置されたのが、今から30年前で1990年ということで、30年の間にいろんなことをこれまで取り組まれてきております。そしてその中で、30年ということは二十歳の職

員の方が50歳、30歳のときの職員の方が60歳で定年ですよね、そういうことでは職員OBの方とか、また議員OBの方たちとか全て関わってきて、そして丁々発止でここでいろいろ議論されて、歴史のまちづくりということで志布志町歴史の街づくり基本構想が刊行されたのも、結局26年前ということ、そして国指定の告示が15年前、麓庭園の国指定告示が13年前とか、そういうことを細かく刻んでこられているんですね。それが、今度はただ担当課一つではなく、教育委員会とかだけでなく、今度はこの概要版になったら、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画というこまできて、そして市長がいつもおっしゃっています、「横断的に、全庁的にやっていきたい、まちづくりは」ということで、思いを再三述べられますが、そのことにやっとなったのかなという思いがあります。そして、ここにいろんな計画が網羅されていますが、隅々まで読みますと、大変何かわくわくするんですね。そして将来ビジョンというのが見えてくるんですね。ですので、この概要版というのは、とてもここまで至るまでに大変な御苦労があったなという思いと、そして計画ですので、これをコツコツと一つずつ、時間がかかることもいっぱいあると思いますが、クリアしていくならば、子どもたちに、次世代に、今小学校、中学校、高校生、未来を託す子どもたちに、一番残したいものが残せるのかなという思いがすごくあります。そして、それは私たち大人と申しますか、本当にしっかり取り組まなければいけないことではないかなという思いがありますので、その思いでこの質問に至っています。

バーチャル志布志城は、見えないものですが見えてきた気がしますので、このことは、ぜひ検討に検討を重ねて安価な形でできるように、そして、そういうことをお願いしまして、次に入らせていただきます。

コロナ禍におけるこれからの新しい観光スタイルとして、遠出を控え、人との接触が少ない「まちあるき」が有効であると考えますが、市として早急に取り組むべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

「まちあるき」については、密にならない環境で楽しんでいただける、コロナ禍における観光のスタイルとして有効であるというふうに考えております。

本市においても、志布志市観光特産品協会が「志布志まちあるきマップ」を作成し、市総合観光案内所をはじめ、各観光施設に設置しております。また、観光ガイドを組織し、「まちあるき」の案内をいたしております。ガイドについては、参加者から好評を得ているところであります。志布志麓地区散策やイベント開催時の観光案内等に、御活躍をいただいているという状況でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 市長も答弁いたしましたように、志布志観光ガイドにつきましては、日本遺産に認定された志布志麓地区の散策、市埋蔵文化財センターの休日・祝日の窓口業務、山中氏邸企画展の窓口業務等、観光案内などに御活躍いただいております。

今後も港湾商工課、市観光特産品協会とも連携しながら、貴重な観光素材であり、未来へ引き継ぐべき地域の宝でもある文化財に光を当てるために、魅力ある「まちあるき」を推進していき

たいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画ということでありますので、一番、人となりますと、観光ガイドの方たちの活躍といたしますか、大変重要な役割をこれまでも要請されてから11年ぐらいになっていきますので、大変皆さんもうベテランの域に達していらっしゃいますので、そこによるところが多大であると思います。そしてまた観光ガイドということでこの議場で子どもたちの要請をということで、たまたまコロナ禍の中にありまして、「要請があったことはあって、でも思ったより多かったですよ」という報告を受けています。けどまだ、その活動とかその学習に入っていないと思うんですが、そういうことも併せて、概要版には、観光タクシーガイド育成ということも計画がされていたりします。ですので、そういう広い意味でいろんなことを仕掛けられていくんだなということで、大変うれしく思っていますが、その中でここに、これは志布志市観光案内所でいただいた、ちょっともうすごく古いんですけど、今もこれは新しくはなっていないと思うんですが、こういう「志布志まちあるきマップ」というのを今もまだこれですよ、そしてその前にどちらが早いのか、こういうふうに「志布志歴史散策マップ」をいただいています。こっちの方は、「町屋コース」、「麓コース」と二つに分かれています。「何分ぐらいかかります」という、一応コースを設定されています。こちらは、「まちあるき」ということで、四つのコースが指定されていまして、「大慈寺とその門前コース」、「千軒町コース」、「麓庭園と湧水群コース」、「宝満寺跡と武家屋敷コース」ということで、四つのコースが設定されまして、時間も書いてあって、観光案内所でこういう案内がされています。とてもすばらしいことだと思いますし、これが定着してきているのではないかと思います。今、文化財センターとか麓地区をちょっと通っただけでも「まちあるき」をされている方を見かけるんですね。それも大手門の方だけではなくて、からめ手口とか裏口とか、もう一つどこかあるのか分かりませんが、そういうところを歩いていらしたりとか、そういうコアな方がいらっちゃって、よく見かけたりします。その「まちあるきコース」で今この推移といたしますか、感想でもいいんですけど、全然細かい数字はいりませんが、どういう状況にこの「まちあるき」、散策というか、このコロナ禍にあって「まちあるき」は密にはならないための対策としまして、とても観光的にもいいし、自分たち、地元の方にもとてもお勧めできるような取り組みではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） ただいま議員の方からおっしゃいましたように、「志布志まちあるきマップ」にて、「麓庭園と湧水群コース」等の4コースがあるところであります。

令和元年度においては年間で596の方が利用いただいているところであります。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて10月末まで休止ということで、11月1日より再開しておりますが、第3波と言われる感染拡大を受け、先週より再び休止をしているという状況でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 質問では、「まちあるきが有効であるが、早急に取り組むべきと思うが」と質問しているんですが、今まであることで何ら新しい企画なりして、取り組もうかとかい

うことはないですよ。

○市長（下平晴行君） 今年度はコロナ禍に対応し、デジタルスタンプラリーとして市内の観光スポットをめぐり、特産品が抽選でもらえるイベントを実施しますが、次年度以降のイベントについて文化財スポットとした「まちあるきスタンプラリー」についても、関係部署を交えて、今後検討してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方は、山中氏邸での企画展というのを実施しておりますが、令和元年度の山中氏邸の企画展では、例えば七夕まつり、鬼フェス、ぽっぽマルシェなどのイベントと同時開催しまして、志布志駅から商店街を歩いて散策する機会を提供できたと考えています。

また、山中氏邸の企画展の展示作品も、志布志市の風景写真、シーグラスライト、アニメなどのフィギュア、山野草など、文化財に固執しない展示となっています。

今後も、文化財に関心のない市民にも、楽しんでもらえるようなイベント展示にしたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） まさしく今、教育長、市長、答弁されていましたが、歴史じゃないんですね、港湾商工課も関わって生涯学習課も関わって、何なら建設課まで関わったりして、横断的に関わって、どうやってその最大限の歴史遺産を、それこそ誰一人も取り残さないように、皆さんに見ていただくか、その手立てをいろいろされて目に見えてきましたね。とてもうれしく思います。そのぽっぽマルシェとか、今まで鬼フェスもありましたが、昭和商店街とありましたが、その山中氏邸でそういうことをコラボしたって、何十年来の夢みたいなことが、現在、スタートしております。ぜひ、そういう考えで、担当課が知恵を出し合って、そして、こういうまちづくりですので、その話をするにあたって、担当課の方の何か目がキラキラ輝いているんですね。だから、やはり仕事ってこういうことかなという思いがしております。ですので、この「まちあるき」そしてまた提案しますが、この「まちあるき」ということは、この概要版にもちょっと課題が書いてありましたが、いろんなヒアリングの結果、休憩所がない。志布志駅から麓周辺地域に散策するわけですね、そのコースの中で行く途中に休憩所がないということで、ちょっと立ち寄る休憩所といいますか、やはり歩きですので、ちょっとそういうのが無いということが課題に出ていました。そういうところはいかがでしょうか。改善される、すぐできるようなこととは思いますが、そういうことが書いてありました。

○市長（下平晴行君） この計画書を策定したということで、いろんな看板等の設置等もできるようになったわけでありますが、今、議員の質問がありましたとおり、そういうことも含めて、どういう集客と申しますか、「まちあるき」も含めて、どのような施設が必要なのかどうかということも含めて、協議をしてまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） それこそ、いろいろアイデアが出ようかと思いますが、やはり散策ということでありますので、皆さん食べ歩きと言ったら行儀が悪いような気がしますが、その要所、要所のところに港湾商工課なり、特産品なり、そういうところを設置されて、そこで、お土産品

とかそういうのもグッズなり売るとかして、歩く場所にそういうところがある。全然違うかもしれませんが、菜の花マラソンがあったときに、地域の方々がマラソンの沿道に、自分たちの地域のそういうのを出しておもてなしされますね。そういうのはちょっと違うのかもしれませんが、いろんな課と連携して、そういうところに特産品を小分けして、そういうところがあったらまた二つ、三つ魅力が増えていくのではないかなと思います。歩くだけではなくてですね。そういうことも考えられたり、そしてもう何年前でしたが、松山地域のウォーキング大会だったと思うんですが、そういう歴史と組み合わせで、その場所、場所に行ったら、そこにカードが置いてあってそこで謎を解くんですね。クイズがあって、この答えがどうだというのがその箇所、箇所に置いてあります。それもすごく一石二鳥、三鳥というぐらい、ウォーキングは健康にいいし、そしてまた歴史遺産も、こういうところにこういうのがあるのか、こういうものだったのかということも分かるし、そこにまた食を合わせるとか、お土産とか、何かそういうこともいろいろ発想して考えられたら、楽しい「まちあるき」、食べ歩き、ウォーキングにもつながるということになろうかと思います。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど教育長の方からありましたけども、全課で商工会、港湾商工課、あるいは農政畜産課、もちろん教育委員会もなんですが、そういういろんな知恵を出すためには、それぞれの関わる課が全課で取り組むということでは、今言われたようないろんな知恵も出てくるかと思しますので、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 細かいことですが、休憩所の件はどうなりますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、休憩所の件も、今ある現状の施設を使えるのかどうか、それか椅子を置くことが必要なのかどうかも含めて、それぞれの課の全課の課長会も含めて、検討してまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 先ほどは志布志城内城のことについて、バーチャル志布志城ということで、その一点に絞って質問したわけではありますが、やはりこの志布志城内城というのが一番、国指定でありますので、散策コースマップというのが出ています。これはすばらしいマップだと私は思うんですが、ここに「90分おすすめ散策コース」というのがあります。90分かかるということでありますが、本当にこのコースを回るときに、先ほどのスマートフォンがあったり、バーチャルであったら、それをタブレットなどを持って散策したら、ここに展望スポットというのがあって、見た目には何もないんですけど書いてあります。「かつて港として利用された前川の河口と志布志湾を見ることができます」と、10年ぐらい前ですかね、ここを研修とかで行ったときにそういうことを言われました。だから、そういう展望スポットもあります。そしてまた何が素敵かといいますと、この空堀（からぼり）ですね、山城サミットがあったときに初めて意味が分かったといいますか、すごく素敵な場所というのを、志布志市民はみんなのものなんだよねと思いましたが、この空堀は高低差があって、そしてシラスだけどのり面がまっすぐ直線になっていてということで、なぜそうなっているかということも、いろいろ詳しくお聞きしました。本当に、ロマンあふれる志布志城内城だなということを思っていますので、ぜひ、そういう宝物があ

るということを、志布志市民が、まず行ったこともないのではないかなと思うんですね。そしてまた、質問をしたいと思いますが、教育長、この概要版には書いてあるんですが、子どもたちに郷土教育はされているが、この志布志城内城とか中世山城とか麓周辺の国指定、県指定とかそういうような歴史遺産、そういうものを教育の中に網羅したとかそういうカリキュラムにはなっていないんですね。なっていないというようなことが、ここに現状と課題ということで載っていましたが、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志市には文化財が非常にたくさんあります。国指定でも七つありますので、人口比でいくと国指定の割合は志布志市が一番ということで、いろんな文化財がたくさんある、これは非常に大きな魅力だと思います。

ただ、文化財を保存していくときの一番の課題は、指導する人たちが高齢化しているという部分と、後継者がなかなか育たないという、この二つがあるわけですが、後継者の視点でいうと、やがて子どもたちが、何らかの形でその文化財の保存に関心を持ってもらうということですが、内城に限らず、様々な文化財の芸能があるわけですね。例えば、田之浦山宮神社のダゴ祭りにしても、それから安楽山宮神社の正月踊りにしても、それから蓬原の熊野神社の神舞にしても、全て子どもたちが参加をして盛り上げてくれているということで、地域の方々も非常に関心を持っております。そういうことで後継者が少しずつ育っているという部分がございます。ただ、今、議員が言われましたように、内城のことについては、まだ子どもたちが、そこに主体的に関わっているという状況はございませんが、私の方は、先ほど議員が冒頭で子どもたちのガイドのことを話されましたが、子どもたちのガイドの育成というのを去年は立ち上げました。残念ながらお釈迦まつりが中止になって、実現できませんでしたが、また今、来年度のお釈迦まつりに向けて、子どもたちのガイド育成に向けて担当の方が取り組んでおりますので、そういう中でまずお釈迦まつりを含めて、志布志市の内城とか麓とか、そういう良さをまず子どもたちにも伝えていくような機会を持って、関心をどんどんどんどん広げていってほしいという思いで、今考えています。

○14番（鶴迫京子さん） 子どもたちの教育ということで、令和3年度はカリキュラムも決まっていると思いますし、令和4年度となるのかもしれませんが、自分たちが幼少の頃、遠足とかそういう形でも、ちょうど自分が小学生の頃は串間市との境にある笠祇岳、「おかさっどん」というところに遠足があったんですね。そのときに、そういうことというのは大きくなってもすぐ覚えていきますし、ですので、やはり小・中・高校の間で、どこかでやはりこの志布志城の内城、この国指定という立派なのがあるわけですね。そういうところに、必ず一回は登ってみるという体験というか、そういうことをするというのをそのカリキュラムの中に、総合学習なのか遠足なのか、そういう手立ては分かりませんが、ゆとり学習の中でか分かりませんが、この文献とか書物だけではなくて、子どもたち一緒に行って、それこそだからバーチャルというのを提案しましたが、そういうことで一回は体験して、そしたら、そういうのも家庭でやったらいいかなという意見が出るかもしれませんが、昨今、本当に世知辛くなりまして、夫婦共働きということが

もう普通でございます。その中で、家庭にそういうことを求めるということも、なかなかだと思います。そしてまた、その保護者にアンケートを取ったことがありましたね、そのことについてじゃないですが、何かの振興計画を立てるときに、保護者にアンケートを取られたときに、そういう歴史的な事、文化財的な事、そういうことに対して分からなかったり教えられなかったり、全然手が付けられていないというような結果が、しっかり出ていましたね。だから、それを誰が教えていくのか、この子どもたちに何を私たちは残していく、伝えていくということのかというのをすごく思って危惧していますので、ぜひそこを、やはり一家庭ではできないので、学校でという思いがすごくありますので、教育の中でそれをしていただきたいなという思いがあります。そうしないとデジタルということで、IT、AIのあれで、アナログ的なことはどんどん置いてこられまして、家の中でも、子どもを見たらスマホを操作している、テレビよりももうスマホ好きになっている状況もあります。それがまだあと2年後、5年後、10年後となったら、本当に恐ろしいものも感じたりもします。ですので、そこをしっかりと何らかの手で、その歴史的な事というのを教育に収めて、子どもたちが幼い頃に、しっかり自分たちのふるさととは素晴らしい歴史遺産もあるし、すごいところだよということを、知らないうちに生活していく中で「ああ、そうだったのか」と、大人になって分かるぐらいの環境を作ってあげられたらいいのになと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 議員が言われますように、子どもたちが、まずは自分たちの校区の中で、どのような素晴らしい文化財とかあるのかということに関心を持ってもらうというのは、すごく大事だと思っています。

例えば、一昨年でしたか、原田地区で大きな古墳が見つかりました。そのときに原田小学校の子どもたちは全員見学に行って、実際目で見て確かめるとか。それから開田の里の公園がありますが、あそこには野井倉甚兵衛さんの資料があるわけですが、あそこは子どもたちが遠足で行って、学ぶ機会を持つとか、それから学校によっては、教育委員会に文化財担当の職員がおりますけれども、あの人たちを呼んで、自分たちの校区のことを学ぶ機会を持ったりということで、各学校いろいろ工夫して、まずは自分たちの校区の中の文化財について、学ぶような機会はそれぞれやっておりますので、今後ともまたそのことについては、今議員が言われましたように、まずは地元のことを知ってもらう機会をたくさん作って、いいところに自分たちは住んでいるんだなという、そういうことに興味・関心を持つような子どもたちを育てていくようにしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） 昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時5分から開会いたします。

○
午後0時01分 休憩

午後1時03分 再開
○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○14番（鶴迫京子さん） 次に、3点目の質問に移ります。まちづくり計画にはありませんが、一つの例として、例えば、本市に旅の途中で二日間ほど宿に立ち寄り、都城市に向かわれた俳人「種田山頭火」氏の句碑めぐりや、地元の現代俳句の巨匠「藤後左右」氏の句碑がある国際の森などを、俳句にスポットを当て「俳人ロード」として、ご当地グルメやスタンプラリーなどと関連付けて、イベントを開催するなど、歴史と文化のまち「しぶし」を県内外にPRすべきではないかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

まず、種田山頭火であります。自由律俳句の最も有名な一人であり、昭和5年10月10日から12日に志布志市に滞在した際に、46句を詠んだと言われており、現在、志布志市内にそのうち13句を句碑として設置し、宿泊した鹿児島屋の跡に案内看板を設置しております。現在でも、志布志市観光特産品協会が「種田山頭火句碑めぐり」というパンフレットを作成しており、市総合観光案内所等に設置しております。

次に、藤後左右先生におかれましては、志布志市出身でありまして、医師として多大な地域貢献をされた方です。俳句の世界においても昭和初期に一躍脚光を浴びた俳人です。現在、国際の森に志布志句会の皆様が建てた石碑が設置してあります。本市の特色ある観光素材であるため、文化振興、生涯学習とも連携しながら、観光周辺促進、歴史のまちづくりの取り組みにおけるPR題材の一つとして、参考とさせていただきたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 市長も答弁いたしましたように、種田山頭火は、志布志市にゆかりのある自由律俳句の有名な偉人として、そしてまた藤後左右先生におかれましては、志布志市出身で多大な地域貢献をされるとともに、現代俳句の世界で一躍脚光を浴びた俳人として認識しているところでございます。

お二人とも、本市にゆかりのある俳人・偉人です。港湾商工課、市観光特産品協会とも連携をしながら、小・中学生の郷土学習で、郷土にゆかりのある俳人・偉人として、児童・生徒に知ってもらい、活用する機会も提供できればと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 種田山頭火も自由律俳句ということで、藤後左右氏も現代俳句ということで、五・七・五にとらわれずに、口語俳句というか、すごく思いをそこに乗せて俳句を作られて、日本でも有名になられていらっしゃいます。それで、その実在した藤後左右氏の個展というか、そういうゆかりの企画をされましたが、またそういう意味でも一回限りではなくて、この種田山頭火にしても、市内には13句碑があると今市長が申されました。そういう意味でも、そのこと自体をまず知らない市民の方がいっぱいいらっしゃると思いますし、教育の場では、教育長が子どもたちに、そういうことを伝えていこうということでしたが、やはり歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画の中にもうたわわれていますが、まず、ここに書いてありますよね、「観光まちづくりは、観光客が楽しめる場をつくることと同じくらい、地域に住んでいる方が地域に愛着をもって楽しく生活をしている場をつくることです。そのような地域であるから

こそ、観光客も楽しめ、『また来たいな』と思うことができます」。本当に私もこのとおりで思うんですね。何にしてもですが、グルメにしてもですが、やはりまず地域住民、そこに住んでいる自分たちがその恩恵にあずかる、歴史遺産の恩恵にあずかるというのは、まず、そこに住んでいる生活者の市民でなくてはいけないと思っているんですね。その市民が、そのことを重要視して、自覚して意識したならば、それをまた広げていきますので、そのことが今度は市外の方、国内外に伝わっていくと思うんですね、波のように波及効果があると思います。まずは、自分たちが分からないと、絶対伝えられないと思うんですね。だからそこにしっかりスポットを当てて、施策を打っていくということを、しっかりもう分かっているからこういうのができていますが、そこで、最後の段階に、リーディングプロジェクトというのが書いてありますが、そのリーディングプロジェクトというのは、まさしくそのことをうたっているんだなと思って、こういういろんな事業を推進して、決定付けて、目に見える形にするには、このリーディングプロジェクトという考え方がすごく大事じゃなかろうかなと思ってまして、それがもうしっかりここに出ていますよね。だからこのことを先に、短期・中期・長期とか計画はありますが、まず、赤字のリーディングプロジェクトから先にやるという思いで、この計画が立てられていると私は思っているんですが、まずその確認ですが、そうなんですよね。確認したいと思います。

○市長（下平晴行君） リーディングプロジェクトの考え方ということであります。

先進的に取り組むことで、その他のプロジェクトや施策をけん引していくもの、あるいは波及効果が大きいものを設定して、重点的に取り組んでいくというものであるというふうに理解をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 確認できましたので、ここに書いてあるとおり、文章で書くと難しいんですが、ここに絵が描いてありまして、推進リーディングプロジェクトを実施することで、関連プロジェクトや施策も連動して進んでいくという考え方ですね。だから、本当にそう思って、そのことが今度はもう具体化して、馬場通り、沢目記馬場、西谷馬場、それから犬之馬場と書いてあったですかね、そういう3か所をとって、そしてまず沢目記馬場のところの馬場通りをしっかりと整備修復していくということで、一応計画が立ててありますよね。道路の防護柵とか、散策する人も市民の方も危なくないような交通安全政策みたいな形で、そして歴史、そういう風土の景観を損なわない形での計画が立てられております。これを見ましたら、本当にもうこういうところをやっている全国的な事例がいっぱいありますよね。それに則って、我が市もそういうふうに進んでいくのかなと思うと、この概要版を見ただけで、すごくうれしく思います。

それで、ここにありますが、その中の一環として沢目記馬場ということで、同僚議員から、「古民家を再生して裏カフェもできているよ」ということで、先ほど教えていただいたんですけど、古民家再生、空き家を活用したところ、それを今1件ぐらいじゃないかと思いますが、多分増やしていかれると思いますが、そういうことを実際に見える化してできているわけですね。だからそういう意味で、まずこのことに、景観のいろんな条例があったり、土地は駐車場を整備したりすれば、土地所有者から買い上げたりとかいろんなことがあろうかと思いますが、まずこの

ことに、まず三つの馬場通りというか、そこを重点的にこのリーディングプロジェクトということで、まず取っ掛かりとしてされていくということを確認したいと思いますが、それでよろしいんでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、議員も先ほどからおっしゃるように、志布志市がいわゆる歴史のまちづくりをどうしていくかということで、この計画書を作っているわけでありますので、こういうものができて、市民の皆様にも理解していただく。あるいは昔住んでいらっしやった方々から、武家屋敷の提供をしていただいている。これが、いわゆるこのリーディングプロジェクトの一つの流れに、私はなるんじゃないかなというふうに思っておりますので、このことを今三つですけれども、この事業をどういうふうにやっていくのかということも含めて、やはり市民の皆様にも知っていただく、そして行政も一歩前を進んで、取り組みをしていくという考え方で取り組んでいったらいいんじゃないかなと考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 方向性がもう一致しましたので、市長も、もうまちづくり委員会のその頃から、この歴まちづくりには携わっていらっしやるので、もう十分分かっていらっしやるし、推進の旗印だと思っておりますので、ぜひこのことは本当に確認しましたので、絵に描いた餅ではなくて、その絵が実現に向かってるんだということを確認しましたので、そういう有り難い思いでいます。

そしてまた、俳句に特化したということではありますが、教育長もおっしゃいました、志布志市はもったいないぐらい国指定、県指定とか、志布志市指定のそういう文化財なり、史跡などいろんなものがいっぱいありまして、本当に教えきれないぐらいあるということではありますが、そういうことをひっくるめて、昨日、同僚議員が「観光課とかそういうのを設置したら」という質問に対して、市長は、「次世代にそういう歴史的なものを引き継がないといけない責務があるんだ」という強いお言葉をいただきました。そしてその中で、「ゆくゆくはシティセールス課を設置したい」ということを答弁されました。また再度お伺いしますが、そのシティセールス課ということは、もう少しそこを、一応同僚議員はそこで終わってしまいましたので、またお聞きしたいと思います。観光課というか、今いろいろ質問しましたが、そういうことを一本の窓口として、スムーズに事業を推進していくために設置したいというような答弁を昨日されましたが、確認ですが、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） これは、全体的な取り組みとして、どういう課を設置していけばいいかということの答弁でありましたけども、私は、今シティセールス室を設けたと、これはどういう形で設けたかと申しますと、行政には営業という言葉が無いわけですね。まずは、その営業をしていくために室から立ち上げていこうということで、室を設置したということでもあります。そして、いずれ課を設置したいというのは、これはもう全体的に、今、企画政策課の方でいろんな企画、政策、調整という形でしているわけでありまして、もちろん事業もしているわけでありまして、これから先はそれぞれの事業をする課は、しっかりと課で対応して、企画政策課は、企画と政策、そして調整というのを実施していくというような考え方を持っておりますので、そのシティセー

ルス課がどこまで事業の範囲を広げられるかということについては、十分これから機構改革も含めて、取り組みをしていかなければいけないと。

ただ、この歴史のまちづくりについては、私も先ほど議員がおっしゃいましたように、平成2年から関わってきましたので、どうしても歴史のまちづくりをしていかなければならないと、前の議会でも話したと思うんですが、歴史のまちづくりの事業を実施したいというふうに考えているところです。これは、今まで重要建造物がないということで、実施ができないということでありましたけれども、今年の1月に、国土交通省の職員とそういう話をし、4月にはいらっしゃるといことでありましたけれども、コロナ禍の関係で出て来られなかったということで、再度、これが終息しますと、そういう事業がどういう形でできるのか、そこも含めて志布志市の歴史のまちづくり事業に取り組みをしていきたいと思っておりますので、その段階で、どういう課が必要なのかどうか見極めて、取り組みしていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） そのとおりですね、同感であります。市長がおっしゃるように、今、早々とそういうところが必要だからシティセールス課と決めても、後でこれではちょっとこういうことができないとか、いろんな不具合が出てきますので、今、もろもろな課題があるわけですので、その課題を少しでも解決できるような課等の設置、そういうことをするには、やはり時間もかかるかと思っておりますので、いつもおっしゃいますが、調査・研究してしっかりしたものを作っていただきたいと思っております。そして、やはり最終的には未来の子どもたちに何を残すか、そして何を伝えていくかということで、それを従来どおり、今までどおりだったら、30年もかけてずっとやってきましたが、そういう事業と捉えて観光まちづくり、歴史遺産を活用したと、事業と歴史がかみ合わなかったんですよね、今までは。それを市長は、事業と捉えてやっていくんだという思いをお聞きしましたので、スピードが速くなるのではないかなと期待しております。それで、やはりいつもおっしゃいますが、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち・志あふれるおもてなしのあるまち」、ということで、そういうまちを目指して進んでいくと思っておりますので、ぜひ、この歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画ということでありますので、このことは、年に4回の定例会が開催されますので、またこれは追って随時追跡したいと思っております。

今回は、この一点に絞って質問いたしました、本当に最後に有明庁舎での質問となりました。本当に執行部の皆様方のこれまでの期間、いろいろな質問に対しまして真摯に向き合って、真剣に捉えて見える化してくださったり、提案したことが実現できたりしたことを、大変うれしく思いながら、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（東 宏二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12月10日まで休会とします。

12月11日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。
お疲れさまでございました。

午後 1 時22分 散会

令和2年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和2年12月11日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第90号 パインウェーブ香月の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

- 日程第25 議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 陳情第8号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 日程第27 陳情第9号 学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書
- 日程第28 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 日程第29 議案第107号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第30 議案第108号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第31 議員派遣の決定
- 日程第32 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、玉垣大二郎君と鶴迫京子さんを指名いたします。

日程第2 報告

○議長（東 宏二君） 日程第2、報告を申し上げます。

文教厚生常任委員長から、所管事務に関する調査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

日程第3 議案第80号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第80号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第80号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員6人出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正は、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に10万円引き上げることに伴い、被保険者の世帯に給与所得者等が2人以上いる場合、軽減措置に該当しにくくなることから、2人目以降の給与所得者等に10万円を上乗せし、その影響を遮断する措置がとられるとのことだが、このことにより、本市の各軽減世帯数等はどのようになるのかとただしたところ、令和2年度本算定時の世帯数及び所得等を基に試算した場合、国保世帯5,368世帯のうち、約66%に相当するおよそ3,550世帯が軽減世帯となっている。今回の改正により、37世帯が新たに2割軽減の対象世帯に、2割軽減から5割軽減へ移行する世帯が26世帯、5割軽減から7割軽減へ移行する世帯が50世帯となり、全体で113世帯に影響すると見込んでいる。また、軽減区分ごとの影響額については、2割軽減世帯で929万円程度、5割軽減世帯で3,541万円程度、7割軽減世帯で1億174万円程度となり、全体で1億4,645

万円程度になると見込んでいるとの答弁でありました。

軽減世帯数の増に伴う本市の負担額はどれぐらい増えるのかとただしたところ、軽減される税額相当分については、保険基盤安定制度により、その4分の3が県負担により補てんされるため、市の負担については4分の1相当の3,660万円程度となり、令和2年度と比較し、60万円程度の増になると見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第80号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

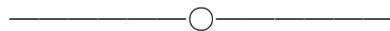
これから、採決します。

お諮りします。議案第80号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第81号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第81号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第81号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住民税非課税世帯の小学生以上、高校生世代以下の子どもの医療費

の負担軽減を図るため、医療機関等での窓口負担がない現物給付の方法へ見直されるということだが、本市の対象者はどのくらいいるのかとただしたところ、令和2年9月30日現在で、高校生世代以下の全体対象者が5,304人で、うち非課税世帯の高校生世代以下の子どもが667人となり、約12.6%の子どもが対象となるとの答弁でありました。

本条例の第4条において、助成の対象となる保険医療機関等の定義が病院、診療所、薬局その他の療養機関となされているが、例えば児童が怪我をし、受診後、リハビリが必要になり、整骨院に通った場合は、子ども医療費助成の対象となるのかとただしたところ、保険給付の対象であれば、リハビリによる整骨院通院も対象となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第81号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第81号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第82号 志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第82号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第82号、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、審査に資するため、松山及び志布志新規就農者研修施設の現地調査を実施し、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いま

した。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例の改正については、新規就農者研修施設のハウス設備を撤去、処分するという捉え方かとただしたところ、志布志市農業管理センター及び新規就農者研修施設条例から、松山及び志布志新規就農者研修施設のハウスを廃止するという提案であり、市による維持・管理から切り離し、今後も利活用が見込めるハウス設備を公益財団法人志布志市農業公社へ無償譲渡の上、意欲ある農家がピーマンなどの栽培で利活用しやすい環境を整えるものであるとの答弁でありました。

新規就農者研修施設のハウス設備には、今後の利活用が難しいと思われる箇所もあるが、貸し付けを希望する農家がいなかった場合に撤去の必要性はないか。また、撤去は指定管理者の責任で行われるのかとただしたところ、ハウス設備については、新たに設置するより、現状の設備を改修することで安価に利活用できるものと考えており、意欲ある農家にできる限りその旨を提案していきたいが、やむを得ず撤去の必要性が生じた場合は、指定管理者との間で費用負担等の協議を進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第82号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

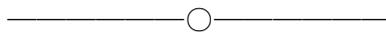
これから、採決します。

お諮りします。議案第82号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第83号 志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第83号、志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第83号、志布志市地域活性化住宅条例を廃止する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市地域活性化住宅条例の廃止によって、地域に与える影響をどのように捉えているかとただしたところ、同条例の廃止によって住宅自体が全て無くなるものではなく、引き続き賃貸される方や購入される方が多いことや、現在満室の状況でもあることから、地域の活性化にはこれからも寄与していくものと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第83号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第83号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第84号 志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第84号、志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第84号、志布志市地域優良賃貸住宅条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、同条例で指定される入居者の資格については、高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯又は新婚世帯であることとされているが、具体的な範囲はどのようになっているか。また、敷金として3か月分の家賃に相当する額を徴収することについて、法的な根拠が示されているかとただしたところ、入居世帯の要件は、地域優良賃貸住宅制度要綱に規定されているが、具体的には、「高齢者世帯」とは60歳以上の同居する配偶者や親族がある者で、「子育て世帯」とは同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいること、「新婚世帯」とは配偶者を得て5年以内の者をいうところである。この各世帯については、優先的な入居が可能であるが、空き部屋があれば、要件に該当しない一般の方も特に認めるという形で入居は可能となっている。また、敷金を3か月分の家賃としている根拠としては、国土交通省が定める公営住宅管理標準条例に基づいているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第84号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第84号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第85号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第85号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第85号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月2日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による指定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷ふれあい交流センターの指定管理において、「創業以来の窮地に立たされている」と施設の現状に記載されているが、どのような状況かとただしたところ、本年2月頃から感染拡大が始まった新型コロナウイルスの影響により、宴会のキャンセルや規模の縮小、更には温泉入浴者も半減している。施設管理者も各種経費削減に取り組むなど努力しているが、大変厳しい状況であるとの答弁でありました。

平成7年に建てられた蓬の郷ふれあい交流センターは、施設の老朽化等による大規模な修繕も今後必要になってくると思われるが、市としてどのように考えているのかとただしたところ、施設の老朽化による修繕や集客を図るための改修等は、施設を運営していく上で大変重要であると考える。蓬の郷施設修繕計画や、現在、財務課において策定中である個別施設計画とも連携を図りながら、計画的な施設の修繕・改修に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第85号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第85号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第86号 志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の

指定について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第86号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第86号、志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月2日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による指定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬の郷ふれあい交流センター以外の施設について、市と指定管理者との協議の中で、管理者側からの要望等はあるのかとただしたところ、常駐している管理人への利用者からの要望として、親水公園内遊歩道の改良や駐車場の整備等があったことから、令和3年度において、その整備・改良ができないか検討中である。ふれあい交流センターとも連携した集客を図るためにも、早期に整備できるよう協議していきたいとの答弁でありました。

指定管理料提案額として、修繕料50万円を含む627万7,000円が計画されていることから、提案額の積算根拠と妥当性についてただしたところ、提案額の積算根拠としては、交代で常駐する管理人人件費や月々の光熱水費、除草剤等の薬剤散布や除草作業賃金等を見積もっており、精査した結果、予算は妥当であると認識しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第86号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第86号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第87号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第87号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第87号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月2日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による指定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ダグリ公園の公園施設について、新型コロナウイルス感染症の終息状況を見ながら、利用料金の改定を行い収益のアップを目指すとのことだが、利用料金を値上げすることで、利用客の減少につながる可能性もある。指定管理者とはどのような協議がなされているのかとただしたところ、利用料金改定については、本年6月定例会において議決いただいているが、コロナ禍の今、利用料金を値上げすることは、時期尚早でないかとの意見もいただいたところである。最近では、市が新たに創設した「貸切バス旅行誘致事業」を利用した県内からの修学旅行等での平日利用が増え、祝祭日には近隣からの来園客で賑わいをみせるダグリ岬遊園地でもあることから、収支のバランス等を十分考慮の上、市長の承認事項でもある利用料の値上げ金額や時期については、慎重に協議していきたいとの答弁でありました。

ダグリ岬遊園地やダグリ岬海水浴場をはじめとする周辺施設等、広範囲に及ぶ管理地域について、管理の在り方や関係団体との連携についてただしたところ、遊園地や海水浴場の運営に加え、遊園地周辺の除草作業や海水浴場の浜がけによる砂浜再整備等、管理内容は多岐に及んでいるが、管理地域については大変努力していただいております、適切な管理がなされている。

遊園地内のプール更衣室や海水浴場にあるトイレ等の施設の老朽化に伴う計画的な修繕について、指定管理者と協議を重ねながら、安心・安全な施設運営に努めるとともに、指定管理地域外ではあるが、ダグリ岬入り口となる国道沿い花壇の管理についても、国・県、地域団体とも連携し、更なる集客に努めたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第87号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第87号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第88号 志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第88号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第88号、志布志市やっちくふるさと村の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、やっちくふるさと村への来館者は激減し、指定管理者は従業員を大幅に減らすなど苦渋の決断もされている状況だが、市に対して指定管理者から支援の要請はないかとただしたところ、やっちくふるさと村の維持管理に係る経費は、光熱水費、清掃管理費、除草整備費等が主なものであるが、それらは算定されている指定管理料でカバーできていることから、現状以上の補助には該当しないと判断したとの答弁でありました。

やっちくふるさと村の敷地内に、ふるさとづくり委員会が管理する無人販売施設等が移設されたことに伴い、指定管理者による管理に何らかの影響を及ぼすものと考えているが、指定管理料が令和2年度と同額の提案となっていることについてただしたところ、移設された無人販売施設等に係る敷地の管理は、ふるさとづくり委員会によって行われるため、指定管理者による除草面積は減少することになるが、施設等の位置関係によって効率的な作業ができなくなり、手間や時間を要することが予想されるため、指定管理料を同額としたことについては適切と考えているとの答

弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第88号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

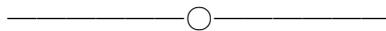
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。
お諮りします。議案第88号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第89号 松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第89号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第89号、松山農業研修生等滞在施設及び志布志農業研修生等滞在施設の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、審査に資するため、松山及び志布志農業研修生等滞在施設の現地調査を実施し、執行部から農政畜産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、松山及び志布志農業研修生等滞在施設は、指定管理者の指定を予定している公益財団法人志布志市農業公社に維持管理させるようであるが、相応のコストも予想される中で指定管理料を「0円」とした考え方についてただしたところ、農業研修生の利用に限られている同施設の利用率は低いことから、公益財団法人志布志市農業公社と協議した結果、更なる利活用につなげるため、同法人によって効率的・効果的に管理し、かつ、利用できる者の範囲

を広げようとする今回の提案に至ったものである。また、同法人が管理する他の関係施設についても、指定管理料は全て「0円」であるが、受託事業で収益を得て運営をしていただく中で、市とJAから約4,000万円を支援している。今回の提案によって、経費や手間が増えるということであれば、令和3年度分の負担金に反映させていくように考えているとの答弁でありました。

農業公社としては、今後業務量が増えることになると思うが、修繕料が指定管理料として加味されていない点などについて理解は得られているかとただしたところ、同施設については、市で建物共済に加入しており、不可抗力による災害等で修繕の必要性が生じた場合は、市において対応していくべきものと考えている。また、現時点では大きな改修等の計画はなく、通常範囲での管理は可能ということについても、農業公社との間でしっかりと協議がなされているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第89号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

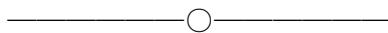
これから、採決します。

お諮りします。議案第89号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第90号 パインウェーブ香月の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第90号、パインウェーブ香月の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第90号、パインウェーブ香月の指定管理者の指定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和3年1月1日から指定管理者による入居募集がなされるようであるが、住宅の完成はいつ頃を予定しているかとただしたところ、当初は、令和3年3月中の竣工を計画していたが、令和2年7月豪雨や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、関係各所との協議や打ち合わせが思うように進められなかったことから、現在は令和3年8月末の竣工を目指しているとの答弁でありました。

高齢者世帯等の家賃減額分や空き部屋となる減収分については、市によって補てんする考え方とただしたところ、現在、市では減額後家賃を想定した収支計画を作成しており、入居率を90%で算定している。この入居率を100%に近づけるほど、将来の大規模修繕に備えた基金の積み立てが可能となることから、入居者の確保を推進していきたい。ただし、空き部屋が多く、入居が見込めなければ、最終的には市の補てんが必要と考えているとの答弁でありました。

指定管理料が30年間同額とされているが、時代の流れや経済情勢などによって変動しないのかとただしたところ、年に2回程度、市や金融機関で、管理状況や資金運用状況をモニタリングしながら、良好と認められないような場合には、指定管理料を減額することとしている。また、インフレスライド等についても、指定管理料の設定には考慮が必要と考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第90号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第90号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第91号 コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第91号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定

管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第91号、コミュニティセンター志布志市文化会館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者業務評価表の職員研修のコメント欄に「接客マナー研修等が行われていない」とあり、所管課評価は、協定書、仕様書等の基準をおおむね遵守しているが、内容の一部に課題があるとして、三角（△）となっている。志布志市文化会館については、利用者が多く、窓口業務も多岐にわたるため、職員研修の実施については、適切な対応を求めるべきではないかとただしたところ、指定管理者からの事業計画に、外部講師を招いてのマナー研修の実施が明記されていたが、実施されていなかったため三角（△）とした。今回の指定管理者の選定において、NPO志布志生涯学習センターと事前に事業計画を協議する中で、実施可能なものと職員の資質向上につながる研修の実施を計画に入れているとの答弁でありました。

志布志市文化会館は、災害発生時の避難場所に指定されているが、施設休館日に避難する場合は、施設管理者としてどのような対応をとっているのかとただしたところ、施設休館日に避難所が開設された場合は、日中は市職員が対応し、夜間は消防団員が対応している。なお、市職員では空調及び消防設備等の施設の扱いについて不慣れなこともあるため、今後も避難所開設時には、指定管理者へ協力を依頼していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

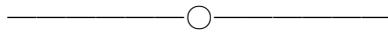
これから、採決します。

お諮りします。議案第91号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第92号 志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について

日程第16 議案第93号 森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第94号 志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第95号 八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第92号から、日程第18、議案第95号まで、以上4件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま一括議題となりました議案第92号、志布志市田之浦ふるさと交流館の指定管理者の指定について、議案第93号、森山地区生活改善研修センターの指定管理者の指定について、議案第94号、志布志市内之倉農村広場及び潤ヶ野地区営農研修センターの指定管理者の指定について、議案第95号、八野地区農業構造改善センターの指定管理者の指定について、以上4件の、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者の代表者名がそれぞれ公民館長であり、公民館長は2年で交代となるが、その場合の代表者名はどうなるのか。また、田之浦ふるさと交流館の敷地内には、ドクターヘリの離発着場があるが、許可は市長の権限となるのかとただしたところ、代表者に変更となった場合は、代表者名の変更届けを提出することで、指定管理は継続できる。また、ドクターヘリはランデブーポイントのため、これまでどおり、引き続き消防等が対応していくとの答弁でありました。

申請概要調書の収支計画書等欄の指定管理料提案額について、それぞれ金額が違うが、積算根拠は何かとただしたところ、積算根拠の内訳は、人件費、水道光熱費、消耗品費、浄化槽の維持管理費等が基礎となっており、それぞれの施設ごと、令和元年度の実績等を参考に積算しているとの答弁でありました。

人口減少や高齢化が進み、校区公民館長を引き受けてくださる方も厳しい現状になっていくと思われるが、5年の指定管理期間を見直す検討は可能なのかとただしたところ、指定管理における指定期間は原則5年とあるため、今回は5年で引き受けていただくようお願いした。期間満了後に再度5年とするかどうかについては、校区公民館とも十分な協議をした上で、年数を決定し

ていきたいと考えているとの答弁でありました。

内之倉農村広場と潤ヶ野地区営農研修センターは隣接しているが、名称の変更についての検討はしなかったのかとただしたところ、今回、指定管理者の指定についての協議だったので、名称の変更についての検討はしなかった。今後は文書法制係と協議し、名称を統一する方向で進めていきたいとの答弁でありました。

施設によっては老朽化により修繕等の必要なところもあると思うが、指定管理者に施設を引き渡す際の状態は、雨漏り等の不備や修繕等を終えた状態なのかとただしたところ、現在の施設の不備については、要望があったものに対して修繕を行った。今後、施設の老朽化に伴い修繕等の要望がある場合については、その都度、対応を協議していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第92号から議案第95号までの4件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第92号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第92号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第93号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第93号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第94号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第94号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第95号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

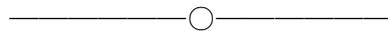
これから、採決します。

お諮りします。議案第95号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第96号 志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第96号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第96号、志布志運動公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、指定管理者業務評価表の総括の利用者の意見欄に、体育館や武道館の雨漏りを改善してほしいとあるが、対応はどうなっているのかとただしたところ、現在、施設等の個別管理計画を策定中であり、雨漏りについては、今後、具体的に修繕についての検討を行っていく予定である。できるだけ早く修繕を進めていきたいとの答弁でありました。

体育館内でふれあい教室が実施されているが、使用料をもらっているのかとただしたところ、教育委員会の事業としてふれあい教室を実施しているため、料金は発生していないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第96号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

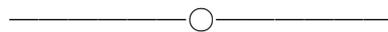
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第96号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第96号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第97号 城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第97号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第97号、城山総合公園の運動施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、城山総合公園のテニスコートの利用について、週末は市外からの団体利用が多く、予約でほぼ全面が埋まってしまう状況である。市民がいつでも使えるように、常時2面ほど空けておくことは可能なのかとただしたところ、志布志市内在住者の施設利用については、志布志市外在住者よりも、15日早く予約を受け付けられるように対応している。施設使用料の利益を得るためにも、常时空けておくことは難しいと考えるとの答弁でありました。

城山総合公園の施設利用状況において、プールの利用者数が平成29年度以降、毎年1,000人ぐらいつつ減少しているが、施設の老朽化等が原因なのか。また、そうであれば、利用しやすい施設にするために改修等を行うべきではないのかとただしたところ、平成30年度にウォータースラ

イダーの老朽化により、ウォーター 슬라이ダーを使用中止としたことが影響していると考えられる。設置後30年以上が経過しており、土台鉄骨の腐食も激しく、現在の設置基準にも適合していないため、また、スライダー本体と着地点であるプール全体を大規模改修しなければならないため、予算化は難しいと考えるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第97号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第98号 志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第98号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第98号、志布志市やっちくふれあいセンターの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、やっちくふれあいセンターの館内にある図書室は、指定管理者の業務の範囲に含まれているのかとただしたところ、図書室は市立図書館の分館としての位置付けであり、図書の貸し出し等業務は市立図書館の業務に含めているため、やっちくふれあいセンターの指定管理者の業務の範囲には含まれていない。施設としては、やっちくふれあいセンター内で

あるため、図書室の窓ふき等は指定管理者の業務に含まれているとの答弁でありました。

指定管理者選定委員会委員について、所管課関係者以外の5名は民間から登用しているのか。また、これまでの指定管理者選定において、選定委員から指定管理の不備について指摘を受けたことはないのかとただしたところ、内訳としては、2名は学識経験者、3名は市長が認めた者で、全員民間である。また、選定委員から指定管理者に対しての直接的な要望は出ていないが、施設に対しての意見は受けているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第98号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

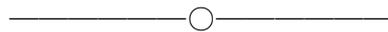
これから、採決します。

お諮りします。議案第98号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 議案第99号 有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第99号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第99号、有明開田の里公園及び有明農業歴史資料館の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明開田の里公園の芝の管理について、指定管理者の業務の範囲に

含まれているのかとただしたところ、芝刈りについては、月に1回、志布志支所産業建設課作業班が刈り取りを行い、後の片付け作業は、指定管理者の業務としているとの答弁でありました。

有明農業歴史資料館の屋外に脱穀機など貴重な民具が置かれているが、展示するようなスペースはないのかとただしたところ、民具については、旧有明給食センターで収蔵している。屋内展示については、今後、協議を行っていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第99号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

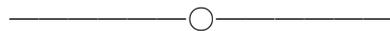
○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第99号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第99号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第23 議案第100号 志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第100号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第100号、志布志市有明体育施設の指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、向こう5年間の指定管理が新たにスタートするため、施設利用者から苦情が無いように、指定管理者の指導を全施設で同様にさせていただきたいとただしたところ、文化施設、体育施設ごとに仕様書に沿った施設管理を依頼しており、今後も適切な管理ができる

ように指導を徹底していきたいとの答弁でありました。

施設管理の在り方について、これまで施設利用者から、施設の管理や体制等について、様々な苦情、意見を聞くが、指定管理者が直接の窓口であるため、もっと指定管理者に責任を持ってもらう必要があるのではないのかとただしたところ、施設内に指定管理者を明記した掲示物の設置や、指定管理者への指導を引き続き徹底し、施設管理者としての責任を意識付けしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第100号は、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

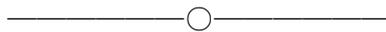
これから、採決します。

お諮りします。議案第100号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第24 議案第102号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）

○議長（東 宏二君） 日程第24、議案第102号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第102号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第11号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月3日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方債の令和2年度末現在高見込額は、前年度末現在高に比べ増加しているが、地方債の借入れやその活用に対し、市としてどのように考えているのかとただしたところ、地方債借入れの基本的な方針としては、当該年度の償還額を超えない範囲で借入れを行い、地方債残高を減らしていくこととしている。しかし、今年度については災害復旧に伴う地方債の発行額が増加しているところである。今後も、基本的方針の下、必要に応じ、地方債を活用していくべきであると考えているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策支援事業について、既に15校が修学旅行を実施済みということだが、残りの6校はどうなっているのか。また、今回の支援事業は、修学旅行における新型コロナウイルス感染症防止対策に対する貸切バスの増便や大型化への補助であるが、これまで実施した15校は補助の対象とならないのかとただしたところ、修学旅行を実施していない6校のうち、5校は小規模校ということもあり隔年開催で次年度の実施予定であり、1校は次年度へ見送ったところである。また、修学旅行を既に実施している15校についても、今回の補助の対象となるとの答弁でありました。

小・中学校レバー式給水栓改修事業について、何校に設置するのか、また、全ての給水栓を取り換えるということかとただしたところ、今回の補正予算を計上するにあたり、全学校の水栓の数を屋内、トイレ、屋外に分けて調査を行ったところである。その結果、屋内が1,730か所、トイレが450か所、屋外が625か所、合計で2,805か所である。また、給水栓の取り換えについては、主に、屋内及びトイレを重点に取り換える計画であるが、屋外の給水栓についても、使用頻度が高いものについては取り換える計画である。詳細については現在、担当職員が各学校を調査に回っているところであり、実際に必要な数字を把握しているところであるとの答弁でありました。

小・中学校特別教室等空調機整備事業について、今回、音楽室、理科室に設置ということであるがそれ以外の特別教室や特別支援教室には、全て設置がされているのかとただしたところ、これまでに、パソコンの使用による室内温度の上昇により、機器の不具合や児童・生徒の体調不良が懸念される観点からパソコン室に、児童・生徒の利用促進の観点から図書室に、また児童・生徒の健康面への配慮から保健室には、既に全学校エアコンの設置が完了している。特別支援教室については、今回の空調機整備事業で設置する予定であるとの答弁でありました。

公立学校情報機器整備事業について、ロイロノートスクールの導入についての詳細な説明をとただしたところ、ロイロノートスクールとは、パワーポイントのような機能を持つソフトで、児童・生徒が撮影した写真や動画、調べ学習で作成したデータ等を貼り付け、先生と児童・生徒間で比較・共有したり、配布・回収したりする等の授業支援ソフトである。当初、タブレット端末の購入については、県が取りまとめ、業者選定を行う共同調達により、最小限の仕様内容である基本パッケージを購入したが、端末の詳細が判明した後に、学校現場や学識経験者の意見を基に、使いやすさや費用対効果、他市の導入実績等の調査検討を行い、ロイロノートスクールを導入す

ることとしたとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コロナ禍におけるイベントの在り方について、今回、4件のスポーツイベントが新型コロナウイルス感染防止対策として中止され、運営費補助金が減額補正となっているが、一律的な中止ではなく、それぞれ各種団体等と協議した結果の中止だったのかとただしたところ、4件全て実行委員会形式での予算となっており、全てのイベントについて、各種団体を含む主催者、教育委員会、市長ほか関係者の意見等を伺いながら、一つ一つのイベントの内容、性質を審査した中で総合的に中止を決定した。非常に厳しい判断であったが、今後も同様の取り扱いで判断していきたいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、オンラインタイムレコーダー導入事業により、職員及び会計年度任用職員の登庁・退庁時間の管理業務の効率化を図るとのことだが、管理されたデータをどのように活用していく考えかとただしたところ、把握した管理データを基に、職員の健康管理や長時間労働への指導・対策等に活用していきたいと考えている。また、終息の見えないコロナ禍において、密を避け、ワークライフバランスも考慮した時差出勤についても、現在検討中であるとの答弁でありました。

業務の効率化を図ることを目的とするRPA及びAI-OCRモデル業務導入事業について、3業務をモデル業務として進めていくとのことだが、3業務の内容と業務削減見込みについてただしたところ、今回、モデル事業として実施する3業務については、保健課の予防接種管理業務で予診票内容をシステムに入力する作業、農業委員会の農地賃貸借権設定状況等を国の外部システムに入力する作業、福祉課の重度心身障害者医療費助成支払業務の受診情報をシステムに入力する作業を予定している。3業務の削減時間として、合わせて年間600時間分の業務削減につながるものと見込んでいるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業について、コロナ禍において多くの事業者が資金繰りに苦しみ、金融機関等から借り入れを行う際、当該事業があることで事業者は大変喜んでいと聞かすが、市としてこの現状をどのように捉えているかとただしたところ、借り入れ時の利子に対し補助することで、事業者の一助になっているという認識はあるが、たとえ利子の補助をしたとは言え、元金部分の借り入れを行っている事実には変わりはないことから、今後、不況が長引いた場合、返済していけるのか懸念される。商工会とも連携しながら、しっかりとした返済計画のもと借り入れを行うよう事業者に寄り添った相談体制のもと、事業に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」について、発行する商品券は、プレミアム率30%とこれまでも増して割増分が大きいことから、多くの購入者があると予想される。販売方法や重複購入者対策、2種類ある商品券の区別等は万全かとただしたところ、今回、市内事業者の支援と地元の消費拡大を目的に1,000円券13枚を1冊1万円で販売する商品券を2万5,000冊発行することになっている。13枚のうち5枚は、大型店及び小規模店の両方で使用可能な共通券になっていることから、使用者が混乱しないよう分かりやすい券面にするとともに、周知を図っていきたい。また、重複購入者への対策はこれまでもシステム管理を行いながら、万全を期してきたが、今回の販売開始の際には購入者が殺到することも予想されることから、販売方法と併せ、今後商工会と協議を重ねながら事業に取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、資源ごみ集合収集場として活用しているアピア前市営駐車場の西側出口設置に係る工事請負費の減額補正について、当初見込額と契約方法についてただしたところ、当初予算は、概算で165万円計上していたが、工事発注にあたり、詳細設計を行ったところ、予定価格が74万4,700円となり、契約額が70万4,000円となったところである。契約にあたっては、指名競争入札を行い、工事完了した8月から使用を開始しているとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和2年7月豪雨災害義援金配分金について、今回、第1次配分額とあるが、今後、第2次、第3次配分の可能性があるということかとただしたところ、豪雨災害義援金は、令和2年7月13日から令和2年12月28日までが受付期間となっている。令和2年8月28日時点で1億円を超す義援金が寄せられており、その約半額の5,520万円について、県内の13市町、204世帯に1次配分が決定したところである。今後、義援金の受付期間もあり、まだ残りの義援金もあるため、2次配分があると考えているとの答弁でありました。

令和3年4月に障害福祉サービス等報酬改定が予定されているが、どのような内容なのかとただしたところ、平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定では、障がいのある方の就労を支援する制度や施設から地域での自立生活を推進する自立生活援助など、障がいのある方が地域で暮らすための社会参加型サービスに重点を置いた改正が行われた。令和3年度の報酬改定については、現体系を踏まえつつ、当該サービス等の問題点の改善、必要な調整が検討されているところである。現在、厚生労働省の有識者からなる障害福祉サービス等報酬改定検討チームにより、各サービスの実施状況や加算の算定状況などの情報の取りまとめ、報酬が正当であるかなどを実態と情勢を踏まえ検討され、報酬や基準に関する基本的な考えが取りまとめられるところである。なお、コロナ禍により協議が遅れており、改定詳細は早くても令和3年1月頃の通知となるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、救急医療体制整備事業について、曾於医師会夜間急病センターの負担金の増額の理由についてただしたところ、曾於地域2市1町で負担している事業で、当初829人の利用見込みであった急病患者が、532人に減少したものである。曾於医師会夜間急病センターには、医師、看護師等のスタッフが常駐しているため、支出としては必要経費であり変更がなく、急病患者の減少のため診療報酬が減ることにより、負担金の増額が必要となったものである。利用者が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響と曾於市に救急医療病院ができたことが考えられる。2市1町それぞれの負担割合により、追加の補正予算計上となったとの答弁でありました。

発熱外来診療体制整備支援事業について、病院側からの要望なのか、行政側からの提案なのか。また、令和3年3月末でこの支援事業は終了するのか、4月以降はどう考えているのかとただしたところ、曾於地域2市1町の会議の中で、新型コロナウイルス感染症対策への支援について協議があった。9月末に、医療機関から発熱者を診療するために、物品等整備の経費が必要なため支援できないかとの相談があり、曾於医師会とも協議し、今回の補正予算計上となった。また、県の指定医療機関が令和3年3月末までとなっているため、現時点ではその期間内の予定であるが、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、指定期間の延長などの動向を見て協議していきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、原料用サツマイモ次期作対策事業に係る支援については、本市でサツマイモを栽培する全ての農家が対象となるか。また、申請時には資材購入後の領収書提出を求めるかとただしたところ、本事業は、国の高収益作物次期作支援交付金の対象となっていない焼酎用及びでんぷん用のサツマイモを令和2年に生産された方について、作付けされた面積に応じ、必要な資材の購入を支援するもので、令和3年に向けた作付けについて特に要件は設定せず、野菜等の他作物への転換も可能としている。また、申請の段階では出荷伝票のみを提出いただき、最終的に資材購入の領収書を求めることになるが、できる限り簡易な手続きとなるよう配慮したいとの答弁でありました。

農業労働力支援事業について、労働力不足が深刻である中、新型コロナウイルス感染症の影響から外国人技能実習生の来日も見通せない状況だが、継続的な事業実施は検討されているか。また、農業公社の受託体制にも労働力の不足が影響していないかとただしたところ、同事業については、今年度で効果を見極め、来年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、農業公社だけではなく、民間の事業者も含めた形での事業継続を検討していきたいと考えている。また、農業公社の事業運営状況については特段悪化しておらず、受託面積も少しずつ伸びてきているが、現在、深刻な労働力不足に悩む農家を支援するために、同事業によって農業公社の更なる機能強化を図るものであるとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営畑地帯総合整備事業負担金について、第三曾於南部地区及び曾於南部地区の負担割合が減少した要因は何か。また、両地区ともに令和2年度中に事業終了すると考えてよいかとただしたところ、今回の事業費確定によって、土地改良区の負担分が反映されたことから、市の負担割合が差し引かれたところである。また、両地区ともに令和2年度までを事業工期としているが、現在、県との間で令和3年度への繰り越しに係る協議、検討を行っているとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、がけ地近接等危険住宅移転助成事業について、広大な同一敷地内で、危険箇所から安全とされる位置へ移動したような場合にも該当すると考えてよいかとただしたところ、自然災害のおそれのある危険な区域に入らない位置への建て替えについては認められる形になると考えられるが、最終的には県を交えた審査会による判断となることや、現場によっては条件に該当しないケースも考えられる。なお、同事業については、直近でも平成19年度に家屋の除却が行われたのみで、活用の事例が少ないところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第102号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第102号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第106号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)

○議長（東 宏二君） 日程第25、議案第106号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第106号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、12月2日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設災害復旧事業において、落雷により故障した館内放送設備等の修繕に際し、建物災害共済保険の対象外となった設備とその理由についてただしたところ、保険申請した設備等のうち、敷地内に建つ外灯について、当該設備の設置年数や老朽化の度合いから、今回の落雷による故障ではないと判断され、保険対象外になったとの答弁でありました。

国民宿舎ボルベリアダグリ指定管理料について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全館休館等を行ったことによる経営悪化が生じたため、令和2年度における納付金の免除とともに、新たに指定管理料の支援を行うとのことだが、これまでどのような協議がなされてきたのかとただしたところ、株式会社グリーンハウスによる国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理期間については、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間であり、あと2年間を残す中、本年2月頃から始まり、いまだ終息の見えない新型コロナウイルス感染症拡大は、施設の運営に深刻な影響を及ぼす状況となっている。このことから、本年4月以降、指定管理者側とは基本協定書に基づくリスク分担により、不可抗力により生じた今回の経営悪化については、市の経営持続化給付金や国の雇用調整助成金の活用を加味し、市と指定管理者による経営努力においてもなお収支の不足が生じた場合、議会の議決を条件に協議し補てんすることとなっている。計6回の協議が行われ、存続、撤退及び休館の選択肢が協議された中で、本市の観光拠点である国民宿舎ボルベリアダグリの継続と雇用の維持を図るためにも、本年度は撤退することなく、運営することで一致した。現在、国のGoToトラベルや県内小学校の修学旅行などで宿泊は回復基調であるが、温泉と宴会・レストランへの客足はいまだ戻らず、支援が必要な状況であり、来年3月までの収支を試算したところ、2,500万円の赤字となることから、指定管理料の支援と納付金の免除を提案させていただいたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第106号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第106号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第26 陳情第8号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第26、陳情第8号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第8号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当陳情については、これまで、平成25年度以降、継続して提出されており8年目を迎えています。陳情項目は、「障がいや特性を持った子どもとその保護者への偏見に対する市民への啓発活動、理解を図る取り組みの推進」、「気になる段階からの早期発見・早期対応、困り感を抱える子どもに対する適切な支援」、「集団の中で全ての子どもの権利が保障される豊かな保育の推進と適切な加配保育士の配置」、「障害者差別解消法に基づく合理的配慮のもとでの豊かな学校生活の実現と、特別支援員の増員などの特別支援教育の充実」、「人材不足解消に向けた放課後等デイサービス事業所への支援」、「新たな特別支援学校の整備促進」についてであり、陳情要旨は昨年と同様でございます。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等を確認し、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後等デイサービスの現状としては、市内の事業所ではワークセンター藤の森の1か所が実施しているが、全体として放課後等デイサービス事業を利用している市内の方はどれくらいいるのか。また、待機者は何人いるのかとただしたところ、福祉課長から、志布志市民全体としての放課後等デイサービス事業の利用者が28名、うち市内事業所のワークセンター藤の森の利用者が14名、市外事業所の利用者が14名である。待機になっている方が11名いるが、そのうち日中一時支援事業を利用している方が3名いるので、実質8名の方が何らかのサ

ービスが受けられない状況であるとの答弁でありました。

毎年この陳情が出され採択しているが、福祉課、保健課、市民環境課、学校教育課の4課で、この陳情に対して共通の認識を持って、行政はどうあるべきか議論したことがあるのかとたざしたところ、福祉課長から、毎年陳情が出される中で各課間の調整は行っているが、4課が集まったの議論は行っていないとの答弁でありました。

この陳情第8号が市議会で採択された場合、昨年同様、市議会議長名で、この地区に特別支援学校の整備が進むよう、鹿児島県教育長へ要望書を提出した方が良いのかとたざしたところ、学校教育課長から、市議会として、鹿児島県教育長に特別支援学校の整備に関する要望を、ぜひ提出していただきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、これまでの執行部の取り組みについて、評価されていることが伺えるところであるが、対象者が毎年変わることを考えると、今回で8回目となる陳情提出についても理解するところである。しかしながら、本陳情では、引き続き取り組んでいくべき課題も示されており、課題解決に向けた執行部の更なる努力を期待するとともに、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を実現していくためにも、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第8号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については、全会一致で、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第8号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第27 陳情第9号 学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第27、陳情第9号、学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第9号、学校での集団フッ化物洗口事業を中止し、保護者が中心となった子どもの歯と口の健康を守る事業を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月2日、委員全員出席の下、執行部から学校教育課長、保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、学校教育課長から、陳情の理由にあるとおり、子どもの健康は本来家庭が中心となっていくべきことは十分認識しているが、本市の歯に関する実態が、むし歯の保有率、治療勧告を受けた保護者の未受診率も高いことから、幼児期からのフッ化物洗口の実施について令和元年度から準備を進めており、小学校においては、全ての小学校で教職員及び保護者説明会や就学時健康診断時における子育て講話を実施してきた。説明会の中では、先進地域の実施状況やその成果と安全性の確保、本市の導入の背景や導入に向けたロードマップ等を説明しており、その中で、日本弁護士連合会から出された「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」趣旨の資料提示や説明を行い、ネット上に掲載されているフッ化物洗口への不安視論について、学校歯科医や学校薬剤師から丁寧に説明を行っている。また、鹿児島県歯科医師会は、学校フッ化物洗口を医師や歯科医師が実施する「医療行為」ではなく、個人や集団での実施が認められている「保健管理行為」であるとしていることから、ミラノールを溶解、希釈する際は、複数名で実施していくことで、安全性の確保に努めたいと考えている。教職員が安心してフッ化物洗口を実施できるよう、15分間の活動の流れを示した実施計画や、危機対応マニュアルの作成等も進めるとともに、薬剤保管庫や乾燥機の設置、ディスペンサー、ポリタンク、CDなどの配布も行い、各学校で研修を進められるようにしている。

フッ化物洗口については、全ての小学校から同意書の提出がなされ、現段階で87.8%の保護者が希望しており、歯の健康づくりに関する保護者の思いや願いがあることや、依然として一人平均むし歯本数が全国や県よりも多い本市の課題を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染状況を見極め、今後、準備期間を経て実施する予定である。

歯と口に関する健康づくりについては、基本的には保護者が中心となっていくべきことではあるが、これまでの様々な取り組みにおいても、なかなか改善が図られないこと、歯科医に行かなくても行かせられないという家庭の実情も考慮し、今後も学校歯科医、学校薬剤師の助言をいただきながら、保健課と連携して取り組んでいきたいと考えている。

保健課長から、歯と口腔の健康は、生涯にわたり全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていると考えており、脳疾患、心臓疾患等に大きく影響するとともに、むし歯は一度なると二度と元の健康な歯に戻らない大切なものである。

フッ化物洗口の取り組みは、乳幼児期の乳歯から小学生までの永久歯に生え変わろうとする大事な時期に、歯みがきとフッ化物洗口を併用することにより、むし歯のない志布志市の子どもたちを育てていくことが大切だと考えている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な質疑といたしまして、保護者への希望調査では、87.8%が学校でのフッ化物洗口を希望しているが、残された12.2%は取り残されるのではないかと心配している。年度途中からでも希望する者、希望しない者、いつでも変更できるのかとただしたところ、決して取り残すわけでもなく、歯の健康づくりの選択の一つとして考えている。実施しない児童も、いつでも実施できるようにしている。また、そのことは保護者説明会でも説明しているとの答弁でありました。

歯科衛生士の市職員募集を行っているが、学校での集団フッ化物洗口事業との関連があるのかとただしたところ、乳幼児から高齢者まで口腔に関する健康づくりへの専門的な取り組みを更に拡大するために募集している。採用の際は、学校の養護教諭と連携を図りながら、集団フッ化物洗口事業を進める考えであるとの答弁でありました。

以上で質疑を集結し、陳情書の取り扱いについて審議に入りました。

主な意見として、学校での集団フッ化物洗口事業をすぐに始めたいとの考えだが、保護者説明会が遅れた学校もあり、今回の陳情提出につながったと思われる。事業導入は令和3年度からが望ましいと考えるため、本陳情については継続審議すべきである。

また、むし歯予防の基本は家庭で行うことが一番だが、本市の子どものむし歯保有率がなかなか改善されない状況から判断すると、学校での集団フッ化物洗口が必要であると思われるため、本陳情については不採択にすべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第9号については、起立多数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから陳情第9号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。陳情第9号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立少数であります。したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定しました。

昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



日程第28 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（東 宏二君） 日程第28、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容を申し上げます。

報告第7号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により、御報告申し上げます。

令和2年11月17日に、公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

なお、公用車を運転していたのは、労働者派遣契約に基づき、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センターから派遣された同法人の会員であり、市立学校給食センターの給食配送業務に従事していたときに、事故が発生しました。

内容につきましては、令和2年11月2日午後1時40分頃、森山小学校駐車場で、給食用コンテナを回収するため、コンテナ室方向に後退していた公用車の左後方部が、同駐車場に駐車していた和解の相手方の所有する普通乗用車のボンネット及びナンバープレートに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が左後方の確認を十分に行わず後退したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方が所有する普通乗用車の原形復旧及び代替車両借り上げに要する費用20万7,009円を、市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

お諮りします。日程第29、議案第107号及び日程第30、議案第108号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号及び議案第108号の2件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第107号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第29、議案第107号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第107号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合同規約の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、令和3年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大島農業共済事務組合を脱退させ、これに伴い鹿児島県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第107号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は可決することに決定しました。

—————○—————

日程第30 議案第108号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）

○議長（東 宏二君） 日程第30、議案第108号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第108号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、ふるさと納税推進事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第108号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に12億6,006万円を追加し、予算の総額を362億5,470万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書は5ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、国からの交付決定通知に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5億3,884万4,000円増額しております。

2目、民生費国庫補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を1,872万円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金19万1,000円増額しております。

予算書は6ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加見込みにより、ふるさと志基金寄附金を7億円増額しております。

7ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として407万2,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税の寄附見込額の増加に伴う事業等に充当する財源として、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との財源振替等に伴い、617万円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳出の款及び項の全般に渡って、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とふるさと志基金の財源振替を行っております。

詳細につきましては、付議案件説明資料7ページをお目通しください。

それでは、予算書の9ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、ふるさと納税推進事業に係る郵送料として役務費を420万円増額しております。

予算書は10ページ、付議案件説明資料は9ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、6目、ひとり親福祉費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな困難が生じている低所得のひとり親世帯について、子育てや仕事等生活実態が依然として厳しい状況にあることから、臨時特別給付金を再支給するため「ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業」を1,891万1,000円増額しております。

予算書は11ページ、付議案件説明資料は10ページになりますが、6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は、宮崎県都城市での鳥インフルエンザ発生に伴い、市内養鶏場等へ消石灰を配布し、まん延防止を図るとともに、防疫資材を備蓄し、発生時に備えて防疫体制の強化を図る鳥インフルエンザ対策事業を63万5,000円計上しております。

予算書は12ページ、付議案件説明資料は8ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、寄附見込額の増加に伴い、「ふるさと納税推進事業」を4億9,538万7,000円、「寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業」を4,092万7,000円、それぞれ増額しております。

以上が、補正予算第12号の主な内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。よろしくお申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） このひとり親世帯の、私なんかも今回こういう形でいただきましたけど、485世帯再支給と。ぜひですね、ここできちんと届くような形でそのいった対応を、どういふふうに漏れが無いように、そこについての考え方をちょっと教えてください。

○福祉課長（木村勝志君） 今回の支給につきましては、再支給という形でございますので、本日まで申請があった方、前回までに振り込んでいる方につきまして今のところは確定しております、その方にまずは支給するということになりますので、現在もう振り込んだ形での金額を振り込みますので、漏れはないとは考えております。

ただし、12月12日、明日以降に申請があった方につきましては、当初支給する分と再支給分を合わせて支給するということになりますので、そこは確実に行っていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、今回新たにまた再支給ですよということですので、きちんとその方に届くような対応をしていただいて、大変苦しい状況になっているひとり親世帯に対しての対応を、市としても頑張っていますよということを踏まえて、きちんとして行き届くようにしていただきたい。

○福祉課長（木村勝志君） 今回、議決をいただきましたら、現在もう準備を進めておりまして、早速来週の月曜日には、対象予定者の方に案内の散らしを送付することとしております。

一旦、受給の拒否届等の提出期限も設けないといけない関係がありまして、それを18日までに考えております。国の方は、年内に届くよというこの考えでございますので、本市としましては、今のところ12月25日に支給ができるように、今、手続きを進めているところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） ちょっと先ほど財務課長とも廊下で話をしていたんですが、この7ページの財源振替の、このふるさと志基金との考え方なんですけど、今説明がありましたように、二次補正で一番下の方に5億3,800万円、国からの追加があった。この同額が、結局ふるさと志基金の方から、いわゆる今まで基金の方から繰り出していた分が戻ってくるというふうに理解していいのか。その場合に、今回の補正予算でも単純に五億三千いくらここで浮いてきたのに、また今回もふるさと志基金から今回の補正に対して繰り入れている。この辺のところの説明をお願いします。

○財務課長（折田孝幸君） 今回の御質問につきましては、7ページのふるさと志基金繰入金の617万円の根拠であろうかと思いますが、ここにつきましては、先ほど議員が申しましたように、今回新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金が5億3,884万4,000円交付されるということでしたので、その分は今おっしゃったように、一応ふるさと志基金の会計に戻すというような形になります。また、今回予算を計上しています郵送料420万円については、ふるさと志基金を充当しているところがございます。合わせて、ふるさと納税推進事業等に5億3,631万4,000円を充当しているところです。

それと、もう議決いただいた案件でございますが、農業経営収入保険加入推進事業、このA3の用紙にも載っておりますが、これにつきましては、今まで財務課としては一般財源で対応しておりましたが、この交付金の事業の対象になるということもございまして、これにつきましては、財源振替を現在のところは、ふるさと志基金の方に持ってっております。今回この第12号補正予算の中で、そちらの方に持っていきまして、全体差し引きしまして、617万円の増額ということになるところでございます。

○11番（西江園 明君） 予算書12ページの観光費の5億3,600万円が、先ほどの7ページの表の極端に言うと、国からの交付があったことによって、表現が適正なのか分かりませんが、ふるさと志基金がこれだけ振り替えて余ったと、この分を充当したというふうに理解していいんですか。ということは、今回7億という予算を計上しますけども、私は、7億の歳出からこの5億いくらは出てくるのかなと思ったので、それとは違うというふうに理解していいんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 寄附金の7億円につきましては、一旦寄附で受け入れたものを、そのまま積立金としてふるさと志基金会計の方へ積み立てるという手法を取っております。ですので、現在残っているふるさと志基金の充当できる分を、当然、今回充当させていただいたということです。併せて、7億はあくまでも見込みの寄附額ではございますので、7億に対して、今回五億数千万円の事務費等が、納税推進事業に係る分がありますので、そこは入ってきた分だけを使っていくというような形になりますので、そこは、予算上の計上の仕方でありまして、現実的にはふるさと志基金にある基金を、それぞれの事業には既に入ったものを充当していると。何度も言いますが、推進事業につきましては、まだ入ってくるであろうという経費でありますので、そこは予算上で充当しているという形になっております。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） 説明資料の8ページに、ふるさと納税推進事業とワンストップということで記載されているわけなんですけど、今回7億円寄附見込額を増額するというので、今回、今年度何回目の増額になるんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回2回目の増額ということになります。

○7番（八代 誠君） そこでですが、8ページの下段になるんですけど、これまで35億円を見込んでいて、この寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業ということで、2,000万円既決されているわけなんですけど、今回の7億で4,000万円更に増えて、総額になるわけなんですけど、その2,000万円と7億に対しての4,000万円のその根拠というのは何なんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 基本的な考えとしまして、ワンストップそれから受領証明書の発行ということで、具体的な話をしますと、まず寄附をいただきます。そうすると、それに対しまして返礼品を送ります。その中に寄附金を受け取りましたという受領証明書を発行します。それとワンストップ特例申請をサラリーマンの方はできますよという、確定申告しなくてもいいですよというものをに入れて送ります。それが返ってきます。ということで、これについては7億円との絡みというよりも、件数との絡みになってきますので、例えば、1万円ふるさと納税をされる人もいれば、1,000万円する人もいろいろいるんですけども、ですから件数は額とは比例しません。ということで、今想定していたのが、20億円程度のときには9万件程度を予定していたんですけど、今回42億円にすることによって、19万件程度の申請があるということ想定しまして増額をしております。ちなみに今の時点で、もう既に15万件今年は来ているということで、ステイホームということで、かなり多い状況でございます。

○7番（八代 誠君） ですので、今回が2回目ということであれば致し方ないんですけど、私の記憶では2回目かなというふうに考えるところなんですけど、これが複数回、例えば今回が3回目ということであれば、この2,000万円というのは前回でも増額があってもよかったのかなというふうに考えたので、質問したところでした。2回目で間違いはないですか。はい、じゃあいいです。

○議長（東 宏二君） 他に質疑ありませんか。

○6番（野村広志君） 鳥インフルエンザ対策について少しお伺いします。鳥インフルエンザの発生でまん延することが非常に危惧されるんですけど、市内の養鶏場に配布するというんですけど、これは何件ほどなのかということと、またまん延を受けてこれは立ち入り調査等が行われたのかどうか、そこ辺について、まずお聞かせください。

○農政畜産課長（重山 浩君） 石灰の配布につきましては、12月4日に都城で発生したということで情報が入りまして、対策本部を立ち上げました。備蓄の方がございましたので、とりあえず12月5日、6日の両日で、39農場361袋を一旦配布してございます。それから港湾関係の方に120袋配布をしておりまして、合計500袋弱を今配布しております。

来週から、また県の方からも配布の予定がされておりますが、次の機会に備えまして、備蓄をしておくということで計画をしているところでございます。

農場等の調査につきましては、基本的には毎日県の家畜保健衛生所の方が、県内・地区内・市

内の農場に聞き取り調査を行っているところでございます。

○6番（野村広志君） では、毎日県の方が電話等で確認をしているということで理解をさせていただいてですね。分かりました。

では、ここに消耗品として消毒ポイントが7か所ということですけど、どこかこのポイントを立てて消毒の場所を設置するということですか。それともう一点、看板の作成で24組ということがありますけど、この看板というのはどういった看板でしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 7か所につきましては、基本的には、県の方で消毒ポイントは設置をすることになっておりますが、地区内一帯的に設置をしないと、抜け道が出てくるということでございます。我々は検討の話の中で、自衛防疫を含めて県との連携を取る中で、最大7か所ぐらいは必要かもしれないということで、7か所を想定しているところでございます。

看板につきましては、消毒中という三角の看板を消毒ポイントの前後に置いて、徐行・停止等の啓発をするということで考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第108号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第31 議員派遣の決定

○議長（東 宏二君） 日程第31、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、

会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

日程第32 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第32、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第4回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

また、平成18年から今日まで、この議場で市民の皆様に直結する議案を処理してまいりました。この議場を皆さんも忘れないように、今後とも市民のために頑張っていたきたいと思います。本当にありがとうございました。

午後1時33分 閉会